

大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

令和7年8月

大分県防災会議

目 次

第1部 総 則	- 1 -
第1章 計画の目的.....	- 2 -
第1節 計画の目的.....	- 3 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 3 -
第3節 計画の理念.....	- 3 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 4 -
第5節 計画の修正.....	- 5 -
第6節 計画の周知.....	- 5 -
第2章 大分県の地勢.....	- 7 -
第1節 地形及び地質.....	- 8 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....	- 11 -
第3章 大分県における地震・津波の特性.....	- 14 -
第1節 地域ごとの特性.....	- 15 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....	- 18 -
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波.....	- 20 -
第4章 地震・津波の想定.....	- 26 -
第1節 地震・津波想定.....	- 27 -
第2節 被害想定.....	- 32 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 41 -
第2部 災害予防	- 48 -
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 49 -
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	- 50 -
第2節 災害予防の体系.....	- 52 -
第2章 災害に強いまちづくり.....	- 53 -
第1節 被害の未然防止事業.....	- 55 -

第2節	災害危険区域等の対策	- 59-
第3節	防災施設の災害予防管理	- 59-
第4節	都市・地域の防災環境整備	- 60-
第5節	建築物等の安全性の確保	- 62-
第6節	公共施設等の災害予防	- 64-
第7節	特殊災害の予防	- 70-
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	- 72-
第9節	防災調査研究の推進	- 73-
第10節	社会資本の老朽化対策	- 73-
第3章	災害に強い人づくり	- 74-
第1節	自主防災組織	- 77-
第2節	防災訓練	- 81-
第3節	防災教育	- 92-
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化	- 97-
第5節	要配慮者の安全確保	- 99-
第6節	帰宅困難者の安全確保	- 104-
第7節	県民運動の展開	- 105-
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	- 106-
第1節	初動体制の強化	- 109-
第2節	活動体制の確立	- 114-
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	- 122-
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	- 125-
第5節	救助物資の備蓄	- 129-
第5章	その他の災害予防	- 131-
第1節	災害対策基金の確保	- 132-
第3部	災害応急対策	- 133-
第1章	災害応急対策の基本方針等	- 134-
第1節	災害応急対策の基本方針	- 135-
第2節	県民に期待する行動	- 136-
第3節	災害応急対策の体系	- 138-
第2章	活動体制の確立	- 139-

第1節	組織	-140-
第2節	動員配備	-163-
第3節	通信連絡手段の確保	-171-
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	-174-
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	-192-
第6節	災害救助法の適用及び運用	-201-
第7節	市町村への支援	-208-
第8節	広域的な応援要請	-211-
第9節	防災ヘリコプターの運用体制の確立	-215-
第10節	自衛隊の災害派遣体制の確立	-218-
第11節	他機関に対する応援要請	-226-
第12節	技術者、技能者及び労働者の確保	-228-
第13節	ボランティアとの連携	-231-
第14節	帰宅困難者対策	-233-
第15節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	-234-
第16節	交通確保・輸送対策	-236-
第17節	広報活動・災害記録活動	-248-
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	-252-
第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	-253-
第2節	地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導	-259-
第3節	津波からの避難	-264-
第4節	救出救助	-268-
第5節	救急医療活動	-272-
第6節	消防活動	-281-
第7節	二次災害の防止活動	-283-
第4章	被災者の保護・救護のための活動	-286-
第1節	避難所運営活動	-287-
第2節	避難所外被災者の支援	-294-
第3節	食料供給	-296-
第4節	給水	-300-
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	-303-
第6節	医療活動	-307-
第7節	保健衛生活動	-309-
第8節	廃棄物処理	-312-

第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	-313-
第10節	住宅の供給確保等	-316-
第11節	文教対策	-321-
第12節	社会秩序の維持・物価の安定等	-326-
第13節	義援物資の取扱い	-328-
第14節	被災動物対策	-329-
第5章	社会基盤の応急対策	-330-
第1節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	-331-
第2節	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策	-332-
第4部	災害復旧・復興	-333-
第1章	災害復旧・復興の基本方針	-334-
第2章	公共土木施設等の災害復旧	-336-
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	-338-
第4章	被災者支援に関する各種制度の概要	-341-
第1節	経済・生活面の支援	-342-
第2節	住まいの確保・再建のための支援	-352-
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援	-362-
第5章	激甚災害の指定	-367-
第1節	激甚災害指定の手続	-368-
第2節	特別財政援助	-373-
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	-375-
第1章	総則	-376-
第1節	推進計画の目的	-377-
第2節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	-377-
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	-377-

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	-378-
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	-378-
第2節 津波に関する情報の伝達等	-378-
第3節 津波対策等	-379-
第4節 消防機関等の活動	-379-
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-379-
第6節 交通対策	-381-
第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-382-
第8節 迅速な救助	-383-
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	-384-
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	-386-
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-386-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	-386-
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	-386-
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	-387-
第5節 避難対策等	-387-
第6節 消防機関等の活動	-388-
第7節 警備対策	-388-
第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-388-
第9節 金融	-389-
第10節 交通対策	-389-
第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-390-
第12節 滞留旅客等に対する措置	-391-
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-391-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	-391-

第3節 災害応急対策をとるべき期間等.....	-391-
第4節 県のとるべき措置	-392-
第4章 関係者との連携協力の確保	-393-
第1節 資機材、人員等の配備手配.....	-394-
第2節 他機関に対する応援要請.....	-394-
第3節 帰宅困難者への対応.....	-394-
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	-395-
第6章 防災訓練.....	-397-
第7章 地震防災上必要な教育及び広報.....	-399-
第8章 津波避難対策緊急事業計画	-401-
第9章 南海トラフ地震防災対策計画.....	-403-
修正の経過.....	-405-

第1部 総 則

第1章 計画の目的

第2章 大分県の地勢

第3章 大分県における地震・津波の特性

第4章 地震・津波の想定

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 計画の目的

- 第1節 計画の目的
- 第2節 計画の性格と内容
- 第3節 計画の理念
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 計画の修正
- 第6節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、大分県における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、地震によって発生する災害や津波の襲来による災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実に図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。また、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により別途定める。

- (1) 大分県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、大分県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- (2) 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- (5) 災害復旧に関する事項
- (6) その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「県民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
 - ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
 - ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
 - ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



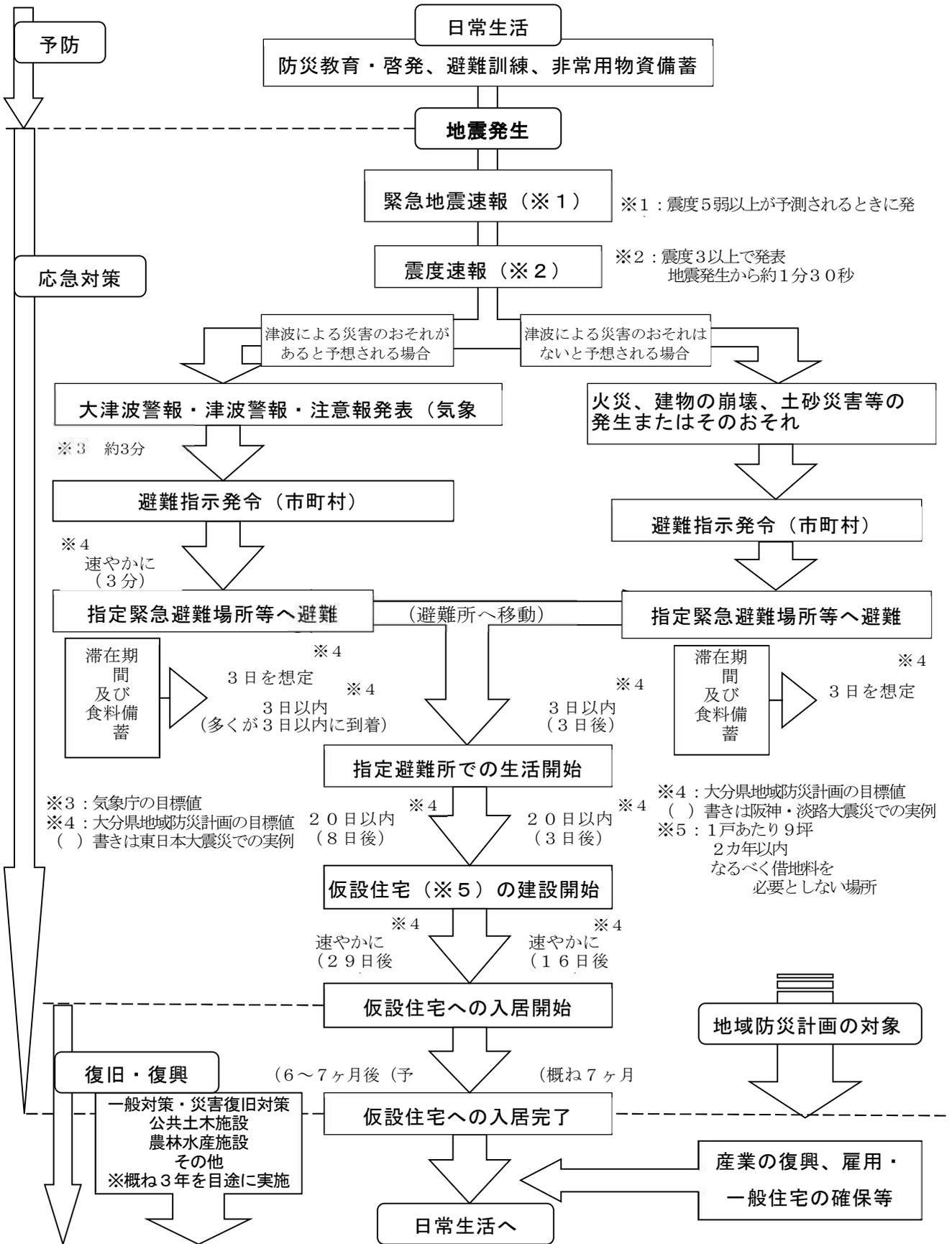
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については県民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動



第2章 大分県の地勢

第1節 地形及び地質

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する
基本的な考え方

第1節 地形及び地質

大分県は瀬戸内海と豊後水道に面した九州東岸に位置し、地形、地質、気候、植物、動物、温泉、水などすべてにおいて豊かな自然をもっている。それは本県の複雑な地質構造と地形に深く関係している。

県内には、松山－伊万里構造線、大分－熊本構造線、臼杵－八代構造線などによばれる大規模な構造線が通過する。臼杵－八代構造線より北方の地域は領家帯とよばれ、花崗岩類と変成岩類で特徴づけられる。一方、その南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層がはさまれ、津久見のセメント工業の基礎をなすとともに、多くの鍾乳洞を発達させる。

これらの古い時代の地質を基盤として、新しい時代の火山活動がみられる。新生代新第三紀から続く火山活動により、現在の火山地域を構成する多くの火山が形成された。国東半島の両子火山群、別府地域の由布岳、鶴見岳を主峰とする由布・鶴見火山群、久住山、大船山、黒岳などの成層火山や溶岩ドームからなる九重火山群などがそれである。一方、カルデラが形成された阿蘇火山などの周辺には広大な火砕流台地が形成されている。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形がみられ、豊後水道域は国内屈指のリアス式海岸を形成している。

別府湾は、その最深部が湾奥にあり構造的な湾入であることを示している。別府湾の海底には多くの活断層が分布し、1596年の慶長豊後地震はこの断層の活動によって引き起こされた。これらの活断層は中央構造線の延長部にあたり、地震はその活動性を示すと考えられる。

大分平野は、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野であり、他方、中津・宇佐の平野は耶馬溪地域からの堆積物供給による扇状地が広がる地域である。

本県の地形と地質は、このように複雑な地球の歴史を反映したもので、それが県内の地域を作る基盤となっている。



大分県の地質構造図

1 地形

(1) 山地と火山

県内の山地は、500m、1,000m、1,500m 前後の三つの高度の山地に分けられる。500m 前後の山地は佐賀関山地、大野山地、南部の佩楯（はいだて）山から場照山にかけての山地などがあり、いずれも中生代以前の古い地質からなっている。1,000m 前後の山地は耶馬溪地域、津江地域などの県北部から西部を占め、釈迦ヶ岳、英彦山、犬ヶ岳など高度1,200m 程度の山峰で代表される。いずれも主に新第三紀に形成された古い火山地域である。高度1,500m 前後の山地は祖母傾山地に代表される宮崎県との県境部にそびえるものである。ここも新第三紀の火成活動による山地で、急峻な山岳景観と藤河内溪谷に代表される清冽な谷の景観で特徴づけられる。

第四紀の火山は、姫島から両子山、鶴見岳、由布岳、久住山へと北東から南西方向へ連なる山陰系火山が典型である。この地域は豊肥火山地域と呼ばれ、新第三紀より活動の場を縮小しながら火山活動が連続してきた。そこでは耶馬溪火砕流、阿蘇火砕流、飯田火砕流などの多くのカルデラ噴出物が火砕流台地を形成し、玖珠盆地周辺では溶岩台地が広く分布する。また成層火山や溶岩ドームは九重火山群や由布・鶴見火山群に多くみられる。

(2) 平野と盆地

県内の平野は、県北の中津平野、県央の大分平野、県南の佐伯平野などが比較的規模の大きい平野である。また内陸には日田、玖珠、由布院、竹田などの盆地がある。これらの平野と盆地はそれぞれ特徴的な地形を持っている。中津平野は主として扇状地性の平野であるが、中津市街地は山国川河口部の三角州上に形成されている。大分平野は大分川、大野川の中下流部の氾濫原、河口部の三角州とそれらの間の海岸平野から成り立っている。佐伯平野は番匠川河口部の三角州に発達しており、リアス式海岸における平野として位置づけられる。内陸の盆地は火山活動と関係があり、過去に火砕流による埋積とその後の河川による浸食拡大の作用を繰り返し受けている。

(3) 川と滝

県内には、山国川、駅館川、大分川、大野川、番匠川などの河川があり、周防灘、別府湾、豊後水道に注いでいる。

一方、筑後川上流部の大山川、玖珠川は日田盆地で合流し、三隈川となり、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。また、北川水系に属する中岳川は南流し、延岡で五ヶ瀬川と合流した後に日向灘へ注いでいる。これらの河川は、それぞれの流域の地質や地形により特徴的な流れや滝などを作っている。山国川や駅館川は耶馬溪地域より流下するため、奇岩・奇峰などの特徴的な地形や多くの滝を展開する。大野川は阿蘇火砕流の分布地域を流れるため、深い峡谷や盆地部にかかる滝などがみられる。

(4) 海岸

県内の海岸では、豊後水道域のリアス式海岸が特徴的である。日豊海岸とよばれるこの海岸は沈水海岸としての各種の地形をよく保存している。海食崖、海食洞や海食洞門などの海食の地形、砂州、砂嘴、浜堤とその背後の潟湖、ビーチロックなどの堆積の地形がみられる。とくに屋形島などにみられるビーチロックはサンゴ礁地域以外ではきわめてまれな地形である。国東半島は、南部では砂州、砂嘴の発達がみられ、北部では海食崖、海食洞が発達するリアス式海岸で特徴づけられる。これは国東半島の南高北低の地殻変動の結果である。

2 地質

県内には、臼杵一八代構造線などの構造線が分布している。臼杵一八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、

頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

これらを基盤として、新生紀新第三紀以降の火山活動により形成された多くの火山が分布する。九重火山群や由布・鶴見火山群は、別府－島原地溝帯に沿って分布しており、この地溝帯には火山岩が厚く堆積し、基盤岩は深く陥没しており、数多くの東西方向の正断層が分布している。

中央構造線断層帯(豊予海峡－由布院) (約 61km) は、豊予海峡から大分県由布市付近の由布院断層にかけての、主として北側低下の正断層である。

日出生断層帯 (約 41km) は、速見郡日出町から玖珠郡玖珠町にかけての、ほぼ東西方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

万年山－崩平山断層帯 (約 31km) は、由布市湯布院町から日田市天瀬町にかけての、西北西－東南東方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。

このほか、周防灘沖には周防灘断層帯が分布し、同断層帯主部区間 (約 44km) は、山口県防府市の南方沖から国東半島北西沖にかけての、概ね北北東－南南西方向に延びる断層帯で、北西側隆起の成分を伴う断層である。

平成26年度から京都大学が中心となって行われた「別府-万年山断層帯(大分平野-由布院断層帯東部)における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成29年12月に「中央構造線断層帯の長期評価(第二版)」、「日出生断層帯の長期評価(第一版)」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価(第一版)」の公表を行った。

これにより、従来の「別府-万年山断層帯」を「中央構造線断層帯(⑩豊予海峡-由布院区間)」(上記「大分平野－由布院断層帯」、「別府湾－日出生断層帯(東部)」に豊予海峡セグメントを追加に相当)、「日出生断層帯」(上記「別府湾－日出生断層帯(西部)」に相当)及び「万年山－崩平山断層帯」(上記「野稻岳－万年山断層帯」、「崩平山－亀石山断層帯」に相当)の3つに再編成して再評価がなされた。

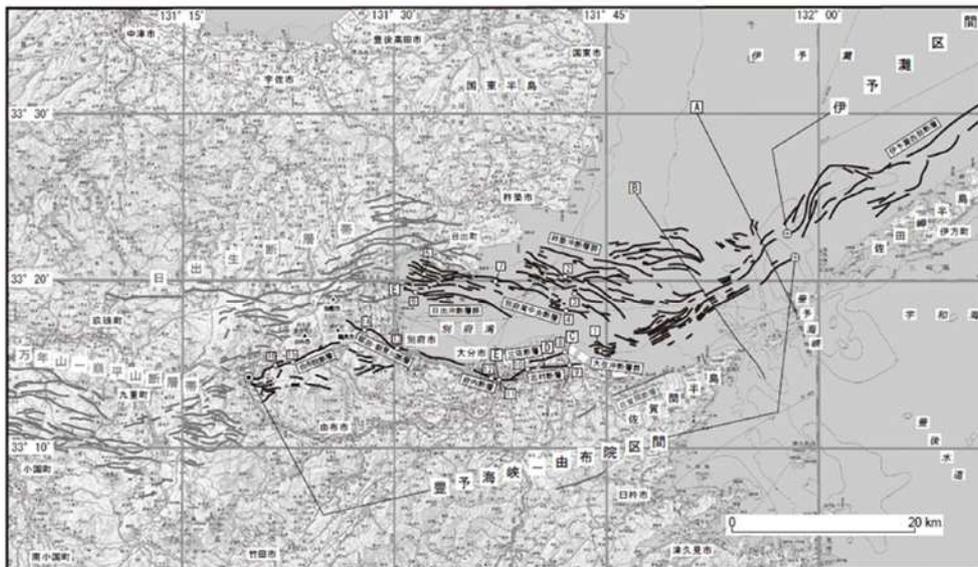


図2-4 中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

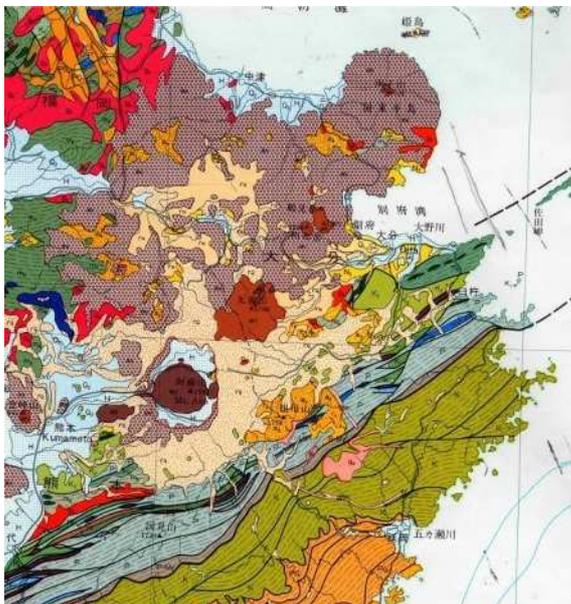
○災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どのような生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

○災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

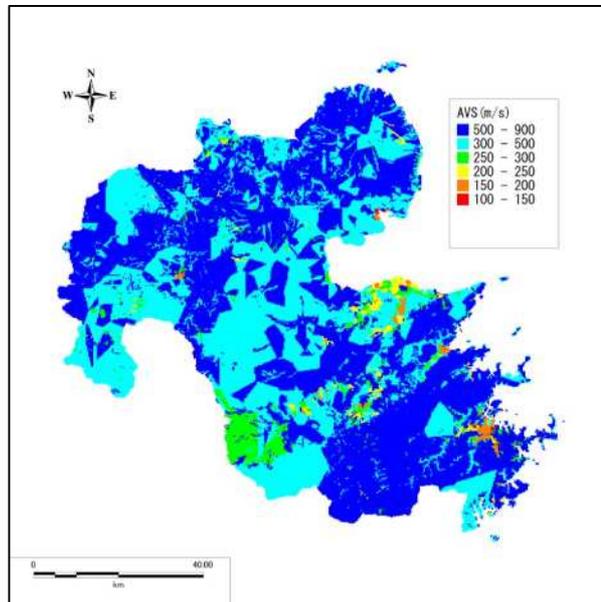
（基本的な視点の例）

- ・地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
- ・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
- ・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。
- ・長時間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

（参考関連図）

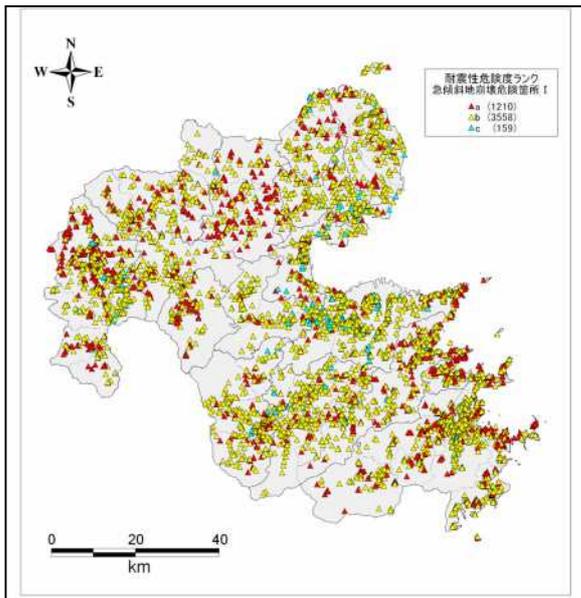


大分県の地質図

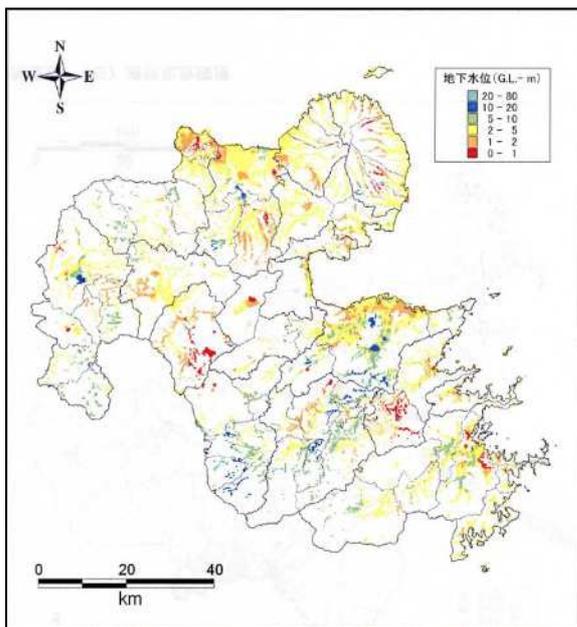


表層地盤モデル（AVS30）図

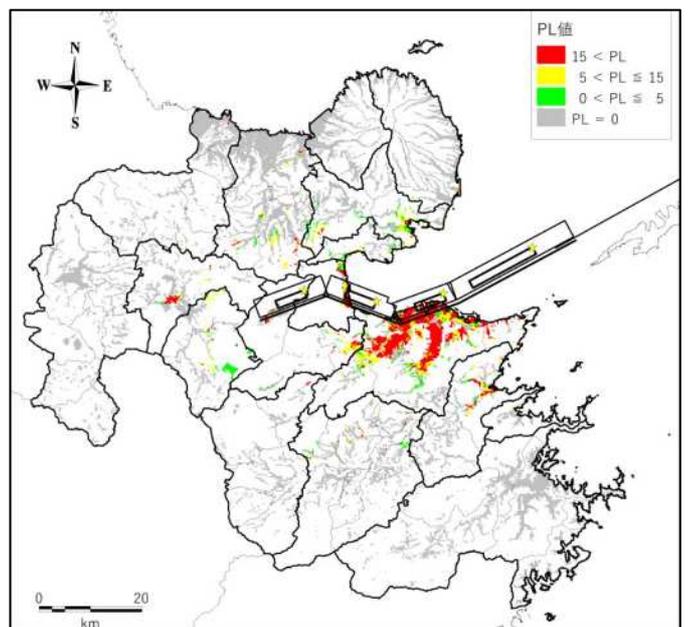
（AVS30の値が小さいほど軟弱地盤となる）



急傾斜地崩壊危険箇所における耐震性危険度ランク分布図



地下水位の状況



液状化危険度分布図（中央構造線断層帯の地震の場合）

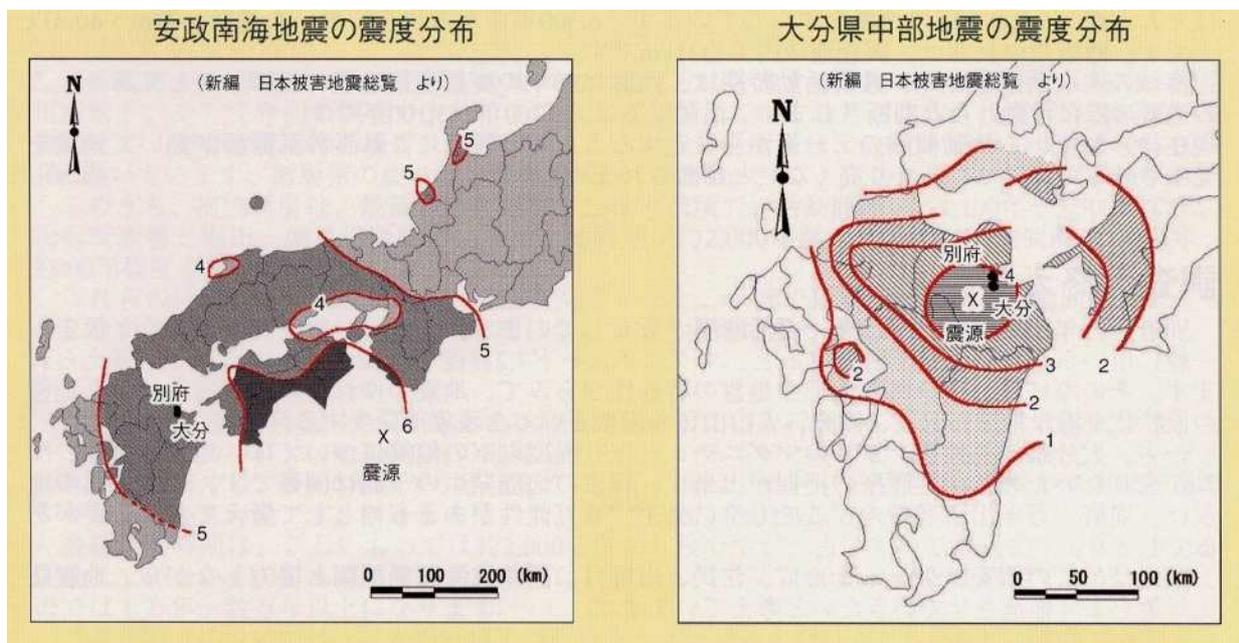
(2) 災害の誘因（地震環境）

- 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

- どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。
- 災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、津波は引いても繰り返し来るので、数日間は経過をみる必要がある。また、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのことは、災害史からも知ることができ、参考にする必要がある。
- なお、侵食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間、風化・侵食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

2 災害に対する基本的な考え方

- 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、県民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。
- 県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、県土に残された貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。
- 例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。県内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

第3章 大分県における地震・津波の特性

第1節 地域ごとの特性

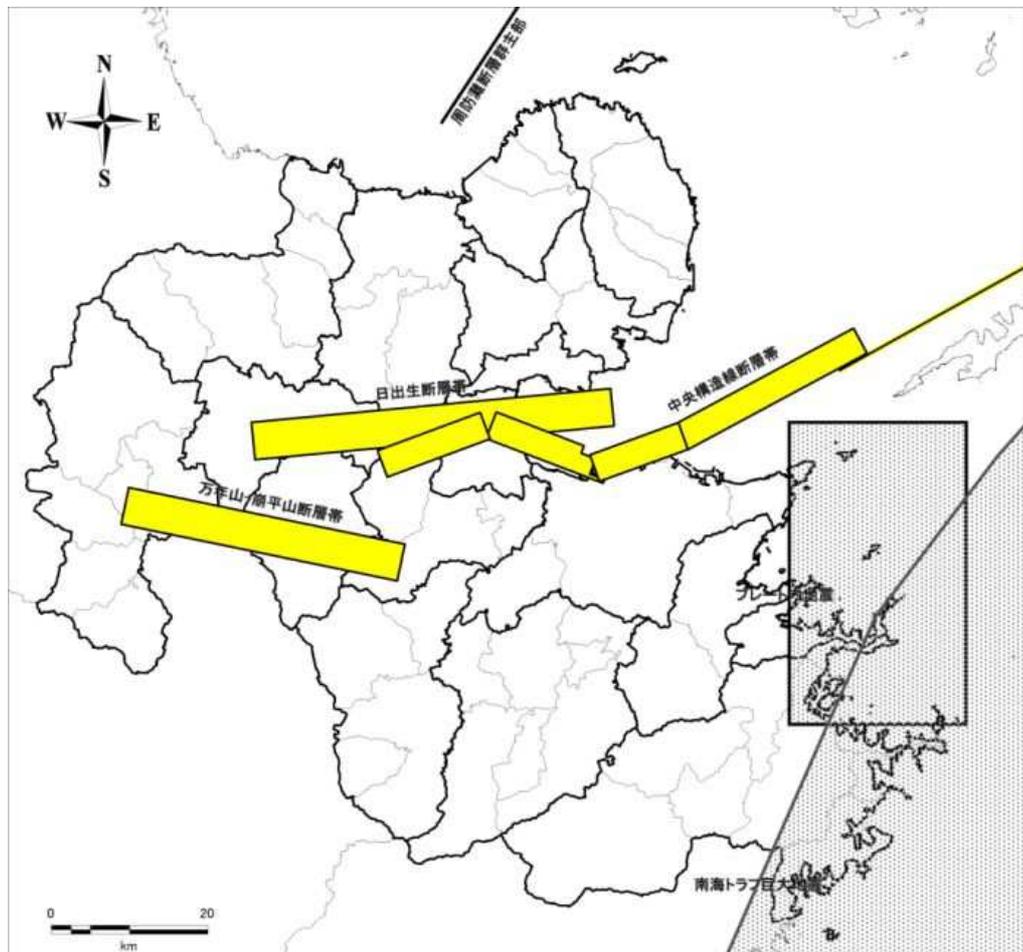
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

第1節 地域ごとの特性

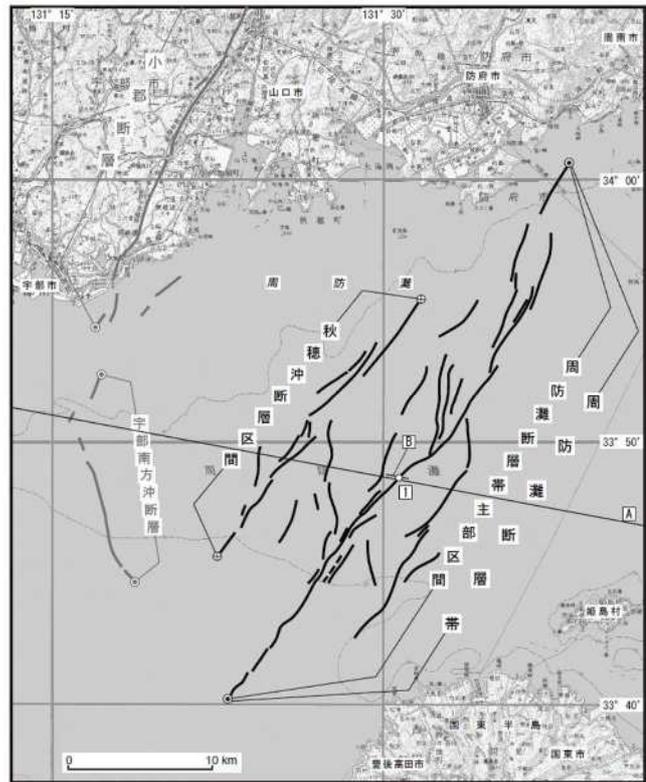
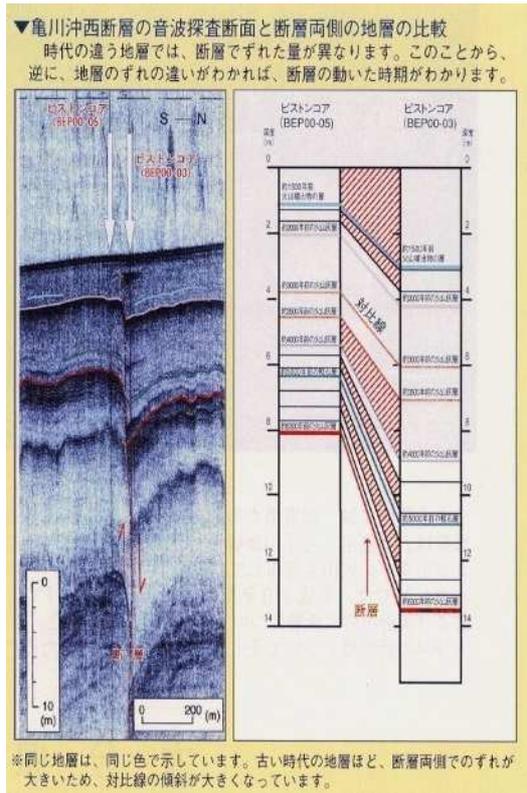
県内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	中央構造線断層帯 (⑩豊予海峡-由布院区間) 日出生断層帯
北部地域	(活断層型)	周防灘断層群 (主部)
西部地域	(活断層型)	日出生断層帯 万年山-崩平山断層帯



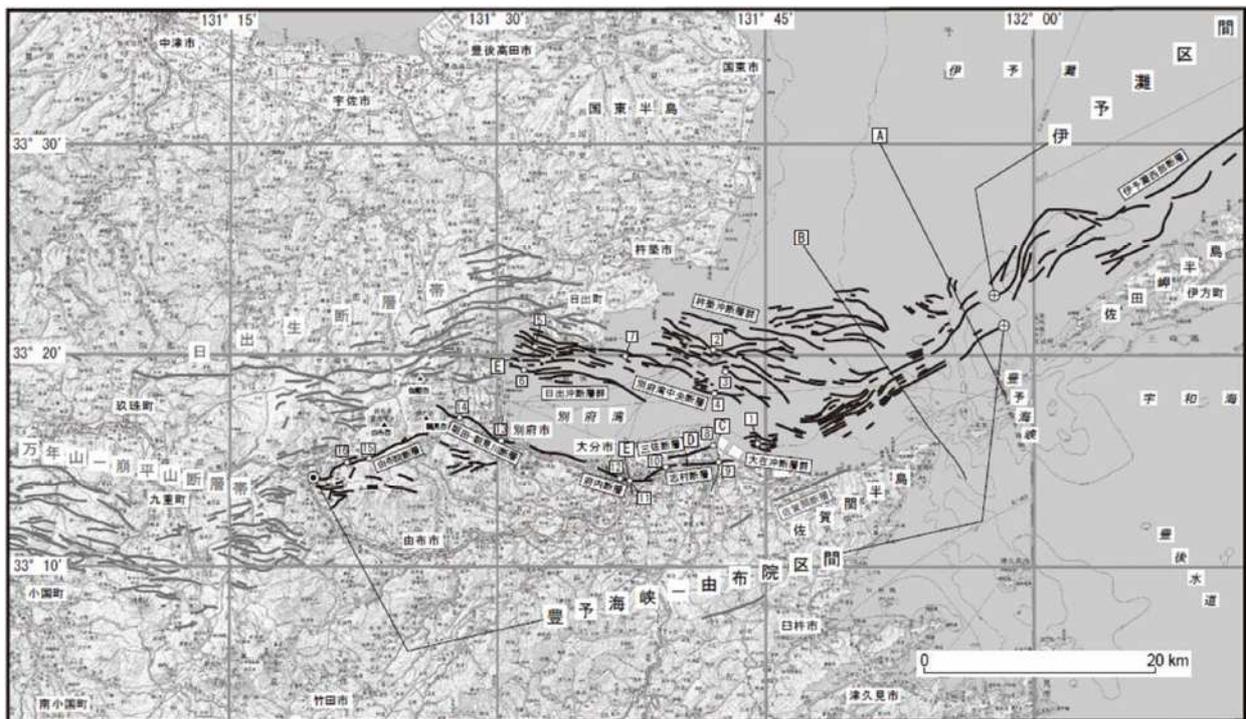
地震位置図

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第1節 地域ごとの特性



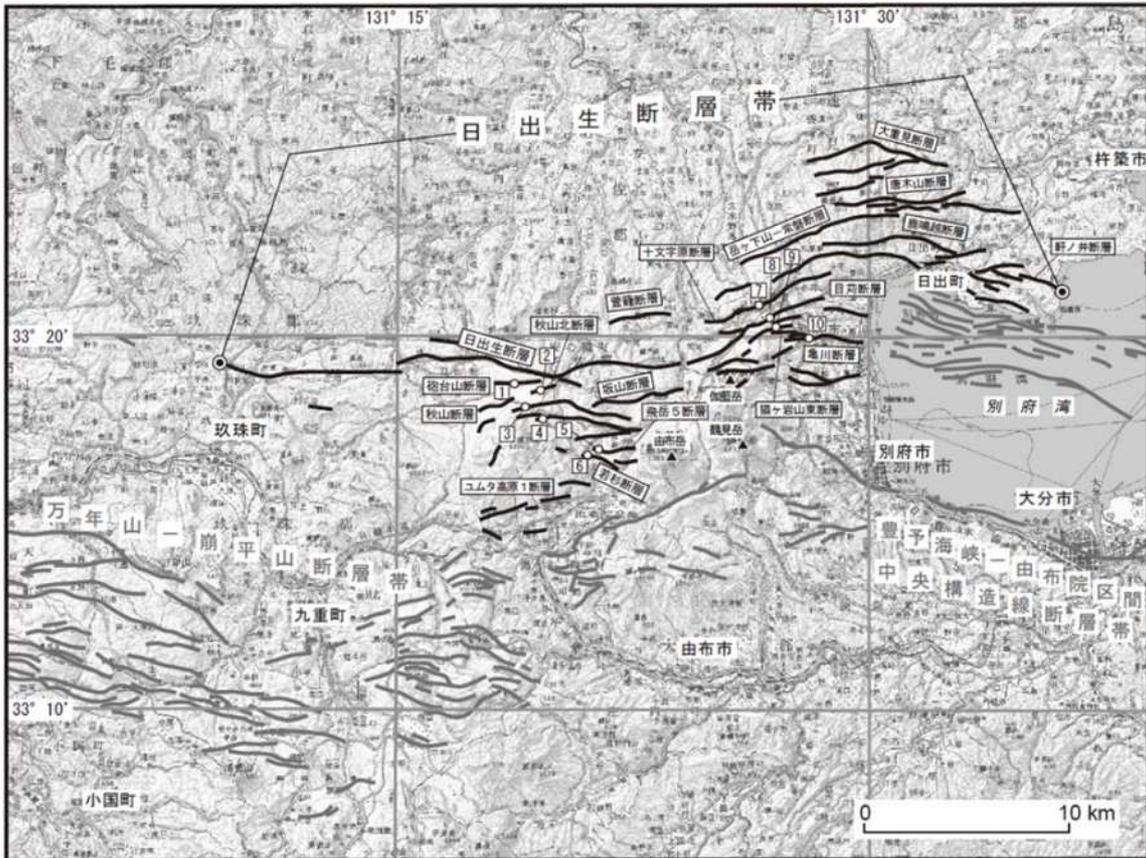
左：地層がずれた例（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

右：周防灘断層帯図（地震調査研究推進本部「周防灘断層帯（周防灘断層群・宇部沖断層群）の長期評価」を引用）

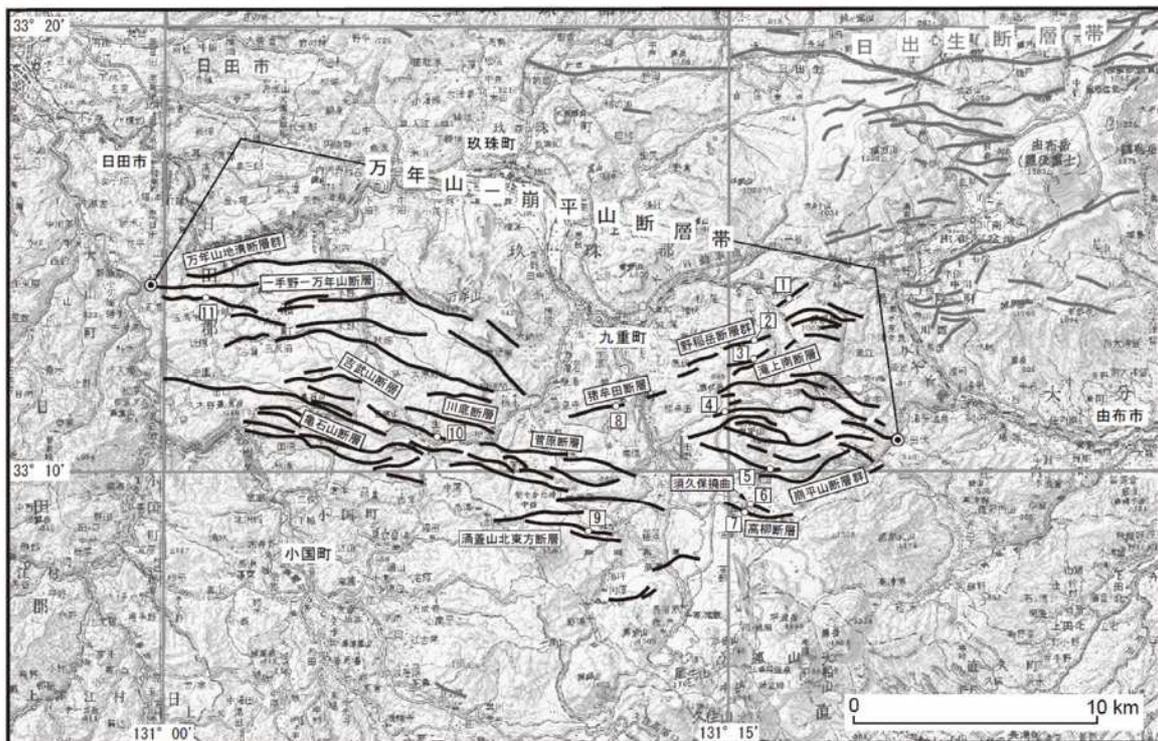


中央構造線断層帯図（地震調査研究推進本部「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－由布院）の長期評価（第二版）」を引用）

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第1節 地域ごとの特性



日出生断層帯図（地震調査研究推進本部「日出生断層帯の長期評価（第一版）」を引用）



万年山一崩平山断層帯図（地震調査研究推進本部「万年山一崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を引用）

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

- 南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震等）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震の領域が一度に破壊したとされる1707年の宝永地震ではM8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域としてM8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70～80%とされている。
佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。
- 日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明である。同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生している。同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。
- 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。
- 海溝型地震は、津波に対して注意（深い海底で起こる海溝型地震による津波は、東北地方太平洋沖地震のように10分から数十分程度の間、海面が上昇しつづけ、したがって浸水範囲が広くなると考えられている。）が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、集中効果などにより、津波の高さが高くなる可能性がある。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として中央構造断層帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

- 「中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-由布院区間）」は過去の活動時期は、17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。
- 「日出生断層帯」は、過去の活動時期は、約7千3百年以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万～2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定されている。将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%とされ、Zランクに評価されている。

- 「万年山－崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百－3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。
- 周防灘断層群(主部)は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2%～4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。
- 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、中央構造線断層帯(⑩豊予海峡-由布院区間)、日出生断層帯、万年山－崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。
- 海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。
なお、活断層型地震による津波は、浅い海底で起き、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定される。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。
また、海溝型地震と同様に第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

3 その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が、粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液状化が発生する可能性がある。

なお、大分市などに見られる谷を埋めて造成した土地では、地震動による不等沈下、すべり等が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後には、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

1 地震による災害

県内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵―八代構造線と中央構造線及び別府―島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。また、平成28年（2016年）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしている。

2 津波による災害

県内に被害を及ぼした津波は、表2のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

表1 県内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16)	油布院※1、 庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22か村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院※、大分郡26か村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付※1、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に來襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6.3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7.3/4 ±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内の石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、 南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100軒。
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月11日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7.1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れた。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全焼1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2001年3月24日 (平成13) 芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸。
2002年11月4日 (平成14)	日向灘 M=5.9	蒲江町、鶴見町で震度5弱。 国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損。
2005年3月20日 (平成17)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。 中津市で住家一部破壊2棟。
2006年6月12日 (平成18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第3章 大分県における地震・津波の特性
 第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

発生日年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
2007年6月7日 (平成19)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。
2009年6月25日 (平成21)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損。 日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014年3月14日 (平成26)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成28) 熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死 亡したと認められた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22 名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）
2022年1月22日 (令和4)	日向灘 M=6.6	大分市、佐伯市、竹田市で震度5強。負傷者6人。 県内で建物被害6件。岡城跡の石垣一部崩落。

※1 当時の標記
 日本被害地震総覧 [416] -2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

表2 県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	南海道沖 M \approx 8 1/4	
1361年 (正平16)	南海道沖 M=8.4	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0 \pm 1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失。
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M=7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に來襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2~2.5mと推定される。佐伯高潮被害。
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) チリ地震津波	チリ沖 M=9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 M=7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さは、T P上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分（鶴ヶ崎）22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 M=6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1969年8月12日 (昭和44)	北海道東方沖 M=7.8	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で26cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 M=6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 M=7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	チリ中部沿岸 M=8.8	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M=7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 東北地方太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cmであった。

地震・津波対策編 第1部 総則
第3章 大分県における地震・津波の特性
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

2025年7月30日 (令和7年)	カムチャツカ 半島付近 M=8.7	津波の高さは、佐伯市松浦で20 cm、別府港で10cmであった。
----------------------	-------------------------	----------------------------------

「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

第4章 地震・津波の想定

- 第1節 地震・津波想定
- 第2節 被害想定

第1節 地震・津波想定

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するに当たっては、各地域において最大の被害が予測される地震・津波を対象とするが、津波被害のおそれがある沿岸市町村は、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していくものとする。

1 想定する地震・津波

(1) 想定する地震・津波被害（震源）

- ① 南海トラフ
- ② 中央構造線断層帯
- ③ 周防灘断層群（主部）
- ④ 日出生断層帯
- ⑤ 万年山-崩平山断層帯
- ⑥ プレート内

平成19年度 大分県地震被害想定調査 想定地震	平成24年度 大分県地震津波被害想定調査 想定地震	平成30年度 大分県地震被害想定調査 想定地震
日向灘	南海トラフの巨大地震	①南海トラフの巨大地震
東南海・南海※ ¹		
中央構造線	別府湾の地震 (慶長豊後型)	②中央構造線断層帯
別府地溝南縁断層帯		
別府湾断層帯	周防灘断層群主部	③周防灘断層群主部
周防灘断層帯		
別府地溝北縁断層帯		④日出生断層帯
崩平山-万年山地溝北縁断層帯		⑤万年山-崩平山断層帯
プレート内		⑥プレート内

(2) 想定する津波浸水予測 (平成24年度大分県津波浸水予測調査)

- ① 南海トラフ
- ② 別府湾の地震 (慶長豊後型地震)
- ③ 周防灘断層群 (主部)

2 地震動

上記1 (1) の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度6弱以上が想定される地域
(1) - ①	6強	大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市
- ②	7	大分市、別府市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
- ③	6強	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市
- ④	7	大分市、別府市、中津市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、九重町、玖珠町
- ⑤	7	大分市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町
- ⑥	6強	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見、竹田市、杵築市、豊後大野市、日出町

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第1節 地震・津波想定

3 津波高及び津波到達時間等

平成24年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は次のとおりである。

(1) 津波高

市町村	地点名	南海トラフの巨大地震 (2012年内閣府モデルケース11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群 (主部)		
		最大津波高 (地殻変動前) ① (T.P.m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ④ (T.P.m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T.P.m)	地殻変動量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
中津市	小祝新町	2.74	△ 0.01	2.75	2.34	△ 0.01	2.35	2.17	0.02	2.15
	犬丸川河口	2.89	△ 0.02	2.91	2.57	△ 0.01	2.58	2.29	0.01	2.28
宇佐市	郡中新田	2.68	△ 0.04	2.72	2.28	△ 0.02	2.30	2.22	△ 0.01	2.23
	和間海浜公園	2.70	△ 0.05	2.75	2.23	△ 0.01	2.24	2.24	△ 0.01	2.25
豊後高田市	高田港	2.71	△ 0.06	2.77	2.21	△ 0.02	2.23	2.26	△ 0.03	2.29
	真玉町浜下	2.70	△ 0.07	2.77	2.17	△ 0.01	2.18	2.61	△ 0.08	2.69
姫島村	香々地町見目	2.72	△ 0.08	2.80	2.25	△ 0.02	2.27	2.90	△ 0.19	3.09
	南浦	2.89	△ 0.08	2.97	2.77	△ 0.01	2.78	2.57	△ 0.11	2.68
	西浦漁港	2.73	△ 0.08	2.81	2.23	△ 0.01	2.24	4.94	△ 0.12	5.06
国東市	東浦漁港 (稲積)	2.88	△ 0.08	2.96	2.40	△ 0.02	2.42	2.58	△ 0.08	2.66
	国見町伊美港	2.73	△ 0.09	2.82	2.28	△ 0.01	2.29	2.91	△ 0.13	3.04
	国東町国東港	2.87	△ 0.15	3.02	3.11	△ 0.04	3.15	2.06	△ 0.03	2.09
杵築市	武蔵町武蔵港	3.09	△ 0.17	3.26	2.62	△ 0.08	2.70	1.93	△ 0.03	1.96
	安岐町塩屋	5.04	△ 0.19	5.23	4.42	△ 0.14	4.56	1.74	△ 0.03	1.77
	奈多	3.12	△ 0.20	3.32	4.28	△ 0.20	4.48	1.66	△ 0.03	1.69
日出町	守江字灘手	3.32	△ 0.19	3.51	3.28	△ 0.25	3.53	1.45	△ 0.03	1.48
	八坂川河口	3.45	△ 0.17	3.62	3.09	△ 0.23	3.32	1.50	△ 0.03	1.53
	熊野	4.05	△ 0.21	4.26	3.66	△ 0.41	4.07	1.39	△ 0.03	1.42
別府市	丸尾川河口	4.43	△ 0.18	4.61	3.59	△ 0.43	4.02	1.55	△ 0.03	1.58
	大神漁港	4.09	△ 0.19	4.28	3.04	△ 0.60	3.64	1.32	△ 0.03	1.35
	日出港	4.92	△ 0.09	5.01	4.35	△ 0.45	4.80	1.53	△ 0.03	1.56
大分市	亀川東町	4.71	△ 0.07	4.78	3.43	△ 1.70	5.13	1.52	△ 0.02	1.54
	田ノ浦ビーチ	4.23	△ 0.21	4.44	3.74	△ 2.75	6.49	1.34	△ 0.02	1.36
	北的ヶ浜町 (弓ヶ浜町)	4.47	△ 0.14	4.61	3.12	△ 2.30	5.42	1.39	△ 0.02	1.41
臼杵市	豊海五丁目	4.01	△ 0.29	4.30	3.30	△ 3.40	6.70	1.36	△ 0.02	1.38
	大野川河口	3.25	△ 0.35	3.60	2.98	△ 4.28	7.26	1.44	△ 0.02	1.46
	佐賀関港	3.53	△ 0.56	4.09	2.71	△ 0.25	2.96	1.46	△ 0.02	1.48
	佐賀関西町	7.75	△ 0.56	8.31	1.71	△ 0.20	1.91	1.43	△ 0.02	1.45
	上浦漁港	5.45	△ 0.52	5.97	1.98	△ 0.17	2.15	1.37	△ 0.01	1.38
津久見市	深江泊ケ内	3.55	△ 0.71	4.26	1.65	△ 0.05	1.70	1.11	△ 0.01	1.12
	白杵川河口	5.12	△ 0.63	5.75	2.06	△ 0.11	2.17	1.24	△ 0.01	1.25
	港町	4.56	△ 0.70	5.26	2.32	△ 0.03	2.35	1.29	△ 0.01	1.30
佐伯市	長目	4.32	△ 0.71	5.03	2.31	△ 0.04	2.35	1.22	△ 0.01	1.23
	四浦字落の浦	4.86	△ 0.82	5.68	1.85	0.00	1.85	1.13	△ 0.01	1.14
	上浦蒲戸	4.44	△ 0.82	5.26	1.42	△ 0.01	1.43	1.07	△ 0.01	1.08
	上浦津井	6.66	△ 0.75	7.41	1.35	△ 0.01	1.36	0.91	△ 0.01	0.92
	葛港	6.61	△ 0.79	7.40	1.59	△ 0.01	1.60	0.94	△ 0.01	0.95
	日向泊浦	5.45	△ 0.78	6.23	1.41	△ 0.01	1.42	0.90	△ 0.01	0.91
	鶴見地松浦	5.39	△ 0.90	6.29	1.84	△ 0.01	1.85	0.95	△ 0.01	0.96
	米水津浦代浦	11.90	△ 0.86	12.76	1.28	△ 0.01	1.29	0.91	△ 0.01	0.92
米水津色利浦	10.71	△ 0.75	11.46	1.22	△ 0.01	1.23	0.89	△ 0.01	0.90	
佐伯市	蒲江新町	10.20	△ 0.83	11.03	1.42	△ 0.01	1.43	1.11	△ 0.01	1.12
	蒲江丸市尾浦	12.79	△ 0.71	13.50	1.55	△ 0.01	1.56	1.12	△ 0.01	1.13

注1 地殻変動量②、⑤、⑧におけるマイナス数値は、沈降を示している。
 2 各地点において、3地震を比較し、最大となる津波高に着色している。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第1節 地震・津波想定

(2) 津波到達時間

市町村名	地点	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群(主部)	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
中津市	小祝新町	-	3時間26分	-	4時間56分	-	1時間5分
	犬丸川河口	-	3時間20分	-	3時間6分	-	1時間54分
宇佐市	郡中新田	-	3時間14分	-	3時間7分	-	1時間47分
	和間海浜公園	-	3時間9分	-	4時間35分	-	30分
豊後高田市	高田港	-	3時間9分	-	4時間32分	-	28分
	真玉町浜下	-	5時間36分	-	3時間36分	-	19分
	香々地町見目	-	5時間43分	-	2時間40分	13分	13分
姫島村	南浦	-	2時間37分	-	1時間41分	-	23分
	西浦漁港	-	5時間31分	-	2時間17分	15分	16分
	東浦漁港(稲積)	-	2時間39分	-	1時間39分	-	26分
国東市	国見町伊美港	-	5時間30分	-	1時間44分	18分	18分
	国東町国東港	1時間22分	2時間22分	24分	24分	-	43分
	武蔵町武蔵港	1時間15分	1時間20分	23分	51分	-	56分
	安岐町塩屋	1時間10分	1時間32分	17分	18分	-	1時間0分
杵築市	奈多	1時間13分	1時間27分	15分	18分	-	1時間2分
	守江字灘手	1時間20分	1時間45分	18分	20分	-	2時間4分
	八坂川河口	1時間25分	1時間52分	23分	1時間21分	-	2時間10分
	熊野	1時間18分	1時間41分	12分	14分	-	1時間57分
日出町	丸尾川河口	1時間23分	1時間39分	14分	1時間4分	-	1時間36分
	大神漁港	1時間29分	1時間41分	12分	46分	-	1時間35分
	日出港	1時間25分	1時間48分	28分	48分	-	1時間30分
別府市	亀川東町	1時間25分	1時間44分	30分	45分	-	1時間28分
	北的ヶ浜町(弓ヶ浜町)	1時間25分	1時間48分	24分	40分	-	1時間25分
大分市	田ノ浦ビーチ	1時間27分	1時間47分	18分	39分	-	1時間28分
	豊海五丁目	1時間27分	1時間41分	17分	57分	-	2時間1分
	大野川河口	1時間28分	1時間48分	18分	1時間3分	-	1時間45分
	佐賀関港	1時間3分	1時間15分	3分	5分	-	2時間13分
	佐賀関西町	53分	1時間9分	-	1時間25分	-	1時間34分
	上浦漁港	50分	1時間10分	-	1時間24分	-	2時間8分
臼杵市	深江泊ヶ内	51分	1時間6分	-	1時間29分	-	2時間13分
	臼杵川河口	58分	1時間5分	2時間15分	2時間16分	-	2時間20分
津久見市	港町	51分	1時間0分	1時間19分	1時間24分	-	1時間25分
	長目	50分	57分	1時間22分	1時間23分	-	1時間28分
	四浦字落の浦	46分	1時間6分	-	1時間26分	-	5時間13分
佐伯市	上浦蒲戸	37分	45分	-	1時間40分	-	5時間15分
	上浦津井	41分	50分	-	1時間40分	-	2時間27分
	葛港	46分	54分	-	1時間41分	-	3時間25分
	日向泊浦	40分	49分	-	1時間46分	-	5時間17分
	鶴見地松浦	41分	49分	1時間51分	1時間51分	-	3時間21分
	米水津浦代浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	米水津色利浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	蒲江新町	26分	32分	-	2時間41分	-	5時間49分
蒲江丸市尾浦	26分	34分	-	4時間5分	-	4時間29分	

注1 「1 m津波高」欄の「-」は、地震による津波の変動が1 m未満のため計測されない。

2 別府湾の地震(慶長豊後型地震)の津波到達時間は、歴史記録の津波高を満たすために別府湾の断層を時間差で連動させた場合であり、同時に動いた場合の「1 m津波高」の到達時間は、数分となる地点が予想される。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第1節 地震・津波想定

(3) 防災対策の基準

津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（原則として、堤防が機能しないとした場合の3つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）に、各市町村において設定する津波避難対策等の基準は次のとおりである。

市町村名	対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成23年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m)
			市町村	県 (堤防が機能しない場合)	市町村	県 (最大浸水深) (m)	
佐伯市	南海トラフ	佐伯市上浦	浸水域のラインよりも内陸側		最大浸水深以上	・ 上浦蒲戸 海拔6m以上 ・ 上浦津井 海拔8m以上	海拔9m以上
		旧佐伯市				海拔8m以上	海拔11m以上
		佐伯市鶴見				海拔7m以上	海拔8m以上
		佐伯市米水津				・ 米水津浦代浦 海拔13m以上 ・ 米水津色利浦 海拔12m以上	海拔19m以上
		佐伯市蒲江				・ 蒲江新町 海拔11m以上 ・ 蒲江丸市尾浦 海拔14m以上	海拔12m以上
津久見市	南海トラフ	津久見市内全域	海拔10m以上		海拔6m以上	海拔6m以上	海拔10m以上
臼杵市	南海トラフ	(海拔10m以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南都留地区、上北地区、下北地区、海辺地区、下ノ江地区、佐志生地区	海拔10m以上		海拔10m以上	・ 深江地区 海拔5m以上 ・ 臼杵川河口 海拔6m以上	海拔10m以上
大分市	南海トラフ 別府湾	大分市全域	海拔10m以上 ※海拔10m以上の避難場所の確保が困難な地域については、津波の浸水想定を勘案しながら、避難場所の確保に努めていく。	「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図(確定値)」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	海拔10m以上	・ 田ノ浦～豊海 海拔7m以上 ・ 大野川 海拔8m以上 ・ 佐賀関港 海拔4m以上 ・ 佐賀関西町 海拔9m以上 ・ 上浦漁港 海拔6m以上	海拔10m以上
別府市	別府湾	別府市全域	海拔10m以上		海拔10m以上	海拔6m以上	海拔10m以上
日出町	南海トラフ	日出町全域	浸水域のラインよりも内陸側		海拔8m以上	海拔5m以上	海拔7.95m以上
杵築市	南海トラフ 別府湾 周防灘	沿岸部45行政区	海拔8m以上		海拔8m以上	・ 熊野、奈多 海拔5m以上 ・ 守江、八坂川 海拔4m以上	海拔8m以上
国東市	南海トラフ 別府湾 周防灘	国東市全域	海拔10m以上 ※近くに指定避難場所がない場合は、最低6m以上		海拔6m以上	・ 安岐町 海拔6m以上 ・ それ以外 海拔4m以上	海拔10m以上
姫島村	周防灘 南海トラフ	姫島村全域	海拔6m以上		海拔6m以上	・ 西浦漁港 海拔6m以上 ・ それ以外 海拔3m以上	海拔7.08m以上
豊後高田市	南海トラフ 周防灘	豊後高田市全域	海拔10m以上 ※近くに高台がない場合は、最低でも6m以上		海拔4m以上	海拔4m以上	海拔10m以上 ※近くに高台がない場合は、最低でも6m以上
宇佐市	南海トラフ 周防灘	宇佐市全域	海拔7m以上		海拔7m以上	海拔3m以上	海拔7m以上
中津市	南海トラフ	中津市全域	浸水域のラインよりも内陸側		海拔3m以上	海拔3m以上	暫定想定2倍で海拔5.1m以上

第2節 被害想定

1 人的・物的被害の想定

第1節で想定する地震・津波に対して、平成30年度大分県地震被害想定調査に基づいて予測される被害は次のとおりであり、各地域の実情に応じて被害を想定する。

減災対策による人的被害の軽減効果として、早期避難率が高く、避難の呼びかけが効果的に行われ、かつ、津波避難ビルが効果的に機能した場合には、南海トラフの地震で、約2万人の死者数が592人まで軽減できる。また、耐震化による建物被害の軽減ということでは、耐震化することで、南海トラフの地震で、約2千2百棟が倒壊を免れることができる。

○ 各地震の最大となる人的被害・物的被害量

(1) 人的被害

○早期避難率が低い場合

【単位：人】

地震名	季節時刻	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
中央構造線断層帯による地震	冬5時	18,666	47	4,120	11,170
	夏12時	28,972	152	3,087	9,985
	冬18時	30,627	287	3,620	11,322
日出生断層帯による地震	冬5時	356	11	67	771
	夏12時	524	64	285	1,567
	冬18時	833	115	497	2,129
万年山-崩平山断層帯による地震	冬5時	20	0	1	27
	夏12時	13	0	4	37
	冬18時	13	0	7	39
南海トラフの巨大地震	冬5時	15,178	3	3,991	7,960
	夏12時	20,077	6	1,751	3,677
	冬18時	19,519	8	1,645	3,439
周防灘断層群主部による地震	冬5時	859	0	387	750
	夏12時	883	0	218	427
	冬18時	924	0	215	422
プレート内地震	冬5時	17	0	6	83
	夏12時	15	3	28	146
	冬18時	17	6	47	165

○早期避難率が高く、効果的な呼びかけが行われた場合

【単位：人】

地震名	季節時刻	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
中央構造線断層帯による地震	冬5時	7,108	47	1,734	6,536
	夏12時	12,104	152	1,597	7,091
	冬18時	13,756	287	2,452	9,055
南海トラフの巨大地震	冬5時	679	3	86	379
	夏12時	592	6	64	406
	冬18時	633	8	77	393
周防灘断層群主部による地震	冬5時	445	0	198	385
	夏12時	463	0	111	218
	冬18時	483	0	110	212

* 津波被害予測の対象地震のみ記載（津波による被害は、堤防が機能しない場合）

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第2節 被害想定

(2) 建物被害

【単位：棟】

地震名	季節時刻	全壊・焼失	半壊	床上浸水	床下浸水
中央構造線断層帯による地震	冬5時	67,980	52,300	7,556	3,560
	夏12時	76,367			
	冬18時	88,408			
日出生断層帯による地震	冬5時	12,690	17,719		
	夏12時	16,743			
	冬18時	21,182			
万年山-崩平山断層帯による地震	冬5時	2,091	3,702		
	夏12時	2,092			
	冬18時	2,095			
南海トラフの巨大地震	冬5時	29,689	30,028	20,542	7,820
	夏12時	29,693			
	冬18時	29,704			
周防灘断層群主部による地震	冬5時	569	1,816	2,446	1,289
	夏12時	569			
	冬18時	569			
プレート内地震	冬5時	3,080	6,389		
	夏12時	3,082			
	冬18時	3,088			

(3) ブロック塀倒壊

地震名	塀数	倒壊数
中央構造線断層帯による地震	297,378	27,968
日出生断層帯による地震		19,796
万年山-崩平山断層帯による地震		5,443
南海トラフの巨大地震		17,827
周防灘断層群主部による地震		3,000
プレート内地震		18,629

(4) 上水道

地震名	被害箇所数 (箇所)	影響人口 (人)	断水率 [直後]	断水率 [1週間後]
中央構造線断層帯による地震	約7,100	約649,000	61%	31%
日出生断層帯による地震	約1,250	約522,000	49%	25%
万年山-崩平山断層帯による地震	約150	約40,000	4%	2%
南海トラフの巨大地震	約730	約374,000	35%	17%
周防灘断層群主部による地震	約10	約3,000	0%	0%
プレート内地震	約400	約223,000	21%	10%

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第2節 被害想定

(5) 電力

地震名	被害本数 (本)	停電需要家 (千世帯)	停電率
中央構造線断層帯による地震	約920	約59	13%
日出生断層帯による地震	約330	約39	9%
万年山-崩平山断層帯による地震	約90	約14	6%
南海トラフの巨大地震	約560	約43	10%
周防灘断層群主部による地震	0	0	0%
プレート内地震	約370	約39	9%

(6) 一般電話等情報通信

地震名	被害本数 (本)	不通回線数 (千回線)	不通率
中央構造線断層帯による地震	約4,000	約178	14%
日出生断層帯による地震	約3,800	約137	11%
万年山-崩平山断層帯による地震	約2,500	約53	4%
南海トラフの巨大地震	約4,100	約88	7%
周防灘断層群主部による地震	約2,100	約12	1%
プレート内地震	約3,800	約122	7%

(7) 都市ガス

地震名	被害箇所数 (箇所)	供給停止 エリア
中央構造線断層帯による地震	約490	大分・別府
日出生断層帯による地震	約590	大分・別府
万年山-崩平山断層帯による地震	0	なし
南海トラフの巨大地震	約80	大分・別府
周防灘断層群主部による地震	0	なし
プレート内地震	約30	大分の一部

(8) 道路施設

地震名	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
中央構造線断層帯による地震	約100	0.05
日出生断層帯による地震	約100	0.05
万年山-崩平山断層帯による地震	約70	0.03
南海トラフの巨大地震	約110	0.05
周防灘断層群主部による地震	約30	0.01
プレート内地震	約110	0.06

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第2節 被害想定

(9) 鉄道施設

地震名	路線	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
中央構造線断層帯による地震	日豊線	140	0.7
	久大線	92	0.8
	豊肥線	36	0.5
	日田彦山線	0	0
	合計	268	0.7
日出生断層帯による地震	日豊線	70	0.4
	久大線	79	0.7
	豊肥線	11	0.1
	日田彦山線	0	0
	合計	160	0.4
万年山-崩平山断層帯による地震	日豊線	4	0
	久大線	60	0.6
	豊肥線	4	0
	日田彦山線	0	0
	合計	68	0.2
南海トラフの巨大地震	日豊線	53	0.3
	久大線	21	0.2
	豊肥線	28	0.4
	日田彦山線	1	0.1
	合計	103	0.3
周防灘断層群主部による地震	日豊線	8	0
	久大線	0	0
	豊肥線	0	0
	日田彦山線	0	0
	合計	8	0

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第2節 被害想定

(10) 港湾施設

地震名	港湾	バース数 (箇所)	被害バース数(箇所)	
			レベルⅡ	レベルⅢ
中央構造線断層帯による地震	大分港	68	68	68
	別府港	8 (1)	7	7
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	0	0
	合計	99 (2)	75	75
日出生断層帯による地震	大分港	68	40	24
	別府港	8 (1)	7	7
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	2	1
	合計	99 (2)	49	32
万年山-崩平山断層帯による地震	大分港	68	5	1
	別府港	8 (1)	2	1
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	13	0	0
	中津港	7	0	0
	合計	99 (2)	7	2
南海トラフの巨大地震	大分港	51	20	8
	別府港	9 (1)	1	0
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	12	7	4
	中津港	7	0	0
	合計	82 (2)	28	12
周防灘断層群主部による地震	大分港	51	0	0
	別府港	9 (1)	0	0
	津久見港	3 (1)	0	0
	佐伯港	12	0	0
	中津港	7	3	1
	合計	82 (2)	3	1

※「バース数」欄の () 内は耐震バース数 (内数)。

※レベルⅡ：短期間で修復可、レベルⅢ：ほぼ崩壊、かつ、復旧に長期間を要する。

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第2節 被害想定

(11) 避難所生活者数

地震名	1日後	1週間後	1か月後
中央構造線断層帯による地震	277,967	242,562	206,951
日出生断層帯による地震	116,344	96,291	47,634
万年山-崩平山断層帯による地震	11,019	7,757	3,127
南海トラフの巨大地震	109,562	99,124	64,131
周防灘断層群主部による地震	2,931	2,596	2,140
プレート内地震	35,241	29,388	7,137

(12) 帰宅困難者数

地震名	通勤・通学者 (人)	帰宅困難者 (人)
中央構造線断層帯による地震	606,644	72,756
日出生断層帯による地震		
万年山-崩平山断層帯による地震		
南海トラフの巨大地震		
周防灘断層群主部による地震		
プレート内地震		

(13) 医療対応不足数

地震名	重篤者 (人)	重傷者 (人)	中等傷者 (人)
中央構造線断層帯による地震	△581	△3,807	△965
日出生断層帯による地震	△180	499	10,501
万年山-崩平山断層帯による地震	22	2,115	14,809
南海トラフの巨大地震	△5	△620	7,072
周防灘断層群主部による地震	7	1,601	11,635
プレート内地震	5	1,087	11,965

(14) 仮設トイレ需要量

地震名	人数 (人)	必要量 (基/100人)	必要量 (基/50人)
中央構造線断層帯による地震	248,715	2,488	4,974
日出生断層帯による地震	87,110	872	1,741
万年山-崩平山断層帯による地震	5,855	58	116
南海トラフの巨大地震	88,805	888	1,776
周防灘断層群主部による地震	2,455	25	48
プレート内地震	21,173	212	422

地震・津波対策編 第1部 総則
 第4章 地震・津波の想定
 第2節 被害想定

(15) 瓦礫発生量

地震名	重量 (トン)	体積 (m ³)	東京ドーム (個分)
中央構造線断層帯による地震	10,628,961	12,536,691	10.1
日出生断層帯による地震	2,272,003	2,919,970	2.4
万年山-崩平山断層帯による地震	254,708	386,072	0.3
南海トラフの巨大地震	2,746,645	4,535,810	3.7
周防灘断層群主部による地震	104,049	167,150	0.1
プレート内地震	809,593	837,271	0.7

(16) 孤立集落

地震名	農業集落	漁業集落	農業・漁業集落
中央構造線断層帯による地震	21	0	2
日出生断層帯による地震	29	0	0
万年山-崩平山断層帯による地震	27	0	0
南海トラフの巨大地震	23	11	
周防灘断層群主部による地震	0	1	
プレート内地震			

(17) 経済被害

地震名	直接被害額 (兆円)	間接被害額 (兆円)
中央構造線断層帯による地震	3	0.8
日出生断層帯による地震	0.8	0.2
万年山-崩平山断層帯による地震	0.1	0.1
南海トラフの巨大地震	1.3	0.4
周防灘断層群主部による地震	0.1	0.1
プレート内地震		

○ 減災対策による軽減効果

(1) 避難の迅速化、津波避難ビルの指定による人的被害の軽減（各地震で人的被害が最大となるケー

① 早期避難率が高く、避難の呼びかけが効果的に行われた場合

地震名	最大死者数(a) (人)	効果的な避難ができた場合の最大死者数(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震（冬18時）	27,587	10,716	16,871
南海トラフの巨大地震（夏12時）	20,023	538	19,485
周防灘断層群主部による地震（冬18時）	924	483	441

② 津波避難ビルが効果的に機能した場合

地震名	最大死者数(a) (人)	津波避難ビルが機能した場合の最大死者数(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震（冬18時）	27,587	10,135	17,452
南海トラフの巨大地震（夏12時）	20,023	9,252	10,771
周防灘断層群主部による地震（冬18時）	924	898	26

③ 迅速な避難と津波避難ビルが効果的に機能した場合

地震名	最大死者数(a) (人)	迅速避難ができ、避難ビルが機能した場合の最大死者数(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震（冬18時）	27,587	5,007	22,580
南海トラフの巨大地震（夏12時）	20,023	441	19,582
周防灘断層群主部による地震（冬18時）	924	456	468

(2) 建物耐震化による人的被害の軽減（建物倒壊による死者数が最大となる冬5時の場合）

地震名	耐震補強前(a) (人)	耐震補強後(b) (人)	減少数(a-b) (人)
中央構造線断層帯による地震	2,214	1,309	905
日出生断層帯による地震	354	116	238
万年山-崩平山断層帯による地震	19	3	16
南海トラフの巨大地震	62	9	53
周防灘断層群主部による地震	0	0	0
プレート内地震	17	2	15

(3) 建物耐震化による建物被害の軽減

地震名	耐震補強前(a) (棟)	耐震補強後(b) (棟)	減少数(a-b) (棟)
中央構造線断層帯による地震	56,368	33,854	22,514
日出生断層帯による地震	11,347	4,041	7,306
万年山-崩平山断層帯による地震	1,903	412	1,491
南海トラフの巨大地震	2,899	675	2,224
周防灘断層群主部による地震	88	9	79
プレート内地震	869	188	681

2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「第2期大分県地震・津波防災アクションプラン」を策定し、進行管理を行うとともに、市町村と目標を共有しながら推進するものとする（令和7年3月策定、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。）。第2期大分県地震・津波防災アクションプランでは、前回のプランを踏襲しつつ、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化など新たな要素を追加した。

○ 大分県地震・津波防災アクションプラン

（1）減災目標

大分県地震被害想定調査の対象となっている各地震において想定されている死者数の半減を目指し、その中でも、喫緊の課題である南海トラフの巨大地震については、同調査で示された軽減効果（死者数約2万人を約6百人に軽減）の達成を目指す。

さらに、これらの目標にとどまらず、人的被害を限りなくゼロにすることを目指す。

（2）具体的な防災・減災対策（施策体系）

上記減災目標を達成するために、次のとおり「3つの柱」「27の施策項目」「100のアクションプラン項目」の施策体系に沿って58の目標指標を設定し、着実に推進する。

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市町村（市町村長、消防機関、教育委員会）

市町村は、第1段階の防災関係機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 市町村防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- (5) 被害状況の調査報告に関すること。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示に関すること。
- (8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) その他防災に関し、市町村の所掌すべきこと。

2 大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、おおむね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市町村に対し、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

- (1) 県防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- (3) 被害状況の収集調査に関すること。
- (4) 水防その他の応急措置に関すること。
- (5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- (6) 県営ダム等の防災管理に関すること。
- (7) 緊急輸送車両の確認に関すること。
- (8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (9) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市町村の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行うものとする。

(1) 九州管区警察局

- イ 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- ロ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- ハ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- ニ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- ホ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- ヘ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- ト 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 九州財務局（大分財務事務所）

- イ 公共事業等被災施設査定会の立会に関すること。
- ロ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。

- ハ 災害における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
- ニ その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。

(3) 九州厚生局

- イ 被害状況の情報収集、通報に関すること。
- ロ 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
- ハ 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
- ニ その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。

(4) 九州農政局（大分県拠点）

- イ 農地、農業用施設及び農地の保全に係る施設等の応急復旧に関すること。
- ロ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること。
- ハ 主要食料の安定供給対策に関すること。
- ニ その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。

(5) 九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）

- イ 国有林野の治山事業の実施に関すること。
- ロ 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。
- ハ 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
- ニ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。

(6) 九州経済産業局

- イ 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
- ロ 被災した中小企業等に対する融資あっせんに関すること。
- ハ その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。

(7) 九州産業保安監督部

- イ 鉱山における災害の防止に関すること。
- ロ 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
- ハ 危険物等の保全に関すること。
- ニ その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。

(8) 福岡管区气象台（大分地方气象台）

- イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- ロ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の適時・的確な防災関係機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
- ハ 気象庁が発表する緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。
- ニ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- ホ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町村に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- ヘ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や各市町村、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- ト 気象業務に必要な観測体制の充実及び、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。

(9) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）

- イ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- ロ 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- ハ 地震・津波警報等の伝達に関すること。
- ニ 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- ホ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
- ヘ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。

- ト 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
- チ その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

(10) 大阪航空局（大分空港事務所）

- イ 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。
- ロ 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関すること。
- ハ 航空機捜索救難業務の強化並びに、関係行政機関との協調に関すること。
- ニ 航空機の安全運航の向上に関すること。
- ホ 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
- ヘ その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。

(11) 九州運輸局（大分運輸支局）

- イ 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に対し協力要請を行うこと。
- ロ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
- ハ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- ニ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
- ホ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
- ヘ その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと。

(12) 九州地方整備局（別府港湾・空港整備事務所、大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、山国河川事務所、延岡河川国道事務所）

- イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- ロ 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
(ただし延岡河川国道事務所は管理及び防災に関すること)
- ハ 直轄高速自動車国道（東九州自動車道（佐伯 IC～宮崎県境））の管理及び防災に関すること。
- ニ 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- ホ 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- ヘ 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること
- ト その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(13) 九州総合通信局

- イ 非常通信体制の整備に関すること。
- ロ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ハ 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。
- ニ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- ホ 非常通信の統制、管理に関すること。
- ヘ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

- イ 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- ロ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

(15) 国土地理院九州地方測量部

- イ 地殻変動の監視に関すること。
- ロ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- ハ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。

(16) 九州地方環境事務所

- イ 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること。
- ロ 環境監視体制の支援に関すること。
- ハ 災害廃棄物等の処理対策に関すること。

(17) 九州防衛局

- イ 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
- ロ 災害時における米軍部隊との連絡調整の支援

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命救助、消防、水防に関する事及び被災地域への医療、防疫、給水、災害通信に関する事。
- (2) 災害復旧における道路の応急復旧に関する事。
- (3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべき事。

5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力するものとする。

(1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

- イ 鉄道施設等の防災、保全に関する事。
- ロ 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関する事。

(2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

- イ 鉄道施設等の防災、保全に関する事。
- ロ 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関する事。

(3) NTT 西日本株式会社（大分支店）

電気通信設備の防災、保全と重要通信の確保に関する事。

(4) KDDI 株式会社（九州総支社）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関する事。

(5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（大分支店）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関する事。

(6) 日本銀行（大分支店）

- イ 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事。
- ロ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事。
- ハ 金通機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。
- ニ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事。
- ホ 各種措置に関する広報に関する事。

(7) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 医療救護に関する事。
- ロ 救援物資の備蓄と配分に関する事。
- ハ 災害時の血液製剤の供給に関する事。
- ニ 義援金の受付と配分に関する事。
- ホ その他災害救護に必要な業務に関する事。

(8) 日本放送協会（大分放送局）

- イ 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関する事。
- ロ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関する事。

(9) 日本通運株式会社（大分支店）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。

(10) 九州電力株式会社（大分支店）

- イ 電力施設の整備と防災管理に関する事。
- ロ 災害時における電力供給確保に関する事。

- ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (11) **西日本高速道路株式会社（九州支社）**
管理する道路等の整備・改修に関すること。
- (12) **日本郵便株式会社（大分中央郵便局）**
 - イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
 - ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
 - (イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - (ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - (ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - (ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
 - (ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。
 - ハ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。
- (13) **ソフトバンク株式会社**
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。
- (14) **楽天モバイル株式会社（九州営業部）**
携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、おおむね次の事項について県及び市町村が処理すべき防災事務に関し積極的に協力するものとする。

- (1) **株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社**
気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関すること。
- (2) **公益社団法人大分県トラック協会**
 - イ 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
 - ロ 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に関すること。
- (3) **一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社**
 - イ 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
 - ロ 災害時における輸送線路及び施設の確保に関すること。
- (4) **一般社団法人大分県医師会**
災害時における助産、医療救護に関すること。
- (5) **大分瓦斯株式会社**
 - イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
 - ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (6) **一般社団法人大分県LPガス協会**
 - イ ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - ロ 災害時におけるガス供給確保に関すること。
 - ハ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (7) **一般社団法人大分県歯科医師会**
災害時における医療救護及び被災者の特定等に関すること。
- (8) **有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社**

大分支局

気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に関する
こと。

(9) 公益社団法人大分県看護協会

- イ 災害時における災害看護に関すること。
- ロ 災害後の要援護者の支援に関すること。

(10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会

災害時における女性の福祉の増進に関すること。

(11) 公益社団法人大分県薬剤師会

災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

(12) 一般社団法人大分県建設業協会

- イ 災害時における道路啓開に関すること。
- ロ 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

(13) 太平洋セメント株式会社大分工場

災害時における災害廃棄物の処理に関すること。

(14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

- イ 災害ボランティアに関すること。
- ロ 避難行動要支援者への支援に関すること。
- ハ 生活福祉資金の貸付に関すること。

7 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、
県及び市町村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第5章 その他の災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

大分県において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（耐震補強、護岸整備等の防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の安全化（建築物及び公共施設等の安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や県民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 県民運動の展開

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は以下のとおりである。

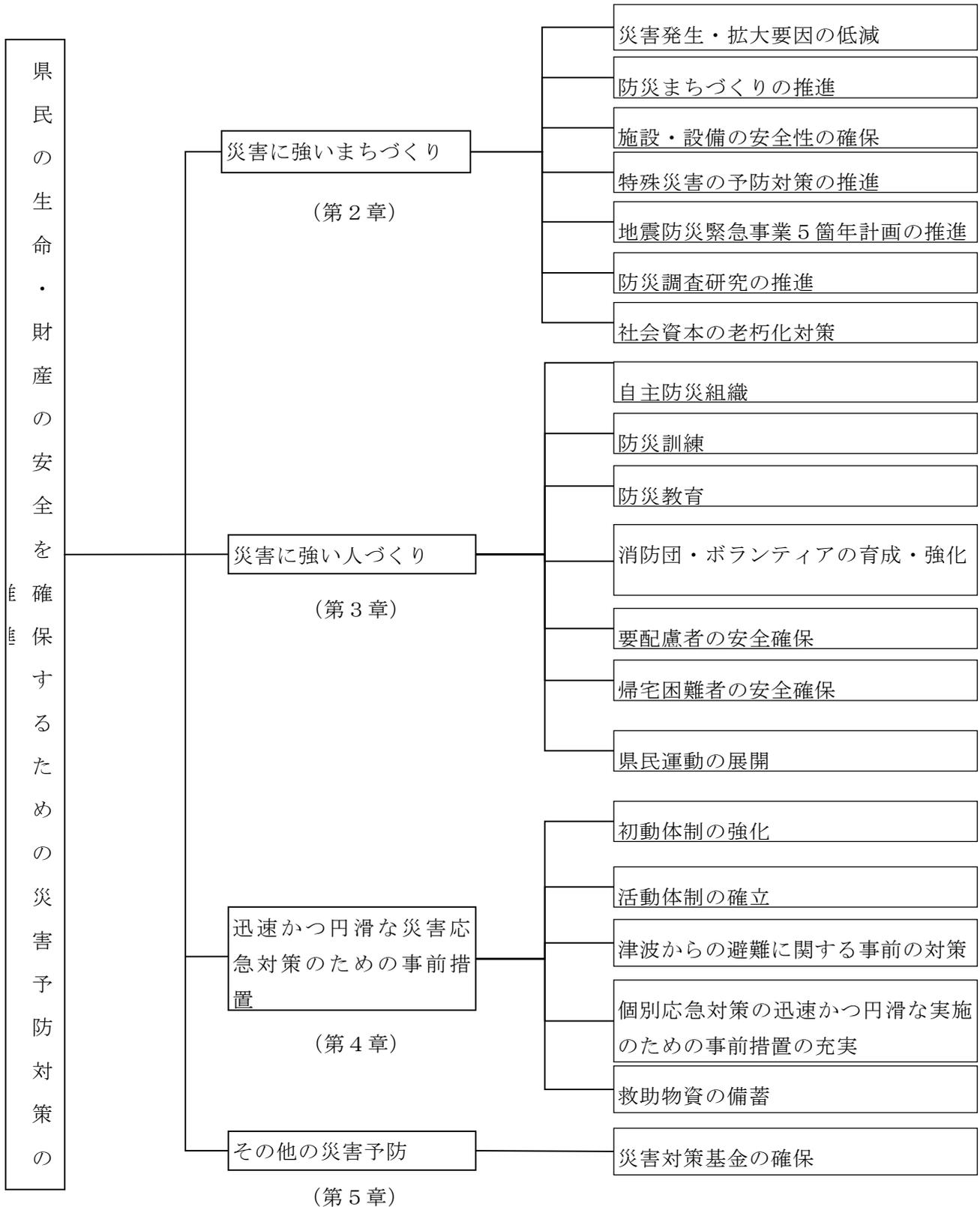
- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 津波からの避難に関する事前の対策（緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）
- (4) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限

地震・津波対策編 第2部 災害予防
第1章 災害予防の基本方針等
第1節 災害予防の基本的な考え方

とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置)
(5) 救助物資の備蓄 (救助物資の品目・量・備蓄場所)

第2節 災害予防の体系

第2章から第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いまちづくり

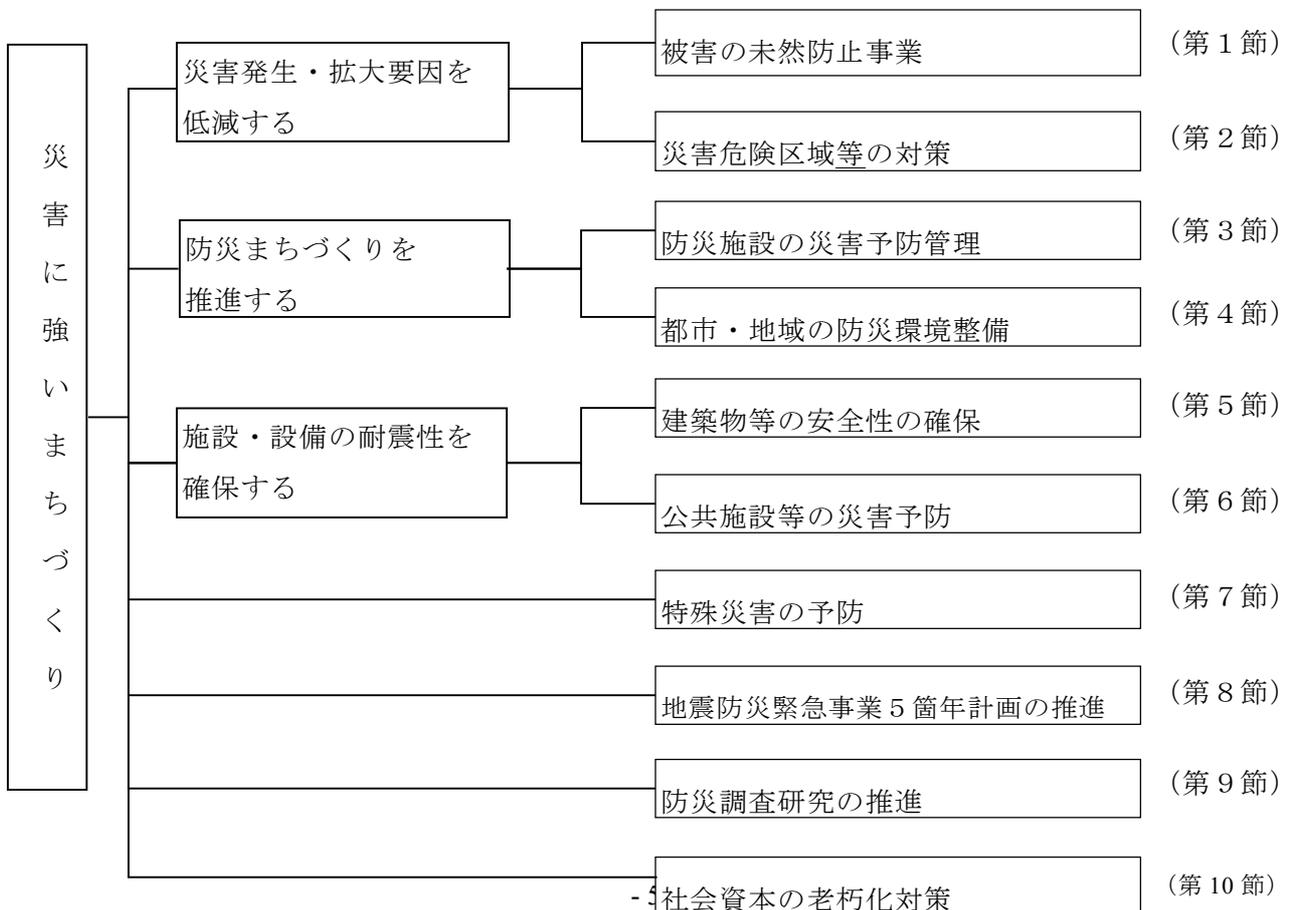
- 第1節 被害の未然防止事業
- 第2節 災害危険区域等の対策
- 第3節 防災施設の災害予防管理
- 第4節 都市・地域の防災環境整備
- 第5節 建築物等の安全性の確保
- 第6節 公共施設等の災害予防
- 第7節 特殊災害の予防
- 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- 第9節 防災調査研究の推進
- 第10節 社会資本の老朽化対策

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、港湾、砂防、その他公共施設の維持管理を適正に行うとともに、治山事業、治水事業、港湾事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の県土保全事業、都市の防災対策事業及び道路の地震対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、特殊災害の予防、地震防災緊急事業5箇年計画及び防災調査研究の推進とあわせて、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

津波災害対策として、最大クラスの津波に対しては、県民等の生命を守ることを最優先とする。県民等の避難を軸に、そのための県民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進していく。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

災害から県土を保全し県民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、この節の定めるところによって実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、おおむね以下のように区分される。

- 1 港湾事業、河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- 2 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- 3 海岸、港湾、漁港等の整備
- 4 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 5 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- 6 市町村長が指定する緊急避難場所（避難地）・避難路の整備

1 地盤災害防止事業（土木建築部道路建設課・道路保全課・河川課・港湾課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農地・農村整備課、市町村）

（1）地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

（2）地盤災害防止事業の実施

地盤災害を念頭にした県内の都市開発、市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

イ 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

ロ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ハ 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。

2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課・都市・まちづくり推進課、農林水産部農地・農村整備課・森林保全課、市町村）

（1）土砂災害防止事業の基本方針

大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「風水害等対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定

によるソフト対策を実施する。また、盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の盛土等の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

(2) 土砂災害防止事業の実施

- イ 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。
- ロ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- ハ 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。
- ニ 市町村による急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。
- ホ 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。
- ヘ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。

3 河川災害防止事業（九州地方整備局、土木建築部河川課、市町村）

(1) 河川災害防止事業の基本方針

従来、県内の河川法（昭和39法律第167号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されているが、通常的水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

(2) 河川災害防止事業の実施

- イ 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
- ロ 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進するものとする。
- ハ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施
津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。
- ニ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進
地震・津波発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

4 海岸保全事業（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部河川課・港湾課、農林水産部農林水産部農地・農村整備課・森林保全課・漁港漁村整備課、市町村）

(1) 海岸保全事業の基本方針

大分県の海岸の長さや形状の特質から、特に、佐賀関半島以南の海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、地震時の津波の影響を受けやすい特質がある。これまで、主に、台風

高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については県民の生命を守ることを最優先とし、県民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて県民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとする。

なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくものとする。

(2) 海岸保全事業の実施

従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽化対策等を計画的に実施する。

また比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進するものとする。

イ 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

ロ 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、または、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

5 港湾・漁港整備事業（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）

(1) 港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため、中津港、別府港、大分港、臼杵港、津久見港、佐伯港を拠点港とし、耐震強化岸壁等を整備する。

また、松浦漁港・佐賀関漁港は上記港湾を補完する港として実施するものとする。更に離島の保戸島漁港においても実施するものとする。

津波災害の恐れのある区域については、後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。

(2) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、大分港等の拠点港及びこれを補完する港湾及び漁港において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を推進するものとする。

6 道路整備事業（九州地方整備局、生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課、道路保全課、公園・生活排水課、市町村）

（1）道路整備事業の基本方針

道路は、県民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることにかんがみ、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。特に、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するなどの道路防災対策を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

（2）道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

- イ 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、県民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう高規格幹線道路、地域高規格道路等を整備するものとする。
- ロ 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。
- ハ 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。
- ニ 緊急避難場所（避難地）、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するものとする。

7 農地防災事業の促進（農林水産部農地・農村整備課、市町村）

（1）農地防災事業の基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。

（2）農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点農業用ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。

（3）地域防災施設整備事業の実施

地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸

水柵、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下「災害危険区域等」という。）における対策は、この節で定めるところによって実施する。

大分県及び市町村は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域（大分県地域防災計画「風水害等対策編」に示す急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域、また津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別）警戒区域）や、本章第9節「防災調査研究の推進」に示す今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、この節の定めるところによって実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定めるものとする。

1 地震時水害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、土木建築部河川課、農林水産部農地・農村整備課・森林保全課、漁港漁村整備課、市町村）

（1）地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

（2）地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・市町村）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部農地・農村整備課・森林保全課、市町村）

（1）土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

（2）土砂災害防止施設の予防管理の実施

危険箇所を多く抱える市町村等においては、土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

第4節 都市・地域の防災環境整備

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。県及び市町村は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進（土木建築部都市・まちづくり推進課・道路建設課・道路保全課・砂防課・公園・生活排水課・用地対策課、市町村）

（1）防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部として、土地区画整理事業や市街地再開発事業等が実施されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

イ 土地区画整理・市街地の再開発

既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するなど、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

ロ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

（2）防災的土地利用に関する事業の実施

イ 土地区画整理事業・市街地の再開発

事業実施中の土地区画整理事業については、その完成を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村に対して、その計画策定における技術面等の指導を行い、事業意欲の育成を図る。

ロ 新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

（3）所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 都市の防災構造化（九州地方整備局、土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課・河川課・港湾課・砂防課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

（1）都市の防災構造化に関する基本方針

大分市、別府市においては、都市の防災構造化を進めるため、建築物の不燃化・耐震化のための規制誘導等により、防災空間を確保・拡充する。また、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市については、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、緊急避難場所（避難地）、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策

定し、都市の防災化対策を推進する。なお、その他の都市については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

イ 都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

ロ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施するとともに、津波災害に対する多重防御の一つとしての機能を有する公園緑地等を市町村が整備する際には、技術面等の支援を行う。

ハ 緊急避難場所（避難地）・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域緊急避難場所（避難地）、住区基幹公園の一次緊急避難場所（避難地）を計画的に配置・整備し、必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを利用した緊急避難場所（避難地）及び避難路を確保するとともに、関係市町村は避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化するほか、津波災害に対する復旧・復興支援機能を有する公園等の整備に際しては、その役割や機能が果たされるよう指導を行う。

ニ 電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

ホ 防災拠点の確保・整備

都市公園について、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備するとともに、河川についても、災害時の防災活動及び物資の集積・備蓄等の場としての機能や平時の研修や訓練の場としての機能をもつ河川防災ステーションの整備を図る。

また、大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画（平成27年6月策定）に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。

3 地震火災の予防（土木建築部都市・まちづくり推進課・建築住宅課・道路建設課・道路保全課・公園・生活排水課、生活環境部防災局消防保安室、市町村）

(1) 地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

イ 建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、これらの不燃化を推進することができる。土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

ロ 消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

ハ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化、市街地の緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。

ニ その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

イ 防火、準防火地域の指定

建築物の集積度の高い商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定について検討する。

ロ 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び同法に基づく大分県耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の安全性確保（福祉保健部医療政策課、土木建築部建築住宅課・施設整備課、警察本部警務部会計課、教育庁教育財務課、市町村）

(1) 公共施設に関する事業の基本方針

県・市町村・消防・警察等の施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

(2) 公共施設に関する事業の実施

県及び市町村等は、所管施設について、以下の対策を講ずるものとする。

イ 耐震性の確保

新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

特に、発災時、災害対応の拠点となる県内自治体庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。

- ロ 非構造部材の脱落・転倒防止対策
天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。
- ハ 非常用電源設備等の整備
再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検に努める。
- ニ 津波浸水対策
できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。
また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

2 一般建築物の安全性確保（福祉保健部医療政策課・高齢者福祉課、土木建築部建築住宅課、市町村）

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

- イ 住宅をはじめ、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
- ロ 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

- イ 耐震性の確保
施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震アドバイザーの派遣や耐震診断、改修を促進するための助成等を実施する。
- ロ 非構造部材等の脱落・転倒防止対策
天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。
- ハ 津波に対する安全性の確保
津波避難ビル等の施設管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（教育庁文化課）

（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、交通、通信等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、この節の定めるところによって実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずるものとする。

1 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防（生活環境部環境保全課、土木建築部公園・生活排水課、企業局、市町村）

(1) 上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、県民の日常生活に不可欠であり、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、上下水道一体となって、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、耐災害性強化を促進する。

(2) 上・下水道及び工業用水道施設の災害予防事業の実施

イ 上水道

各水道事業者における水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。

市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

ロ 下水道

新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐災害性を有した整備を行う。既設下水道施設については、耐震及び浸水津波対策を図るために、下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐災害性強化の促進に努める。

ハ 工業用水道

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、社団法人日本工業用水協会制定の「工業用水道施設設計指針・解説」等によって施設の耐震化を推進する。また、供給機能が麻痺した時の経済的影響の大きさにかんがみ、隧道の内部点検や補修、管路補修資材の備蓄等を推進する。

2 電力施設の災害予防（九州電力株式会社、企業局）

(1) 電力施設災害予防事業の基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずるものとする。

(2) 電力施設災害予防事業の実施

イ 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国、県及び市町村が実施する防災訓練には積極的に参加する。

ロ 発電設備

電気施設の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51

号)や日本電気技術規格委員会規格(JECS)等に基づいて設計を行う。

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第50号)、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)、ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省、社団法人ダム・堰施設技術協会)及びダム設計基準(日本大ダム会議)等により行う。

ハ 送配電設備

(イ) 架空電線路 耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)や日本電気技術規格委員会規格(JECS)等に基づいて設計を行う。

(ロ) 地中電線路 油槽架台の耐震設計は、建築基準法により行う。

ニ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、日本電気技術規格委員会規格(JECS)等により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

ホ 通信設備

通信設備の耐震設計は、電気設備に関する技術基準を定める省令や日本電気技術規格委員会規格(JECS)等に基づいて設計を行う。

ヘ 電線・電柱の地中化

架空線は、地震による二次的災害(火災)に比較的弱く、都市・地域生活の根幹をなす電力の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、道路管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上のため、電線および電柱の地中化を推進する。

3 ガス施設の災害予防(大分瓦斯株式会社)

(1) ガス施設災害予防事業の基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行うものとする。

(2) ガス施設災害予防事業の実施

イ 体制の整備等

(イ) 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制の確立の観点から、体制を機動的なものに整備するとともに、地震時措置要領等の整備を行う。

(ロ) 設備・予防対策

設備・予防対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備・予防対策を講じる。

(ハ) 緊急対策、復旧対策

地震災害の被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるように努めるとともに、供給停止ブロックの形成を推進する。

(ニ) 支援体制

地震被害の程度によって、復旧対策のための応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

ロ ガス施設の災害を防止するための措置の実施

(イ) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備等については、耐震性を考慮して整備する。また、緊急遮断設備等の整備を行って、地震災害の軽減を図る。

各設備の維持管理については、保安規程に基づいて定期的な保守点検整備等を行う。

(ロ) 導管関係設備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

導管のうち、新設導管については、耐震性の高いガス導管を採用する。既設導管についても計画的に耐震性の高いガス導管へ変更するように努める。

ハ 需要家への啓発対策

平時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

4 通信設備の災害予防 (NTT 西日本株式会社)

(1) 災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するために、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

イ 電気通信設備等の信頼性向上

耐水、耐震、耐火構造化等の推進

ロ 電気通信システムの信頼性向上対策

(イ) 主要伝送路の多ルート化・ループ化

(ロ) 主要中継交換機の分散設置

(ハ) 通信ケーブル地中化の推進

(ニ) 大都市におけるとう道 (共同溝を含) 網の構築

(ホ) 電気通信設備に対する予備電源の確保

(ヘ) 重要加入者の高信頼化 (協議による2ルート化の推進等)

ハ 重要通信の確保

(イ) 重要通信に関するデータベースの整備

(ロ) 災害等時のトラヒックコントロール等

(2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

イ 非常用衛星通信装置

ロ 非常用無線装置

ハ 非常用伝送装置

ニ 非常用電源装置

ホ 応急ケーブル

ヘ その他の応急復旧用諸装置

(3) 災害対策用資材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を

定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- ロ 災害対策用資機材等の整備点検
災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- ハ 食料、医薬品等生活必需品の備蓄
非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。
- ニ 災害対策用資機材等の仮置場
災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災関係機関の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

(4) 防災演習

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を実施する。

なお、県・市町村等が実施する総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

- イ 災害予報及び警報の伝達
- ロ 非常召集
- ハ 災害時における通信そ通確保
- ニ 各種災害対策用機器の操作
- ホ 電気通信設備等の災害応急復旧
- へ 消防及び水防
- ト 避難及び救護

5 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

(1) 通信施設災害予防事業の基本方針

通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期するものとする。

6 港湾・漁港施設の災害予防（九州地方整備局、土木建築部港湾課、農林水産部漁港漁村整備課、市町村）

(1) 港湾・漁港施設災害予防事業の基本方針

港湾・漁港施設は、大規模な地震災害発生時の緊急物資及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、海上輸送拠点としての機能が発揮できるよう岸壁等の耐震化の推進に努める。

(2) 港湾・漁港施設災害予防事業の実施

対象地域の拠点港湾・漁港及びこれを補完する港湾・漁港を位置づけ、耐震性を強めた施設（岸壁等）の整備を進める。なお、施設自体の地震、津波、液状化等による被害を防止するための施設整備計画は、「第1節 被害の未然防止事業の推進」による。

7 道路施設の災害予防（九州地方整備局、土木建築部道路建設課、道路保全課、市町村、西日本高速道路株式会社）

(1) 道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

イ 国・県・市町村

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

(イ) 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路について、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

(ロ) 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(ハ) 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

(ニ) トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

ロ 西日本高速道路株式会社

(イ) 西日本高速道路株式会社が管理する道路については、パトロール等により、道路状況を点検・調査し、各部の損傷に備え、必要な予防措置を講ずる。

(ロ) 地震災害発生時に備え、運転者の減速・停止措置等の安全運転の心得を広報しておくとともに、情報板による「通行止」、「速度規制」、「走行注意」等の表示、状況把握、応急復旧等の活動内容・方法についても周知しておく。

(ハ) 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。

8 緊急輸送道路ネットワーク計画（土木建築部道路建設課、道路保全課、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、交通規制課）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために、「緊急輸送を確保するために必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という）のネットワーク計画（以下「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」）を、関係機関と協議し策定するものとする。

緊急輸送道路は、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要となる。このため、ネットワークとしての機能確保と多重化、代替性の確保に留意して策定した「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地と地方中心都市相互の連絡、隣接する地方中心都市相互の連絡および、県庁所在地・地方中心都市と重要港湾・空港等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、災害医療拠点、ヘリポート、自衛隊等）を連絡する道路

なお、「第2章第1節 被害の未然防止事業」の「6 道路整備事業」及び「第6節 公共施設等の災害予防」の「7 道路施設の災害予防」のうち橋梁等を含む道路施設に係る整備や補強、補修については、緊急輸送道路を優先するものとする。

9 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

（1）鉄道施設の災害予防事業の基本方針

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、施設の耐震化を進め、以下の方法により災害予防の一層の向上に努めるものとする。

（2）鉄道施設災害予防事業の実施

イ 施設、設備の耐震性確保

建造物の設計は、建造物設計標準（九州旅客鉄道株式会社）により、耐震性を確保する。

ロ 防災関係資材の点検整備

救援車、車両台車緊締用品、照明用具、ジャッキ類等を常に整備し、完全な状態にしておく。

ハ 避難誘導體制等の周知

（イ）事故、災害発生時、駅においてはコンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に、旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

（ロ）列車においては、乗客に速やかに不通の状況、列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

ニ 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

10 空港施設の災害予防（大分空港事務所、大分県）

（1）空港施設災害予防事業の基本方針

空港管理者は、地震災害に際して県内の空港施設の被害を防止できるよう、施設の耐震性確保等を推進するとともに、必要な物資・資機材、人員等の輸送拠点としての機能が発揮できるよう災害予防事業を推進する。

（2）空港施設災害予防事業の実施

空港管理者は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとする。

イ 空港内関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

ロ 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び機材の整備を図る。

ハ 担架、医薬品等の救急用資材の整備を図る。

ニ 消防救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

ホ 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

ヘ 航空に関する防災知識の普及を図る。

ト 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、この節に定めるところによって実施するものとする。

1 危険物災害予防対策（生活環境部防災局消防保安室、市町村）

(1) 最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

(2) 製造所等の維持管理の指導

県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- イ 位置、製造及び設備の維持管理状況
- ロ 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ハ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- ニ 危険物取扱者の立会状況

(3) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めするなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(4) 危険物の保安管理指導

県及び市町村は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規程の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- イ 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- ロ 危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ハ 休業、廃止の届出の励行
- ニ 製造所保安管理体制の確立
- ホ 危険物取扱者立会の励行
- ヘ 危険物保安管理体制の確立

(5) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- イ 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
- ロ 消防機関の立入検査の強化
- ハ 現地指導による整備計画の推進
- ニ 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 火薬類の保安対策（九州産業保安監督部、生活環境部防災局消防保安室、警察本部）

(1) 火薬類製造所等の維持管理の指導

イ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため製造施設の構造、位置、設備及び製造方

第2章 災害に強いまちづくり

第7節 特殊災害の予防

法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、もしくは製造されているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。

- ロ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ハ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ニ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物は、その維持管理の遵守を指導する。

3 高圧ガス保安対策（九州産業保安監督部、生活環境部防災局消防保安室、警察本部、市町村）

(1) 高圧ガスに係る保安は、法による規制に加えて、事業者の自主保安による確保に努める。

- イ 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。
- ロ 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ハ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

(2) (1)の対策のほか、地震災害に関して次の対策を行うものとする。

イ 液化石油ガス消費者保安対策

地震災害を防止し、軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、地震発生時の対応、応急、復旧体制を予め整備し、災害発生時には有効に機能させるため次のことに取り組む。

- (イ) 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。
- (ロ) 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施。
- (ハ) 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上のため、必要な設備の整備を促進する。
- (ニ) 業界の保安団体による地震防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行う。

ロ コンビナート事業所保安体制の確立

高圧ガス保安法に基づく危害予防規程に地震防災規程、初動体制の整備等を指導して、保安を確保するよう指導するほか、大分県石油コンビナート等防災計画による。

ハ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

- ニ 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を推進する。

4 船舶等の海上及び岸壁等接岸時における危険物に関する保安対策（大分海上保安部）

- (1) 船舶等の海上及び岸壁等接岸時（以下「海上等」という。）における危険物に関する保安対策については、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、船舶が油、危険物等を運搬、荷役等する場合の保安の確保は事業者等の自己責任のもと行うこととなっているが、立入検査及び行政指導等によりその促進を図るものとする。
- (2) 関係機関等で構成する団体等を育成指導し、各種講習会、訓練において海上における流出油、有害液体物質等の防除等に関し初動体制の確保等必要な措置を指導する。
- (3) 特に大分港内のタンカーバース（シーバース）係留大型タンカー等については、積載危険物だけではなく大量の燃料油の海上流出等により甚大な被害を惹起しかねないことから、船舶の緊急離棧等について災害防止に向けて関係機関等との調整により入出港及び緊急離岸等に対し的確な保安体制を確保する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

（大分県、市町村）

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

- (1) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、大分県全域とする。
- (2) 計画対象事業は、以下の施設等である。

イ 避難地

ロ 消防用施設

ハ 緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送港湾施設

ニ 共同溝等

ホ 医療機関

ヘ 社会福祉施設

ト 公的建造物

チ 海岸保全施設

リ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池

ヌ 地域防災拠点施設

ル 防災行政無線

ヲ 備蓄倉庫

第9節 防災調査研究の推進

(防災関係機関、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村)

県・市町村・関係機関が実施すべき地震防災対策上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

大分県の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、県民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第10節 社会資本の老朽化対策

(県、市町村、防災関係機関)

県・市町村・関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3章 災害に強い人づくり

- 第1節 自主防災組織
- 第2節 防災訓練
- 第3節 防災教育
- 第4節 消防団・ボランティアの育成、強化
- 第5節 要配慮者の安全確保
- 第6節 帰宅困難者の安全確保
- 第7節 県民運動の展開

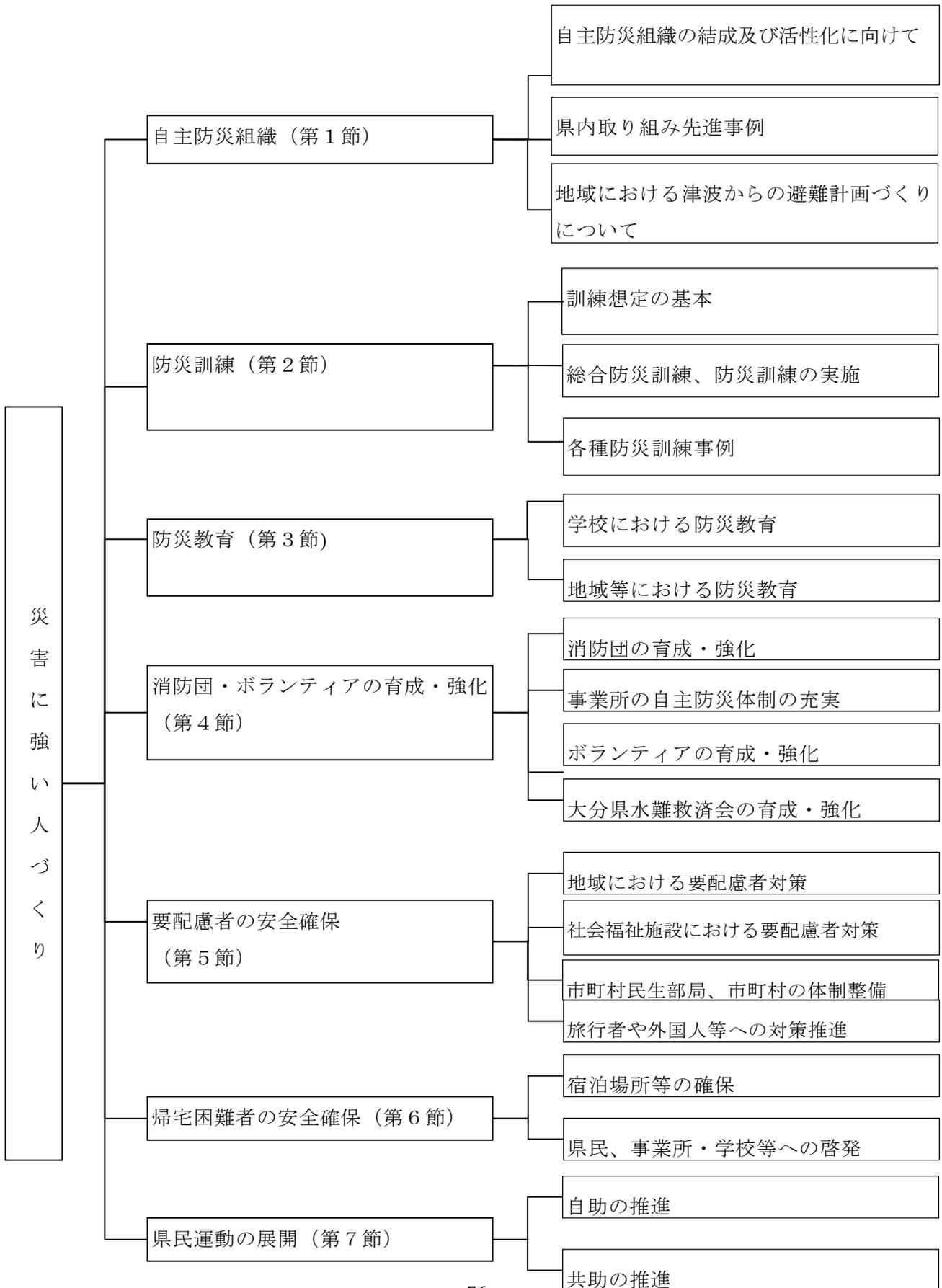
【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、県・市町村、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。



第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

地震・津波に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（地震・津波時）

災害時の状況		自主防災組織に期待される活動・役割
発生前	 災害発生 ~ 災害発生直後 ~	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 資機材等の整備 ○ 災害危険箇所、災害時要援護者の把握等
発生直後		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自身と家族の安全確保 ○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 津波からの迅速な避難誘導
数時間後	地域で救援活動に当たる人も含めて、大部分の人が被災者であり、生命の危機・生活環境等の破壊に対し、自助と地域住民の共助が中心となる。 ~ 災害発生から数日間 ~	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安否や被害についての情報収集 ○ 初期消火活動 ○ 救出活動 ○ 負傷者の手当・搬送 ○ 住民の避難誘導活動 ○ 災害時要援護者の避難支援
数日後	行政や公的機関による緊急対応や地域住民と自主防災組織としては、初動対応となる消火、避難、救出・救護、給食・給水等を実施する時期となる。また、外部から様々な支援活動、人材、支援物資が入ってくる時期でもある。 （地域性や災害の規模によって外部からの支援時期は異なる。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所運営 ○ 自治体および関係機関の情報伝達 ○ 他団体等への協力要請 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 炊き出し等の給食・給水活動 ○ 防疫対策、し尿処理 ○ 避難中の自警（防犯）活動 ○ 災害時要援護者への配慮 ○ ボランティア活動のニーズの把握

2 大分県の現状と課題

大分県における自主防災組織等の数は令和7年4月1日時点で3,698組織、組織率は97.8%であり、全国的にみても取組が進んでいる。また、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和6年度実績で84.7%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

(1) 行政と地域住民との架け橋

東北地方太平洋沖地震の津波による避難勧告において、県内の避難率は1.8%であった。今後、避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの緊急避難場所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、防災士等の多様な主体との連携を通じて災害時に有効な体制づくりを行う。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に

立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。
そのため、県は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては指定緊急避難場所、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動をとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市町村の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は市町村の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、市町村民生部局や市町村社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して高台の指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 県の推進方針

自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を市町村と連携して推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の育成・強化

- ・防災士養成研修の実施
- ・防災士スキルアップ研修の実施
- ・防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- ・防災アドバイザー派遣の実施
- ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

(3) 自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援

- ・地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- ・要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- ・避難・救助活動具購入への支援
- ・県・市町村の防災訓練への参加促進

(4) 市町村との連携強化

- ・自主防災組織活性化支援センターの設置
- ・情報伝達手段の多様化、多重化への支援

(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5 地域における津波からの避難計画について

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波避難計画づくりが求められることから、平成25年9月に策定した大分県津波避難計画策定指針に基づき、平成27年度までに海岸線を有する県内の全市町村（12市町村）において市町村津波避難計画が策定されるとともに、津波による浸水が予想される地域においても、自主防災組織等が地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画が策定された。

今後も、津波による人的被害を軽減するため、地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練を定期的に行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが大事である。

6 緊急避難場所及び避難所

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

7 地区防災計画

- (1) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当

該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、市町村防災会議において、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 各市町村の地域の特性に応じた訓練項目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練想定の基本

各種の防災訓練における想定地震・津波、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

(1) 想定地震・津波及び地震動

第1部第4章第1節で想定する地震・津波、地震動とする。

(2) 想定津波高・津波到達時間

第1部第4章第1節3で想定する津波高及び津波到達時間とする。

本県の場合、南海トラフの巨大地震では、高さ1mの津波が最も早い地域では26分後に到達するものと想定されている。これに対し、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

2 総合防災訓練の実施

県は、国、市町村及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報、津波警報等の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練
- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実戦的な訓練を実施すること。

3 防災訓練の実施

県、市町村及び防災関係機関は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努めるものとする。

(1) 住民等の防災訓練

市町村及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

県及び市町村は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法等を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

県及び市町村は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

(4) 船舶等の安全確保

大分海上保安部、県、市町村及び防災関係機関は、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。

4 各種防災訓練例

(1) 地震・津波共通訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	訓練実施計画の策定訓練	防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。 複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練。
	広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式での訓練。
	民間企業・ボランティア等の活用訓練	各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓

図 上 訓 練		練。
	避難所運営訓練	<p>参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足禁止、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。</p> <p>なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効。</p>
	離島等孤立可能性地域の想定訓練	<p>津波や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、地震・津波災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。</p>
	通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が居住区ごとに班を編成（同じ通学路を使う者1班20名程度で編成）し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所（家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水）及び緊急避難場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。（検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要。）</p>
	ヘリコプター運用による救出訓練	<p>山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。</p>
実 働 訓 練	教育施設における訓練	<p>理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練。</p>
	避難所における避難者名簿作成訓練	<p>事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練。</p>

実働訓練	避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	<p>段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練。</p> <p>ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練。</p> <p>避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練。</p>
------	------------------------------	---

(2) 地震対応訓練

	訓練名	内 容
図 上 （ 実 働 ） 訓 練	市街地（家屋密集地域）における避難路検討訓練	<p>隣保班単位で緊急避難場所への経路実態に沿った道路閉塞箇所（火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞）を想定し、種々の避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p>
	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	<p>急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれらを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による検証も重要。</p>
	住宅・工場等が混在する地域における緊急避難場所等検討訓練	<p>地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で緊急避難場所等を風向きごとに検討する訓練。</p> <p>※ 検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要。</p>
	安否確認・情報伝達訓練	<p>地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練。</p>
	負傷者の救出・搬送訓練	<p>倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練。</p> <p>更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練。</p>

(3) 津波対応訓練

訓練名		内 容
図 上 訓 練	地区実態把握のための訓練	<p>地区の公民館等に集合の上、少人数の班（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、緊急避難場所を検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 <p>上記で確認した集合場所から避難路を経由し、緊急避難場所までの実働避難訓練。</p>
	海溝型地震想定避難訓練（地震発生後、20分以内の避難完了を目指した訓練）	<p>自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な浸水想定区域外にある緊急避難場所（大分県津波浸水予測図における各地域における最大浸水深を超える高層ビル等を含む。以下この項目内について同じ）を検討しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>県内への高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦26分となっている。ただし、安全性を担保するためには、できる限り短い時間での避難が肝要であることから、訓練では、20分以内での避難完了を目指すものとする。</p> <p>なお、徒歩20分以内の距離に適切な緊急避難場所を設定できない所においては、津波到達予想時間内（中津市、宇佐市、豊後高田市及び姫島村にあっては1時間20分程度）に徒歩避難が可能な緊急避難場所を選定し、訓練を実施するものとする。</p> <p>また、避難行動要支援者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく必要がある。</p>
実 働 訓 練	避難広報・情報伝達訓練	<p>夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練。</p> <p>半鐘（寺の鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練。</p>
	沿岸の観光施設における避難誘導訓練	<p>予め、地震発生時の指定緊急避難場所を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練。</p> <p>また、海水浴客、サーファー等への警報・指定緊急避難場所の周知、避難誘導を実施する訓練。</p>
	教育施設における防災訓練	<p>学校でのPTA授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者に対しても、実際に子供の避難路、指定緊急避難場所を確認しておくことで安心感を与えることができる。）。</p> <p>宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの指定緊急避難場所の確認等）を受け、</p>

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

	<p>体育館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練。</p> <p>昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練。 前提として、事前に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所、避難路を周知するための避難訓練 ・ 教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導） <p>を行った上で実施する。 クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施するものとする。 なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要。</p>
<p>避難行動要支援者及び医療施設等での安全確保訓練</p>	<p>社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、指定緊急避難場所、避難手段を検討の上行う実働避難訓練。</p>
<p>船舶等の安全確保訓練及び船舶等への避難訓練</p>	<p>種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練。 また、大型フェリーボート等着岸場所付近においては、大型フェリーボート、旅客船を高所建物又は避難所と想定しての地域住民等を乗船させての緊急避難訓練及び避難所運営訓練。</p>

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

	訓練名	内 容
実 働 訓 練	活断層型地震想定避難訓練（地震発生後、5分以内での避難完了を目指した訓練）	<p>自治会内において話し合い、予め各戸の緊急避難場所（それぞれが5分以内（概ね300mの距離）に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所）を設定しておいた上で行う避難訓練。</p> <p>緊急避難場所としては、裏山、高台、高層ビル等で大分県津波浸水予測図（以下「浸水予測図」という。）の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす場所が望ましいが、「5分以内」という条件の中では、適当な避難場所がない場合も考えられる。このような場合には事前の避難場所として、低層であっても鉄筋コンクリート作りの家屋等も考慮する。</p> <p>なお、緊急避難場所の高度が上記に満たない場合は、更なる避難が必要となることも考えられるので、緊急避難場所は、できる限り海岸から離れる方向での選定が必要である。</p> <p>また、現実的には、避難開始時点において地震種別（活断層型か海溝型か）が判明していない場合が多いと考えられるので、避難に際しては、事後の情報入手のため、ラジオ、携帯電話の携行が重要である。</p> <p>海溝型地震の場合、県内各地の高さ1mの津波到達予想時間は、最短で佐伯市蒲江新町・丸市尾浦～26分、別府湾沿岸地域で1時間20分程度となっている。</p> <p>よって、緊急避難場所が浸水予測図の浸水想定区域にある地区については、これら到達予想時間を勘案し、更なる避難先を検討しておかなければならない。</p>

地震対応訓練モデルNo.1（図上、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送）

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防署（消防団）、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 50人
訓練時間	図上訓練、情報収集、消火、応急救護、負傷者搬送訓練（計2時間）
準備 過 程	<ol style="list-style-type: none"> ① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前 ② 自治会から自治体・社会福祉協議会等へ相談・調整 → 訓練日程・内容の決定～60日前 ③ 自治会で訓練実施要項等作成 → 自治体へ協力依頼～50日前 ④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）を通知～40日前 ⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前 ⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前 ⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前 ⑧ 訓練会場（消火訓練）設営～1日前

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

訓 練 内 容	
図 上 訓 練	<p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大判の住宅地図を使い、大地震の発生を想定し地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「危険箇所」～崖、危険物取扱施設、看板・ガラスの落下、老朽家屋・ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ、チェーンソー、防火用水等のある所。 「避難路・緊急避難場所」～地震後の家屋・ブロック塀の倒壊、火災等による道路障害を考慮し複数検討。 ○ 避難行動要支援者及び支援できる人の把握。 ○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○ 指定緊急避難場所の確認。 ○ 実働訓練に備え、話し合いの中で、班長・情報班員・負傷者役・情報提供者役等を選任しておく。
実 働 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ～この時、数世帯は負傷者役、情報提供者役等として自宅に残しておく。～ ○ 班長が点呼実施。 ○ 班長が未参集者の安否確認と情報収集を複数の情報班員に指示。 ○ 情報班員は未参集者宅を回り情報を収集し、その内容を班長に報告。 <p>※情報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> Aからの情報～父親がタンスの下敷きになって動けない。応援2名欲しい。 Bからの情報～電気・電話が不通。 Cからの情報～〇〇アパートの方から「パチパチ」と物が燃えるような音がする。 Dからの情報～水道が止まっている。 Eからの情報～玄関ドアが開かず出られない（ビル3階） <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告を受けた班長は、応援を指示するとともに必要な情報を消防等に通報。 ○ 消防署員（消防団員）の指導の下、バケツリレーまた、消火器使用による初期消火訓練を行う。 ○ 家具の下敷きになった負傷者発見を想定し、消防署員（消防団員）の指導の下、応急救護方法（心肺蘇生法、骨折に対する応急手当、止血等）についての実地訓練、簡易担架による負傷者搬送を実施。 <p>※簡易担架～物干し竿2本、毛布1枚又はTシャツ・トレーナー等3枚程度を使った簡易担架の作り方について講習を受けた後、模擬搬送実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練終了後、情報収集訓練における情報伝達の正確性、迅速性その他訓練全般について、結果の検証を実施する。

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

津波対応訓練モデルNo.1 (図上、実働避難)

参加機関	自治会（自主防災会）、自治体、消防団、社会福祉協議会
訓練規模	住民参加者 150人（就学前幼児～80歳代高齢者）
訓練時間	講話、図上訓練、実働避難訓練～各1時間（炊出し訓練は並行実施）
準備過程	① 訓練実施の決定（自治会（自主防災会）内で、いつ頃どのような訓練をするかを話し合い）～訓練日の90日前 ② 自治会から自治体・社会福祉協議会へ相談・調整→訓練日程・内容の決定～60日前 ③ 自治会で訓練実施要項等作成→自治体へ協力依頼～50日前 ④ 地域住民に対し、訓練参加文書（参加申込書）・訓練時支援希望調査文書（要配慮者が訓練に参加する場合に手助けが必要か否かの希望を確認するための調査）を通知～40日前 ⑤ 参加申込書等の集約 → 訓練時必要物品の検討～20日前 ⑥ 訓練時必要物品の準備～10日前 ⑦ 訓練時必要物品の点検等最終確認～3日前

訓 練 内 容	
講 話	講師～防災士 ○ 映像～被災状況等の視聴により、津波の怖さ・早期避難の重要性を訴え。 ○ 知識の啓発～発生の仕組み、過去の災害事例、県の津波想定。 ○ 訓練の重要性～自助・共助（行動につなげる態度、要配慮者に対する配慮等）の意識付け等。
図 上 訓 練	隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員） ○ 地域を知る～大判の住宅地図を使い、防災の視点で地図に危険箇所、避難路等を書き込みながら地域を点検する。 「浸水予想箇所」～ハザードマップと擦り合わせて確認。 「危険箇所」～崖、川、看板・ガラスの落下、ブロック塀倒壊等。 「役立つ施設」～コンビニ、病院、公園等。 「役立つ物」～リヤカー、ブルーシート、ハシゴ等のある所。 「避難路・緊急避難場所」～危険箇所・避難所要時間等を考慮し複数検討。 ○ 人を知る～避難行動要支援者の把握、支援できる人及びその在宅時間帯、支援可能な内容・程度等の把握（誰が誰をどのような方法で支援するかも検討）。 ○ 一時集合場所（近隣の避難者が一時的に集合し様子を見る場所、また避難のために一時的に集団を形成する場所）の選定、確認。 ○ 非常持ち出し物品、便利な物等の確認。 ○ 指定緊急避難場所及び避難目標時間確認。
炊 出 訓 練	婦人会、子供等が実施（昼食を兼ねる） ○ 避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、釜、飯ごう、大鍋等を使用した炊出しの方法を覚える。 ○ 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄を確実にを行う。
	隣保班単位で、指定緊急避難場所に避難 （原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用）

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第3章 災害に強い人づくり
 第2節 防災訓練

実働避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生の場合（サイレン等）を受け、班員は一時集合場所へ。 ○ 班長が点呼実施、未参集者の確認及び避難行動要支援者の支援（自動車とリヤカー）を指示。 ○ 図上訓練で検討した避難路に従い避難開始。途上、各人が避難路の適否（想定外の危険箇所はないか、より近い道はないか、坂がきつくないか等）を確認する。 ○ 自動車使用の場合は必ず補助員を乗車させ、補助員は途上の安全確認、震災時の障害予測（倒壊家屋、ブロック塀、電柱）も行う。 ○ 訓練終了後、避難目標時間と実際の所要時間との擦り合わせを行うなど結果を検証する。
--------	--

津波対応訓練モデルNo.2（図上、実働～緊急避難・二次避難）

参加機関・訓練規模・訓練時間・準備過程～津波対応訓練モデルNo.1参照	
訓練シナリオ概要	<p>※ 前提～実働訓練の前に図上訓練を実施し、予め参加者各人（各戸）の緊急避難場所、二次避難場所（緊急避難場所に危険が迫った場合の再避難場所）の選定等を行っておく。</p> <p>① 震源不明（活断層型か海溝型か不明）、体感震度6～7程度の地震が発生。</p> <p>② 発生直後に各人は予め選定しておいた指定緊急避難場所へ避難（このとき、携帯電話、ラジオを携行）。</p> <p>③ 緊急避難の後、「同地震が海溝型で、巨大津波が地震発生から20分後に到達する」とのラジオ情報入手を想定し、更に高い二次避難場所へ避難。</p>

訓練内容	
講話	<p>講師～防災士</p> <p>内容～津波対応訓練モデルNo.1参照</p>
図上訓練	<p>隣保班単位での話し合い（進行役～防災士、指導助言～消防団員）</p> <p>内容～津波対応訓練モデルNo.1を参照し、以下追加項目を記す。</p> <p>○ 緊急避難場所の選定（緊急避難の意味合い上、各戸ができる限り近い場所に緊急避難場所を選定する必要がある。このため、1隣保班内で複数となる場合もある。）</p> <p style="padding-left: 20px;">活断層型地震による津波を想定し、発生後5分以内に徒歩避難可能な、ある程度安全性を担保できる高度を有する場所を世帯ごとに選定する。近隣に浸水予測図の各地域における最大浸水深を超える高度を満たす高台や避難ビルがない場合は、原則として海に近づかない方向で最も安全と思われる場所（他に適当な場所がない場合、次善の避難場所として低層であっても鉄筋コンクリート造りの家屋を選定せざるを得ないこともある。この場合当該民家との話し合いも必要となる。）を選定する。</p> <p>○ 二次避難場所の選定（自治会もしくは隣保班単位で選定）</p> <p style="padding-left: 20px;">緊急避難場所の高度が浸水予測図の各地域における最大浸水深より低い場合、海溝型の地震津波に対応するため、二次避難場所を選定する。二次避難場所は、概ね「20分から緊急避難場所までに要した時間を差し引いた時間内」に</p>

	<p>徒歩での避難が可能な浸水予測図の浸水想定区域外の場所、もしくはできる限りそれに相当する場所を選定する必要がある。</p> <p>緊急避難場所が浸水予測図の浸水想定区域外にある場合であっても、例えば巨大津波の到達により孤立するおそれがある場合、また、避難ビル等で収容能力を超える避難者が参集するおそれがある場合等においては、前記と同様、二次避難場所を選定する。</p> <p>○ 避難行動要支援者への対応</p> <p>隣保班内の避難行動要支援者各人に対する介助者を複数指定するとともに、それぞれの避難行動要支援者に合わせ避難の方法、避難先を検討する。</p> <p>例えば、緊急避難場所へは背負って避難し、二次避難の場合は自動車を使用する等、隣保班周辺の実情に沿って検討しておく。</p>
<p>実働 避難 訓練</p>	<p>世帯単位で緊急避難場所に避難後、更に二次避難場所へ避難 (原則、徒歩、リヤカーとするが、避難行動要支援者のために必要な場合は班長指定のうえ自動車を使用)</p> <p>○ 地震発生の場合(サイレン等)を受け、班員はラジオ・携帯電話を携行し徒歩で緊急避難場所へ。</p> <p>介助者に指定されていた者(複数)は避難行動要支援者を伴い緊急避難場所へ(各人、予め検討していた避難方法～背負う、リヤカー使用、自動車使用～で避難する)。</p> <p>○ 避難完了直後に、各人がラジオで「巨大津波が地震発生後20分で到達する」との情報を入手したものと想定し、残された時間内(概ね「20分から緊急避難場所までに要した時間を差し引いた時間内」)に図上訓練で検討した避難路に従い更に二次避難場所へ。途上、各人が避難路の適否を確認する。</p> <p>○ 自動車使用の場合、運転に従事しない介助員は、避難行動要支援者の状態観察とともに途上の安全確認、震災時の障害予測も行う。</p> <p>○ 班長は避難者の確認を実施。</p> <p>○ 避難所要時間(地震発生の場合から緊急避難場所、また二次避難場所への避難完了までの時間)は、各人が記録しておく。</p> <p>○ 訓練終了後、避難所要時間、避難路、避難場所の適否等について結果の検証を実施する。</p>

※「命は一つ。最悪を想定して行動することが必要。地震発生の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、活断層地震の影響が予想される地域では、強い揺れを感じたら、すぐに高台に逃げ、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれのある海溝型地震であった場合は、更に高台に逃げるなど段階的な避難を考えることも必要」

～大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議委員
 東京大学地震研究所 地震火山情報センター長 佐竹健治 教授

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災で津波に遭われた方（いわき市久之浜町）から次のお話を伺った。

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

イ 今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

ロ ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ハ 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

イ 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

ロ 小学生

(イ) 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のための決まり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時

には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ロ) 中学年

災害に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ハ) 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ハ 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

ニ 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりへの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

ホ 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

イ 大分県における地震・津波の歴史

ロ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ハ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ニ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

ホ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

ヘ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

ト 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下

外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

イ 災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

ロ 地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ハ 防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急確立ができるようにする。

(2) 一般県民に対する防災教育

防災対策企画課は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

災害による人的被害をなくすためには、県民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

イ 地震・津波に関する知識

(イ) 地震・津波に関する基礎知識、大分県の災害史等

(ロ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること

さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

(ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

ロ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

ハ 正確な情報入手の方法

ニ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動

ホ 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

ヘ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識

ト 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

チ 平素住民が実施しうる応急手当、最低3日間、推奨一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での予防・安全対策

リ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

防災対策企画課は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災対策企画課及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、大分海上保安部は、海事関係者等に対して、平時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行うものとする。

さらに、日本赤十字社大分県支部は、市町村や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地

域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行うものとする。

- イ 避難所生活で特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- ロ 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- ハ 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（県職員等）に対する防災教育

県職員、市町村職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

- イ 地震・津波に関する知識
- ロ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ハ 職員等が果たすべき役割
- ニ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ホ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(8) 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。また、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、県民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、この節に定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化（生活環境部防災局消防保安室、市町村）

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

（2）消防団の育成・強化策の推進

県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

イ 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

ロ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、消防学校における教育訓練の充実を図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 事業所の自主防災体制の充実（生活環境部防災局消防保安室、商工観光労働部経営創造・金融課、市町村、防災関係機関）

（1）多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。

今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

イ 防災訓練、消火設備等の維持管理

ロ 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ハ 防災要員の配備

ニ 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

（2）災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者一人ひとりの状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センターや災害中間支援組織、被災者援護協力団体などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築することで、災害時にボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークや災害中間支援組織が実施する情報共有会議等に参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。

さらに、災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。

なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 大分県水難救済会の育成・強化（海上保安部）

海上における救命防災体制を強化するため、大分県水難救済会会員に対し、所定の訓練及び講習等を実施し、救命防災体制の確保を図る。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

① 災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

- ・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- ・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- ・要介護の高齢者
- ・日本語の理解が不十分な外国人など

② 上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

- ・人工透析を行っている人
- ・インスリンの自己注射をしている人
- ・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- ・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- ・妊産婦や乳幼児

など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織）

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月（R3.5月改定）内閣府）を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。

ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ハ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める

ものとする。

- ニ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- ホ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- ヘ 市町村は、避難支援等関係者に平時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。
- ト 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- チ 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。
- リ 福祉保健部健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。
- ヌ 県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

（2）避難誘導體制の整備

市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。

（3）福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合に

においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

福祉保健部福祉保健企画課、健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請するとともに、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実に努める。また、市町村や県をまたぐ広域避難も想定し、福祉避難所や一般避難所福祉避難スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との共有を図る。

さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。

県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

1 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

2 福祉避難所への入所対象者の把握

市町村は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。

3 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市町村は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。

また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

4 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、市町村は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

（4）防災設備・物資・資機材等の整備

防災対策企画課及び市町村は、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

福祉保健企画課及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

（5）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推

進する。

また、健康政策・感染症対策課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・子ども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）

（1）組織体制の整備

イ 福祉保健部各課及び市町村は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

ロ 市町村は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市町村、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

ニ 福祉保健部各課は、県内の社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

（2）防災設備等の整備

イ 福祉保健部各課及び市町村は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

（3）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

また、防災対策企画課は、市町村の防災基盤の整備事業を支援する。

3 要配慮者対策における市町村民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、被災市町村においては、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- （1）災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。
- （2）近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。
- （3）県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。

(4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市町村は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（商工観光労働部観光局観光政策課、市町村、観光施設管理者、自主防災組織）

(1) 基本方針

観光地を多くかかえる大分県の特性を考慮し、県・市町村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2) 実施内容

県、市町村及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。
- ロ 市町村及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ハ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。
- ニ 県は、観光客・旅行者対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

6 外国人の安全確保（企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織）

(1) 基本方針

市町村は、国際化の進展に伴い、県内に居住、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2) 実施内容

市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- ハ 市町村は、地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
- ニ 県、市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（市町村・企画振興部地域交通・物流対策室・生活環境部防災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校）

市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

生活環境部防災局防災対策企画課は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室は、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行う。

2 県民、事業所・学校等への啓発（生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

（1）県民への啓発

県は、県民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

県及び市町村は事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 県民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は県民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 県民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。また、県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県民は、自らが生活する地域において、市町村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 県民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 県民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市町村、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための 事前措置

第1節 初動体制の強化

第2節 活動体制の確立

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

第5節 救助物資の備蓄

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市町村等において推進する。

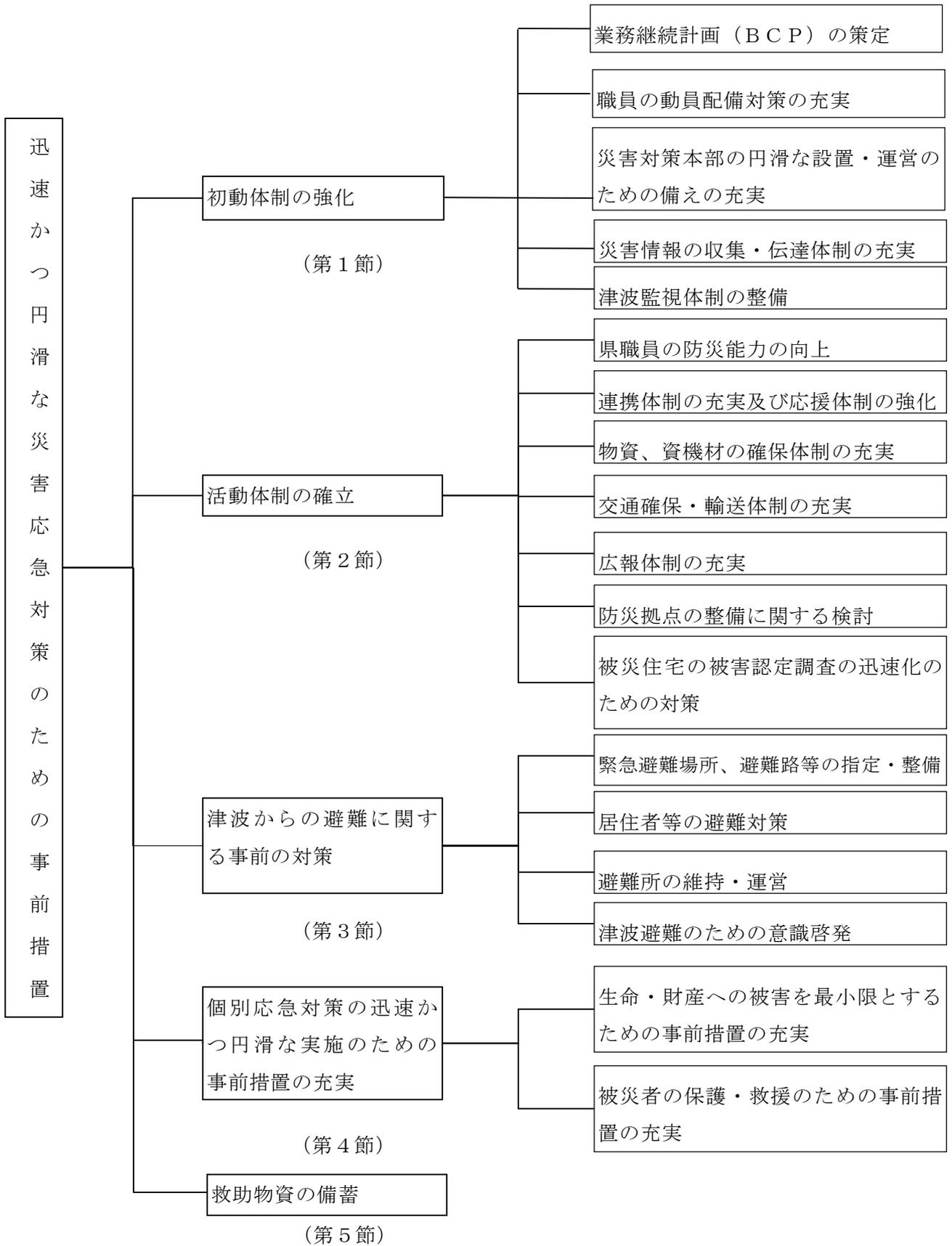
以下において、県における事前措置について示すが、市町村及び防災関係機関も次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

1 市町村

- (1) 市町村防災会議は、当該市町村地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。
- (2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市町村の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、第2節の県の事前措置に準じた措置を講じる。

2 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に地震時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。
これらの体系を以下に図示する。



第1節 初動体制の強化

(生活環境部防災局防災対策企画課)

県は、「第3部 災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、県としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



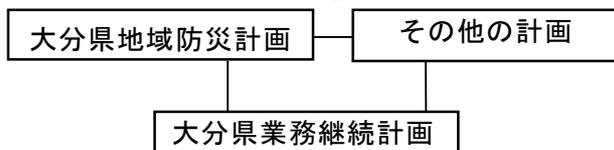
(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Planの略））の策定

県は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における県庁の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

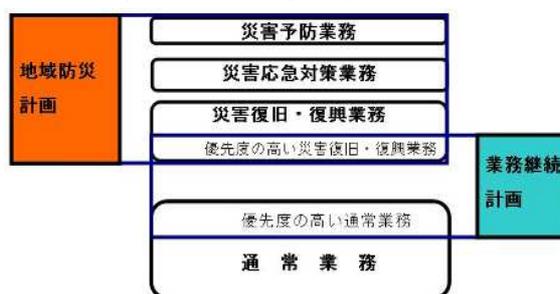
また、市町村における業務継続計画（BCP）等が早期に策定されるよう支援する。

○ 非常時における各計画の構成



※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに行政サービスに支障が生じないよう必要な備えを行うもの。

○ 地域防災計画と業務継続計画



(2) 受援計画の策定等

県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等

を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。また、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるほか、自らが派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

（3）職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、県職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、県内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録していることもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

ロ 職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

ハ 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。このため、防災担当嘱託職員の宿直により24時間体制を執る。

ニ 大分県職員防災ハンドブックの作成配付

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる大分県職員防災ハンドブックを全職員に配付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

ホ 職員の県民安全・安心メールへの登録促進の取組

職員の参集手段として、職員の県民安全・安心メールへの登録促進を図る。

ヘ 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

ト 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

（4）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策本部等の機能強化

大規模災害発生時に県災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や県外からの警察や消防との円滑な連携、国の現地対策本部や九州・山口被災地支援現地応援事務所等の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。

ロ 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

ハ 県有施設等の防災対策強化

災害発生時における初動対応や復旧作業を迅速かつ着実に行うため、液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している地方機関等の移転とともに、県庁舎近隣に居住している職員等が居住する公舎の再整備を検討する。

また、警察本部も含め、県庁敷地内にある公用車についての駐車場の整備についても検討する。

（5）災害情報の収集・伝達体制の充実

イ 情報機器の整備と通信手段の多様化

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市町村等や県民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

（イ）震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、県内には気象庁所管の震度計等が設置されているが、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、全市町村に震度計を設置し、各市町村の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムを構築している。

（ロ）情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ・被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。
- ・県の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備
- ・防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実
- ・市町村防災無線の設置箇所や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について指導する。
- ・防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。

- ・ヘリコプターテレビシステムに加え、沿岸部や離島への固定カメラの増設など画像情報の収集・連絡システムの充実
- ・災害時に災害対応基本共有情報（EEI）等に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ関連システムの構築等に努める。

(ハ) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

- ・Lアラート、県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- ・県民安全・安心メールの登録を促進する。
- ・おおいた防災アプリの利用を促進する。
- ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- ・X、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。
- ・民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- ・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、市町村を含めて協力体制を検討する。
- ・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

(※) Lアラート

報道機関やポータルサイト(Yahoo 等)、携帯事業者(緊急速報メール)等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報をテレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

(ニ) 通信手段の連携

- ・Lアラートによる迅速な情報連携を図るため、報道機関等についてLアラートへの加入促進を図る。

(ホ) IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(ヘ) 定期フェリー等からの情報収集体制の整備

本県から本州・四国の間には就航している定期フェリー等から海面状態について情報収集する体制を検討する

ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備

(イ) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

県、市町村及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立するものとする。また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。なお、津波発生時に活用できるよう平時においても利用する。

(ロ) 居住者等への情報伝達

県及び市町村は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、SNS 等）の活用、コンビニエンスストア、郵

便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(ハ) 船舶、港湾関係者等への情報伝達等

県及び市町村は、船舶及び港湾、漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した同報無線での自動一括放送や、県の「安全・安心メール」への登録促進等により、伝達の経路及び方法を示すものとする。また、船舶等の船主については、津波の発生場所や規模により、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、港外退避をとるべきか、或いは人命優先で避難すべきか、などの考え方を整理し周知する。

(ニ) 県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、市町村等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

(6) 津波監視体制の整備（市町村）

イ 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

そのため、沿岸市町村は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

ロ 監視方法等

(イ) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(ロ) 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

(ハ) 津波監視担当者の専任

地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任するものとする。

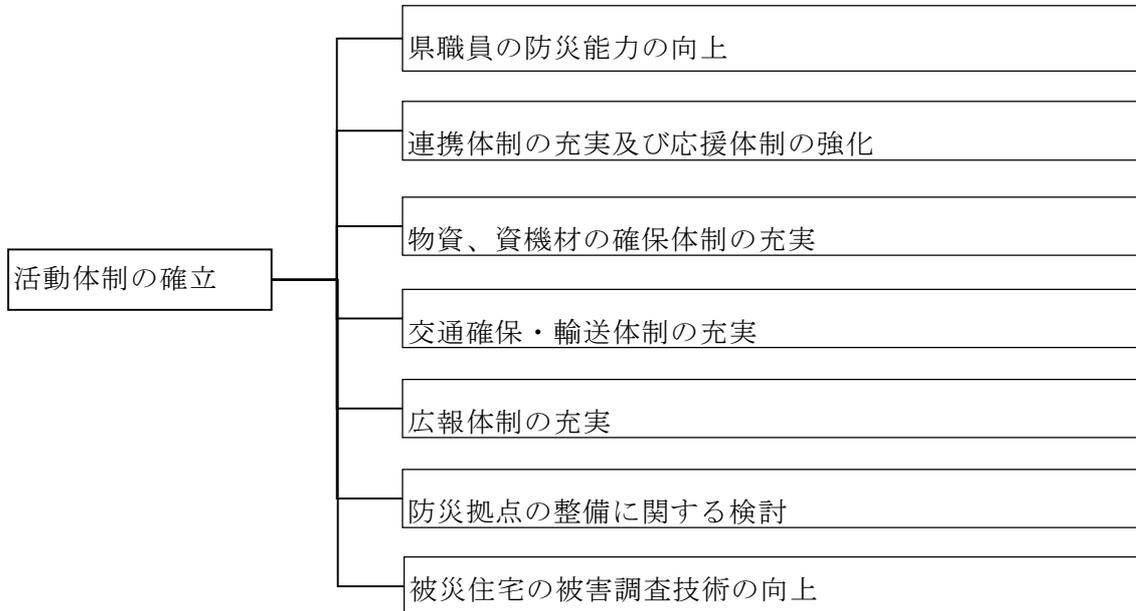
(ニ) 遠方監視設備等の導入

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

多岐にわたる県の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



1 県職員の防災能力の向上（生活環境部防災局防災対策企画課）

一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

（1）職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的にアンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

（2）職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的実施する。

なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

（3）大分県職員災害対応ガイドブックの作成

大分県職員災害対応ガイドブックを作成し、平時から、災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

（4）図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、県災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的実施する。

（5）防災連絡員、総合調整室の職員の育成

防災連絡員は県の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、総合調整室の職員には、部局間及び部局内の課・室間の積極的な調整活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、

平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- イ 災害対策本部総合調整室に防災局経験者を配置、活用する。
 - ロ 災害対策本部で情報収集を行う情報収集班に配置された防災局職員以外の要員等について、災害対策連絡室や災害警戒本部で情報収集業務を経験する機会を設ける。
 - ハ 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
 - ニ 被災した都道府県への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。
 - ホ 災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員の計画の参考とする。
- (6) 情報連絡員、災害時緊急支援隊の活動の強化
情報連絡員や災害時緊急支援隊の研修を充実させ、災害時の活動の強化を図る。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室）

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」を振興局管内ごとに設置するとともに、県内関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図るものとする。

また、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

(1) 地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市町村、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度に振興局を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、県地区災害対策本部の職員や関係機関の災害対応能力の向上が図られるよう、以下の対策を講じていく。

- イ 市町村災害対策本部と地区災害対策本部との連携
- ロ 防災対策に関する専門研修等の実施
- ハ 図上訓練等の実施により連携体制の強化
- ニ その他

(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

イ 指定地方公共機関の指定拡大

現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等26の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な地震災害発生時には、現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。

ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものと

する。

ホ 市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。

(3) ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

イ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

ロ 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。

ハ 県及び関係機関は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンターの設置や、円滑な運営を実施する体制を構築するため、平時に県振興局や市町村、市町村社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等を実施する「市町村災害ボランティアネットワーク会議」を開催する。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。常備消防については、協定が災害時に迅速に運用できるよう、常備消防相互応援協定実施要領による進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に基づいた訓練等を通じて消防本部間の連携強化を図る。併せて、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。また、他の分野においても、他県の隣接市町村と相互応援協定の締結を促進するために必要な指導、助言を行う。

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。

都道府県の区域を越えて活動する緊急消防援助隊については、各種訓練の実施等により充実強化や体制整備に努める。

なお、県では、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。また、県は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。

(6) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、県立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している各消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(7) ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

ヘリコプターを所有する防災関係機関で構成するヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時のヘリコプターの運用調整や安全運航のためのルールづくりを検討する。

緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し、航空燃料の確保や駐機スポットの整備など、必要な機能を整備する。

(8) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。

(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

県は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 物資、資機材の確保体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、消防保安室、協働・共助推進室、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課、薬務室、商工観光労働部商工観光労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市町村は町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- ニ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進
- ホ 県立施設における救出救助用資機材の整備促進
- ヘ 警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- イ 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ロ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ハ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、県は大分県医薬品卸業協会との間に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を、大分県医療機器協会との間に「災害時における医療用具等の供給等に関する協定」を、日本産業・医療ガス協会九州地域本部との間に「災害時における医療ガス等の供給等に関する協定を締結し、必要があるときは業者の保有する医薬品等及び医療用具等を災害発生直前の価格で調達するとともに、初動医療救護（被災後48時間以内）のための緊急医薬品等医療セットを公益社団法人大

分県薬剤師会（大分市）並びに中津市、佐伯市の基幹薬局等（中津市、佐伯市）にそれぞれ1セット、計3セット（3,000人分）を備蓄する。

また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

（4）食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトーパー等の生活用品の確保体制の充実

他県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレトーパー等の生活用品（以下「生活用品」という。）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

イ 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への生活用品の備蓄に関する啓発

ロ 県における食料、水、生活用品の備蓄促進

ハ 市町村における食料、水、生活用品の備蓄に関する指導

ニ 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進

ホ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築

ヘ 学校プールや災害時協力井戸などの事前把握

4 交通確保・輸送体制の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部道路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課）

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

（1）地域内輸送拠点の選定

各市町村において、輸送拠点（緊急輸送基地）を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県や市町村が保有する施設の相互利用や県内外の民間倉庫等の利用を検討する。

（2）交通規制計画の策定等

イ 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

ロ 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

ハ 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知するものとする。

（イ）大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにすること。

a. 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。

b. 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

- c. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
 - (ロ) 避難のために車を使用しないこと。
 - (ハ) 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。
 - a. 速やかに、車を次の場所に移動させること。
 - (a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - b. 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - c. 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となるときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。
- (3) 緊急輸送道路の整備等
- イ 緊急輸送道路の見直し
 - 土木建築部等は、第2節第4（1）において、各市町村が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じて緊急輸送道路ネットワーク計画（第2部第2章第6節）を見直す。
 - ロ 道路の防災対策
 - 道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。
 - ハ 道路交通機能確保のための整備
 - 警察本部は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。
 - ニ 道路情報板等の整備
 - 道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、道路情報板の整備を図る。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備を行うとともに、道路利用者へのカメラ映像の提供を行う。
 - ホ 道路啓開の実施
 - 大分県道路啓開計画等に基づき各関係機関連携の下、道路啓開を迅速に行う。
 - また、大分県道路啓開計画は、定期的に見直しを行うものとする。
 - ヘ 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認
 - (イ) 国土交通省との協定
 - 土木建築部は、国土交通省九州地方整備局と締結している「九州地方における大規模な

災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

(ロ) 大分県建設業協会との協定

各土木事務所長は、大分県建設業協会の管内各支部と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

(ハ) 電気・通信事業者との協定

県は「災害時における相互連携に関する協定書」に基づき、広域災害発生時など対応が必要となった場合に備え、電気・通信事業者との間の手続きや連絡体制の確認を含む道路啓開等の図上訓練を行い、災害時の円滑な対応に向けた連携強化に努める。

(ニ) レッカー団体との協定

県は「災害時における車両等の移動協力に関する協定」に基づき、大規模地震発生時など対応が必要となった場合に備え、各団体と連絡体制の確認や訓練等を実施し、災害時の円滑な対応に向けた連携強化に努める。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保するよう指導を行う。

5 広報体制の充実（企画振興部国際政策課・広報広聴課、福祉保健部障害福祉課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じて、県からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に県からの情報が報道機関を通じて的確に県民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

イ 県庁ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

ロ 県民安全・安心メールの登録を促進する。

ハ おおいた防災アプリの利用を促進する。

ニ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。

ホ X、フェイスブック等ソーシャルメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、県内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 広域防災拠点の整備（生活環境部防災局防災対策企画課、土木建築部公園・生活排水課、港湾課）

大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置する。平成27年6月に策定した大分県広域防災拠点基本計画に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備するとともに、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制の構築や実効方策の検討を行う。

港湾においては、地震災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。また、地震災害時においても航路等の機能を確保するため、航路等に沿った護岸等を管理する者に対して、適切な維持管理を指導する。

また、防災機能を有し、地域の防災拠点として位置付ける道の駅の機能強化に努める。

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策（生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

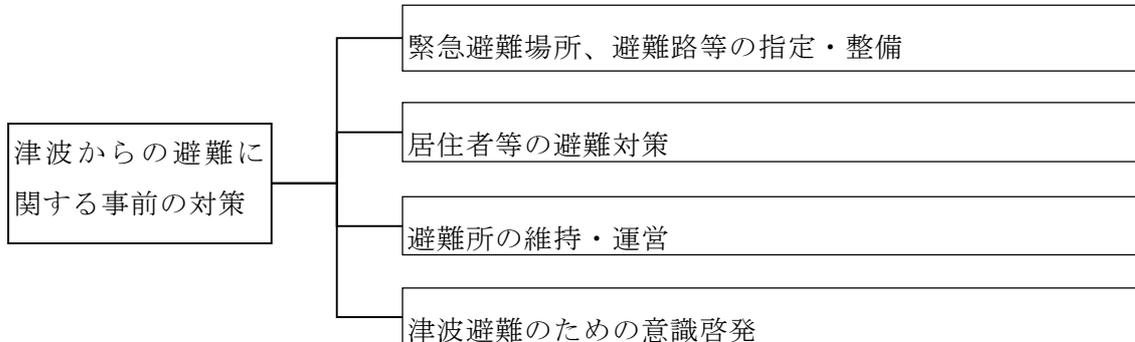
早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため県は、住家被害調査に係る実践的な研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の向上を図るとともに、被災証明書の迅速な発行に向けて、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化する。また、市町村間や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。

さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



1 緊急避難場所、避難路等の指定・整備

(1) 緊急避難場所、避難路等の指定

市町村は、津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ緊急避難場所や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報するものとする。

(2) 緊急避難場所等の整備

県及び市町村は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行うものとする。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図るものとする。

(3) 津波避難ビル等の活用

市町村は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける緊急避難場所については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルや船舶等の活用を推進するものとする。また、津波避難ビル等の指定については、平成17年6月に内閣府が発表した現行の「津波避難ビル等ガイドライン」に沿うものとする。

なお、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築しておくことが必要である。

(4) 避難路等の整備

県及び市町村は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに、道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮したものとする。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずるものとする。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図るものとする。

県内市町村統一デザインとした海拔表示板



県内市町村統一デザインとした避難所表示板



(5) 夜間や停電時の避難対策

県及び市町村は、夜間でも安全に避難できるよう、指定緊急避難場所に投光器や発電機等の整備を図るものとする。また避難路の整備に当たっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を図るものとする。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも住民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

2 居住者等の避難対策

(1) 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市町村に協力するものとする。

また、県は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策について指導調整を行うものとする。

イ 南海トラフの巨大地震などによる広域大規模災害等の際に、県立学校等県の管理する施設等を避難場所として開設する際の協力

ロ 避難に当たり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、県が管理するものについて、収容者の救護のための必要な措置

(2) 県、市町村及び自主防災組織等は、要配慮者の避難について必要な支援を行うものとする。

また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮するものとする。

(3) 県、市町村及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページ・SNS等）、ワンセグ放送、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定するものとする。

(4) 県、市町村及び防災関係機関は、港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定するものとする。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知するものとする。

(5) 東海、東南海、南海地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、県、市町村及び防災関係機関は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限っての避難の実施を検討し実施するものとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、

原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定するものとする。

- (6) 市町村以外の避難誘導を実施すべき機関にあつては、具体的な避難実施の方法、市町村との連携体制等を確立するものとする。なお、その際、地域防災計画及び石油コンビナート等防災計画に定められた内容と十分調整の取れたものとするよう留意するものとする。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、県は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を市町村に働きかけていくとともに、可能な限り水門等の自動化・遠隔操作化を進めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

県は、津波被害が予想される地域をもつ市町村及び防災関係機関と連携して、地域ごとに避難誘導等の活動ができるタイムリミットを算出し、情報を共有できる仕組みを検討する。

4 避難所の維持・運営

- (1) 市町村は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示するものとする。

- (2) 避難所の運営

避難した居住者等は、自治会、町内会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

県及び市町村は、「第2部 第3章 第2節 防災訓練」に記載する避難所運営訓練等を参考に、日ごろから自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所への津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

5 津波避難のための意識啓発

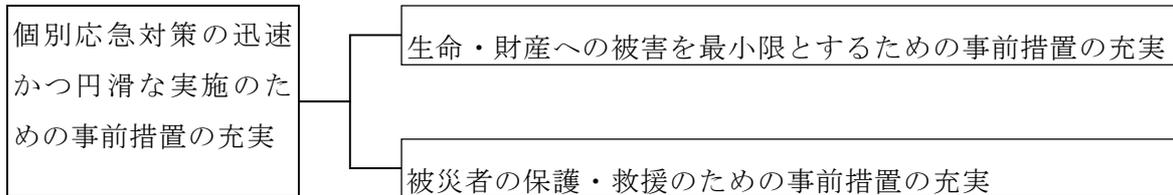
- (1) 市町村は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定避難所、避難路等について周知徹底するものとする。

- (2) 県、市町村及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの実施などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図るものとする。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、総務部デジタル政策課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工観光労働部観光局観光政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課・公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震・津波に関する情報伝達体制の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。県は、市町村に対し津波等に関して大分県防災情報通信システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

県及び市町村は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、SNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など情報伝達手段の多様化を図る。

さらに避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県としては以下の対策を推進していくこととする。

- イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
- ハ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

- ニ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導
- ホ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進
- ヘ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

(3) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- イ 市町村、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- ロ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の補助

(4) 救急医療対策の充実

イ 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

- (イ) 病院の耐震化
- (ロ) 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充
ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等
- (ハ) 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施
- (ニ) 災害派遣医療チーム（大分DMAT）の出動体制の確保・充実
- (ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び災害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- (ヘ) 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄
- (ト) 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMATが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- (チ) 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録
- (リ) 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施
- (ヌ) 被災地での対応困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備
- (ル) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用体制の整備
- ロ 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制の充実に努めるものとする。

(5) 消防対策の充実

陸上部の同時多発火災、海上火災及び危険物等の海上流出等の発生に迅速に対処できるよう、県は関係機関と調整のうえ以下の対策を推進していくこととする。

- イ 消防本部、自衛隊、海上保安部及び民間消防機関等との合同消火訓練の実施（総合防災訓練、石油コンビナート総合防災訓練（別途大分県石油コンビナート等防災計画により定める）を含む）

- ロ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設・設備の整備拡充
- ハ 市町村が行う自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

(6) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(8) 各種情報システム・データの適切な保全

県民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行うものとする。

また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行うものとする。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（教育庁教育改革・企画課、生活環境部協働・共助推進室、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・子ども未来課・子ども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

- イ 無線設備の整備
- ロ 教職員の役割の事前規定
- ハ 調理場の調理機能の強化
- ニ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- ホ シャワー室、和室の整備
- へ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- ト 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- チ トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援体制の構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、県内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 市町村における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、

炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を供給できるよう、プレハブ住宅関係団体や木造住宅団体など、多様な住宅供給団体と協定を締結する。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県と市町村が連携し、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、平時から体制を整備しておくものとする。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

イ 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

ロ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

イ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討

ロ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ハ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

ニ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9) 障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

(10) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時

に迅速なり災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、県下統一の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を行う等、全市町村で統一した運用を図る。

第5節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（B-P10）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認・更新を定期的に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。

県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。

市町村は、孤立が想定される地域について、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。

県及び市町村は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。

地震・津波対策編 第2部 災害予防
 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置
 第5節 救助物資の備蓄

品目	エリア・場所				東部		中部		西部		北部	
	大分	別府、日出、杵築、国東、豊後	庄内、庄内、津久見	豊後、竹田	日田、九重、玖珠	中津、宇佐、豊後高田						
1 缶詰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2 アルミ缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 おかず(缶詰・カレー)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4 高菜・豆(缶詰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5 保存飯(缶詰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6 餅(缶詰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7 餅(缶詰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8 湯茶(缶詰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 缶詰	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10 小冊子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11 大人用おむつ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12 生理用品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13 尿袋(缶詰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14 ストーマ用器具(人工肛門用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15 ストーマ用器具(人工肛門用)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16 緊急避難用簡易トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17 福祉避難用簡易トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18 福祉避難用簡易トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 簡易トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20 アルミ缶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21 フェルトトイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22 使い捨て器具(袋等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23 紙コップ(袋等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24 簡易トイレ(袋等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25 携帯トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26 トイレ用シート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27 カイロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28 カインスターター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29 タオル(袋等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30 フルーツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31 不燃缶(袋)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32 アルコール消毒薬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33 フェイスマスク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34 簡易トイレ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○※...平日7時から平日定

第5章 その他の災害予防

第1節 災害対策基金の確保

第1節 災害対策基金の確保

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源にあてるための基金の積立、運用等は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害救助基金の積立（福祉保健部福祉保健企画課）

県は、災害救助法の定めるところにより災害救助基金を積立てるものとする。各年度における積立最小額は、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五に該当する額とする。

2 災害救助基金の管理運用（福祉保健部福祉保健企画課）

県の災害救助基金の管理運用は、次の方法による。

- (1) 財政融資資金への預託及び確実な銀行への預金
- (2) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債権の応募又は買入
- (3) 災害救助に必要な給与品の事前購入

3 市町村に対する指導（総務部市町村振興課、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村）

災害が発生した場合は、被害を最小限に止めると同時に速やかに復旧することにより、民生の安定、福祉を図らねばならないので、県は、市町村に対し、災害対策基金等の設置について指導を行うものとする。

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第2章 活動体制の確立

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 県民に期待する行動

第3節 災害応急対策の体系

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 被災市町村への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生した場合又は市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市町村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県は、地震発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

また、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

大分県は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、県、市町村、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の県民生活安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおい防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 県民に期待する行動

地震又は津波による災害から県民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、県民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。県、市町村、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるため、県民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（局・署を含む。以下同じ。）、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市町村、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市町村職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(5) 近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

(6) 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市町村、消防本部、警察署（交番）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

地震発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

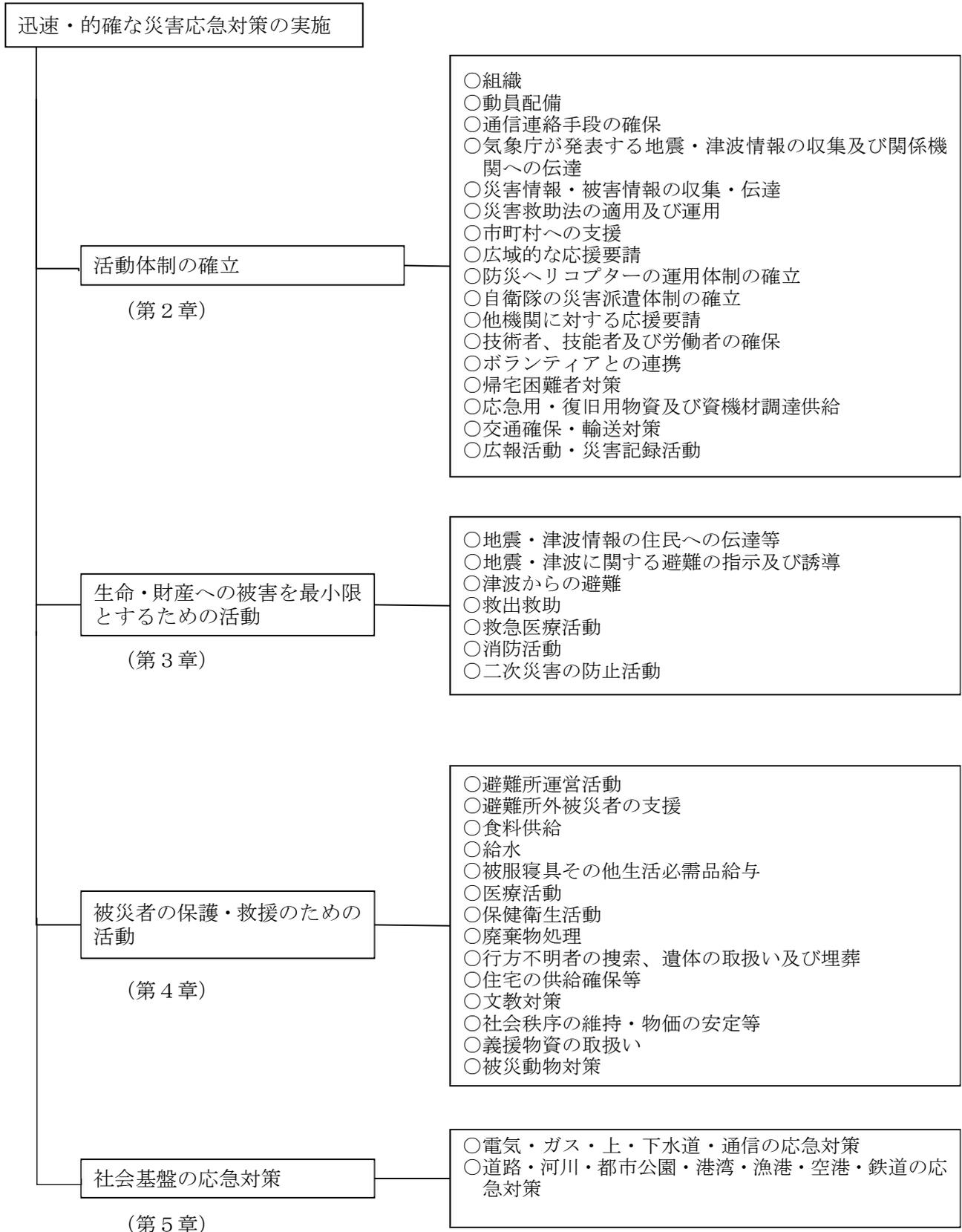
発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」・「災害用伝言板（web171）」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かつての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

- 第1節 組織
- 第2節 動員配備
- 第3節 通信連絡手段の確保
- 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達
- 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達
- 第6節 災害救助法の適用及び運用
- 第7節 市町村への支援
- 第8節 広域的な応援要請
- 第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立
- 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立
- 第11節 他機関に対する応援要請
- 第12節 技術者、技能者及び労働者の確保
- 第13節 ボランティアとの連携
- 第14節 帰宅困難者対策
- 第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
- 第16節 交通確保・輸送対策
- 第17節 広報活動・災害記録活動

第1節 組織

災害応急対策を総合的かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○県災害対策本部の設置＜生活環境部防災対策企画課＞

各地区災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置（激甚な災害が発生した場合）

○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知

（県災害対策本部総合調整室情報収集班、広報・情報発信班から連絡）

消防庁

県防災会議委員及び幹事

県内に所在する指定地方行政機関等の主要な出先機関又は事業所等

陸上自衛隊第2特科団（湯布院駐屯地）

各報道機関

その他必要と認められる機関

（地区災害対策本部庶務班から連絡）

所管区域内の市町村

所管区域内に所在する国又は他の防災関係機関の出先機関又はその事務所のうち必要と認める機関

1 活動組織の整備確立方針

地震又は津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は拡大を防止するために必要な処置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災関係機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることに鑑み、それぞれの防災関係機関において、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

県においては、本節に定めるほか個別具体的な事項は「大分県災害対策本部条例（昭和37年大分県条例第41号）」、「大分県災害対策本部規程（昭和37年災害対策本部訓令第1号）」及び「大分県災害対策本部等運営要綱」等により確立する。

防災事務に関し、連絡調整及び各部局所管事務に係る災害情報の収集・通報を処理するため、各所属に防災連絡員を配置するとともに災害予防対策及び災害応急対策の円滑な推進を図るための県庁内調整機関を設置する。

また、地域の防災対策を強化するため、各振興局に「地域防災監」を設置し、地域での情報収集や市町村支援等の機能強化を図る。

2 災害発生時における県の組織体制

知事は、地震又は津波による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策

を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 県内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 当該振興局の管内に、気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波注意報を発表したとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局次長（地域防災監）
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 注意報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき
- c. 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき
- d. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部防災局長
副本部長	生活環境部防災危機管理監

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 解散基準

- a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- b. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災対策企画課長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 広報業務を円滑に推進するため、広報員を配置する。配置にあたっては広報広聴課長が災害対策本部広報・情報発信班要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。
- c. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 当該振興局の管内に、気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波警報を発表したとき
- c. その他、必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握

- c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- d. 災害警戒本部との連絡調整
- (ホ) 解散基準
 - a. 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
 - b. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
 - c. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき
- (ヘ) その他
 - a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で震度5強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に大津波警報を発表したとき
- c. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県庁舎本館6階 大分県防災センター内

- ただし、県庁舎が被災し使用できない場合は、大分スポーツ公園内に設置するものとする。

(ハ) 組織・職制

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院局長、教育長、警察本部警備部長、生活環境部防災局長、陸上自衛隊湯布院駐屯地連絡幹部職員、海上保安庁第七管区海上保安本部大分海上保安部職員

- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合調整室を設置する。

室長	生活環境部危機管理監
室員	別に定める職員

- c. 広域受援に関する情報を一元化に掌握し、広域受援対策を円滑に処理するため、受援・市町村支援室を設置する。

室長	総務部審議監
室員	別に定める職員

- d. 各種の災害応急対策及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	企画振興部長、福祉保健部長、生活環境部長、生活環境部防災局長、商工観光労働部長、農林水産部
----	---

	長、土木建築部長、警察本部警備部長、教育長
調整担当官	別に定める職員
班長・副班長・班員	別に定める職員

(二) 処理すべき主な事項

a. 本部会議の協議事項

- ・災害応急対策の重点項目の決定
- ・災害応急対策の進捗状況
- ・自衛隊の災害派遣要請の決定
- ・広域応援要請の決定
- ・災害救助法適用の決定
- ・その他必要な事項

b. 総合調整室の主な処理事務

- ・災害情報の一元的な管理
- ・災害対策本部の人員調整
- ・被害状況、避難状況等の情報収集
- ・安全情報、義援物資の受付等広報
- ・関係団体への応援要請
- ・緊急車両の確認
- ・災害応急対策の全体調整
- ・広域避難及び応援の要請
- ・各部をまたがる重要事項の連絡調整
- ・原子力災害対策に係る連絡調整及び住民問い合わせ対応
- ・原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施
- ・原子力災害時の放射線防護措置実施に係る指揮及び全体調整
- ・原子力災害時の広域避難者の受入調整
- ・ヘリコプターの運用調整
- ・ドローンの飛行要請
- ・その他必要な事項

c. 総務班の主な事務処理

- ・本部会議の事務
- ・庁内施設、設備の確保
- ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡

d. 広報・情報発信班の主な処理事務

- ・報道機関との連絡体制の確立
- ・プレスルーム等の運営
- ・避難情報、ライフライン情報の報道機関・県民等への広報
- ・二次災害防止のための報道機関・県民等への広報

e. 受援・市町村支援室の主な処理事務

- ・他の都道府県等からの連絡員の受入れ
- ・九州・山口9県被災地支援対策本部への応援要請
- ・災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選
- ・県への応援必要人数の把握
- ・県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握
- ・他の都道府県からの応援職員の受入れ
- ・被災市町村への派遣必要人数の把握
- ・被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請

f. 各部の主な処理事務

【被災者救援部】

- ・避難所開設・運営への協力・支援
- ・避難所における被災者からの要望状況の把握
- ・ボランティア活動に関する情報の一元管理
- ・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報の共有
- ・ボランティアの要請及び派遣についての調整
- ・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供
- ・消費生活相談所の開設
- ・生活関連物資の価格調査及び監視
- ・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・支援
- ・水道被害状況の把握
- ・給水車の調整

【支援物資部】

- ・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
- ・市町村に対する救助物資等の配分
- ・給水班の派遣
- ・支援食料、義援物資等の受入
- ・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保

【福祉保健医療部】

- ・救急医療体制の確立
- ・保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWA T）、医療支援チーム、保健師等チーム等）の派遣
- ・医療支援チーム、保健活動チーム（保健師及び事務職員等で構成するチーム。以下同じ。）等の派遣
- ・医療・保健衛生ニーズの把握
- ・福祉避難所開設への協力・支援
- ・要配慮者の被災状況の把握及び対策
- ・広域的な救急医療活動の調整
- ・被災者の感染症対策、健康・栄養相談
- ・学校の保健衛生管理
- ・被災動物の保護
- ・遺体の埋・火葬の調整
- ・原子力災害時の医療チーム及びスクリーニングチームの派遣

【児童・生徒対策部】

- ・学校施設及び職員、児童・生徒等の被災状況の把握
- ・教室の確保、応急授業の実施及び教材学用品の供給
- ・学校での保健衛生措置の実施

【通信・輸送部】

- ・通信設備の確保
- ・専用回線の設置
- ・被災地との連絡体制の確立
- ・物資その他の輸送に必要な情報の収集・伝達

- ・ 輸送経路の選定
- ・ 緊急輸送又は救出救助・消防活動に必要な輸送車両の確保
- ・ 緊急輸送等の実施
- ・ 代替交通手段の確保

【社会基盤対策部】

- ・ 公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・ 緊急輸送道路・港湾の啓開
- ・ 交通規制の実施
- ・ 二次災害の防止活動
- ・ 被災地における住宅ニーズの把握
- ・ 応急仮設住宅の建設及び管理
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 災害公営住宅の建設
- ・ 市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・ 公営住宅の空き部屋調査及び緊急家賃調査の実施
- ・ 総合住宅相談所の開設

【農林水産基盤対策部】

- ・ 公共施設の被害状況についての情報収集及び提供
- ・ 農林水産施設及び農作物の被害状況についての情報の収集及び提供
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 市町村の公共施設の応急復旧に対する支援
- ・ 緊急輸送道路・漁港の啓開
- ・ 二次災害の防止活動
- ・ 原子力災害時の地域生産物等の摂取制限の実施に係る措置

【治安対策部】

- ・ 住民の避難誘導
- ・ 被災者の救出救助
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 困りごと相談所の開設
- ・ 臨時交番等の設置
- ・ 交通状況についての情報収集
- ・ 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・ 緊急交通路の確保
- ・ 交通規制の実施

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、総合調整室情報収集班が大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

被害状況等により本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき。

(ト) その他

部局長は、各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

ロ 地区災害対策本部

(イ) 設置基準

- a. 当該振興局の管内で震度5強以上を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 当該振興局の管内に、気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る大津波警報を発表したとき
- c. その他、必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長（地域防災監）、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

- a. 地区災害対策本部に地区本部会議及び対策のための班を設置する。なお、各班の設置及び要員の配置については、所管する地域及び県の機関の状況並びに災害の規模を勘案して地区本部長が決定する。

(二) 処理すべき主な事項

(被災者救援班)

- ・ 県管理施設利用者の避難誘導
- ・ 被災地及び被災者の状況の把握
- ・ 市町村が行う災害応急対策に必要な支援・協力
- ・ 帰宅困難者に対する情報提供地点の確保及び誘導
- ・ 被災地におけるボランティア活動の支援
- ・ 支援物資の要望及び配布の状況の把握
- ・ 児童・生徒の被災状況及び学校運営状況の把握

(支援物資班)

- ・ 備蓄物資の開放及び義援物資の受入
- ・ 救援物資・義援物資の配分
- ・ 物資の過不足等の状況調査及び不足物資の調達
- ・ 救援物資に係る市町村の支援
- ・ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視
- ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

(保健所班)

- ・ 社会福祉施設、医療施設、毒劇物施設の被災状況、指定避難所の開設状況ほか、医療救護・保健衛生活動に必要な情報の収集
- ・ 救急医療活動の調整
- ・ 医薬品及び衛生資材の調達・確保
- ・ 保健医療福祉活動チームのローテーションや活動の調整・被災地における衛生維持及び防疫
- ・ 補給水源の衛生状況調査
- ・ 福祉避難所開設への協力・支援
- ・ 要配慮者に対する情報提供及び保健指導
- ・ 学校の保健衛生
- ・ 被災動物の保護

(通信・輸送班)

- ・ 通信設備の確保
- ・ 交通状況の把握
- ・ 被災地との通信手段の確保

- ・ 救援物資・義援物資の配送
- ・ 被災者の指定避難所への移送

(社会基盤対策班)

- ・ 公共施設の被災状況の確認・報告
- ・ 県管理施設の点検、避難対策及び応急対策
- ・ 被災した公共施設の応急復旧
- ・ 被災建築物の応急危険度判定
- ・ 緊急交通路の確保
- ・ 二次災害防止のための危険箇所の点検、避難対策及び応急対策
- ・ 被災地における住宅ニーズの把握
- ・ 応急仮設住宅の建設及び管理、被災住宅の応急修理、災害公営住宅の建設
- ・ 市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力
- ・ 総合住宅相談所の開設

(庶務班)

- ・ 管轄地区内の被害・応急対策状況等の情報の収集、取りまとめ及び本部総合調整室への報告
- ・ 災害関連、避難、要配慮者、交通、地域の安全、物価等に係る各種情報の受信・提供
- ・ 義援物資の受付品目・送付場所の情報提供
- ・ 市町村災害対策本部との連絡調整
- ・ 市町村や関係機関、住民等からの要請、要望、相談等の受付
- ・ 地区本部の施設、設備の被害状況把握及び機能維持のための応急対策
- ・ 地区本部会議の事務
- ・ 現地災害対策本部の設置
- ・ 職員の配置・調整
- ・ 被災市町村への職員の派遣
- ・ 緊急通行車両の確認
- ・ 消費生活相談所の開設
- ・ 住民からの要望事項への対応

(ホ) 解散基準

災害対策本部が解散したとき。

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ハ 現地災害対策本部

(イ) 設置目的

激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(ロ) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部員（県警本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部員	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名

(ハ) 処理すべき主な事務

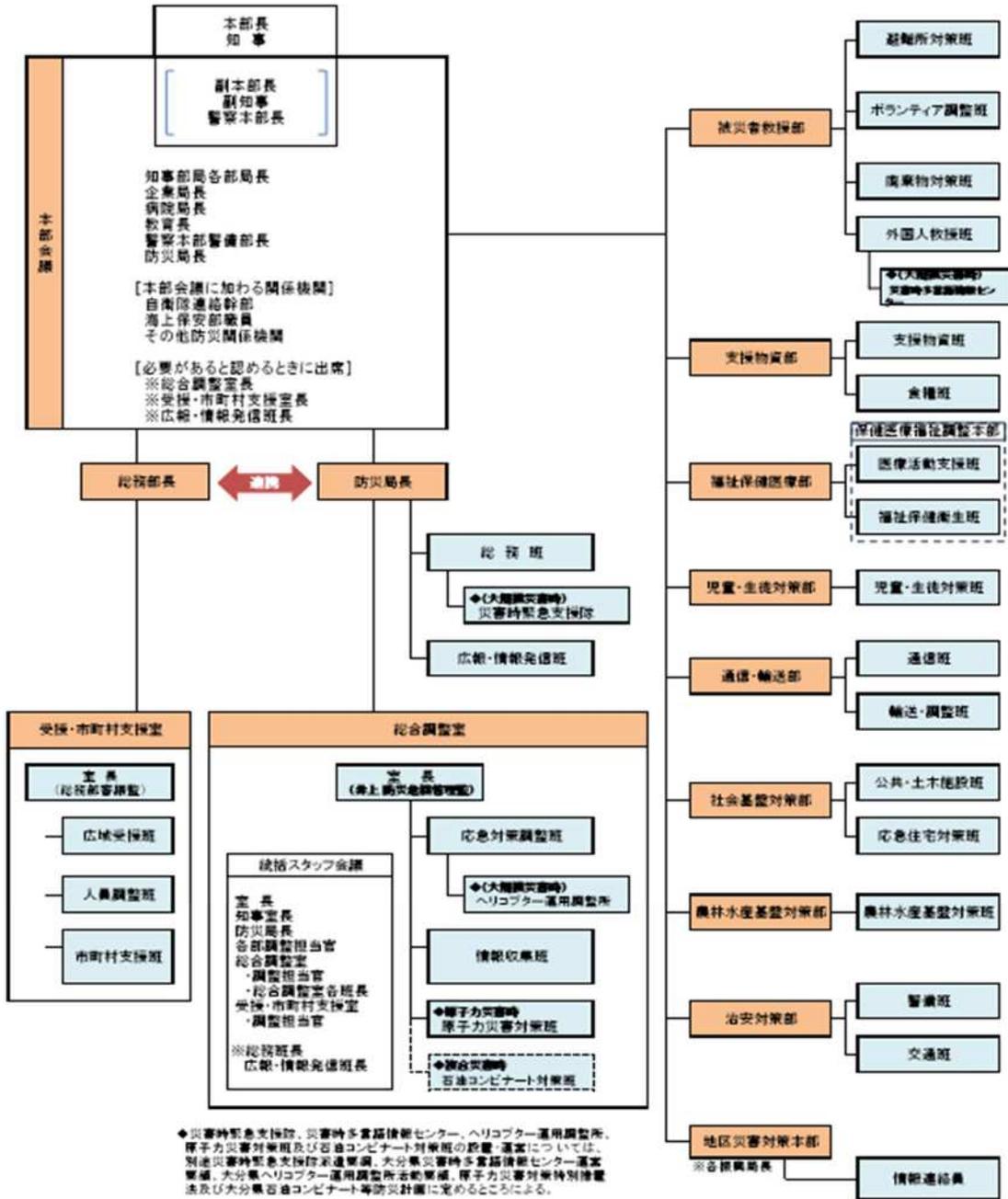
- 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項

- c. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- d. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

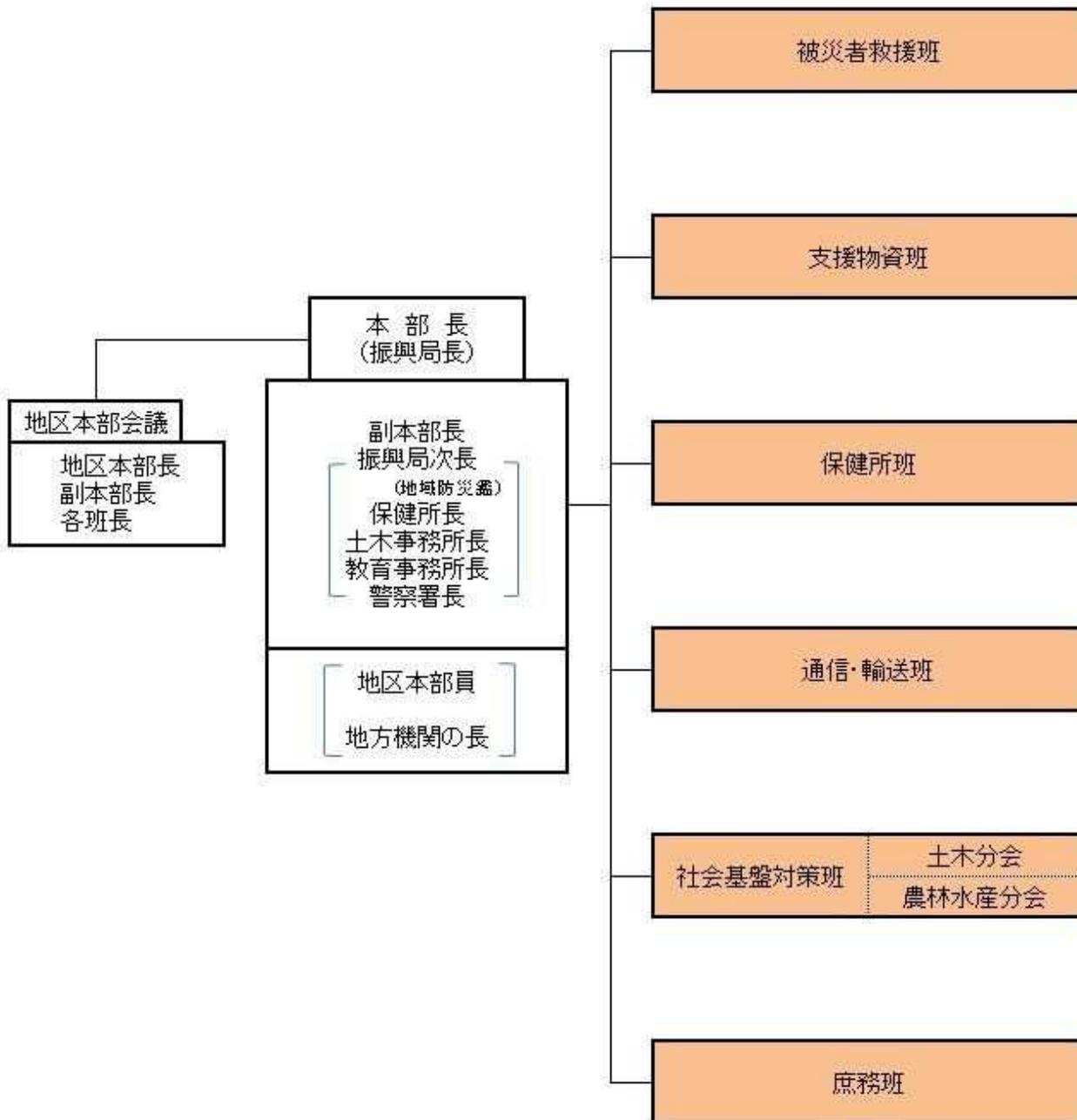
(4) その他

- イ 災害対策本部にあつては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあつては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
- ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。

大分県災害対策本部組織図 (R7.5.1現在)



大分県地区災害対策本部組織図



3 その他の県の災害対策組織

(1) 水防本部

イ 設置

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水、津波等による水災を警戒し、防御しその被害を軽減するため常時設置される。

ロ 組織系統

水防本部（土木建築部河川課）→水防支部（土木事務所）

ハ 災害対策本部との関係

大分県災害対策本部が設置され、社会基盤対策部公共・土木施設班が置かれたときは、社会基盤対策部公共・土木施設班が水防本部の事務をあわせて処理するものとする。

ニ その他

地震時においては二次災害の防止に万全を期すこととし、必要な事項は「第3章第7節二次災害の防止活動」に定めるところによる。

(2) 大分県警察災害警備本部

イ 設置

県内の地域において大規模地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合に、県庁舎新館11階の総合指揮室に設置する。

ただし、同所が震災等により使用不能の場合には、次に掲げる施設のうちで適当な場所に設置する。

(イ) 運転免許センター

(ロ) 大分県警察学校

(ハ) 大分中央警察署

(ニ) その他適当と認められる警察施設等

ロ 組織系統

大分県警察災害警備本部 → 警察署災害警備本部

ハ 災害対策本部との関係

大分県災害対策本部が設置された場合、治安対策部の事務は、大分県警察災害警備本部が処理するものとする。

4 大分海上保安部災害対策組織

(1) 名称

大分海上保安部地震災害現地対策本部

(2) 設置の基準

地震災害応急対策の迅速かつ的確な推進のため必要と認めた場合に設置する。

(3) 組織

大分海上保安部又は第七管区海上保安本部が設置する組織

(4) 設置場所

大分海上保安部内

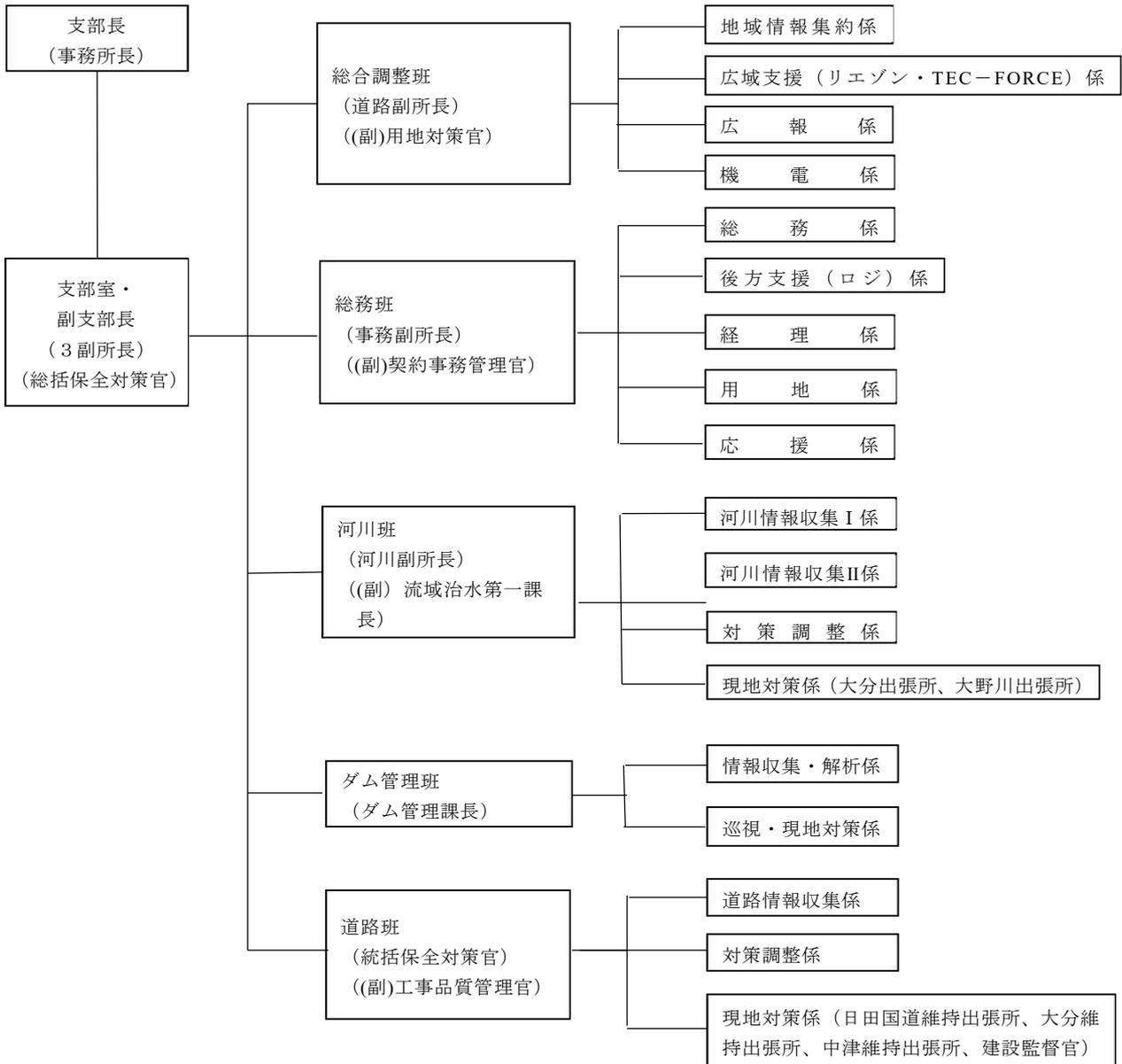
5 九州地方整備局関係災害対策組織

(1) 大分河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

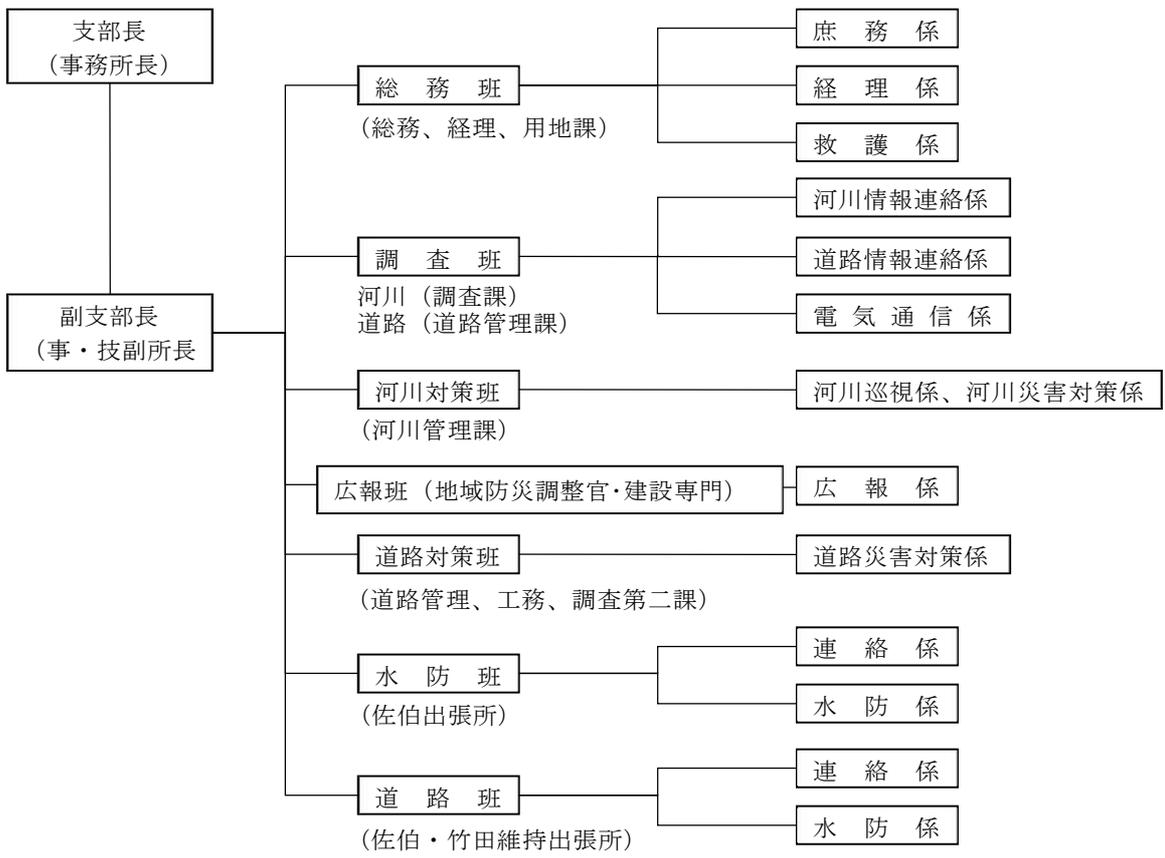
大分河川国道事務所内

ニ 連絡窓口

総合調整班 (地域防災調整官)

(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部

- イ 設置の基準
 災害が発生したとき又は予想されるとき
- ロ 組織

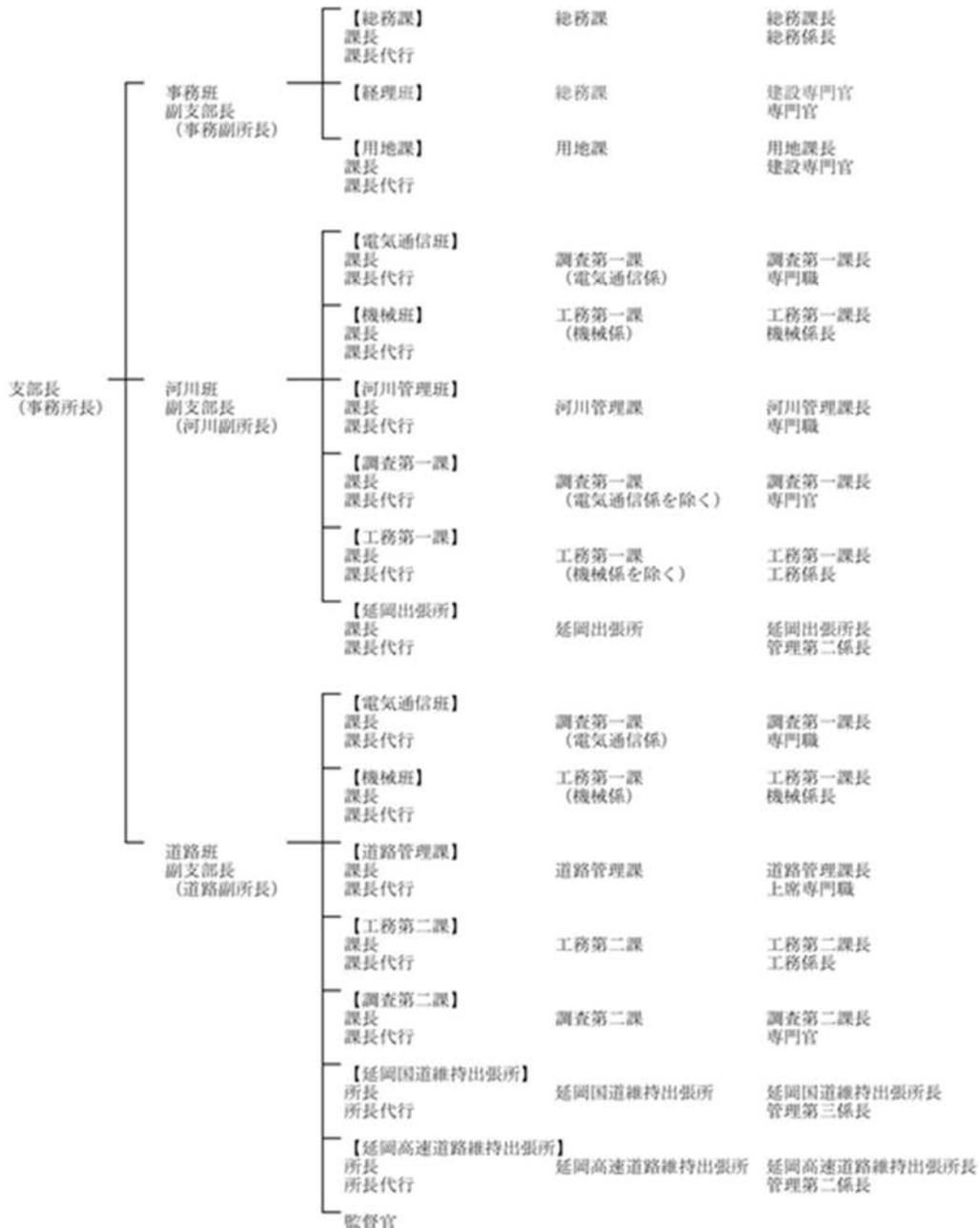


ハ 設置場所 佐伯河川国道事務所内

(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準 災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



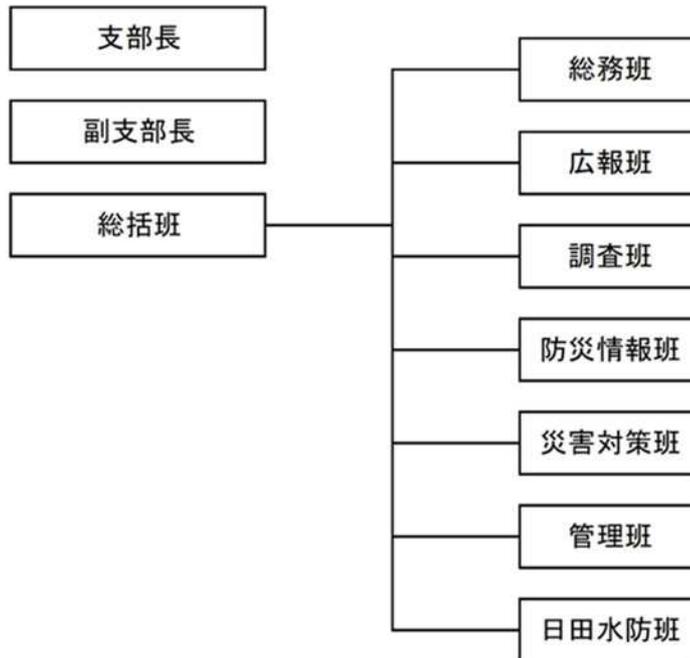
ハ 設置場所 延岡河川国道事務所

(4) 筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織

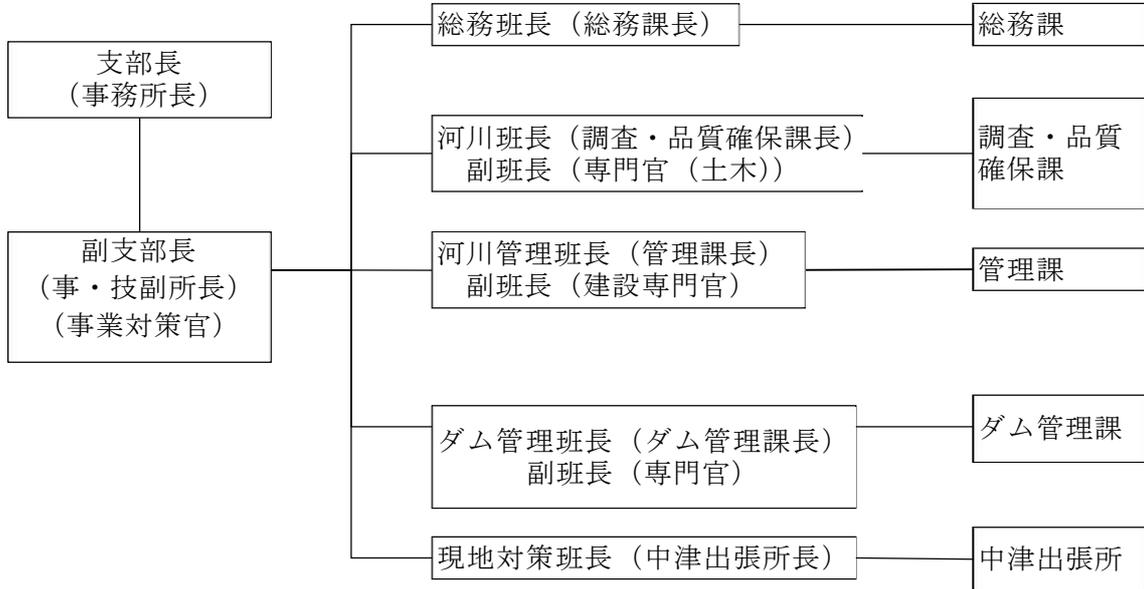


ハ 設置場所

筑後川河川事務所日田出張所内

(5) 山国川河川事務所災害対策支部

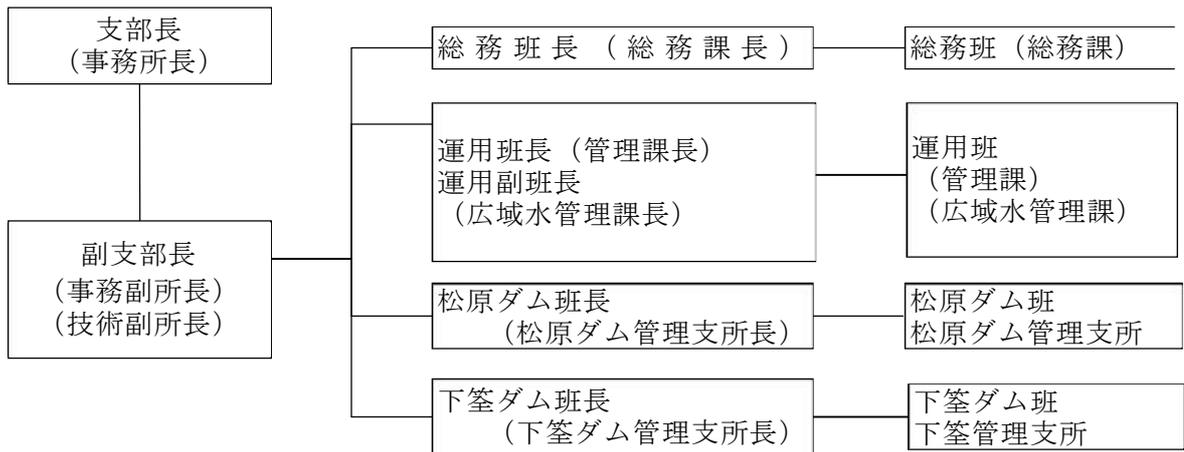
- イ 設置の基準
 災害が発生したとき又は予想されるとき
- ロ 組織



- ハ 設置場所
 山国川河川事務所内

(6) 筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部

- イ 設置の基準
 災害が発生したとき又は予想されるとき
- ロ 組織



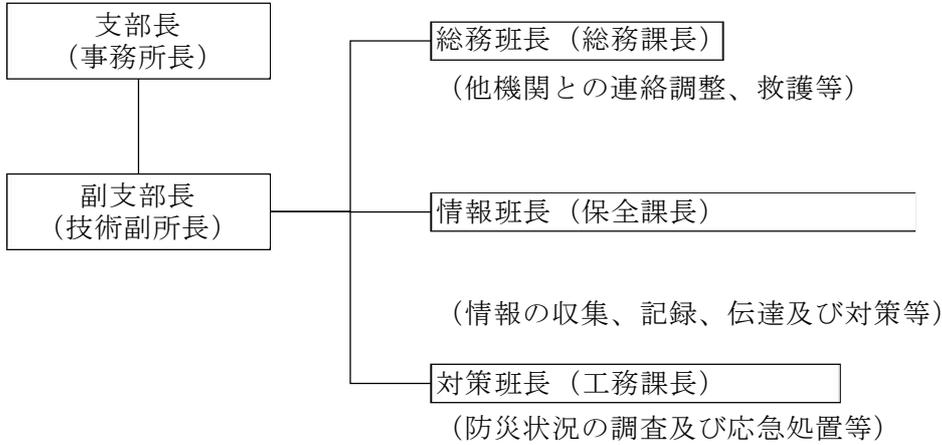
- ハ 設置場所
 筑後川ダム統合管理事務所内

(7) 別府港湾・空港整備事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

別府港湾・空港整備事務所内

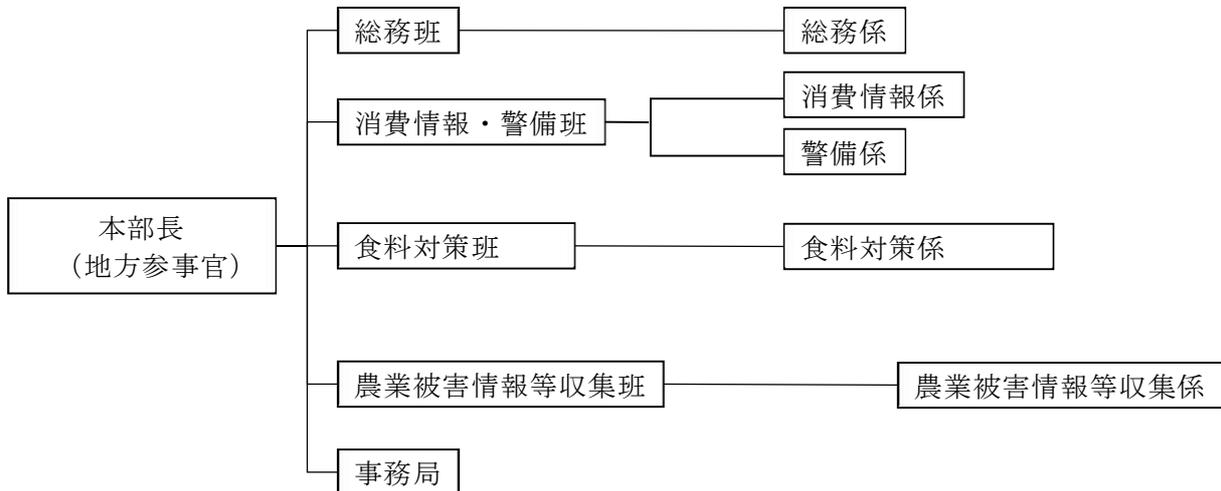
(8) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

6 九州農政局大分県拠点災害対策本部

(1) 設置の基準

地震等による甚大なる被害が発生したとき又はその発生が予想されるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

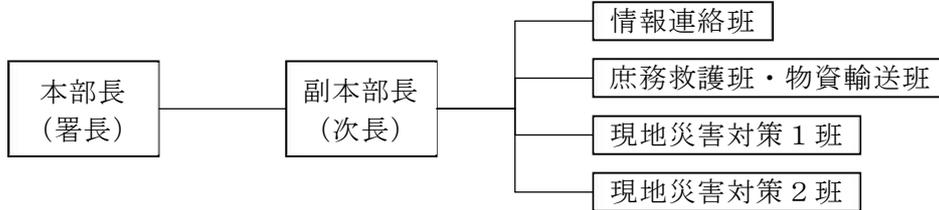
九州農政局大分県拠点

(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

7 九州森林管理局関係災害対策組織

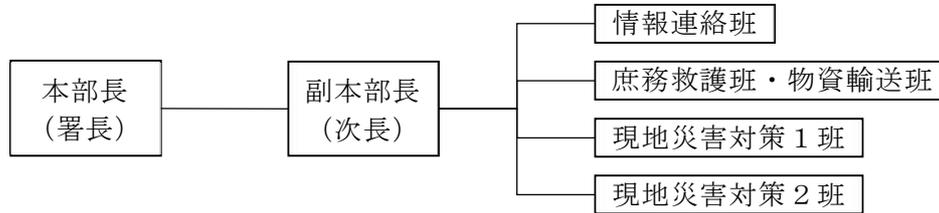
(1) 大分森林管理署災害対策本部

- イ 設置の基準
地震等が発生したとき
- ロ 組織



(2) 大分西部森林管理署災害対策本部

- イ 設置の基準
地震等が発生したとき
- ロ 組織



(3) 設置場所

各森林管理署内

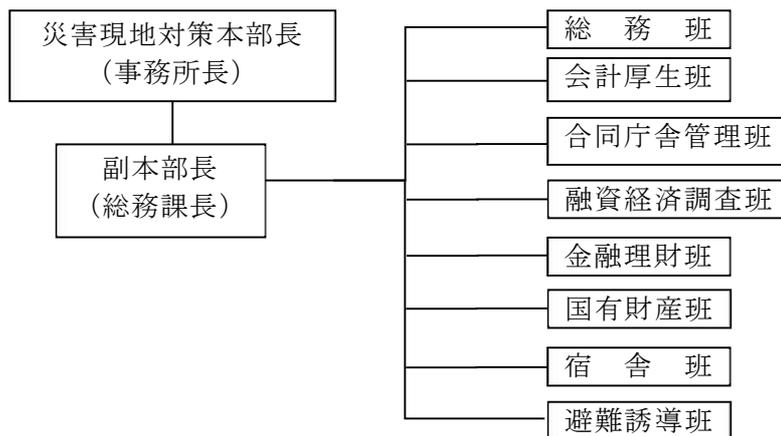
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

8 九州財務局大分財務事務所災害対策本部

(1) 設置の基準

地震等が発生したときに必要に応じて設ける。

(2) 組織



(3) 設置場所

大分財務事務所内

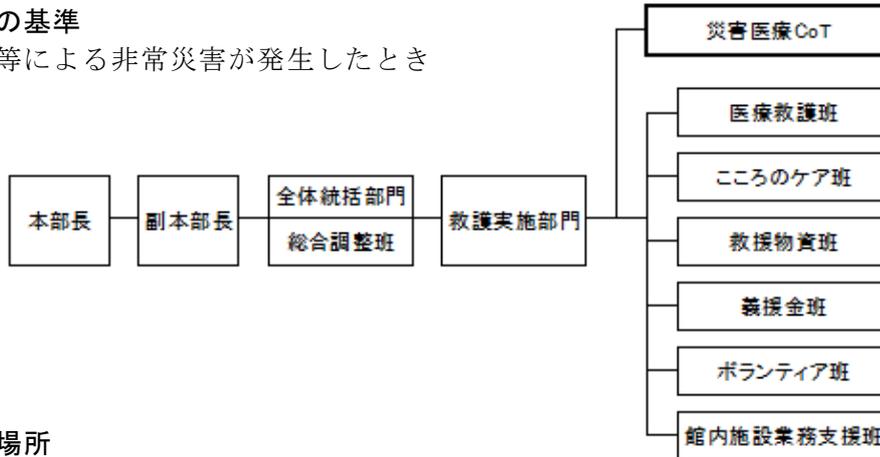
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

9 日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部

(1) 設置の基準

地震等による非常災害が発生したとき

(2) 組織



(3) 設置場所

日本赤十字社大分県支部内

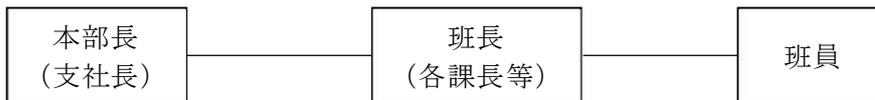
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

10 九州旅客鉄道(株)大分支社災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

九州旅客鉄道(株)大分支社内

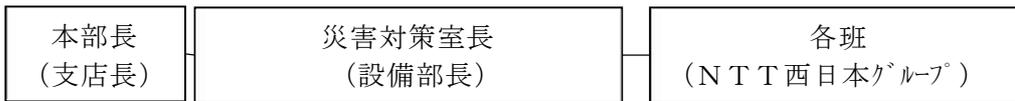
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

11 NTT西日本(株)大分支店災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

NTT西日本(株)大分支店内

(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

12 KDDI(株)九州総支社(現地対策室)

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 組織



(3) 設置場所

KDDI（株）九州総支社内

(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

1.3 株式会社NTTドコモ 九州支社災害対策本部

(1) 設置の基準

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 組織



(3) 設置場所 災害対策本部 株式会社NTTドコモ九州支社内

現地災害対策本部 株式会社ドコモCS九州大分支店内

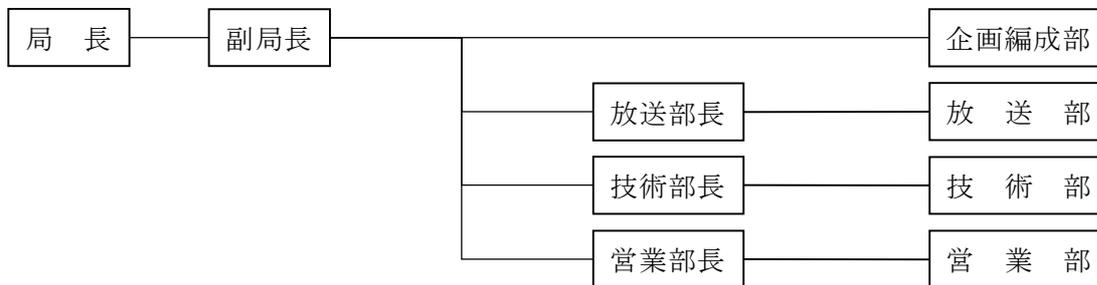
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

1.4 日本放送協会大分放送局災害対策本部

(1) 設置の基準

地震、大規模火災等の災害が発生し又は発生しようとするとき

(2) 組織



(3) 設置場所

日本放送協会大分放送局

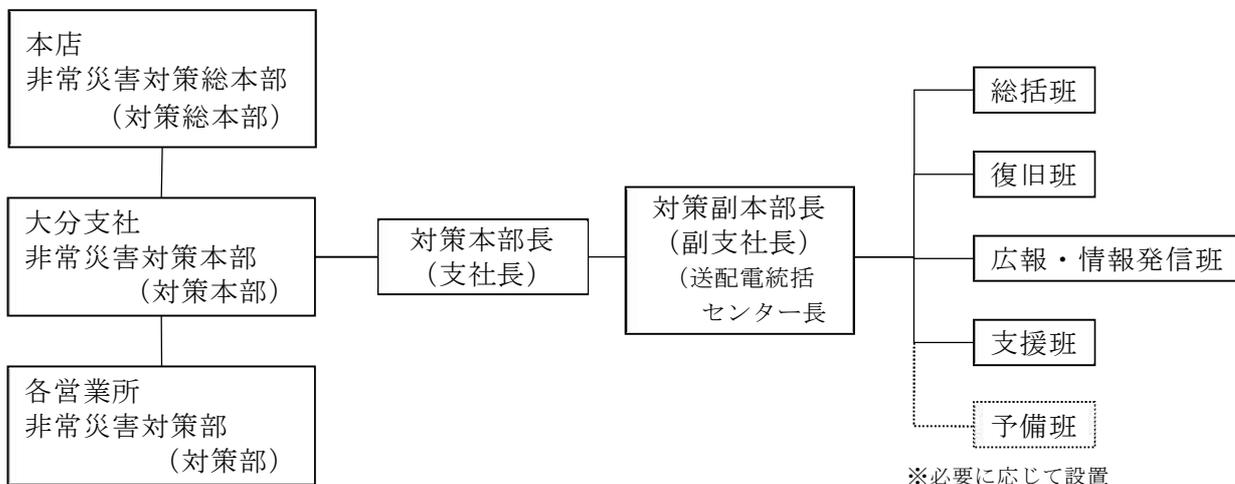
(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

1.5 九州電力(株)大分支店非常災害対策本部

(1) 設置の基準

地震等により災害が発生し又は発生が予想されるとき

(2) 組織



(3) 設置場所 九州電力(株)大分支店内

(4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。

1.6 市町村の災害対策組織

市町村における災害対策組織は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に災害に関する情報の収集体制の確立と被害状況調査の専門組織を設けるものとする。

1.7 その他の機関の災害対策組織

その他の防災関係機関においても、それぞれの災害時の防災業務推進のために必要な組織を確立し、県及び市町村その他の関係機関の災害対策組織と緊密な連携のもとに所掌の防災活動を行うものとする。

第2節 動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施するものとする。

[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]

< >内は主に担当する班等

○県職員の参集

□県災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

(総合調整室要員は、総合調整室設置予定地へ)

□地区災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関(県庁を含む)
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

(地区災害対策本部庶務班要員は、地区災害対策本部庶務班設置予定地へ)

1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災関係機関において必要な手続及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 県の動員配備体制

(1) 職員等の動員順序

イ 準備体制

- (イ) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。
- (ロ) 災害対策連絡室及び地区災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - ① 設置基準のa及びbは、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム(携帯電話)により要員を確保する。
 - ② 設置基準のcは、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ロ 警戒体制

- (イ) 準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。
- (ロ) 災害警戒本部情報室及び地区情報室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。

- ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。
- ② 設置基準の c は、随時呼び出しにより要員を確保する。
- ③ 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ハ 非常体制

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

(イ) 第1次配備体制

- ① 災害に関する情報の収集、伝達及び特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。
- ② 第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員（おおむね2割程度の職員；各部署で定める）及び地区災害対策本部第1次体制の人員とする。
- ③ 要員の確保は次の方法による
 - a. 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。
 - b. 設置基準の c は、随時呼び出しにより要員を確保する。
 - c. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

なお、設置基準 a 及び b に該当する場合は、本庁及び該当振興局の管内の地方機関のすべての職員は指定された配備体制にかかわらず、直ちに登庁するものとする。

(ロ) 第2次配備体制

- ① 災害の拡大に応じて第1次配備体制を強化し、災害の経過に応じて集中的・総合的な災害応急対策を実施する。
- ② 第2次配備は、災害対策本部第2次体制の人員（おおむね5割程度の職員；別途定める）及び地区災害対策本部第2次体制の人員とする。
- ③ 要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

(ハ) 第3次配備体制

- ① 第2次配備体制を強化し、強力・総合的な災害応急対策を実施する。
- ② 第3次配備は、県職員全員（別に定める、非常時において優先すべき通常業務に従事する者を除く。）を動員する。
- ③ 要員の確保は、第1次配備体制及び第2次配備体制と同様とする。

(2) 動員配備方針

県職員は、配備基準に該当する地震等が発生した場合、動員・配備の指令を待たず、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む。）。なお、配備体制の変更等については、必要に応じて（3）に示す動員系統により動員配備に関する指示を行うほか、全職員体制の場合には参集判断を助けるため、報道機関へ動員体制に関する放送を依頼する。

イ 準備体制の場合

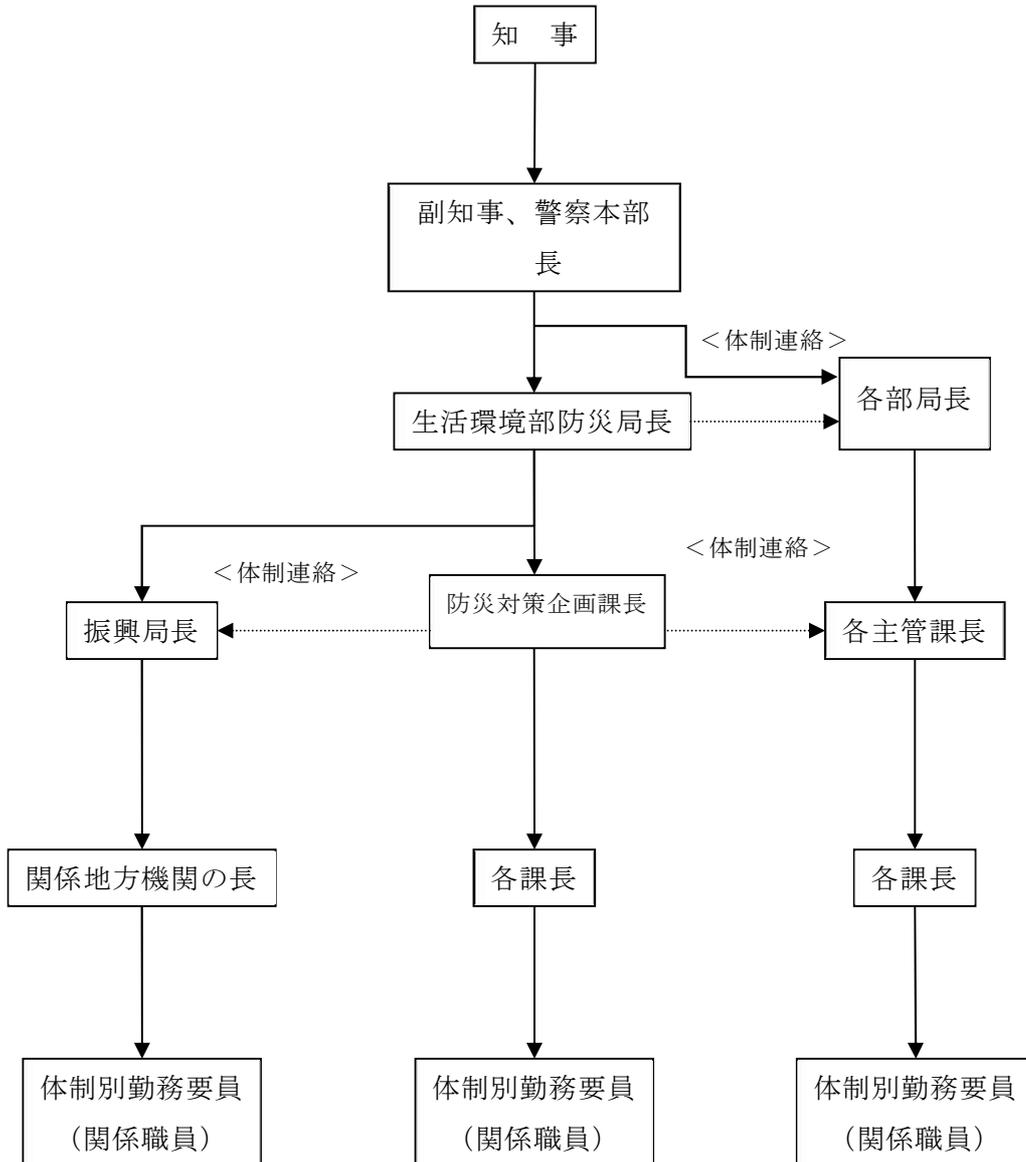
- (イ) 災害対策連絡室の要員として指名された職員
災害対策連絡室設置場所に参集する。
- (ロ) 地区災害対策連絡室の要員として指名された職員
振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。
- (ハ) その他の職員
 - ① 各部の要員は、各所属に参集する
 - ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ロ 警戒体制の場合

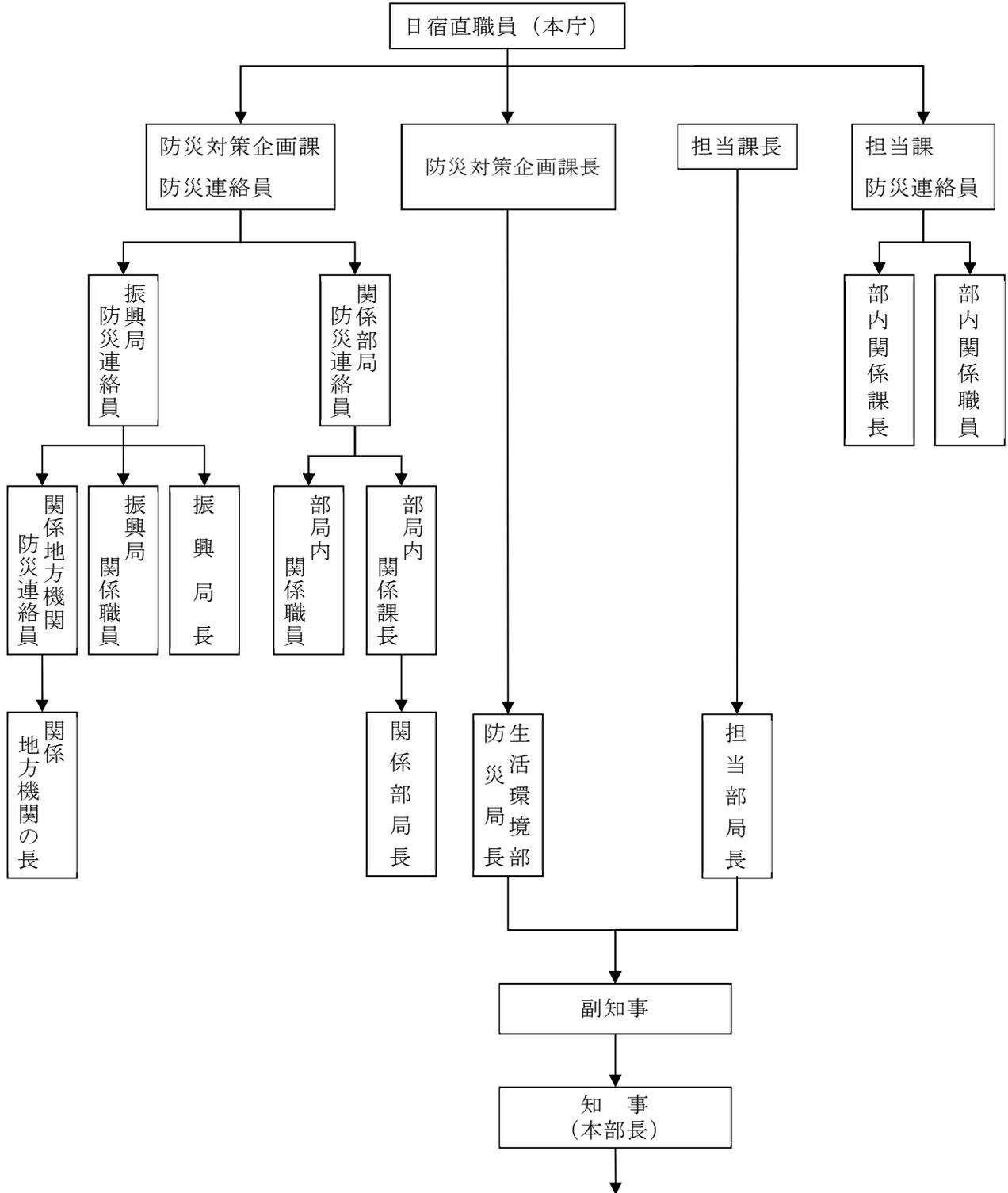
- (イ) 災害警戒本部情報室の要員として指名された職員
災害警戒本部情報室設置場所に参加する。
 - (ロ) 地区災害警戒本部情報室の要員として指名された人員
振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害警戒本部連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参加する。
 - (ハ) その他の職員
 - ① 各部の要員は、各所属に参加する。
 - ② その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。
- ハ 非常体制の場合
- (イ) 第1次又は第2次配備体制の場合
 - ① 災害対策本部第1次又は第2次配備体制の人員
 - a. 総合調整室の要員は、総合調整室設置場所に参加する。
 - b. 各部の要員は、各所属に参加する。
 - ② 地区災害対策本部第1次又は第2次配備体制の人員
 - a. 地区災害対策本部庶務班の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策本部庶務班設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参加する。
 - b. その他の職員は、各所属に参加する。
 - ③ その他の職員
動員配備に関する指示に留意しながら待機する。
 - (ロ) 第3次配備の場合
 - ① 災害対策本部第3次体制の人員
 - a. 総合調整室の要員は、総合調整室設置場所に参加する。
 - b. その他の全職員は、各所属に参加する。
 - ② 地区災害対策本部第3次体制の人員
 - a. 地区災害対策本部庶務班の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策本部庶務班設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参加する。
 - b. その他の全職員は、各所属に参加する。

(3) 職員等の動員系統

イ 勤務時間内（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）

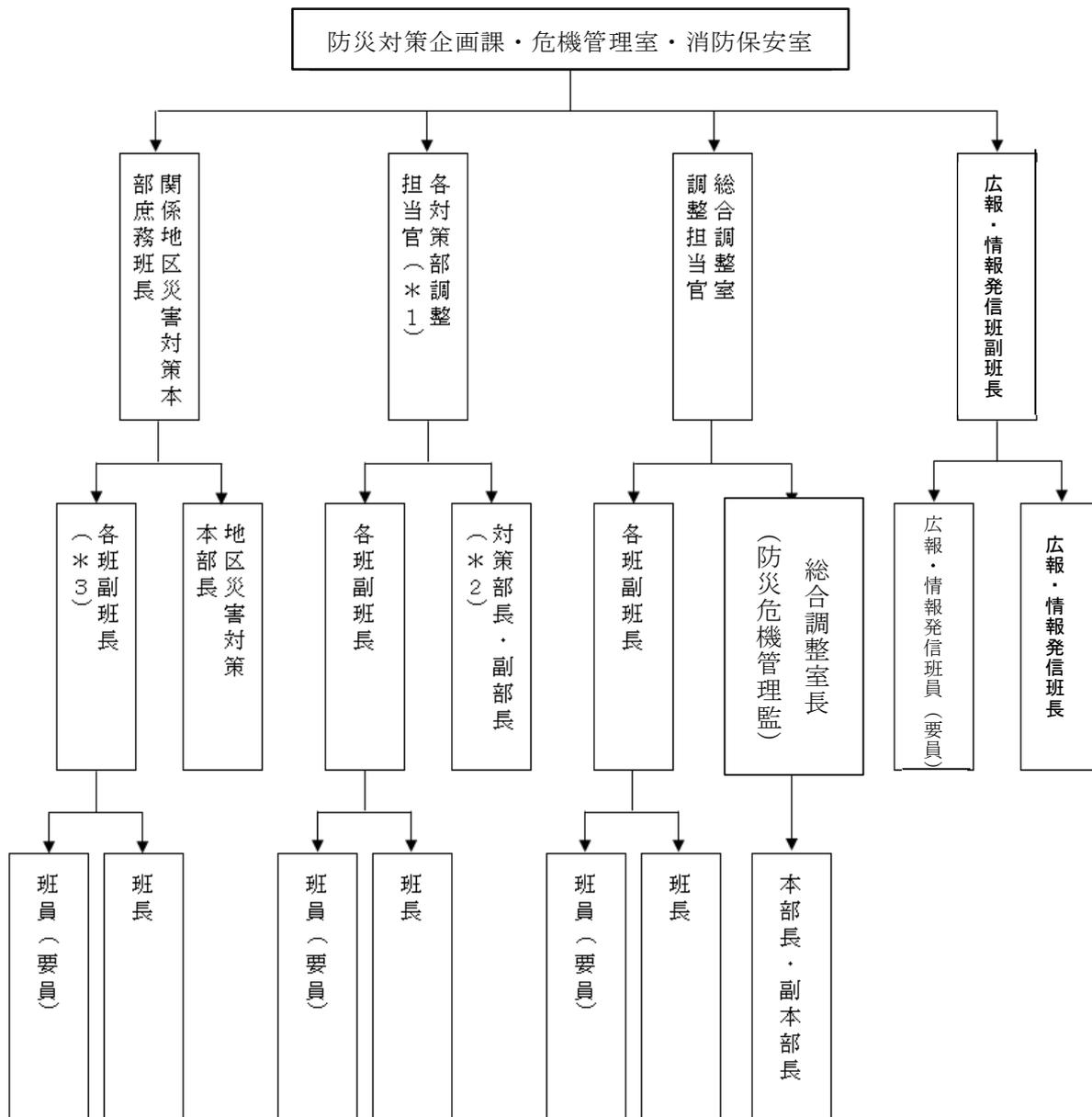


ロ 勤務時間外（災害対策連絡室～災害警戒本部まで）



以下の必要な配置等は、前頁（3）「職員等の動員系統」イ「勤務時間内」と同様とする

ハ 災害対策本部（全庁体制）を設置時



- (1) 各対策部調整担当官は、関係部主管課の総務企画監が務める。
- (2) 社会基盤対策部は企業局長を、福祉保健医療部は病院局長を含む。
- (3) 副本部長の教育事務所長及び警察署長を含む。

(4) 時間外の参集に当たっての留意事項

イ 災害の状況により所属に参集できないときの対応

災害の状況により所属に参集できない場合は、次に掲げる県の機関へ参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

(イ) 本庁職員

- ・第1順位：所属
- ・第2順位：自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- ・第3順位：最寄りの振興局
- ・第4順位：最寄りの県の機関

(ロ) 地方機関職員

- ・第1順位：所属
- ・第2順位：自己の業務に関連する最寄りの県の機関（県庁を含む。）
- ・第3順位：最寄りの振興局
- ・第4順位：最寄りの県の機関

ロ 多少とも揺れを覚知した際の対応

大きな揺れが局地的に発生し、それに対して迅速に応援体制を確立しなければならない場合も想定して、職員は、多少とも揺れを覚知した際には、必ずテレビ・ラジオ等で震度及び津波情報の確認を行う。

ハ 参集にあたっては、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。

ニ 参集手段

徒歩又は2輪車（自転車、バイク）での参集を原則とする。

ホ 大津波警報発表時は、自身の安全を最優先に考え、常に最新の情報を入手するよう努め、的確に状況を見極めて参集すること。

ヘ 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

(5) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、総務班は、総務部人事課と連携のうえ次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、地区災害対策本部についても同様に、総務班を通じて行うものとする。

イ 県庁機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し、本部会議の決定に従って直ちに応急対策活動にあたるが、「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」に必要な要員を最優先として配置する。

ロ 県庁機能一部損壊程度の災害

各部の責任者の指揮の下、本部会議の決定に従って「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」にあたる要員の重点配分を行う。

ハ 県庁機能支障なし程度の災害

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

(6) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（第2部第4章第1節参照）。

(7) 総務部人事課は、各所属と連携して災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

3 大分県警察の警備要員の招集及び参集

警察職員の招集及び参集については、大分県警察における災害警備実施に関する規定の定めるところによるものとする。

4 市町村の動員配備体制

市町村における災害対策の動員配備は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に勤務時間外に発生する災害時の動員配備体制を確立しておかなければならない。

5 その他の機関の動員配備体制

県の機関以外で県内に所在する防災関係機関は、災害時において必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力のうえ総合的な防災の推進を図るものとする。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところによって実施するものとする。

[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]

< >内は主に担当する班等

○県本庁内の通信連絡手段の確保

- 電話の点検・確認<通信・輸送部通信班>
- 庁内放送設備の点検・確認<通信・輸送部通信班>
- 電気通信事業者（NTT等）との連絡調整<通信・輸送部通信班>
- 報道機関との連携体制の確立<広報・情報発信班>
- 防災行政無線等庁内無線設備の点検・起動<総務班、通信・輸送部通信班>
 - * 県庁機能全壊：衛星系移動通信機器を災害対策本部の通信設備として活用
 - * 県庁機能一部損壊：防災行政無線、防災相互通信用無線などにより通信手段を確保
 - * 県庁機能支障なし：防災行政無線、水防無線、消防救急無線なども活用
- 防災関係機関の保有する通信機能の確認<総務班、通信・輸送部通信班>
- 庁内LANの点検・確認・暫定復旧<通信・輸送部通信班>

○被災地における通信連絡手段の確保

- 被災地への防災行政無線の持ち込み<総務班>
- 九州総合通信局や通信事業者等との連携<通信・輸送部通信班>

○通信連絡手段の確保情報の一元化<通信・輸送部通信班>

- 通信連絡手段の確保状況に関する資料作成

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講ずることとする。また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。

2 県における通信連絡手段の確保

総務班及び総合調整室情報収集班、通信・輸送部通信班は、県庁内及び被災地との通信連絡手段の確保に関して次のとおり実施するものとする。なお、地区災害対策本部においてもこれに準じた対応をとることとする。

- (1) 電話、庁内放送設備の点検・確認
- (2) 電気通信事業者（NTT等）との連絡調整
- (3) 報道機関との連携体制の確立
- (4) 防災行政無線等（大分県防災情報通信システム等）無線設備の点検・起動
対象となる無線設備は次のとおりである。
 - ・ 防災行政無線

- ・衛星系移動通信機器
- ・防災相互通信用無線
- ・水防無線（九州地方整備局向け）
- ・消防救急無線（消防応援活動調整本部と現地指揮本部及び緊急消防援助隊間）

(5) 庁内LANの点検・確認・暫定復旧

県庁（統制局）が被災した場合については、被災の状況に応じて次のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
A：県庁機能全壊 ・NTT回線、防災行政無線などの全ての通信システムがダウン。	統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星系移動通信機器等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。
B：県庁機能一部損壊 ・NTT回線等交換機を経由するシステムがダウン。 ・防災行政無線専用電話等は使用可能。	防災行政無線のほか、防災相互通信用無線などにより、通信手段を確保する。
C：県庁機能支障なし ・全ての通信システムが利用可能。	通常のNTT回線については、輻輳等により通話困難になる可能性が高いため、防災行政無線のほか、水防無線、消防救急無線なども活用する。

(6) 被災地における通信連絡手段の確保

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

イ 被災地への防災行政無線（移動局）の持ち込み

県災害対策本部要員が防災行政無線、衛星系移動通信機器等を現地に持ち込み、被害情報の収集（衛星系では画像の伝達も可能）及び市町村災害対策本部との連絡調整を行う。

ロ 孤立地区における衛星電話の活用

道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。ハ 振興局公用車等の活用

地区災害対策本部通信・輸送班は無線設備を有する振興局及び土木事務所の公用車も活用して通信手段を確保する。

ニ 九州総合通信局や移動通信事業者等との連携

総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、MCA無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。

(7) 通信連絡手段の確保・情報の一元化

通信・輸送部通信班は、通信連絡手段の確保状況に関する資料を作成し、必要に応じて各部に配布するとともに、九州総合通信局への連絡に努めるものとする。

3 市町村の通信連絡手段の確立措置

市町村における通信連絡手段の確立措置は、市町村地域防災計画に定めるところによる。特に、市町村内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立するものとする。

(1) 市町村防災行政無線による通信連絡

- (2) 防災相互通信用無線局による通信連絡
- (3) ケーブルテレビによる通信連絡

4 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線を利用して通信の確保を図る。

5 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- イ 人命救助に関すること
- ロ 被災地への救援に関すること
- ハ 交通通信の確保に関すること
- ニ 秩序の維持に関すること
- ホ その他緊急な事項

(2) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

- イ 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。
- ロ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。
- ハ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200字程度）。その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

(3) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして受領に遺漏のないようにすることが必要である。ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、気象庁が発表する緊急地震速報、震度速報、地震情報（「震源・震度に関する情報」、
「各地の震度に関する情報」）、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報および津波予報の収
集・伝達に関する要領等を定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づ
く県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 気象庁が発表する緊急地震速報、大津波警報等、震度速報、地震情報等の収集・伝達
 - * 第一次的には、各防災関係機関においてテレビ・ラジオ・携帯電話等を通じ情報を入手する。
 - 収集＜総合調整室情報収集班＞
 - 本庁内各部局、地区災害対策本部庶務班、市町村への伝達＜総合調整室情報収集班＞
 - 各水防支部（土木事務所）への伝達＜土木建築部河川課＞
 - 各警察署へ伝達＜警察本部＞

1 基本方針（地震）

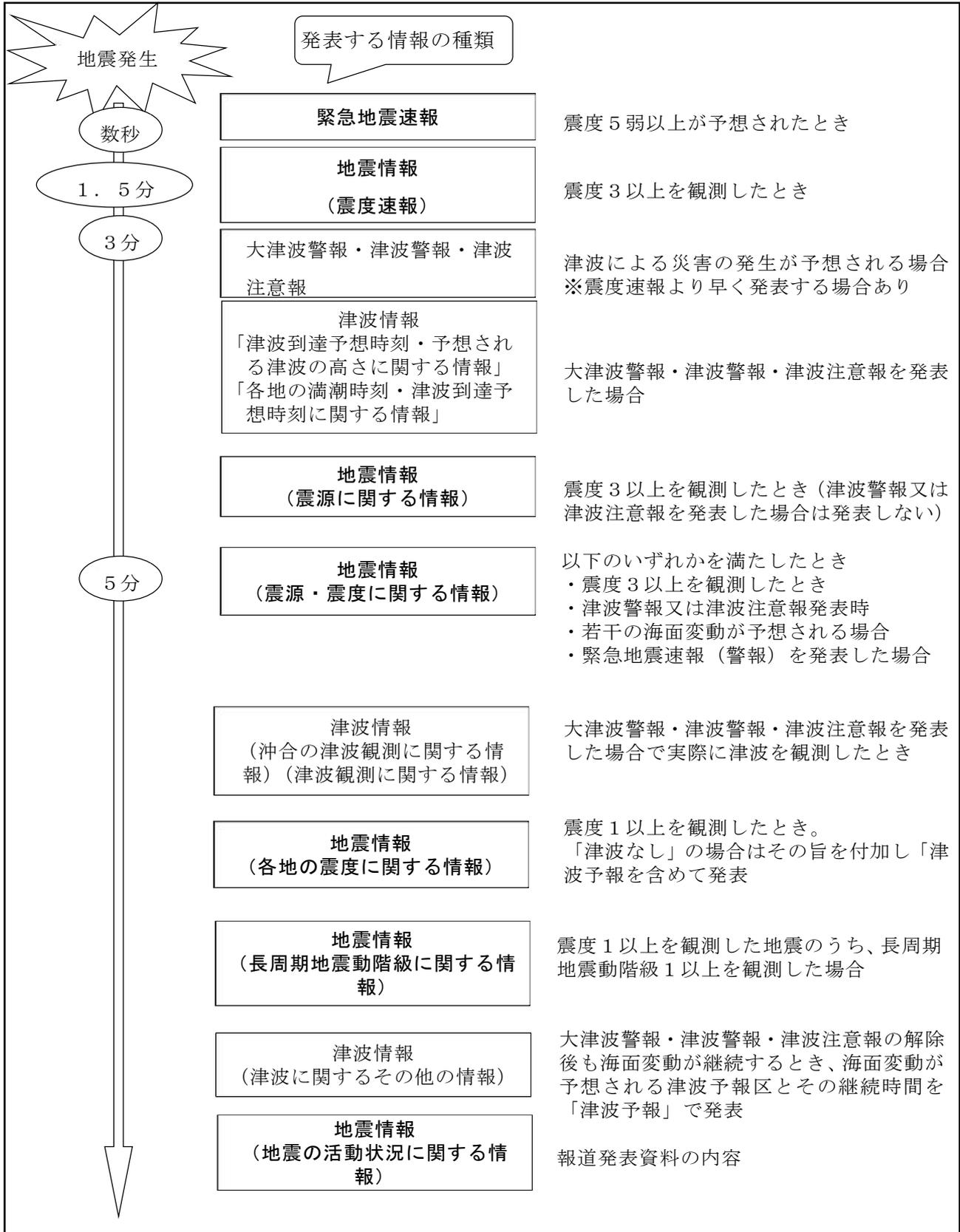
地震発生後、気象庁から発表される緊急地震速報・震度速報については、各防災関係機関において直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて入手するものとする。また、地震情報については気象庁が発表する情報を防災情報提供システム（専用線又はインターネット回線）により入手し、これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手するものとする。揺れの大きさは、県内の各所で異なることもあるので、初期の段階から県内の防災関係機関が一丸となって県民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整えるため、揺れの大小に関わらず直ちに気象庁からの情報伝達及びテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

（1）地震・津波に関する情報の概要

気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。震源が近い場所では強い揺れに間に合わない場合もある。

イ 情報発表の流れ



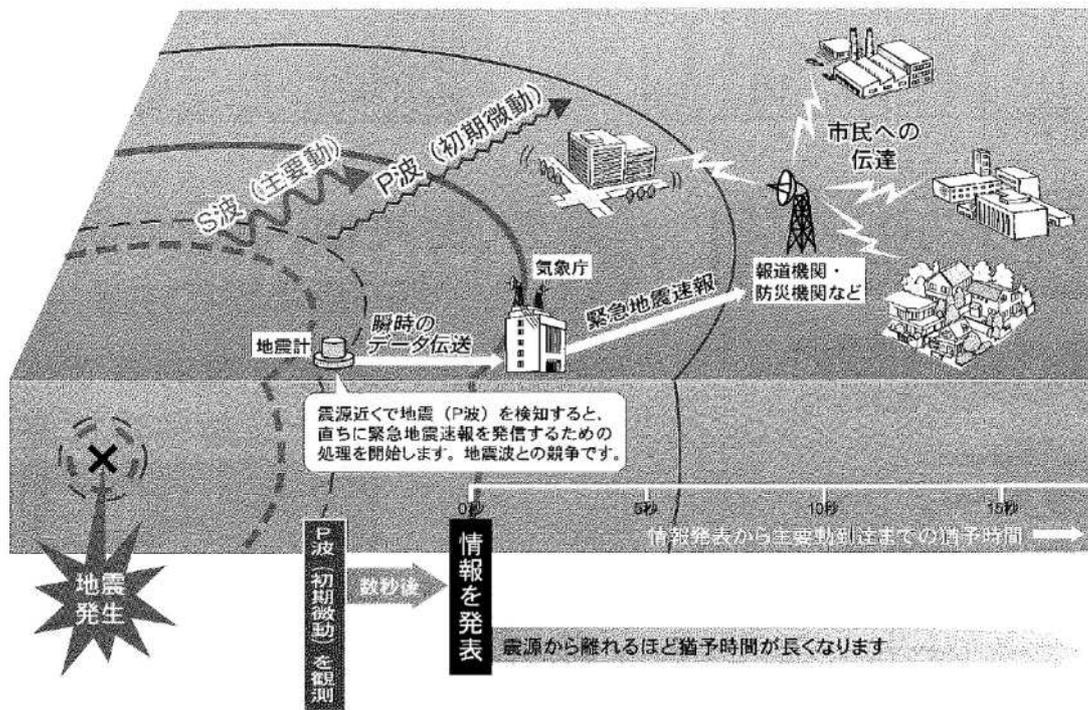
□ 用語解説

情報の種類	解 説	
緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報（警報）が強い揺れの到達に間に合わない。	
大津波警報・津波警報・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。	
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。 大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。
地 震 情 報	震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測さ

	れた市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。
長周期地震動階級に関する情報	固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。 地震発生から10分後程度で発表。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。
地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。

●緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域名を揺れが来る前に発表するもの。



「緊急地震速報」は、震源近くで地震(P波、初期微動)をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ(S波、主要動)が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせるもの。

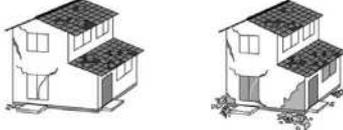
ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れの到達に間に合わない。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがある。

(2) 気象庁震度階級関連解説表

イ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

ロ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

ハ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

- 注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。
 しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

ニ 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

- 注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ホ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

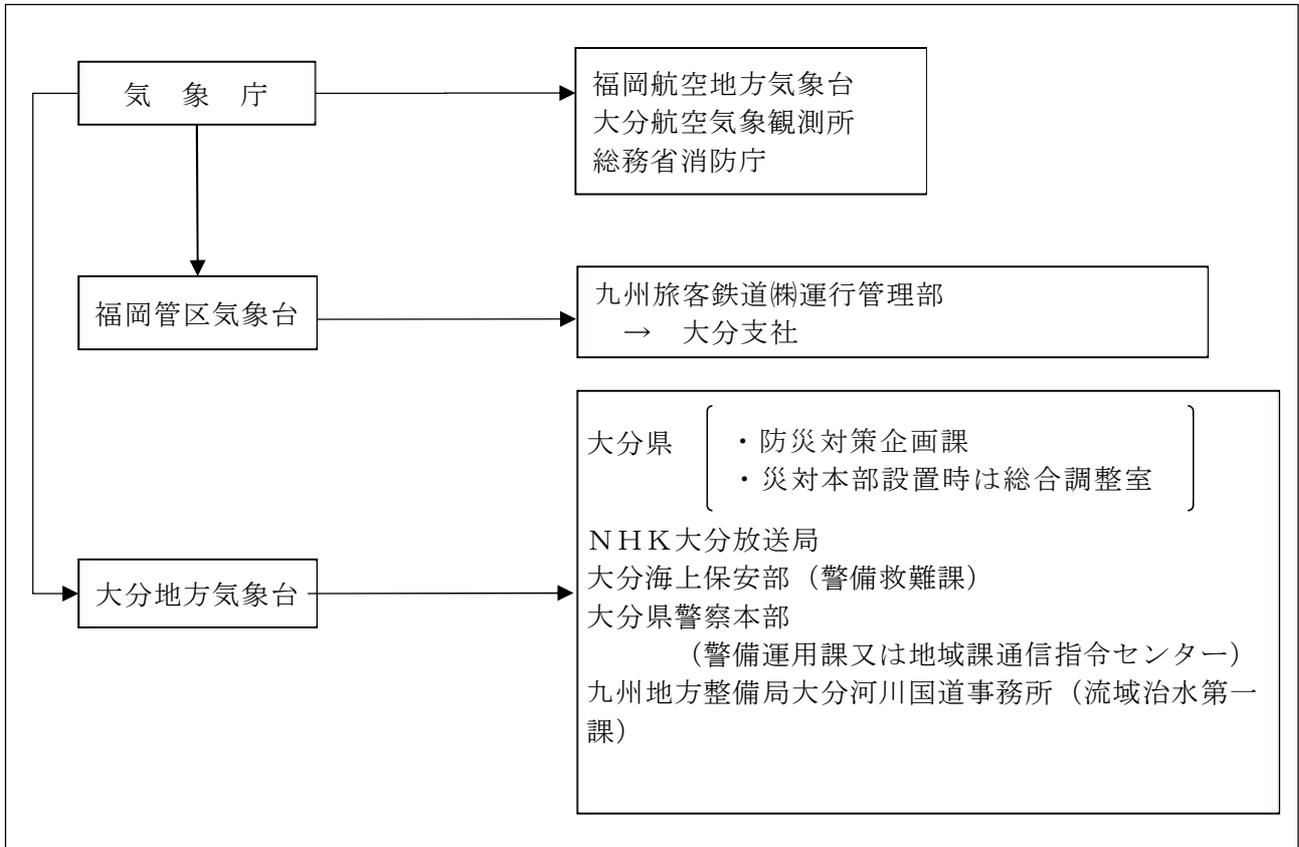
ヘ 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

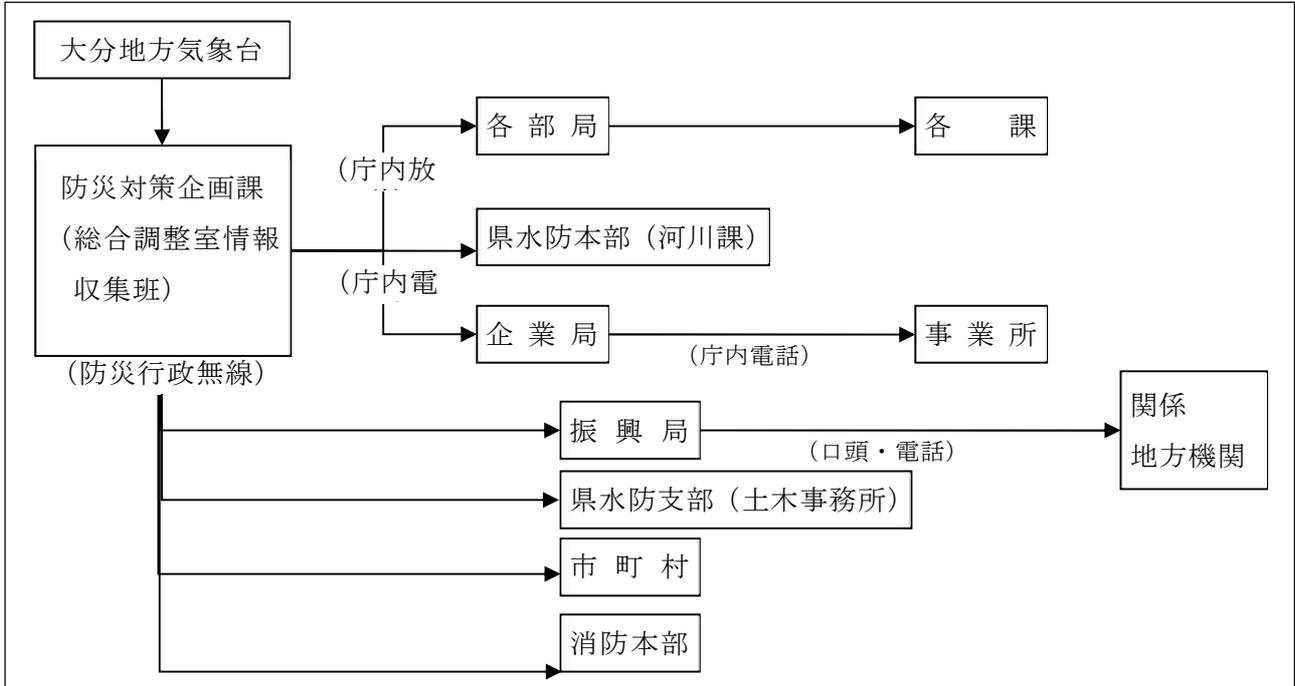
2 大分地方気象台の措置（地震）

大分地方気象台は、気象庁発表の地震情報を関係機関に伝達する。



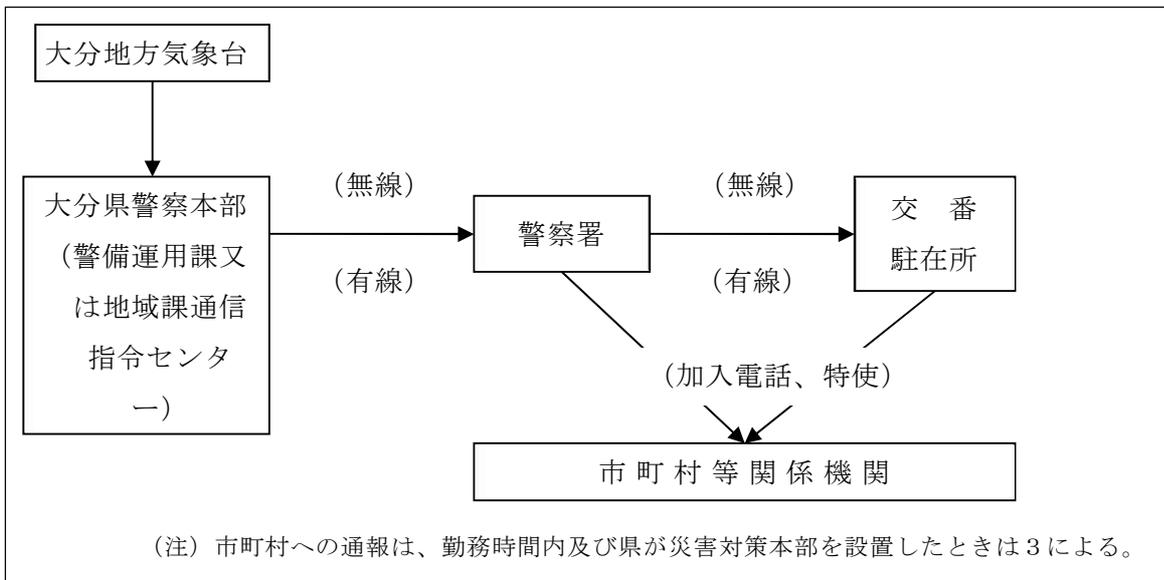
3 県（警察本部を除く）の措置（地震）

県は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、本部が設置されていないときは生活環境部防災対策企画課が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。



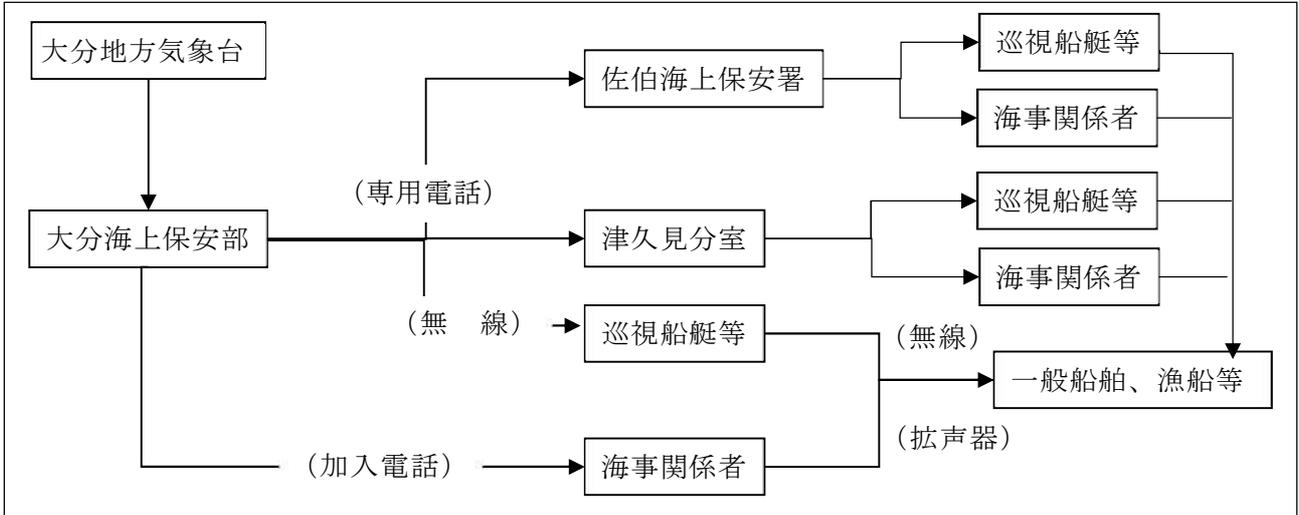
4 警察本部の措置（地震）

警察本部は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、警備運用課又は地域課通信指令センターがその情報を関係先に伝達する。



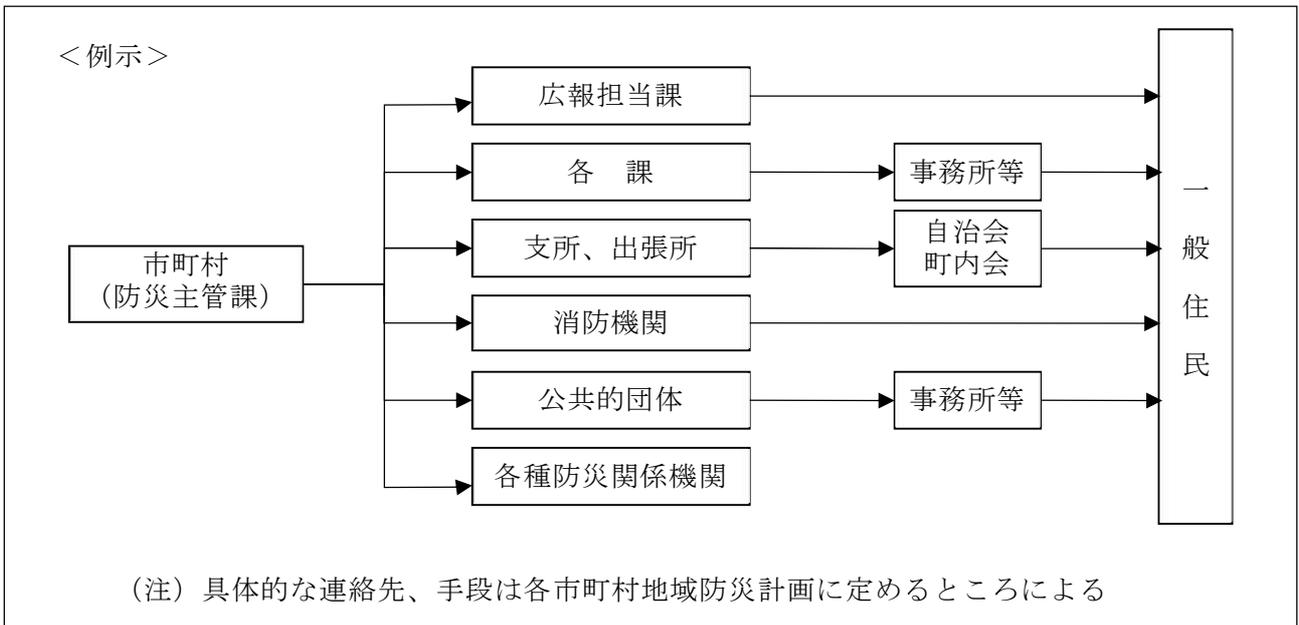
5 大分海上保安部の措置（地震）

大分海上保安部は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係先に伝達する。



6 市町村の措置（地震）

市町村は、関係機関から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。



7 NHK大分放送局、(株)大分放送、(株)テレビ大分、大分朝日放送(株)、(株)エフエム大分（テレビ、ラジオ局）の措置（地震）

テレビ、ラジオ局は、大分地方気象台等から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、その情報を迅速に放送する。

また、大分県との間に締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、緊急放送を行う。

8 その他の防災関係機関の措置（地震）

その他の防災関係機関は、大分地方気象台等から地震情報等を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を当該機関の関係出先機関、現場事業所等へ伝達する。

9 基本方針（津波）

地震発生後に気象庁から発表される津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報については、海岸部を所管する各防災関係機関は、第一次的には防災情報提供システムによるほか、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手することが可能である。これらは、県内での地震による揺れが小さい場合にも発表されることがあるので、初期の段階から県内の防災関係機関が一丸となって被害を最小限とする体制を整えるため、各防災関係機関は、揺れの大小に関わらず直ちにテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

10 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等

(1) 発表基準

地震発生後、「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」において、津波による災害が予想される場合に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

○津波予報区

九州・山口県については16の津波予報区に分けられ、大分県の沿岸は「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に分けられている。

津波予報区	大分県瀬戸内海沿岸	大分県豊後水道沿岸
区 域	大分県（関崎東端以南を除く）	大分県（関崎東端以南に限る）
大分県沿岸 市町村名	中津市、宇佐市、豊後高田市、姫島村、国東市、杵築市、日出町、別府市、大分市	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市

「津波予報区分図」



(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報

イ 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海岸保全施設等よりも海側にいる人は避難する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 大津波警報は、津波特別警報に位置づけられています。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ロ 津波警報等の留意事項等

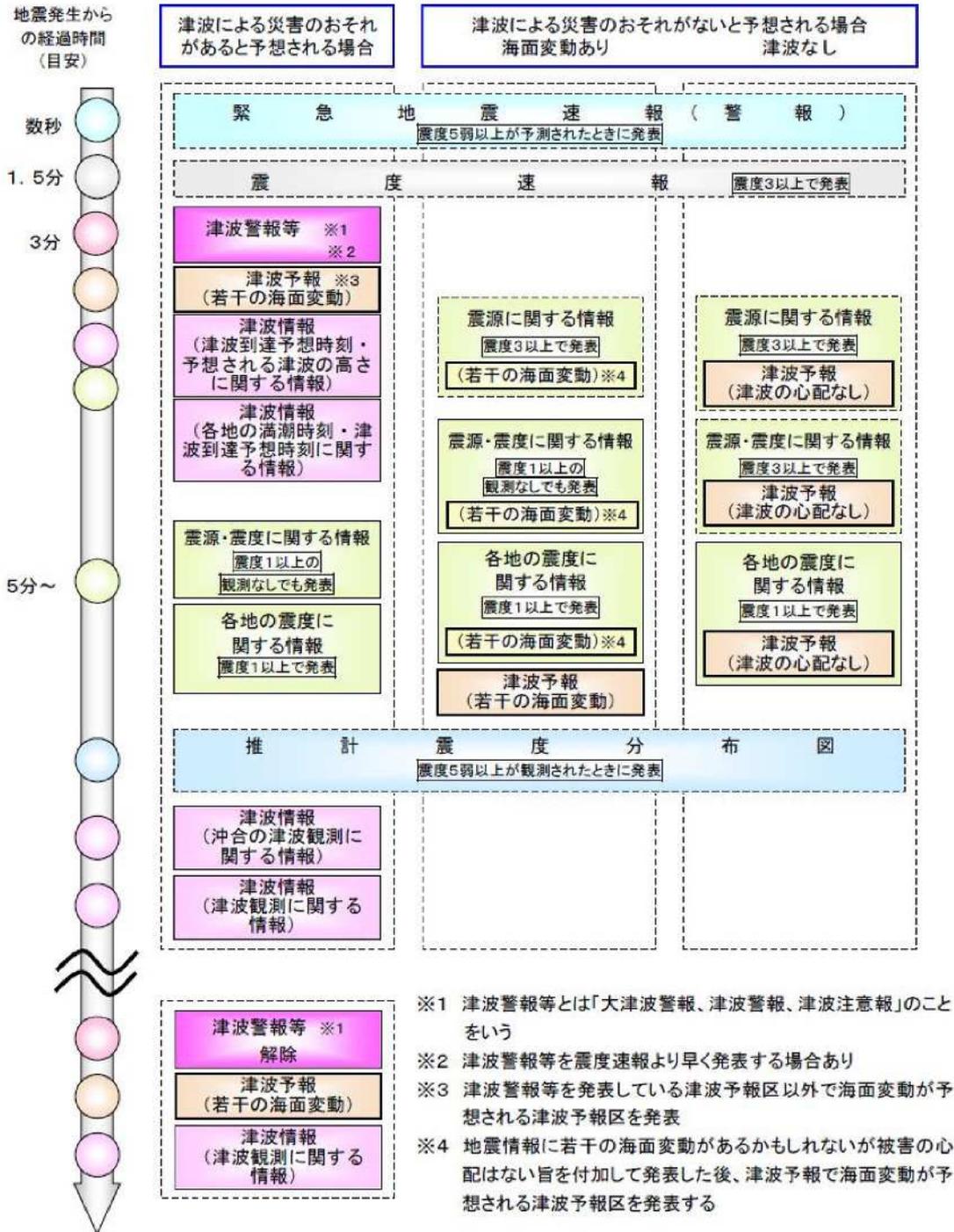
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

(3) 津波の高さと予想される被害の関係

津波の高さ (m)	1	2	4	8	16	32
津波の形態 ・緩斜面 ・急斜面	岸で盛り上がる 速い潮汐	沖でも水の壁 第二波が砕波 急斜面では速い 潮汐	先端の砕波が 増える	第一波が巻き波、砕波		
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリート	持ちこたえる				全面破壊	
漁船		被害発生	被害率50%	被害率100%		
防潮林 (幅 20m)	被害軽減、漂流物阻止、津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖いかだ	被害発生					

〈出典〉首藤伸夫、1992：津波強度と被害、津波工学研究報告第9号、101-136

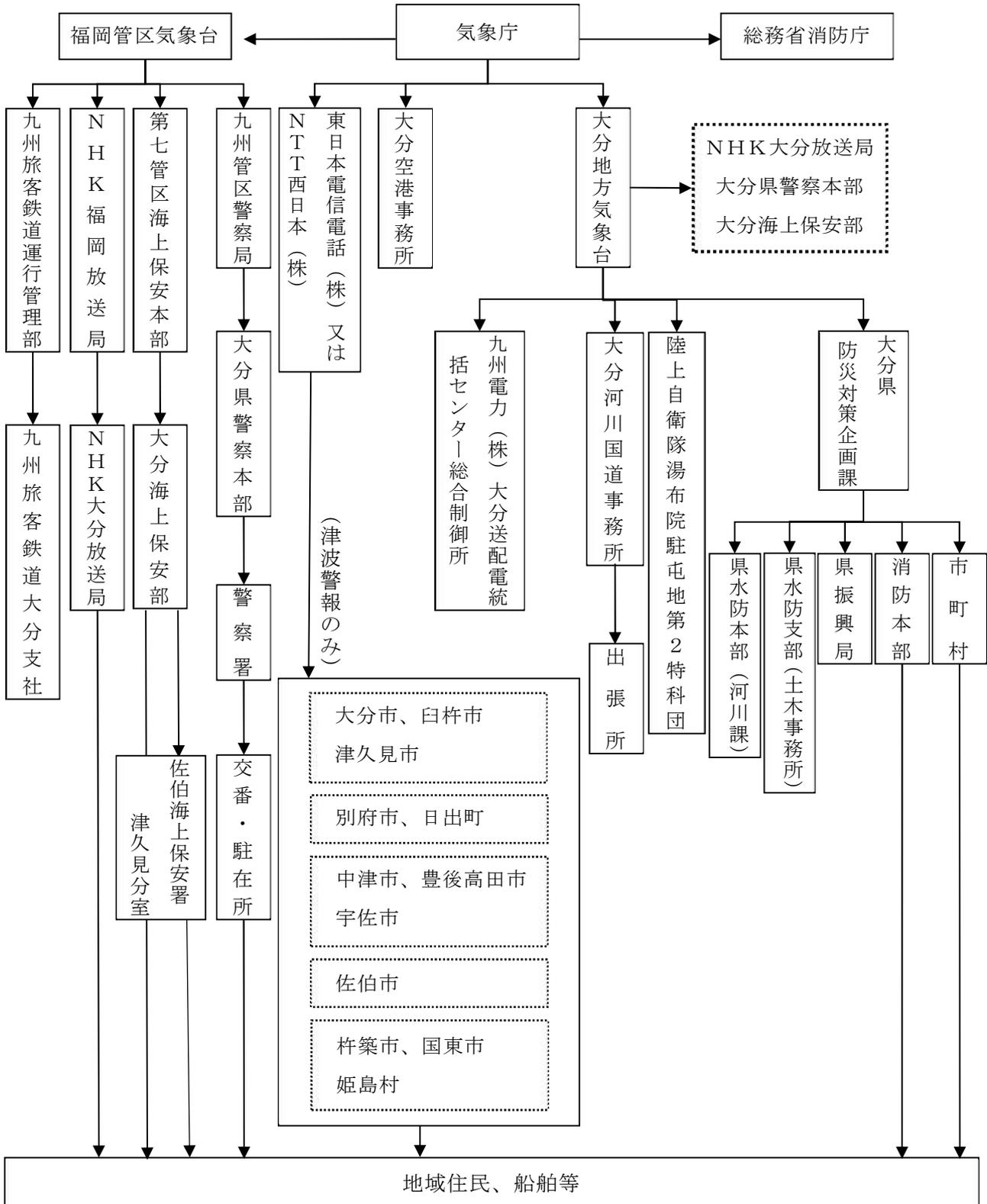
(4) 津波警報等及び津波予報発表のタイミング



1.1 津波警報等の伝達系統及び各機関の措置

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図に示すとおりであり、各防災関係機関においては、迅速かつ的確に受信及び伝達を行うものとする。



(2) 各機関の措置

イ 福岡管区気象台

福岡管区気象台は、津波予報区「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に係る津波警報等を発表・解除した場合は、次の各防災関係機関に直ちに通知する。

- (イ) 九州管区警察局
- (ロ) 第七管区海上保安本部
- (ハ) NHK福岡放送局
- (ニ) 九州旅客鉄道株式会社

ロ 大分地方気象台

大分地方気象台は、気象庁が津波警報等を発表・解除した場合は、直ちに大分県及び防災関係機関に通知する。

ハ 大分県（警察本部を除く。）の措置

県（防災対策企画課又は災害対策本部）は、大分地方気象台から津波警報等の発表・解除（以下「津波に関する情報」という。）の通知を受けた場合は、直ちに沿岸の市町村、消防本部及び関係する振興局へ通知する。

ニ 大分県警察本部の措置

大分県警察本部は、大分地方気象台又は九州管区警察局から津波に関する情報の通知を受けた場合、沿岸区域を管轄する警察署へ、また警察署はそれぞれの定めるルートにしたがって駐在所及び交番並びに沿岸市町村へ直ちに通知する。

ホ 大分海上保安部の措置

大分海上保安部は、大分地方気象台又は第七管区海上保安本部から津波に関する情報の通知を受けた場合、佐伯海上保安署・津久見分室へ直ちに通知する。大分海上保安部及び佐伯海上保安署・津久見分室は、直ちに入港中の船舶及び海事関係者等に周知する。

1.2 海面状態の監視等

(1) 海面状態の監視

沿岸市町村は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、高台等津波の危険性のない場所において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

県は、本県から本州・四国の間に就航している定期フェリー等から海面状態について情報収集する。

(2) 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市町村長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市町村長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報するものとする。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼するものとする。

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより実施する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市町村、県機関（災害対策本部を含む。）は、災害対応支援システムを活用する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕（初動期）

< >内は主に担当する班等

○情報の収集体制の確立

防災ヘリコプターの出動<総合調整室応急対策調整班>

警察本部ヘリコプターの出動<警察本部>

自衛隊ヘリコプターの出動要請<総務班>

* 防災行政無線（地上系移動局、衛星系移動通信機器）は激甚地がおおむね特定できた段階で出動

○本部長（知事）の意思決定に必要な情報の収集<総合調整室情報収集班>

人的被害、住家被害・火災に関する情報の収集

避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集

医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集

港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

電気、上・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集

○収集した情報の伝達

消防庁への伝達<総合調整室情報収集班> * 警察本部、自衛隊、海上保安部、

警察庁への報告<警察本部> 大分地方気象台とは総合調整室で

九州地方整備局への伝達<土木建築部> 情報をリアルタイムで共有。

農林水産省への伝達<農林水産部>

内閣府への伝達<福祉保健部>

地区災害対策本部への伝達<総合調整室情報収集班>

○県民からの通報、問い合わせへの対応

専用電話の設置<総務班、通信・輸送部通信班、地区災害対策本部庶務班>

県民からの通報、問い合わせへの対応及び重要事項の関係部等への伝達<総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班>

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）（以下「災害情報」という。）及び被害に関する情報（以下「被害情報」という。）

は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき防災関係機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。

2 災害情報の収集調査基準

県は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理する。

市町村及び関係機関は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理するよう努めるものとする。

なお、災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

災害対策本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、総合調整部門として総合調整室を置く。

イ 防災ヘリコプターの出動

総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて被災地等の上空に防災ヘリコプターを出動させ、その映像を直接防災センターに電送する。

ロ 警察本部ヘリコプターの出動

警察本部は、必要に応じて被災地等の上空にヘリコプターを出動させ、情報収集に当たる。

ハ 自衛隊ヘリコプター等の出動

自衛隊は、必要に応じて被災地等の上空でヘリコプター等による情報収集活動を行い、その結果を総合調整室情報収集班に通報する。

ニ 無人航空機（ドローン）の活用

総合調整室応急対策調整班は、必要に応じて、民間団体との協定に基づき被災地等の上空にドローンを飛行させ、その映像を災害対応支援システムで共有する。

なお、ドローンを使用する場合は、航空法上の手続きが必要となる場合があるので、大分空港事務所と調整するものとする。

ホ 防災行政無線の被災現地への持ち込み

通信・輸送部は、イ～ニの情報を基に、最も適当と判断される地点に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。

ヘ 自衛隊連絡幹部の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合調整室に受け入れる。

なお、県災害対策連絡室又は県災害警戒本部の段階であっても、情報交換を迅速に行うため、関係する機関の職員を受け入れるものとする。（以下「ト～リ」においても同様とする。）

ト 海上保安部職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合調整室に受け入れる。

チ 大分地方気象台職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、大分地方気象台と県との情報交換を迅速に行うため、大分地方気象台職員を総合調整室に受け入れる。

リ 九州地方整備局職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協

定書」に基づき、九州地方整備局から派遣される現地情報連絡員を総合調整室に受け入れる。

ヌ 災害対応支援システム等の活用

地区災害対策本部や市町村は被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、総合調整室情報収集班は、災害対応支援システムにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁等とも共有する。なお、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。

ル ICTの活用

各種防災システムをより効果的に機能させるため、情報の収集にタブレット端末等を活用できる環境や収集した情報を効率よく共有できる環境の整備に努めるものとする。

ヲ その他

大規模災害発生直後は、被災市町村からの情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、多様な手段により情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

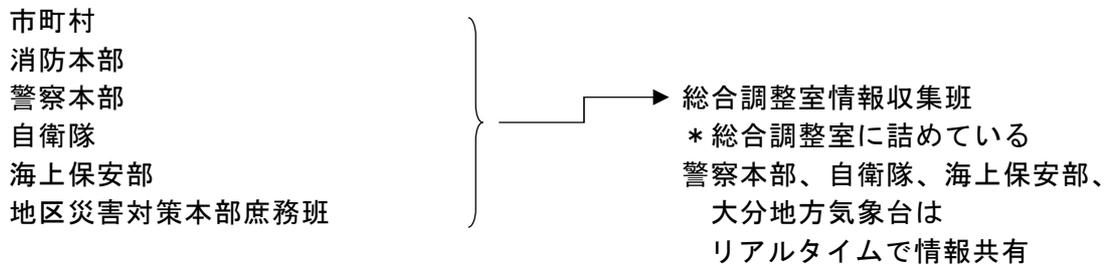
災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の（3）、（4）に関わらず本項の（イ）～（ト）により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班（災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災対策企画課とする。以下同じ）が収集・伝達するものとする。これらの情報は、知事が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、県民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、国、各部局及び防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部局は必要な情報を、総合調整室情報収集班を通じて収集するものとする。

- ・人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
 - ・避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集
 - ・医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
 - ・道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
 - ・港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
 - ・空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
 - ・電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報
- なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。
- ・情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
 - ・現場の位置
 - ・発信する情報を入手した時刻

(イ) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報

[収集]

自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、総合調整室が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

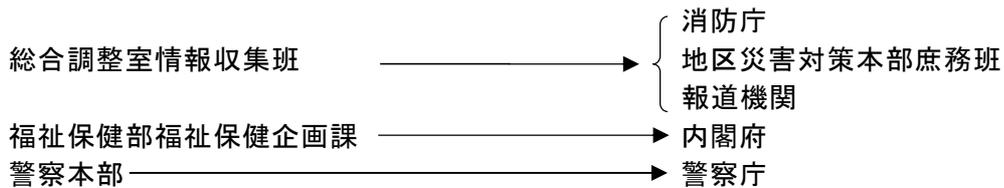


* 消防本部にあつては、119番通報の殺到状況に留意し報告する。

* 警察本部、自衛隊にあつては、ヘリコプターからの情報収集結果に留意し報告する。

[伝達]

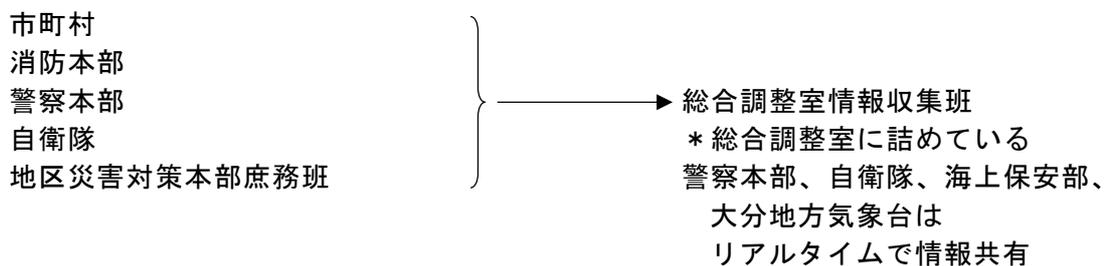
総合調整室情報収集班、福祉保健部福祉保健企画課及び警察本部は、収集した情報を次のルートで報告する。



(ロ) 避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集

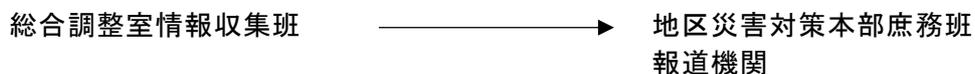
[収集]

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



[伝達]

総合調整室情報収集班及び福祉保健部福祉保健企画課は収集した情報を次のルートで伝達する。

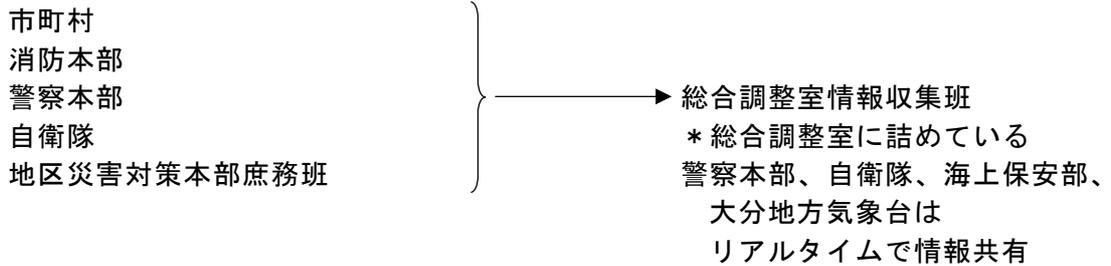


福祉保健部福祉保健企画課 → 内閣府

(ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

[収集]

医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあつては「大分県広域災害・救急医療情報システム」を積極的に活用し、情報収集を行う。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



[伝達]

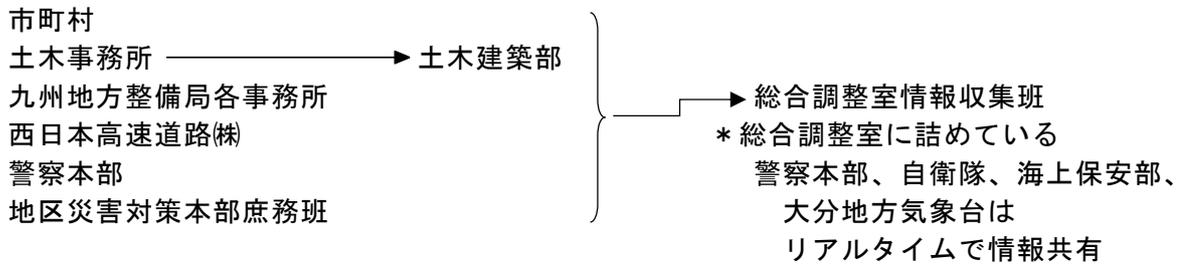
収集した情報を総合調整室情報収集班及び福祉保健部医療政策課は次のルートで伝達する。



(二) 道路・河川の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報

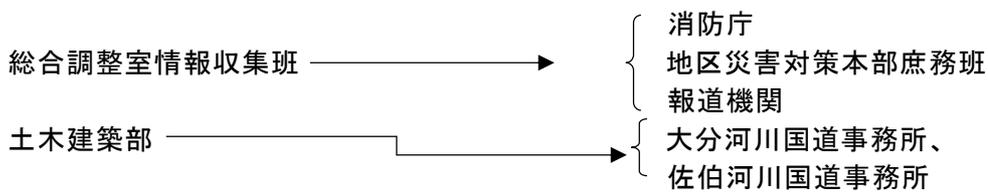
〔収集〕

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

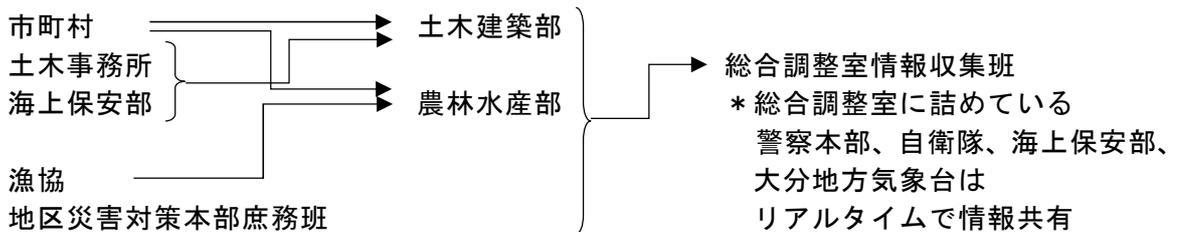
総合調整室情報収集班及び土木建築部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(ホ) 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報

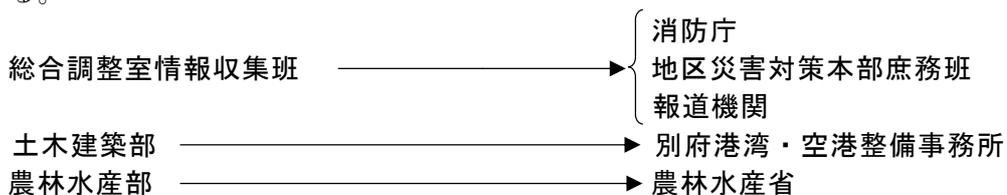
〔収集〕

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。



〔伝達〕

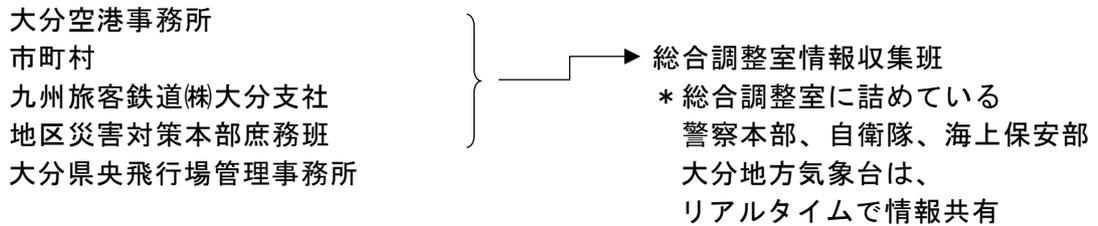
総合調整室情報収集班、土木建築部及び農林水産部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(へ) 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報

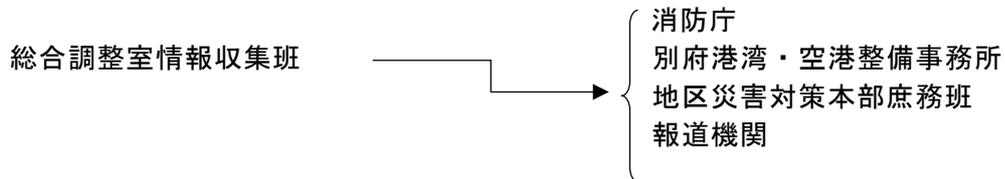
[収集]

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。



[伝達]

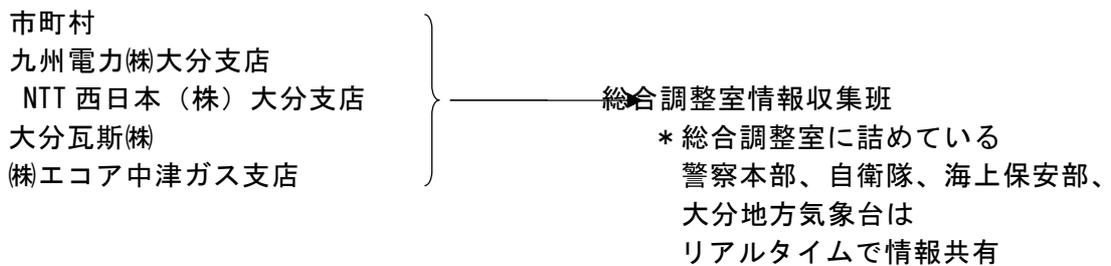
総合調整室情報収集班は収集した情報を次のルートで伝達する。



(ト) 電気、上・下水道、通信、都市ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報

[収集]

応援隊（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等）の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、総合調整室情報収集班が次のルートから収集する。

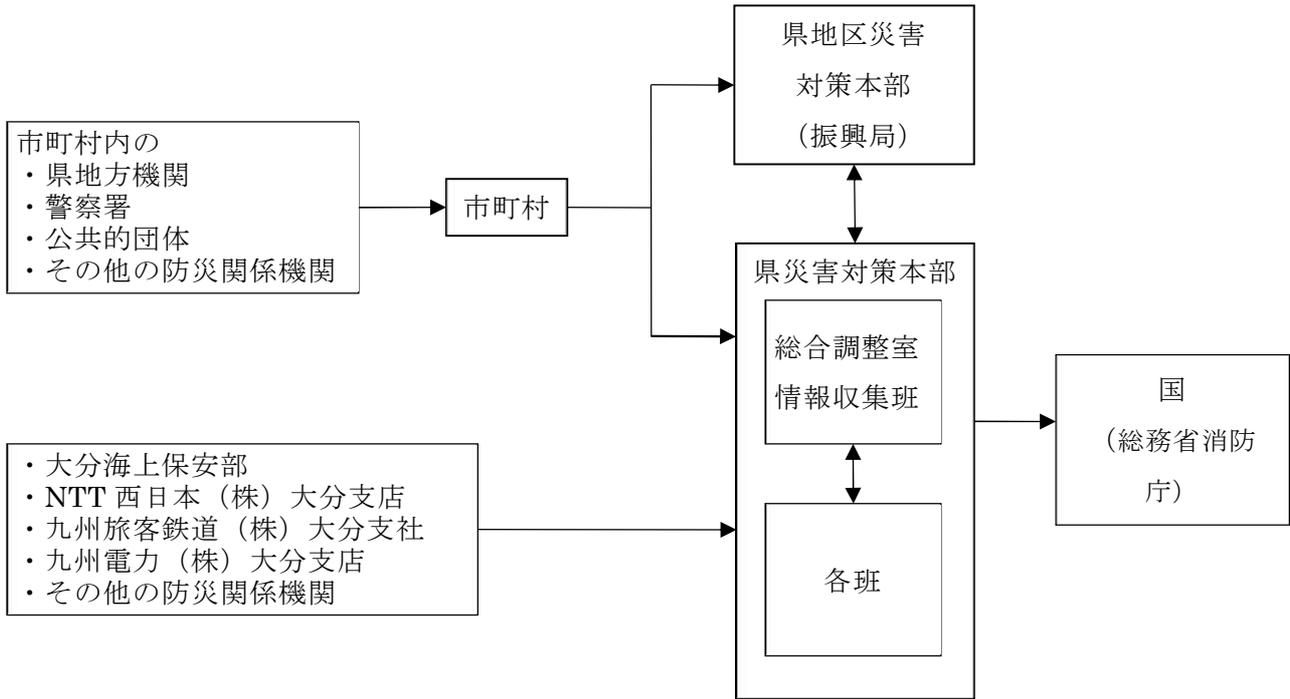


[伝達]

総合調整室は収集した情報を次のルートで伝達する。



(3) 総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。(収集系統)



(4) 総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）によるものとする。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ提出する。

4 市町村の災害情報・被害情報収集・伝達措置

市町村は、災害情報・被害情報の収集・伝達に関し以下の措置を地域防災計画等において定めるものとする。

- (1) 災害情報・被害情報の迅速・的確な収集に関する措置
- (2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置
- (3) 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置

5 他の防災関係機関の災害情報・被害情報収集・伝達措置

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、県及び市町村が実施する災害情報・被害情報等の収集・伝達について積極的に協力するとともに、当該機関が調査収集した災害情報等について、努めて県及び関係市町村に通報又は連絡を行うものとする。
- (2) 県内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出先事務所又は事業所等は、災害時に当該出先事務所又は事業所等の所在地を管轄する市町村が災害情報・被害情報の収集・伝達を行う場合には、積極的にこれに協力するものとする。
- (3) 防災関係機関から収集した災害情報の伝達
 県は、防災関係機関から入手した災害情報・被害情報を県民へ提供するため、ホームページやSNSでの情報発信や報道機関等へ情報提供を行う。

6 県民からの通報、問い合わせへの対応

県民からの通報、問い合わせへの対応については、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班が専用電話により行う。また、重要事項については、関係する班等へ伝達する。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主に担当する班等

- 被害情報の収集＜福祉保健部福祉保健企画課＞
- 内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当へ災害発生の情報提供（第一報）＜福祉保健部福祉保健企画課＞
 - 総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手＜福祉保健部福祉保健企画課＞

基準に達した場合

- 災害救助法適用に関する知事決裁＜福祉保健部福祉保健企画課＞
- 災害救助法適用に関する内閣府との調整＜福祉保健部福祉保健企画課＞
 - 内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議
- 災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立
 - 関係市町村への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞
 - * 通信手段は第3節参照。
 - 関係地方本部への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞
 - 本庁各部局への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞
 - 日赤大分県支部への連絡＜福祉保健部福祉保健企画課＞
 - 報道機関への連絡＜広報・情報発信班＞
 - * 知事が発表する。

1 災害救助法適用に関する県の活動

県内で風水害等により大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

（1）被害情報の収集

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。また、NTT回線が利用可能な場合は、市町村、地区災害対策本部保健所班等に対しても被害情報の収集依頼及び確認を行う。

（2）内閣府への第一報

福祉保健部福祉保健企画課は、内閣府政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当に対して、県内に地震が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。

（3）知事決裁

福祉保健部福祉保健企画課は、適用基準に照らし災害救助法を適用すべきと判断したときは、知事の決裁の手続きを行う。

（4）内閣府への情報提供

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を、内閣府政策統括官（防

災担当)被災者生活再建担当に情報提供する。

(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用について該当市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。

- イ 関係市町村
- ロ 関係地区本部
- ハ 報道機関（知事が発表する）
- ニ 各部局
- ホ 日本赤十字社大分県支部
- ヘ 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

2 災害救助法適用基準

(1) 第5節で情報収集した被害が市町村の区域単位で次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

イ 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	30	40	50	60	80	100	150

(注) 被害の認定基準

- (A) 被害の認定は、災害救助法適用の判断のみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。
- (B) 「住家」とは、現実にもその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実にも住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- (C) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として扱う。
- (D) 「全壊(焼)」、「流出」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊(焼)の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるをいう。
- (E) 「半壊(焼)」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、す

なわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

- (F) 「床上浸水」とは、(D)及び(E)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
- (G) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
- (H) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
- (I) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (J) 「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。
- (K) 「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- (L) 「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

ロ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000人未満	5,000人以上 15,000人未満	15,000人以上 30,000人未満	30,000人以上 50,000人未満	50,000人以上 100,000人未満	100,000人以上 300,000人未満	300,000人以上
滅失した世帯(生活を1にした実際の生活の単位の数)	15	20	25	30	40	50	75

ハ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

ニ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(内閣府令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

(イ) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

(ロ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

(内閣府令で定める基準)

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

ロ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必

要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

(イ) 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。

(ロ) 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合。

(ハ) 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合。

(ニ) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。

(ホ) 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合。

(ヘ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合。

(ト) 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合。

(チ) 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

3 災害救助実施体制

(1) 県における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

イ 災害対策本部及び地区災害対策本部

応急救助の実施について総括的な調整及び指導を行うとともに必要に応じて市の応急救助を支援し又は指導する。

ロ 関係部局

災害対策本部及び地区災害対策本部の指示の下、応急救助の実施について必要な情報収集、技術面等の指導、助言その他の協力をを行うものとする。

ハ 福祉保健部福祉保健企画課

災害救助法に基づく事務処理を行う。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。
福祉サービスの提供	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする者	災害発生の日から7日以内	人件費は別途計上
住宅の応急修理【準半壊以上(相当)】	住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	災害発生の日から10日以内に完了	
住宅の応急修理【大規模半壊・	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができな	災害発生の日から3ヶ月以内に完	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
中規模半壊・半壊】	い者 2. 大規模な補修を行分ければ居住することが困難な程度に住家が半壊したもの	了 (国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から教科書：1カ月以内	学用品の給与
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者及び避難者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の処理 6. 救済用物資	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当て及び旅費は別に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

ロ 情報提供

(イ) 救助の実施に関する事務の一部を委任されている市町村においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を、当該市町村災害対策本部応急救助部門を所掌する班長に提出するとともに1部は自己の控として保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によっては交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
被災者の救出	救出人員、行方不明者数
福祉サービスの提供	対象人員

災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
死体の搜索	遺体の取扱い数

- (ロ) 各班長は、各責任者から提出された救助実施記録日計表又は報告事項を取りまとめ、その結果を市町村災害対策本部の企画調査を担当する班長（応急救助部門の総括者）へ報告する。ただし、災害発生直後にあっては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみでも差し支えない。
- (ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を把握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により福祉保健部福祉保健企画課へ情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。
- ハ 委任を受けた応急救助費の繰替支払
市町村長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第7節 市町村への支援

市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。

なお、災害時に被災市町村が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平時から県と市町村の間で情報を共有し、災害時に備えることとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 管内市町村への初動期活動支援及び市町村における応急対策の状況把握
 - 応急対策に関する情報収集＜地区災害対策本部庶務班＞
 - 支援体制の強化の必要性についての判断＜地区災害対策本部地区本部会議＞
- 市町村への支援体制強化の必要性について総合調整室情報収集班へ連絡＜地区災害対策本部庶務班＞
 - * 通信手段は第3節参照。

支援体制強化の必要があると判断された場合

- 市町村への支援体制の強化
 - 被災地に持込んだ防災行政無線の相互利用体制の確立＜通信・輸送部通信班＞
 - 現地災害対策本部の設置＜総務班＞

被災市町村からの応援要請＜総合調整室応急対策調整班＞

- 被災市町村から応援要請があった場合
 - 被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介
- 被災市町村が応援要請できない場合
 - 自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介
 - 職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行

1 市町村における応急対策に関する状況把握等

大規模な災害が発生した場合においては、地区災害対策本部から市町村へ職員を積極的に派遣する等の対応をとることにより、市町村の支援を行い、被災者への迅速な応急対策を図るものとする。

(1) 市町村における応急対策に関する情報収集

地区災害対策本部庶務班は、積極的に市町村に職員を地区情報連絡員として派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、被害情報の連絡体制を支援する。

(2) 支援の必要性についての判断

地区災害対策本部地区本部会議は、(1)の情報に基づいて、市町村を支援する必要があるかどうかを判断する。

(3) 総合調整室情報収集班への報告

地区災害対策本部庶務班は、(2)の判断結果を災害対策本部総務班に報告する。

(4) 県災害対策本部による本庁情報連絡員の派遣

(1)のほか、県災害対策本部は、必要と認める場合、市町村に本庁情報連絡員を派遣し、

被害の規模、市町村の体制等を把握するとともに、災害時緊急支援隊の派遣の検討や、派遣に向けた調整を行う。

2 市町村への支援

1で支援が必要と判断された場合、災害対策本部総務班を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

(1) 地区災害対策本部による支援

地区災害対策本部は、必要に応じて市町村の行う応急対策に協力を行うこととする。

(2) 災害時緊急支援隊の派遣

市町村災害対策本部機能が著しく低下し、県災害対策本部への被害情報の報告等に困難、遅延が想定される場合等において、県災害対策本部総務班は当該市町村に災害時緊急支援隊を派遣し、適切な応急対策に必要な情報を迅速に収集するとともに、当該市町村災害対策本部の支援を行うこととする。

(3) 現地災害対策本部の設置

特に、局所的で甚大な被害が発生した地域があるときは、総務班は当該災害地に現地災害対策本部を設置又は市町村が設置した現地災害対策本部に県職員（課長級）を派遣して、市町村が実施する応急対策に必要な支援を行うこととする。

(4) 被災地への防災行政無線の持ち込み

被災市町村における防災行政無線等が使用不能となった場合には、通信・輸送部が防災行政無線を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完することとする。

3 被災市町村からの応援要請

被災市町村から応援要請があった場合又は被災市町村が応援要請できない場合については、平成10年に締結した「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき支援を行う。

(1) 被災市町村から応援要請があった場合

被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがなく、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

(2) 被災市町村が応援要請できない場合

被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。

また、被災市町村の長などが所在不明の場合、知事が地方自治法第252条の17の8の規定に基づき、臨時代理者を指名し、上記2に定める地区災害対策本部職員又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、職員を派遣して臨時代理者を支えながら被災市町村の事務を代行する。

4 県による代行措置

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に、災害対策基本法第73条の規定に基づき、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、①警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに③現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限に

より実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

5 広域的な応援による市町村への支援

県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の応急対策職員派遣制度に基づく広域的な応援を要請するものとする。

なお、九州・山口9県被災地支援対策本部や国（総務省）等による被災市町村への人的支援（職員派遣）が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で共有し、迅速な支援開始を図ることとする。

また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担当県の三者による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、被災市町村と応援担当県による二者協議により決定することができるものとする。

第8節 広域的な応援要請

県内において地震・津波の大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、あらかじめ締結した応援協定や国（総務省）の応急対策職員派遣制度等に基づき、この節の定めるところにより迅速・的確な応援要請の手続きを行う。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく、県の主な活動〕

< >内は主に担当する班等

○広域応援要請の必要性を判断するための情報の収集・分析

□総合調整室収集班が収集した災害・被害情報（第5節）の入手

□総合調整室情報収集班が収集した市町村の応急対策状況に関する情報の入手

□災害対策本部各部及び被災市町村の応急対応能力の把握

□広域応援要請の必要性と応援要請先についての検討

広域応援要請が必要と判断される場合

○応援の受入れ体制の確保<受援・市町村支援室、災害対策本部各部>

□第5節で得た情報を基に受入れに当たっての交通ルートを検討

□応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討

○応援要請<受援・市町村支援室、人事課、防災局消防保安室>

□事前に応援協定を締結している九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）や国（総務省）等に対し応援を要請

□国に対し災害対策基本法第29条、30条に基づく応援（職員派遣及び派遣あっせん）を要請

□他の防災関係機関へ応援（緊急消防援助隊等）を要請

※震度6弱以上の地震発生時

□リエゾンの受入れ（受援・市町村支援室）

九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等から派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受入れ体制を確保

1 県における広域応援要請の実施

（1）組織体制

- イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）応急対策職員派遣制度に基づく広域的な応援を要請する。
- ロ 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、受援・市町村支援室が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。
- ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や上記制度に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。

(2) 災害情報・被害情報の収集・分析

イ 受援・市町村支援室は、総合調整室情報収集班が収集した以下の情報を入手する。

(イ) 災害情報・被害情報（第5節）

(ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報（第7節）

ロ 受援・市町村支援室は、上記イの情報を分析し、災害対策本部各簿との協議を踏まえ、下記の(3)から(4)の広域応援要請の必要性和応援の要請先について検討する。

(3) 他の都道府県等への応援要請

イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と応急対策職員派遣制度に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。

(イ) 応援の要請

受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。

この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や応急対策職員派遣制度によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。

(ロ) 応援要請の種類

応援要請の種類は、次のとおりである。

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥物資集積拠点の確保
- ⑦災害廃棄物の処理支援
- ⑧その他応援のため必要な事項

また、この協定等に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき九州・山口9県被災地支援対策本部から関西広域連合に応援要請する。

ロ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請

上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が実施できないと判断される場合は、他都道府県に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。

(イ) 応援の要請

受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9県被災地支援対策本部に対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。

- ①資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- ②施設、提供業務の種類又はあっせんの内容
- ③職種及び人数
- ④応援区域又は場所及びそれに至る経路
- ⑤応援期間（見込みを含む）
- ⑥前各号に定めるものの他必要な事項

(ロ) 応援要請の種類

- ①被災地における住民の避難、被災者等の救援・救護
 - ②災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
 - ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- ハ 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援要請
機動性に優れた排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組み立て橋等の災害対策用車両等を保有する九州地方整備局に応援要請を行う。

(4) 職員の派遣及び派遣あっせんの要請

国又は都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請は、下記によるものとし、総務部人事課が行う。

イ 県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

- (イ) 派遣を要請する理由
- (ロ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ハ) 派遣を必要とする期間
- (ニ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (ホ) その他職員の派遣について必要な事項

ロ さらに、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し次の事項を明らかにして指定行政機関（指定地方行政機関の長を含む）の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (イ) 派遣のあっせんを求める理由
- (ロ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ハ) 派遣を必要とする期間
- (ニ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (ホ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ハ 他の都道府県に対する職員の派遣要請は、上記1の(3)に基づき実施するほか、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき、職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請を行う。

(5) 緊急消防援助隊

消防保安室は、県内の消防力で対応が困難であると認める場合には、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請する。

2 応援の受け入れ

(1) 受け入れ体制の確保

イ 応援要請を行うに当たり、受援・市町村支援室広域受援班は、総合調整室、災害対策本部各部等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務部へ通知する。

- (イ) 道路や交通機関の被災状況、運行状況
- (ロ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊、給食等

ロ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。

(2) 経費の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

(3) リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の受け入れ

震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会（九州・山口9県被災地支援対策本部）等からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル（総務部）」により、受入体制を確保する。

各団体のリエゾン発動基準

震度6弱以上・・・九州地方知事会、全国知事会

震度6強以上・・・関西広域連合

第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立

災害が発生した場合、県は「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、自らの判断で又は市町村等からの要請に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」を下記により運航し、被災者の捜索・救助活動等を行う。

1 活動内容

- (1) 災害応急対策活動……………地震、津波の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等への伝達及び被災地への緊急物資等の搬送
- (2) 災害予防対策活動……………住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等
- (3) 救 急 活 動……………山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送
- (4) 救 助 活 動……………海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助
- (5) 火 災 防 御 活 動……………林野火災等における空中からの消火活動、情報収集
- (6) ヘリTV活動……………地震・津波の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

※防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

2 運航管理体制

- (1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（総括管理者）が行う。
- (2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。
- (3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（運航責任者）が処理する。
- (4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。
- (5) 防災航空管理アドバイザー（運航安全管理者）は、運航の安全を確保する観点から、運航責任者等に対し、防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

3 基地及び場外離着陸場

- (1) 基地は大分県央飛行場（豊後大野市大野町）とする。
- (2) 各市町村は管内に最低1か所以上の場外離着陸場を確保し、災害時や緊急時の防災ヘリコプターの有効活用に供するものとする。

4 運航体制及び時間

- (1) 365日体制とする。ただし、運航不能時は応援協定により対応する。
- (2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8時30分～17時15分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。

5 緊急運航の要件

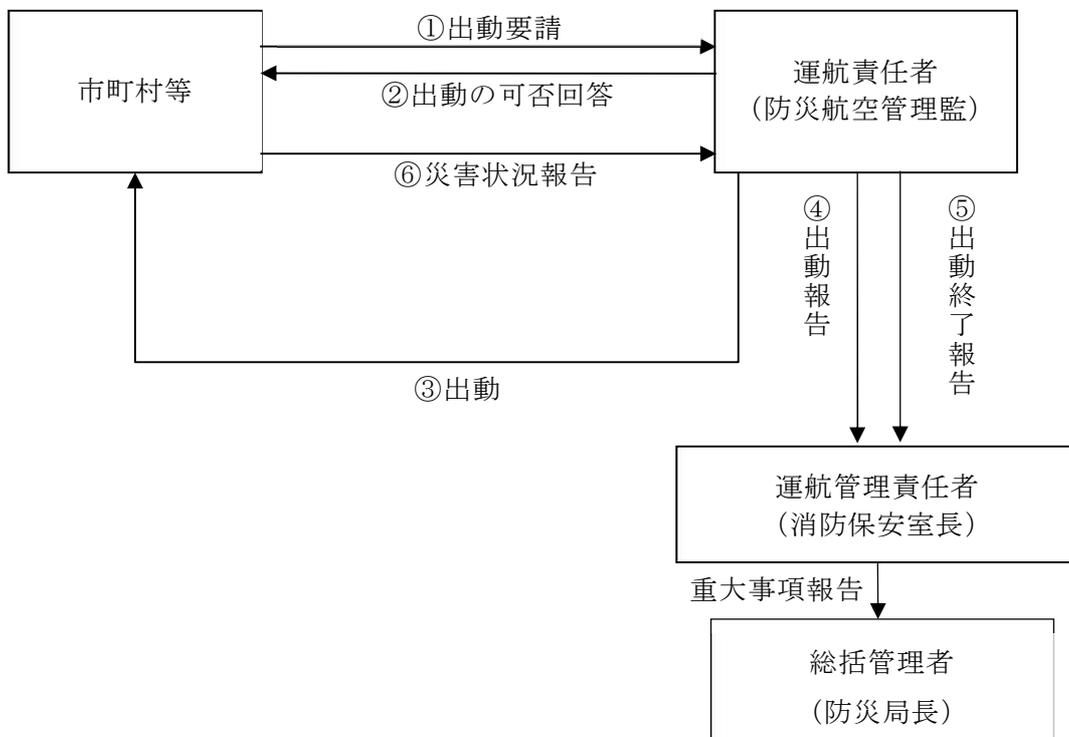
防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。

- (1) 公 共 性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。

- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

6 緊急運航要請に係る手続

(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



- (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行うものとする。

7 要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代 2592-2
電話 0974-34-2192
FAX 0974-34-2195
緊急運航要請専用電話 0974-34-3136

8 連携体制の整備

- (1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎・佐賀・福岡の7県による防災消防ヘリコプター相互応援協定及び大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。
- (2) 各種訓練等を通じて、ドクターヘリ、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。

9 大規模災害時のヘリコプターの運用調整

大規模災害が発生し、多数のヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、大分県災害対策本部（以下、この節で「本部」という。）にヘリコプター運用調整所を設置し、ヘリコプターの効率的な運用及び安全運航の確保のための調整を行う。この場合、別に定めるヘリコプター運用調整所活動要領に基づき、関係機関が連携し、対応するものとする。

また、当該地域を飛行するヘリコプターの安全な運航を確保するため、特定の地域で局地航空交通情報を提供する必要がある場合は、局地情報提供所の開設を検討するほか、必要に応じて、国土交通省に対し、無人航空機（ドローン等）の飛行を禁じる緊急用務空域の指定を依頼するものとする。

局地情報提供所を開設したときは、速やかに関係機関等に連絡するとともに、関係協力団体に対しても情報提供し、当該エリアの安全運航に関する協力を求めるものとする。緊急用務空域が指定されたときは、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

その他、安全運航の確保に関する具体的な対応は、「大分県ヘリコプター安全運航確保計画」によるものとする。

なお、関係機関の進出拠点（集結場所）となるヘリベースの設置や燃料補給体制、情報連絡体制などのヘリコプターの効率的な運用に関する具体的な活動要領は、別に定める「大分県大規模災害時ヘリコプター災害対策活動計画」による。

- (1) ヘリコプター運用調整所の活動
 - ア 本部及び活動機関との活動連絡調整
 - イ ヘリ集結場所における受援調整
 - ウ 航空燃料の給油に関する調整
 - エ 他県との広域的な連携に関する調整
 - オ ヘリコプターの安全運航に関する調整
- (2) ヘリコプターの安全運航に関する調整事項
 - ア 安全運航のための航空情報
 - イ 構成機関の飛行計画及び災害対策活動
 - ウ 使用航空波
 - エ 使用場外離着陸場
- (3) 局地情報提供所における航空交通情報の提供内容
 - ア 気象情報
 - イ 他機に関する交通情報
 - ウ 離着陸に関する助言

第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○自衛隊の災害派遣のための組織体制確立＜総合調整室応急対策調整班＞

□自衛隊連絡幹部等の総合調整室への受け入れ

○災害派遣要請に必要な情報の収集・分析

□第5節で収集した情報の分析＜総合調整室応急対策調整班＞

□市町村等からの派遣申請の受理＜総合調整室応急対策調整班＞

□派遣要請事項の検討（自衛隊連絡幹部等との事前協議）＜総合調整室統括スタッフ会議＞

自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合

○派遣要請＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防災危機管理監）＞

□自衛隊指定部隊の長等へ連絡＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防災危機管理監、生活環境部防災対策企画課）＞

□第5節で得た被害情報、交通情報等を連絡＜総合調整室情報収集班＞

□活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡＜総務班＞

○災害派遣調整のための体制確立＜総務班、災害対策本部各部＞

* 派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。

* 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び各部と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。

1 自衛隊の災害派遣

知事等（知事、第七管区海上保安本部長、大阪航空局大分空港事務所長）は災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、防衛大臣（自衛隊指定部隊の長）に対し災害派遣を要請できる。

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は、次のとおりとする。

○自衛隊の自主派遣の判断基準

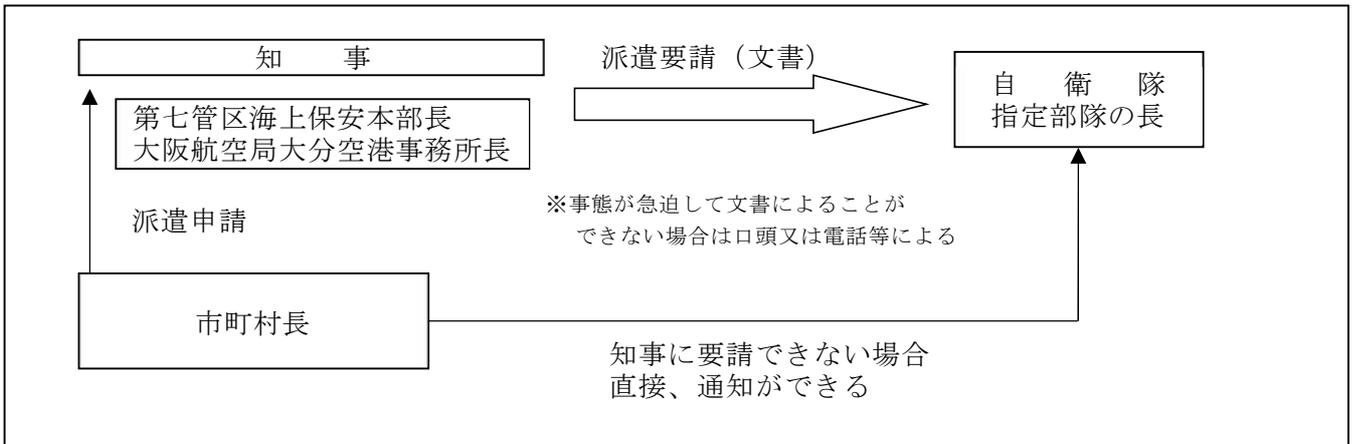
（1）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
たとえば、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、
イ 市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
ロ 部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- * (1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指定部隊等の 長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第2特科団 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	団長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大字鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
	西部方面戦車隊 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 0973-72-1116 FAX 0973-72-1116	隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域
海上 自 衛 隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 22-5680(直通) 22-5692(直通)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄
地 本	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における 連絡先

(3) 要請連絡先及び連絡方法

イ 生活環境部防災対策企画課 : 大分市大手町3-1-1
 電話 097-506-3155, 3152

FAX 097-533-0930

防災電話 50-264,204 FAX 50-387

ロ 第七管区海上保安本部 : 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10
電話 093-321-2931

ハ 大阪航空局大分空港事務所 : 国東市武蔵町糸原大海田
電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置

(1) 組織体制の確立

- イ 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は、総務班とする。
- ロ 災害対策本部を設置した場合、総務班は、自衛隊連絡幹部等を総合調整室に受け入れる。
- ハ 本部長（知事）は、本部会議に自衛隊連絡幹部等の出席を求めることができる。

(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析及び派遣事前調整

- イ 総合調整室統括スタッフ会議は、第5節で収集した災害情報・被害情報、第7節で把握した市町村の対応状況を基に、自衛隊の災害派遣要請の必要性について検討する。
- ロ 総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、市町村長、警察署長その他これに準ずる官公署の長（以下「市町村長等」という。）から自衛隊の災害派遣の申請を受理する。
- ハ 総合調整室統括スタッフ会議は、イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する。
この際、県の総合窓口である自衛隊第2特科団（湯布院駐屯地）に情報を提供又は通報し、要請先等を協議した後、隊区担当部隊と災害派遣に関する事前協議を行うものとする。（自衛隊連絡幹部等が県総合調整室に派遣されている場合、自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う。）

ニ 総合調整室長は、自衛隊連絡幹部等との派遣事前調整（協議）結果を踏まえ、知事に対し自衛隊の派遣要請を上申する。（又は意見具申する。）

(3) 派遣要請

- イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては第2特科団長又は上級部隊長とする。

なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防災危機管理監、生活環境部防災対策企画課長の順位で知事の職務を代行するものとする。

- ロ イの要請は、要請先に対して次の事項を明らかにした上で行うこととする。

- (イ) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (ロ) 派遣を希望する期間
- (ハ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (ニ) その他参考となるべき事項

- ハ 総合調整室内の自衛隊連絡幹部等に対して、総合調整室情報収集班は第5節で得た最新の被災情報、交通情報を、また総務班は、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等の情報を提供するとともに、総合調整室情報収集班は、派遣要請事項を所管する災害対策本部各部及び関係市町村に対して、自衛隊へ派遣要請を行った旨の連絡を行う。なお、県庁における自衛隊の活動拠点は、本館2階正庁ホールに設置する。

(4) 災害派遣調整のための体制確立

- イ 総務班及び派遣要請事項を所管する災害対策本部各部は、自衛隊及び関係市町村等との連絡調整を図るため、必要に応じて連絡職員を指名し自衛隊の派遣地に派遣する。
- ロ 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び災害対策本部各部が自衛隊連絡幹部等と協議する。

4 市町村等の自衛隊の災害派遣のための措置

(1) 災害派遣の要請

- イ 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- ロ 市町村長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- ハ 市町村長は、イ・ロの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請の方法

市町村長等が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

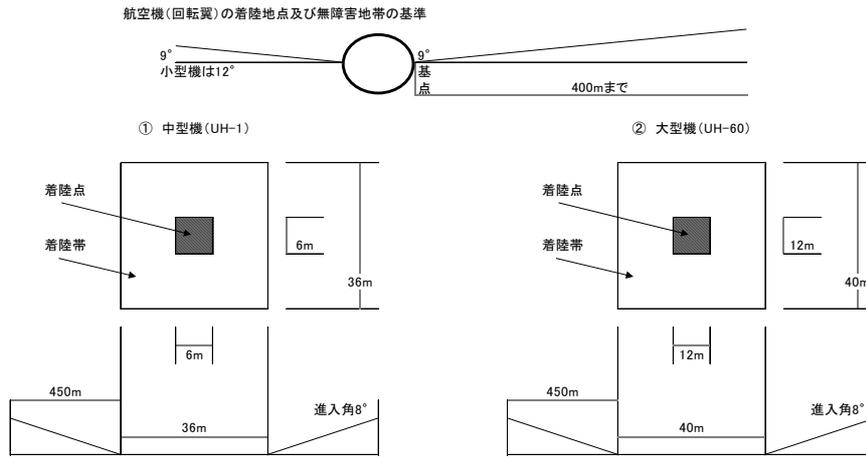
ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出する。

- イ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ロ 派遣を希望する期間
- ハ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ニ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

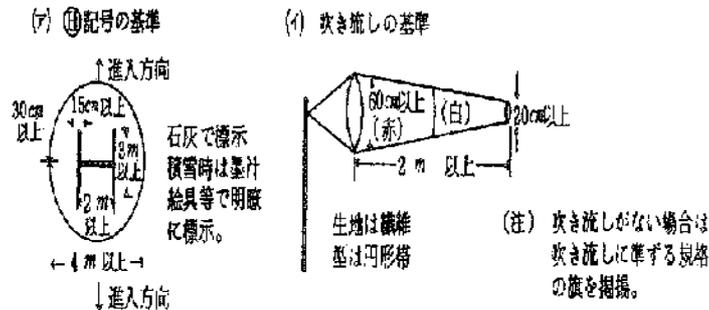
(3) 市町村における派遣部隊の受入体制

市町村は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

- イ 資機材の提供
派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。
- ロ 連絡調整員の指定
市町村側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。
- ハ 宿舍のあっせん
派遣部隊の宿舍等のあっせんを行うものとする。
この場合、学校、公民館等を宿舍施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。
- ニ 臨時ヘリポートの設定
(臨時ヘリポートの基準)
(イ) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



(ロ) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。



(ハ) 危険予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

ホ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を可能な限り確保する。

ヘ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

ト その他

その他必要な事項は、市町村地域防災計画に定めるものとする。

5 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等

のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- イ 被害状況の把握
- ロ 避難の援助
- ハ 遭難者等の捜索援助
- ニ 水防活動
- ホ 消防活動の支援
- ヘ 道路又は水路の啓開
- ト 応急医療、救護及び防疫
- チ 人員及び物資の緊急輸送
- リ 炊飯、給水及び入浴支援
- ヌ 援助物資の無償貸付又は譲与
- ル 危険物の保安及び除去
- ヲ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ロ 他人の土地等の一時使用等
- ハ 現場の被災工作物等の除去等
- ニ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- ホ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容	
交	ドーザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土	
		中 型	2. 側溝掘削	
		大 型	3. 土砂運搬	
通	バスケットローダ		4. 地ならし	
	グレーダ		1. 土砂運搬、車両等への積込み	
	トラッククレーン (20トン)		2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り	
等	ダンプ	2 1/2ト、3 1/2ト	1. 整地	
		4 トン	2. 道路舗装	
	油圧シャベル		3. 側溝掘削	
	橋 (人員用)		4. 除雪	
	(車両橋用)	鋼製道板橋 (MZ)		1. 重量物の吊り上げ (クレーン)
		浮のう橋 (M4AZ)		2. 土砂掘除、積込み (ショベル、その他)
		自走架柱橋		土砂運搬
		自走浮橋		側溝掘削
ボート		人員の通過		
		車両の通過		
		人員の通過		
		人員の通過		
		人員、物量の水上輸送		

給水給食	浄水セット	浄水（1セットの展開に約10m ² の地積が必要）	
	野外炊事1号	給食	
消毒・衛生	除染車		
	化学加熱器		
	噴霧器	背負式	
		車載式	
		動力I型	
	入浴セット	入浴	
洗濯セット	洗濯		

6 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

7 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し又はその必要がなくなった場合は、知事等は自衛隊に対し撤収の要請をするものとする。
- (2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

8 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。

細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第11節 他機関に対する応援要請

1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。

県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 九州・山口9県災害時応援協定
- (3) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定
- (4) 九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定
- (5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定
- (6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- (8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
- (9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定（九州7県協定）、大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- (10) 大分県防災ヘリコプター応援協定
- (11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書
- (12) 防災画像情報の相互協定に関する協定
- (13) 災害時における放送要請に関する協定
- (14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定
- (15) 大規模災害時における相互協力に関する協定
- (16) 緊急・救援輸送に関する協定
- (17) 大分DMA Tの派遣に関する協定
- (18) 災害時の医療救護に関する協定
- (19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定
- (20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定
- (21) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定
- (22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定
- (23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書
- (24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定
- (25) 災害時における食料の調達に関する協定
- (26) 災害時における木材物資の調達に関する協定
- (27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定
- (28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定
- (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定
- (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
- (31) 災害時における緊急作業等に関する協定
- (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定
- (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定
- (34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定
- (35) 災害時における相互連携に関する協定書
- (36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定

2 広域応援要請に関する事項は、「第3部 第2章 第8節 広域的な応援要請」に記載のとおりである。

- 3 (1) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。
この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
 - (2) 知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知するものとする。
 - (3) 市町村長は、(1)・(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。
- 4 自衛隊の災害派遣に関する事項は、「第3部 第2章 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立」に記載のとおりである。
 - 5 知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規程により指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）または指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。
上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。
 - 6 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。
上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。
 - 7 県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合において、大分県警察の警備力のみでは対処することが困難であると認めるときは、警察法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警備活動にあたる警察災害派遣隊等の援助の要請を行うものとする。
 - 8 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第12節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（大分労働局を通じての確保及び法に基づく従事命令による確保）は、この節に定めるところによって行うものとする。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

* 市町村その他の防災関係機関からの人員の確保要請を受け付けた場合、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、総務班へ引き継ぐものとする。＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班、総務班、総務部人事課＞

1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保は、それぞれの防災関係機関において実施するものとし、県は関係機関からの要請に応じて、これらの者の供給あつせんを行うものとする。

2 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

県による技術者、技能者及び労働者の確保が必要な場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 災害応急対策の遂行に必要な人員の確保状況の把握

- イ 災害対策本部各部は、人員の確保が必要な場合、総務班にその旨を連絡する。
- ロ 総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班は、市町村その他の防災関係機関から人員の確保要請を受け付けた場合は、総務班へ引き継ぐものとする。

(2) 各部等における人員の確保

- イ 総務部人事課は、庁内職員の応援について調整を行う。
- ロ 総務部人事課は、国、他都道府県、市町村への職員の応援要請について調整を行う（第8節参照。）。
- ハ イ、ロによっても人員の確保が困難な場合、総務部人事課は大分労働局に対して所要人員の確保を求める。
- ニ イ、ロ、ハによっても人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合、総務部人事課は災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保（（3）及び（4））を行う。

(3) 技術者、技能者の強制確保

知事は、技術者、技能者を確保するため特に必要がある場合は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第7条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

〔災害対策基本法第71条〕

（都道府県知事の従事命令等）

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を發し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収容し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な

報告を取ることができる。

- 2 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

〔災害救助法第7条〕

第7条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

- 2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。
- 3 前2項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。
- 4 第5条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。
- 5 第1項又は第2項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(4) 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保するものとする。

ただし、市町村長に業務が委任された場合は、市町村長がこれを行う。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積み卸し、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の搜索	・行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に

掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「遺体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

ロ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第13節 ボランティアとの連携

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 組織体制の確立＜災害対策本部＞
 - 被災者救援部ボランティア調整班の設置
- ボランティア・NPO等の活動の支援＜被災者救援部ボランティア調整班＞
 - ボランティア活動に関する総合調整
 - ボランティア活動に必要な情報提供・広報活動

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、県の内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、県及び市町村においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

2 県及び県災害ボランティアセンターの体制

災害発生時から復旧期までボランティアが円滑かつ効果的に活動できるための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部にボランティア調整班を設置する。ボランティア調整班は、災害発生後直ちに、大分県社会福祉協議会（以下「県社協」という）事務局内に設置される「県災害ボランティアセンター」に班員を派遣のうえ、県社協と一体となって県災害ボランティアセンターを組織し、被災市町村と連携のうえで現地災害ボランティアセンターの設置運営を支援するとともに、様々な連絡調整や県全体の状況把握、情報発信等を統括的に行う。

3 県災害ボランティアセンター及び班の役割

- イ 県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- ロ 報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- ハ 被災地・避難所のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するボランティア・NPOが行う業務や受入方法に関する総合調整を行う。
- ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し、専門性を有するボランティアの広域的な受け入れや効率的な運営を実現するため、災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に支援する体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。
- ホ 大分県の標準マニュアルである「大分県災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災者救援班員を派遣し、現地活動の支援を

行う。

- ヘ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に県災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については市町村等からの要請に基づき、県社協が中心となって現地災害ボランティアセンターを設置し、県職員の派遣も上記ホに準じて行う。
- チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。
- リ 現地災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被災者の状況等を勘案し、県保有分を速やかに現地災害ボランティアセンターに搬入するとともに、その他必要分については、各種支援団体等の協力を得てその調達に努める。

4 現地災害ボランティアセンターの役割

- イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、市町村災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。
- ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NPO等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。
- 一般ボランティア・NPO活動例
 - ・清掃作業及び簡易な防疫作業
 - ・危険を伴わない範囲での片付け作業
 - ・救援物資の搬入、仕分及び配布
 - ・その他被災者の生活支援に関する活動
- 専門ボランティア・NPO活動例
 - ・生活支援ニーズの把握
 - ・被災者の健康管理やカウンセリング
 - ・災害応急対策物など資材の輸送
 - ・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
 - ・外国人に対する通訳
 - ・歴史資料の救出や修復
 - ・その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動
- ハ ボランティア・NPO等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。
なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図るものとする。

第14節 帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

〔本県に災害対策本部が設置された場合の本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 交通機能が停止した場合の行動に関する情報提供＜広報・情報発信班、地区対策本部庶務班＞
- 交通情報の収集・提供、徒歩帰宅者に対する情報提供地点の確保及び誘導＜総合調整室情報収集班、治安対策部交通班、地区災害対策本部庶務班・被災者救援班＞
- 帰宅のための支援方針の決定＜総合調整室統括スタッフ会議、市町村＞
- バス、海上及び水上輸送等の代替交通手段の確保のための交通事業者との調整＜通信・輸送部輸送・調整班＞
- 帰宅途中で救護が必要になった人の救護、避難所等への誘導＜治安対策部交通班、地区災害対策本部被災者救援班・保健所班、市町村＞

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

（1）県民、事業所等への情報提供

県、市町村及び防災関係機関においては、県民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

（2）代替交通手段の確保

総合調整室統括スタッフ会議及び市町村は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、通信・輸送部輸送・調整班は、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する県・市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○市町村その他の防災関係機関からの応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保要請の受け ＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

○応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給＜支援物資部支援物資班＞

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災関係機関において調達供給を実施するものとし、県は防災関係機関からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

2 県における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

県による応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給が必要と判断される場合又は市町村その他の防災関係機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 備蓄物資の供給

支援物資部支援物資班は物資及び資機材の供給を行い、又は指定地方行政機関の保有する物資及び資機材の供給を求める。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

支援物資部支援物資班は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

(3) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章 第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

(4) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、県内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては県外業者等から調達供給するものとする。なお、県外業者等から調達供給する場合は、当該地の都道府県知事又は九州経済産業局長に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 指定地方行政機関が実施する物資及び資機材の調達措置

(1) 指定地方行政機関は、県の行う物資及び資機材の調達供給措置に協力する。

(2) その他の防災関係機関において、応急用・復旧用物資及び資機材の確保が著しく困難であるために、応急措置の実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資及び資機材の調達あっせんを求め、その調達供給を行う。

- (3) 九州経済産業局は、防災関係物資及び資機材の適正な価格による円滑な供給の確保を図るため必要な措置を行うものとする。

第16節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な行動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

* 災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災関係機関がその全機能をあげて実施するものとする。

* 陸上輸送体制

○道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

- 交通状況についての情報収集・把握＜通信・輸送部輸送・調整班、治安対策部交通班＞
- 交通規制の実施＜社会基盤対策部公共・土木施設班、治安対策部交通班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
- 緊急交通路の確保＜通信・輸送部輸送・調整班、社会基盤対策部公共・土木施設班、農林水産基盤対策部農林水産基盤対策班、治安対策部交通班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
- 県民への交通規制情報の提供＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞
- 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付＜総務班、治安対策部交通班、地区災害対策本部庶務班＞

○道路（緊急輸送道路）の応急復旧

- 交通施設の被害状況の把握＜社会基盤対策部公共・土木施設班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 交通施設の被害状況の警察署や関係機関への連絡＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞
 - 交通施設の応急復旧措置＜社会基盤対策部公共・土木施設班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 交通施設の被害状況等の一般への周知＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞
- * 市町村、その他の道路管理者も同様の措置。

○輸送手段等の確保

- 車両（県有、県有以外の民間車両）の確保＜通信・輸送部輸送・調整班＞
- 燃料の確保＜支援物資部支援物資班＞
- 自衛隊への応援要請＜総務班＞

* 海上輸送体制

- 船舶交通の制限等の実施＜海上保安部長（港長）＞
- 船舶交通の制限等の実施＜海上保安部長（港長）＞

- 港湾、漁港の応急復旧＜社会基盤対策部公共・土木施設班、農林水産基盤対策部農林水産基盤対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 港湾・漁港の被害状況の把握及び応急復旧措置
 - *市町村の漁港管理者も同様の措置。

- 輸送手段の確保＜総務班＞
 - 自衛隊や海上保安庁等の艦艇、船舶の協力要請

* 航空その他輸送体制

- 必要に応じて関係機関へ要請＜総務班＞

* その他

- 高速道路料金の免除手続き（免除証明手続き）＜総務班＞

1 県と市町村等との役割分担

(1) 市町村の役割

- イ 市町村が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市町村が行う。
- ロ 市町村長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。

(3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

輸送は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 第一段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ロ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ニ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- イ 上記（1）の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- ニ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- イ 上記（2）の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

3 市町村の地域内輸送拠点の設置

予め市町村において選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。なお、被災又は地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、通信・輸送部輸送・調整班が当該市町村に要請し、連携して行う。

4 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、他の部局及び機関の要請を受けて通信・輸送部輸送・調整班がこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市町村長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（〃）		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃 7日以内
救 援 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- イ 輸送費（運賃）
- ロ 借上料
- ハ 燃料費
- ニ 消耗品器材
- ホ 修繕料

(3) 輸送実施市町村長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

5 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

- イ 交通状況の収集・把握

通信・輸送部輸送・調整班及び治安対策部交通班は、関係機関の協力を得て、常に県内の交通事情を収集、把握して総合調整室情報収集班に報告する。

ロ 交通規制の実施

(イ) 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	歩行者等 車両等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	緊急通行 車両以外 の車両	災害対策基本 法第76条 第1項
警察署長	通行の禁止 又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者等 車両等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

(ロ) 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

主要な路線	主要な交差点等	警察署等	規制内容
大分自動車道	各IC	高速道路 交通警察隊	◎緊急通行車両以外の 車両の通行禁止・制限 ◎一般車両の迂回、誘 導
東九州自動車道	各IC		
大分空港道路	各IC		
中九州横断道路	各IC	豊後大野	
国道10号	*新山国大橋	中 津	
	佐野、山下、岩崎、宇佐中入口	宇 佐	
	堀	日 出	
	九州横断道路入口、富士見通り	別 府	
	西生石、大道入口、顕徳町	大分中央	
	宮崎、米良入口	大分南	
	久原	豊後大野	
	番匠、*大原	佐 伯	
国道57号	*下菅生、天神	竹 田	
国道210号	*高井町、小ヶ瀬	日 田	
	新長野	玖 珠	
	水分峠、医大挟間入口	大分南	
	羽屋	大分中央	
国道211号	*夜明三叉路	日 田	
国道212号	*松原ダム入口	日 田	
国道213号	*山国大橋、豊陽	中 津	
国道326号	*上小野市	佐 伯	
国道386号	*夜明大橋北	日 田	
国道387号	*栃野	日 田	
国道496号	*山国バイパス	中 津	
県道別府一宮線	*長者原	玖 珠	

*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

ハ 緊急交通路確保のための措置

(イ) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

a. 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b. 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(ロ) 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

(ハ) 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

(ニ) 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行うこととする。

(ホ) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

a. 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。

b. 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。

c. 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

(ヘ) 道路管理者、臨港管理者、漁港管理者による車両の移動等

県が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

また、市町村に対し、その管理する道路について、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

ニ 県民への交通規制情報の提供

県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。また、広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。

ホ 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

(イ) 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

a. 知事部局 総務班、地区災害対策本部庶務班

b. 公安委員会 治安対策部交通班、警察署、交通検問所

(ロ) 知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。

(ハ) 緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

(ニ) 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総

理府令第52号)別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。

(ホ) 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする(自己保有、他者保有を問わない)。

(2) 道路(緊急輸送道路)の応急復旧

イ 交通施設の被害状況の把握

(イ) 市町村における措置

- a. 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送道路(「第2部第2章第6節 緊急輸送道路ネットワーク」)に定める緊急輸送道路とする。以下同じ)及びその他の主要道路の被災状況(破損、決壊、流出等)を把握する。
- b. 区域内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部庶務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

(ロ) 県における措置

a. 地区災害対策本部における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所管区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路について地区災害対策本部社会基盤対策班がパトロール等を実施し、被災箇所(道路上のがれきの状況、盛土・法面の崩壊の状況、段差の有無、橋梁被災の状況等)を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部庶務班及び土木建築部その他の道路管理者並びに所轄の警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

b. 災害対策本部における措置

- (a) 総合調整室情報収集班に主要道路の交通支障に関する報告又は通報があった場合は、これに対する必要な指示又は要請を行う。
- (b) 把握した情報は、必要に応じ総合調整室情報収集班を通じて、一般にその状況を周知するものとする。

c. 港湾施設の調査

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、道路の調査後、必要に応じ地区災害対策本部社会基盤対策班は港湾施設の被害状況調査を実施する。調査結果は、地区災害対策本部庶務班を通じ、総合調整室情報収集班に報告する。

(ハ) その他の機関における措置

九州地方整備局各事務所、西日本高速道路(株)等においてもその管理する主要道路で、災害のため交通上支障が生じた場合、その状況を総合調整室情報収集班に通報し、応急措置に努めるとともに、所轄の警察署に対して通報する。

(ニ) 九州・山口9県災害時応援協定による広域緊急輸送道路の状況確認

受援・市町村支援室広域受援助班は、社会基盤対策部に対し「九州、山口9県災害時応援協定」に基づいた、「緊急輸送道路の確保についての実施要領」により、九州・山口広域緊急輸送道路の被災状況や復旧状況を把握し、報告するよう要請する。

ロ 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

(イ) 交通施設の総合的な被災状況の把握

総合調整室応急対策調整班等は、必要に応じ上記(1. 交通施設の被災状況の把握)や第5節(災害情報・被害情報の収集・伝達)により報告を受けた各管理者の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

(ロ) 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

総合調整室応急対策調整班、通信・輸送部輸送・調整班、社会基盤対策部公共・土木施設

班、農林水産基盤対策部農林水産基盤対策班等は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案（復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等）し、大分県道路啓開計画（平成27年6月策定）に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

ハ 交通施設の応急復旧

（イ）道路啓開及び復旧の体制の把握

社会基盤対策部公共・土木施設班は、必要に応じて土木事務所ごとに大分県建設業協会各支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、支部または会員に直接聞き取り調査するなど、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

また、九州地方整備局や西日本高速道路（株）の所管する道路の復旧計画・状況や九州地方整備局などの資機材の貸与可能数について把握する。

（ロ）道路啓開の実施

地区災害対策部社会基盤対策班をはじめ各道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に道路啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

また、土木事務所は、必要に応じ他の土木事務所と連携し、道路啓開を実施する。

（ハ）応急対策の実施

各道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

（ニ）自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班を通じて総務班に出動要請を依頼する。

（3）災害時における交通マネジメント

（イ）九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

（ロ）県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

（ハ）検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

（ニ）検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

（4）輸送手段等の確保

イ 車両の確保・配車

車両（県有車両、県有車両以外）の確保は、通信・輸送部輸送・調整班が担当し、災害対策本部及び地区災害対策本部各班からの要請に応じて配車を行うものとする。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め総務班、治安対策部交通班及び地区対策本部庶務班は迅速に緊急通行車両の確認を行うものとする。

(イ) 県有車両

a. 車両の確保

通信・輸送部輸送・調整班は、本庁又は各地区災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し、配車するものとする。

b. 輸送方法

輸送班を編制し、迅速かつ効率的に輸送するものとする。

(ロ) 県有車両以外（公益社団法人分県トラック協会等）

a. 車両の確保

公益社団法人分県トラック協会（以下、「県トラック協会」という。）、ヤマト運輸株式会社九州支社（以下、「ヤマト運輸」という。）、赤帽分県軽自動車運送協同組合（以下、「赤帽県運送組合」という。）、一般社団法人分県バス協会（以下、「県バス協会」という。）、一般社団法人分県タクシー協会（以下、「県タクシー協会」という。）及び由布市災害ボランティアバイク隊（以下、「由布市バイク隊」という。）、一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下、「AZ-COM ネットワーク」という。）との間で締結した「緊急・救援輸送に関する協定」（以下「車両協定」という。）第2条第1項に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、総務班は次に掲げる事項を明示して、文書（別紙1）により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

<明示事項>

- ・災害の状況及び応援を要する事由
- ・応援を必要とする車両数、車両種類及び人員等
- ・物資積込み場所及び取り下ろし場所（物資輸送の場合）
- ・輸送品目（品名及び数量）（物資輸送の場合）
- ・輸送区間（人員輸送の場合）
- ・輸送人員数（人員輸送の場合）
- ・その他参考となる事項

b. 輸送方法

a の要請に基づき、県トラック協会、ヤマト運輸、赤帽県運送組合、県バス協会、県タクシー協会、由布市バイク隊及び AZ-COM ネットワークは協会員等と調整のうえ協会員等の車両により輸送するものとする。

c. 物資の輸送管理等業務に係る応援要請

輸送拠点において、物資の輸送管理等を行ううえで、輸送・物流に関する専門知識を有する者の応援を必要とするときは、総務班が車両協定第2条第2項に基づき、県トラック協会及び赤帽県運送組合に必要な人員の派遣を要請するものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、協定締結先の事業者等と連携して物資の受け入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整えるよう努める。

ロ 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油商業組合との間で締結した「災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給等に関する基本協定」（平成26年5月）に基づき確保する。この場合の調整窓口は支援物資部支援物資班とする。県は、被災市町村

が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

ハ 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、総務班が自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

ニ 輸送経路の選定

輸送・調整班は、交通規制や道路の被害状況等を考慮し、輸送経路を選定する。

特に、災害発生直後等輸送経路の安全確保が確認できない場合、総合調整室応急対策調整班、情報収集班、社会基盤対策部公共・土木施設班、治安対策部交通班、輸送を要請した班等と協議の上、安全な輸送経路の確認を行う。

6 海上輸送体制

(1) 海上交通規制及び海上輸送路の確保

イ 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部長（港長）において航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し又は制限する。

ロ 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求めるものとする。

ハ 海上輸送路の確保

(イ) 管理者は、海上保安庁、市町村、自衛隊等の協力を得て可航水域、港湾等の施設の被害へ復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に報告する。

(ロ) 通信・輸送部輸送・調整班は、管理者や大分海上保安部等と連携して港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを決める。

(ハ) 管理者は、自衛隊、大分海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 港湾、漁港の応急復旧

港湾の応急復旧については、各港の港湾BCPに従い、航路啓開や応急復旧の体制確保に努める。

イ 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、九州地方整備局及び海上保安庁等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者及び船舶運航者等の協力を得て啓開作業を実施する。

ロ 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

ハ 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

ニ 障害物集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

- イ 自衛隊の艦艇及び航空機
- ロ 海上保安庁の船艇及び航空機
- ハ 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船
- ニ その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

7 航空輸送体制

- (1) 大分空港事務所は、災害により大分空港が被災した場合、平成25年12月に策定した大分空港津波早期復旧計画に基づき、航空輸送の拠点としての機能を発揮できるよう、関係機関と連携し、早期の復旧に努めるものとする。
また、航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を講じる。
- (2) 大分空港事務所は、防災関係機関から航空輸送についての要請があった場合は、関係航空各社に要請内容を伝え、輸送に協力するものとする。
なお、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、その旨を周知するものとする。
- (3) 航空輸送に当たっては、自衛隊やその他の航空機保有機関、陸上輸送関係機関等とも調整・連携を図るとともに、輸送内容や輸送先に応じて、航空機（固定翼、回転翼等）を効果的・効率的に運航するよう努めるものとする。

8 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、防災関係機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

9 防災関係機関が実施する輸送協力等

- (1) 九州運輸局大分運輸支局は、輸送実施機関からの要請に応じて、陸上及び海上運送事業者等へ輸送への協力要請を行う。
- (2) 運送事業を実施する指定公共機関（日本通運㈱大分支店）及び指定地方公共機関（県バス協会、大分交通㈱、大分バス㈱、日田バス㈱、亀の井バス㈱、県トラック協会）は、輸送実施機関からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。
- (3) 九州旅客鉄道㈱大分支社は、輸送実施機関からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。輸送実施機関は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。
なお、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。
- (4) 日本貨物鉄道株式会社大分支社大分営業支店は、輸送実施機関からの要請に応じて、救援物資の輸送を実施する。輸送実施機関は、災害発生地域等の事項を大分営業支店に申し出るものとし、災害の程度に応じ一定の条件に従って割引運賃により実施する。

10 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県（総務班）が直接、

各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

また、県（総務班）は、災害派遣等従事車両の申請があれば証明事務を行うことになる。

第17節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]

< >内は主に担当する班等

- 広報のための活動体制の確立
 - 円滑な広報体制の確立と一元的情報提供<広報・情報発信班>
 - 報道機関への協力要請<広報・情報発信班>
 - プレスルームの開設<広報・情報発信班>
 - プレスルームの設置作業<総務班、通信・輸送部通信班>
 - 庁内の複写機、印刷業者の稼働状況の確認<総務班>
 - 多言語による広報体制の確立<多言語情報センター>
- 広報方針の検討及び周知<総合調整室情報収集班、広報・情報発信班>
 - 迅速、的確な広報方針及び手段を検討し関係者へ伝達
- 広報する情報の集約及び広報<広報・情報発信班>
 - 総合調整室及び各部における広報情報の集約
- 広報の実施
- 災害記録活動の展開<情報収集班・総務班>
 - 災害記録活動

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 県の広報・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。

イ 報道機関への協力要請

広報・情報発信班は、報道機関に対して協力の要請を行う。

ロ プレスルームの開設

広報・情報発信班は、プレスルームを開設し、情報を一元的に発信する。
 プレスルームの設置作業は、総務班及び通信・輸送部通信班が担当する。

ハ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼働状況の確認

総務班は、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼働状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

ニ 多言語情報センターの設置

国際政策課内に、多言語情報センターを設置し、多言語による災害情報の発信、外国人からの問い合わせに対する電話対応を行う。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

広報・情報発信班は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確・計画的な広報の方針及び手段を検討し、関係者へ伝達する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

イ 広報・情報発信班は、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。

ロ 広報・情報発信班は、集約した情報を、(2)に基づき広報する。

なお、被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要がある場合等においては、(2)の検討において各部が独自に対応することも考慮する。

ハ 多言語情報センターは、県災害対策本部の情報等を、原則、英語・中国語・韓国語・やさしい日本語によりインターネットを通じて広報する。

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。なお、平時から活用することにより、災害時においても円滑に利用できるよう努めること。

広 報 手 段	広 報 先
記者会見・発表、口頭、文書、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	報道機関
電話、庁内放送、各種広報紙、ビデオ、文書、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	庁内連絡 地方機関
広報車、有線放送、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙、動画、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、緊急速報メール、ワンセグ放送、各種広報紙（誌）、ビデオ、文書、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	公共的団体等
口頭、文書、電話、広報紙（誌）、ビデオ、スライド、新聞、スクラップ、インターネット（県庁ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）	中央関係機関

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

イ 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
地震情報及び津波警報等	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容	地震情報及び津波警報等の通報伝達に併行して行う。

	4. 住民の心構え及び対策	
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上

ロ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- (イ) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- (ロ) 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ハ) その他

広報内容に食い違い等が生じないように各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ハ 報道機関に対する情報の提供

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (イ) 災害の発生場所及び発生原因
- (ロ) 災害の種別及び発生日時
- (ハ) 被害の状況
- (ニ) 安否情報
- (ホ) 応急対策の状況
- (ヘ) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (ト) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ニ 職員に対する広報措置

広報・情報発信班が行った広報のうち必要と認められるものについては、情報共有データベース等を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

各班は、広報・情報発信班と連携し、特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 災害記録活動

各班は、現場において可能なかぎり、災害に関する記録の収集に努める。総務班はそれらを収集し、記録として残すものとする。

(8) 安否情報の対応

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直

後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

3 市町村の措置

市町村における広報活動・災害記録の措置は、市町村地域防災計画の定めるところによるが、特に要配慮者に対して迅速・的確な広報活動を行うための措置を定めておくものとする。

4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置

その他の防災関係機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分支店、NTT 西日本(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

- (1) テレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、新聞等報道機関を通じての広報
- (2) 広報車による広報
- (3) チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- (4) インターネット（自社ホームページ、X、フェイスブック等のソーシャルメディア等）を活用しての広報
- (5) 市町村防災行政無線（同報系）等を通じての広報（市町村へ依頼）
- (6) その他適切な広報媒体を通じての広報

第3章 生命・財産への被害を最小限 とするための活動

- 第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等
- 第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導
- 第3節 津波からの避難
- 第4節 救出救助
- 第5節 救急医療活動
- 第6節 消防活動
- 第7節 二次災害の防止活動

第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等

本節は、地震・津波による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜広報・情報発信班

、多言語情報センター＞

□報道機関、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページや、X等のソーシャルメディア）を通じた県民一般への呼びかけ
（必要に応じて、防災ヘリコプターの出動）

*市町村は、防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、移动通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページ・SNS等）、広報車等により呼びかける。

○災害が発生するおそれがある異常な現象の通報受信・伝達

□市町村からの通報受信体制の整備＜総合調整室情報収集班、地区災害対策本部庶務班＞

□市町村から受信した情報の大分地方気象台への伝達＜総合調整室情報収集班＞

□市町村から受信した情報の関係部局への伝達＜総合調整室情報収集班＞

*市町村は、住民等からの通報の受付及び関係機関への伝達を行う。

*住民等からの通報を受けた警察官、海上保安官は、その情報を遅滞なく市町村に通報する

1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

（1）基本方針

県内で震度5強以上の地震が発生した場合、県及び市町村は、住民に対して出火防止、がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

（2）県の措置

県内で震度5強以上の地震が発生した場合（第2章第4節参照）、広報・情報発信班はテレビ・ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ワンセグ放送、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、インターネット（ホームページ・SNS）等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

また、多言語情報センターは、インターネット（県庁HP、県公式facebook、同X）を通じて、県内の外国人に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。

〔呼びかけの例〕

こちらは、大分県です。

ただいま、大分県地方に大きな地震がありました。皆さん落ち着いてまわりを見て下さい。煙が出ているところはありませんか。けがをしている方はいませんか。落ち着いて点検して下さい。

また、ガスボンベは倒れていませんか。割れたガラスが落ちていませんか。部屋の中を点検するときは、必ず靴を履きましょう。

津波やがけ崩れの危険のある区域の方は、速やかに避難して下さい。その際、自動車による避難はやめてください。

今後の地震活動に注意して下さい。今後も同程度の地震に注意して下さい、ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてくる場合があります。十分注意して下さい。

大分県では、総力をあげて被害の拡大防止に努めております。県民の皆さんは、落ち着いて行動して下さい。

(3) 市町村の措置

市町村は、自市町村内で震度5強以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合（第2章第4節参照）、市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページ・SNS）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

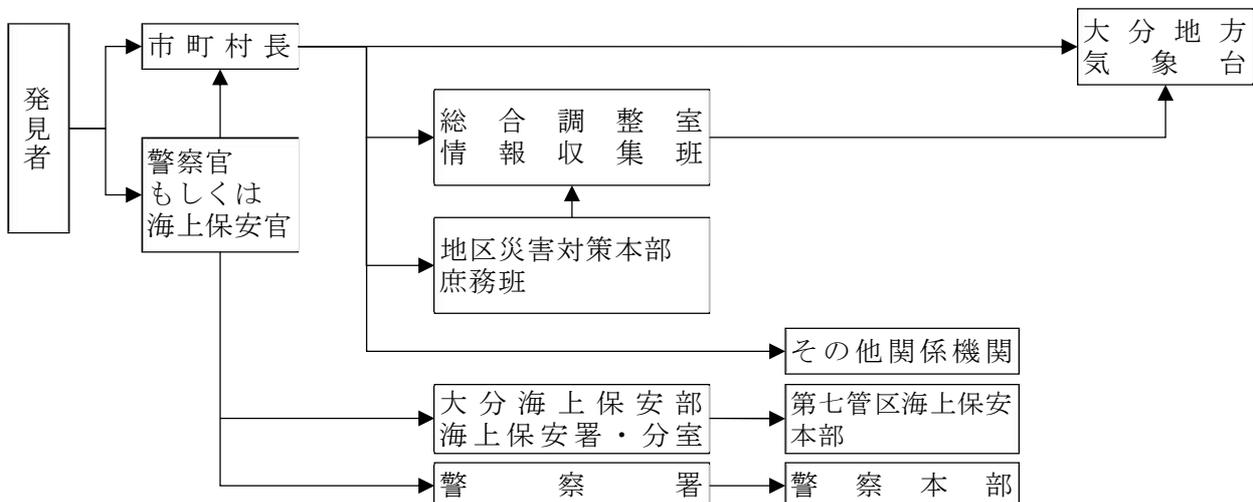
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報

(1) 基本方針

決壊のおそれのある堤防の漏水、地割れなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する（災害対策基本法第54条）。

(2) 市町村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市町村長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



(3) 県の措置

市町村からの通報は、総合調整室情報収集班及び地区対策本部庶務班で受信し、関係部に伝達して必要な措置を求める。また、総合調整室情報収集班は、大分地方気象台に通報があった旨を伝達する。

3 津波に関する情報の住民への伝達等

(1) 海面状態の監視等

イ 海面状態の監視

沿岸市町村は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

ロ 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報するものとする。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市町村長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市町村長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報するものとする。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼するものとする。

(2) 津波災害に備えた住民等への呼びかけ—津波に対する自衛措置—

イ 市町村の措置

(イ) 津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到達することがあるので、沿岸市町村は、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

a. 市町村長は、自らの判断で、海岸付近の住民はもとより、観光客、釣り客、ドライバー、漁業従事者、港湾労働者等の海浜にいる者に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。

b. 市町村は、テレビ、ラジオ放送を聴取するよう努める。

(ロ) 沿岸市町村は、県内沿岸部(津波予報区(大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸))に津波警報等が発表された場合、または、前(1)の海面監視で異常を覚知した場合、沿岸部を所管する各防災関係機関の協力を得ながら、次の措置を行う。

a. 市町村長は、海岸付近の住民、海浜にいる者等に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

b. 放送ルート以外の法定伝達ルート等により、市町村長に津波警報等が連絡された場合も、同様の措置を行う。

ロ 海岸付近の住民等の措置

海岸付近の住民、海浜にいる者等は、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビ等の放送を聴取する。また、報道機関から津波警報等が放送されたときも、同様の措置をとる。

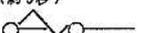
なお、異常現象を発見した者は、直ちに防災関係機関等へ通報するものとする。

ハ 住民への呼びかけ手段

県及び市町村は、広報車、市町村防災無線(同報無線)、県民安全・安心メール、各市町村

の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページや、X、フェイスブック等のソーシャルメディア）、サイレン、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレン又は半鐘によって周知させる場合の標識は次のとおりである（サイレン音は、J-ALERTによる標準音を使用する。）。また、津波情報の呼びかけの例を以下に示す。

標識の種類	津波警報等の標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(速点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声速点)

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

図「津波予報の標識」

〔呼びかけの例1〕

こちらは、〇〇市町村です。

ただいま、大津波警報が発表されました。ただいま、大津波警報が発表されました。

大津波が予想されますから、沿岸部にいる方々は、ただちに高台などの安全なところに避難してください。

なお、避難の際には、車を使用しないでください。

(繰り返し)

〔呼びかけの例2〕

こちらは、〇〇市町村です。
津波情報をお知らせします。
津波情報をお知らせします。
ただいま、〇〇港で津波の第1波を観測しました。
波の高さは、約〇〇メートルです。
津波は何回も押し寄せてきますから引続き警戒してください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例3〕 有線放送、無線放送、広報車等による呼びかけ例

こちらは〇〇市町村です。
〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。
津波の高さは〇〇沿岸では高いところで5 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで1 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）
海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。
〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。
避難する時には、車を使わないでください。
津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例4〕 防災ヘリコプター（特に港湾内の船舶への呼びかけ例）

こちらは大分県です。
〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。
津波の高さは〇〇沿岸では高いところで5 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで1 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）
海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。
〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。）
避難する時には、車を使わないでください。
港の中の船舶は、直ちに港の外、水深の深い、広い海域へ退避してください。
港の外に退避できない小型の船舶は、高いところに引き上げて、津波が来ても流されないようしっかり固定してください。
津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま港外

への退避を続けてください。
津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。
（繰り返し）

- ※ 東日本大震災で1人の死者も出さなかった茨城県大洗町の防災行政無線の事例では、①普段は使用しない命令調の表現を用いたことや②同じ内容の繰り返しではなく具体的指示や津波の現況情報等放送内容を刻々と変化させたことにより緊急事態の雰囲気伝わり避難行動を促進したとされているため、地域の実情に応じた効果的な伝え方を検討しておく必要がある。

第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。なお、本節では、地震・津波に関する避難の指示等及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

市町村長は、避難の指示及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。

警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の指示及び避難誘導に積極的に協力する。

なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

○避難指示等に関係する関係機関への情報提供・指導＜地区災害対策本部社会基盤対策班＞
□重要水防区域及び主要地すべり区域等における立退きの情報提供・指導

○避難誘導＜地区災害対策本部被災者救援班＞
□市町村が行う避難誘導への支援・応援協力
□県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

○避難状況に関する広報＜広報・情報発信班＞

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市町村長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛隊等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 避難措置の区分

イ 避難指示

余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合。

火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

ロ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立ち退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れたものを救出する場合、市町村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

ホ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。

チ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等としその他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

リ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 避難所の指定

避難は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、地震時には次の点に留意する。

イ 避難所の開設に当たって、市町村長は、避難所の管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

ロ 被災市町村の区域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつせんを求める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

イ 避難すべき理由（危険の状況）

ロ 避難の経路及び避難先

ハ 避難先の給食及び救助措置

ニ 避難後における財産保護の措置

ホ その他

(5) 要配慮者への配慮

市町村は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

(6) 学校、社会福祉施設等における避難

イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- (イ) 避難実施責任者
- (ロ) 避難の順位
- (ハ) 避難誘導責任者及び補助者
- (ニ) 避難誘導の要領及び措置

(7) 車両等の乗客の避難措置

- イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 市町村の実施する避難措置

- (1) 市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者、滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を総合調整室情報収集班又は所管の地区災害対策本部庶務班に報告しなければならない。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (5) 市町村は、避難措置の実施に関し、「市町村地域防災計画」に次の事項を定めておかなければならない。
 - イ 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - ロ 避難措置を実施する区域別責任者（市町村職員等の氏名）
 - ハ 避難の伝達方法
 - ニ 地域ごとの避難所及び避難方法
 - ホ その他の避難措置上必要な要項

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。
- (2) 警察官は、前記（1）の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。
- (3) 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県内で災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。

(2) 重要水防区域及び主要地すべり区域における立退きの指示等

二次災害を防止するため、地区内で震度5強以上の地震が発生した場合（震度計がない場合は体感による）、地区災害対策本部社会基盤対策班は、特に重要な水防区域及び特に重要な地すべり区域に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）。

(3) 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

震度5強以上の地震を観測した場合（震度計がない場合は体感による）、地区災害対策本部は、市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

イ 地区災害対策本部庶務班は管内市町村の避難指示の状況を把握し、総合調整室情報収集班に報告する。

ロ 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、地区災害対策本部被災者救援班・支援物資班は必要な応援を行う。

(4) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の管理者は、必要と認める場合、2の(5)に基づき入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に通報する。

また、地区災害対策本部被災者救援班は、2の(2)に準じて避難誘導の指導・応援を行う。

(5) 避難状況に関する広報

広報・情報発信班は、災害対策本部各部及び地区災害対策本部庶務班から避難に関する情報を入手し、報道機関に依頼して、一般に広報を行う

6 津波に関する避難の指示及び誘導

(1) 沿岸の住民への避難の指示等の実施

沿岸市町村は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3(2)イにあるとおり、市町村長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう指示するものとする。

また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示するものとする。

市町村長が必要と認める場合は、知事を通して、避難の指示について放送機関に放送を行うことを要請するものとする。また、避難指示等を災害対応支援システムで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

(2) 速やかな避難誘導の実施

沿岸市町村は、沿岸の住民及び海浜にある者に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って緊急避難場所、避難所、避難路を指示し、市町村職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、沿岸の住民等は、前第1節の3(2)ロにあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された緊急避難場所に速やかに避難するものとする。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行うものとする。

7 避難指示等の解除

避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。

今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や、避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市町村は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

2 居住者等に求められる避難への備え

避難対象地区内の居住者等は、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努めるものとする。

3 要配慮者の避難

(1) 地域における要配慮者の避難

東日本大震災で被災し本県に避難された方々に、「ご高齢の方や障がいのある方など、お1人での避難が難しい方の避難の方法」について、伺ったところ、下記表①のご意見を頂いた。

その結果、予め手助けが必要な方を地域で把握し、避難行動要支援者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難することが重要であることが分かった。

表①

	本 県 避 難 者 か ら の ご 意 見	被災時県
①	避難の方法としては地域の連携が最重要だと思います。	福島県
②	日頃から近所の方や、地区の消防団などにより、避難の手助けを行う体制を構築しておくことが有効だと思います。	福島県
③	高齢者は日中1人きり。近所の人達の気配りが大切と思います。	宮城県
④	自治会の下部組織の充実化が必要。そしてその中心になれる方の人選も、行政で把握しておく必要があると思う。老人世帯、独り暮らしの他、日中独り暮らし（若い方が仕事に出て）の方の把握、健康状態等もチェックしておけたらいいと思います。 私の地区にも、知的障がいの独り暮らしの方がいました。折良く介護ヘルパーさんが来て頂いている時間帯でしたので避難できました。このように、ヘルパーに来ていた方との連携も必要。	福島県
⑤	ご高齢の方など1人での避難が困難な方はあらかじめ、このような方々の住んでいる場所を把握し、緊急時に何らかの形で対処する他はないと思う。	岩手県
⑥	私は高齢ではないですが持病があるので、医薬品や体に関わる物がなくなりそうでとても不安でした。また、一見健康そうに見られるので、あえて言いづらいのも不安でした。 お1人での避難が難しい方で、いつもヘルパーさんが来ている所は来てくれている所もありました。そうでない所は、近所同士で見えあげることが必要だと思います。車があれば良いのですが、みんながパニックだし、身動きも取りづらい状況だったので、普段から強制的にでも近所で確認し合っておくべきでした。	宮城県
⑦	近所の人達の声かけが大切だと思います。	—
⑧	よく車で避難するのがいいと言われるが、結局混雑して乗り捨てることになる。リヤカーで地域の人達で運んであげるのが一番良い。	福島県
⑨	日ごろ、避難弱者の状況情報を入手しておく必要があると思う。隣同士、助け合うことが出来る様、ある程度、決めておく必要がある。	福島県
⑩	高齢の方は避難しないと強く心に決めておられる方も多かったようでした。普段から何かあれば避難しましょうというふうに近所の方との話し合いができていればスムーズなのかな？と思います。	宮城県
⑪	実際に有効だったことは、近所の人の声かけ（普段からも認識が必要）・見知らぬ人でも車に乗せる	福島県
⑫	各人について、避難のためのシミュレーションを行い、確実に避難できる方法を検討しておく必要があると思います。	福島県
⑬	この地区は、どこに逃げるのか普段から、決めておいて、食べ物や、毛布などを準備しておいて、すぐに逃げられるように、日ごろから訓練をしてマイクロバス等ですぐに避難できるといいですね。	宮城県
⑭	声かけ、定期的な避難訓練（大規模な災害想定で実施する）→実際に私の母は目の前が海の所に住んでいました。この避難訓練の通りに高台に避難し助かりました。（5分遅かったら助かりませんでした）	福島県
⑮	85才の祖母も一緒に避難しましたが、腰が曲がって歩行も大変なため、急ぐような行動は取れませんし、疲れたり寒さに弱かったり色々大変でした。	福島県
⑯	行政（市町村）の福祉専用車で避難させたり、（ワゴン車等で。）介護用品も一緒に。	福島県
⑰	（子どもが保育園児のため）あらかじめ保育園等で安全な高台の避難場所を確保	千葉県

し、へたにお迎えに行き、渋滞に巻き込まれ、被害に遭うことのないよう、事前に保護者と保育園側でどうするか擦り合わせておく必要がある。園バスで保護者に送り届けようとして被害に遭ったケースもありますよね。「津波てんでんこ」で各自避難できる体制を整えておくことが大事だと思います。
--

(2) 施設における要配慮者の避難

東日本大震災での下記①、②の事例から、施設職員のスピーディな行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておくことが重要である。

①岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける奏功した避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか200m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約1.5km北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する5台の車で、施設の利用者96人をピストン輸送することとし、14時50分に最初の車が出発した。15時20分頃に市役所の公用車4台が応援に加わり、15時30分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして144人全員が避難を終えたのは15時53分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル1階にはがれきや車などを押し込んだ。

②石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者50人と職員30人の計80人がいた。

介護施設「めだか」は、海から400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に4回の避難訓練に取り組んでいた。

今回の震災では、鉄骨2階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約20分かかっていた避難時間も、5分にまで短縮できたことが、今回の奏功に繋がった。

4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- ・懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- ・地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- ・すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

6 居住者等に求められる避難

- (1) 強い揺れを感じた時は、海拔表示板や避難所案内板等を参考にして、指定緊急避難場所へ直ちに避難する。
なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所等、いわゆる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。
- (2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・携帯メール・X、ワンセグ放送など、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- (4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

7 船舶に求められる避難

- (1) 大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令が発令された場合には、それに従うこととする。（港則法適用港のみ）
- (2) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
- (3) 津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関ごとにあらかじめ定めた緊急避難場所へ速やかに避難する。
- (4) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
イ 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記（3）の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
ロ 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。

- ※1 津波襲来までの時間的余裕がない場合とは
津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。
- ※2 港外退避海域について
港外の水深が深く、十分広い海域とすること。

第4節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

〈 〉内は主に担当する班等

○要救出救助現場の状況把握〈総合調整室応急対策調整班〉

*情報の収集は「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づく。

○応援の必要性和応援要請先について検討〈総合調整室統括スタッフ会議〉

応援が必要と判断された場合

○応援の受け入れ方法について検討〈消防保安室〉

□交通ルートの検討（第2章第5節の情報に基づく）

□応援隊の集結場所、活動拠点の検討

○応援要請

□消防庁（緊急消防援助隊等）〈消防保安室〉

□自衛隊（第2章第10節に基づく）〈総務班〉

□警察庁（警察災害派遣隊）〈警察本部〉

□被災地外県内消防本部〈総務班〉

○活動調整体制の確立

□連絡調整職員の現場への派遣〈総務班・消防保安室〉

□情報の集約・全体活動調整〈総合調整室情報収集班・消防保安室〉

□必要な車両、資機材等の確保〈支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、消防保安室〉

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、被災地域の市町村長、警察官及び海上保安官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び県民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。県は、市町村において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて（市町村からの要請があった場合等）応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 救出の対象者

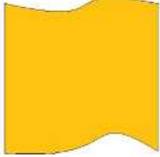
災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

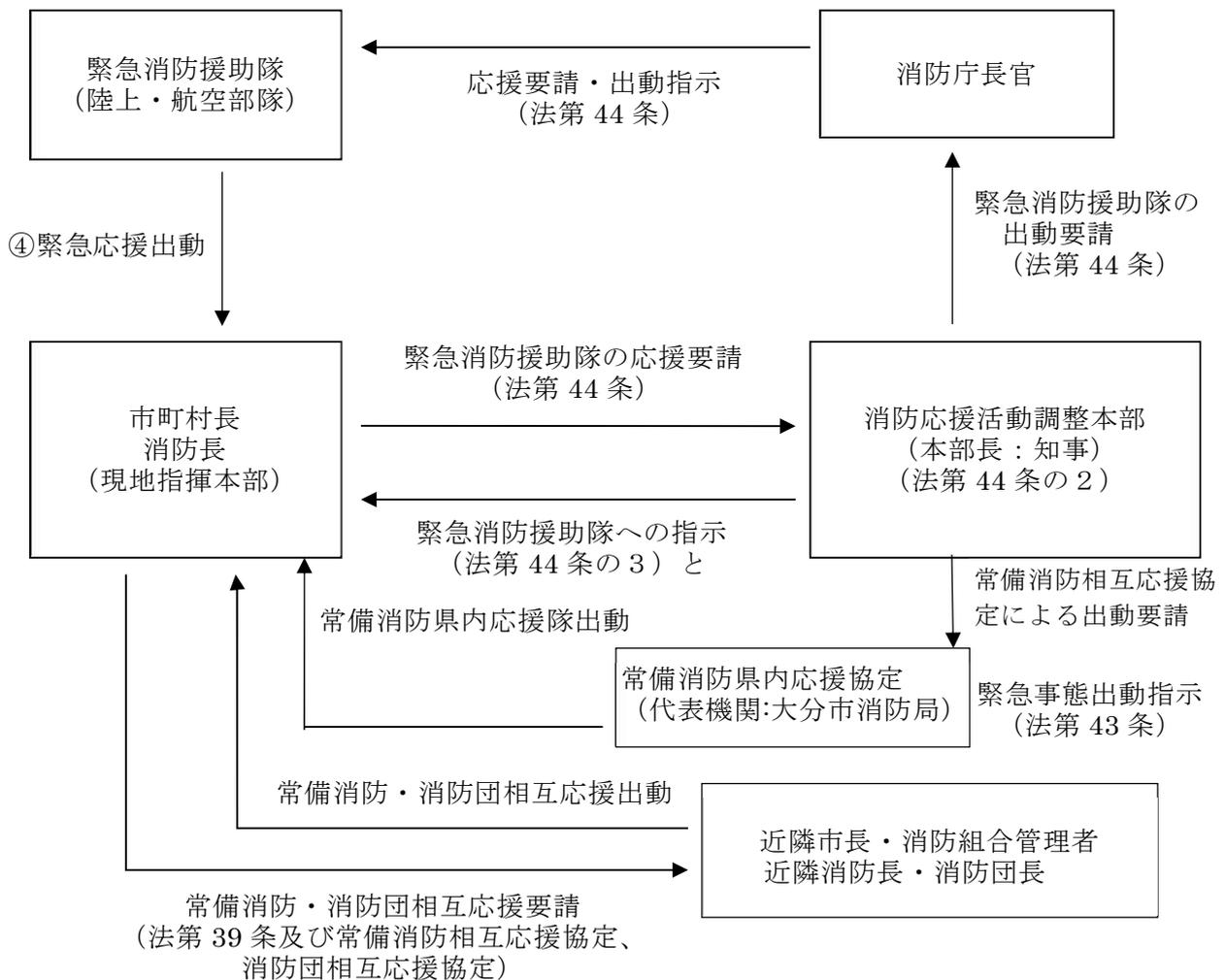
○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

<p>① 黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>② 赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す</p>
---	--------------------	---	--

4 市町村における救出救助

- (1) 救出救助及び搬送は、市町村が、市町村地域防災計画の定めるところにより消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 市町村は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下の図に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



5 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規程に定めるところによるものとする。

6 大分海上保安部における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救助活動を実施する。
- (2) 活動の実施内容については、海上保安庁防災業務計画によるものとする。

7 県が実施する救出救助

(1) 要救出救助現場の状況把握

消防保安室は、要救出救助現場の状況把握を行う（情報の収集については第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照）。

(2) 応援の必要性と応援要請先について検討

総合調整室統括スタッフ会議は、(1)及び市町村からの応援要請を基に、応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出動を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

イ 交通ルートの検討

消防保安室は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。（緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討）

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

消防保安室は、応援隊の現地での集結場所や活動拠点、宿営場所等について、市町村等と協議するなどして検討を行う。なお、宿営場所について、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担感軽減に配慮する。

(4) 応援（派遣）要請

(1)～(3)を踏まえ、総務班はロ、消防保安室はイ及びハ、県警本部はニの関係機関に対して応援（派遣）要請を行う。なお、応援（派遣）要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。

イ 被災地外県内消防本部（県内応援隊）

ロ 自衛隊（第2章第10節に基づく）

ハ 消防庁（緊急消防援助隊等）

ニ 他の都道府県警察災害派遣隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部は現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

イ 地区災害対策本部は地区情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお地区情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。

ロ 総務班は、現地対策本部に關係機関協議の場を設定する。

ハ 総合調整部応急対策調整班は、現地対策本部（地区災害対策本部庶務班）からの情報の集約及び全体の活動の調整を行う。

ニ 資機材運搬等の車両の確保は通信・輸送部輸送・調整班が、資機材の確保は支援物資部支援物資班が担当し、両部及び消防保安室が連携し必要な車両、資機材等の確保及び輸送を行う。

なお、総合調整室情報収集班は、国（消防庁）、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

8 災害救助法の適用

福祉保健部福祉保健企画課は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用

ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 市町村長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 被災者救出用器具燃料受払簿

ハ 被災者救出状況記録簿

ニ 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する（本節では、地震発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第6節に定める。）。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○医療情報の収集及び提供

- 医療情報の収集＜福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班＞
- 医療情報の提供＜福祉保健医療部医療活動支援班＞

○救急医療活動の実施

- 保健医療福祉調整本部の設置＜福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班＞
- 医療救護所の設置＜市町村＞
- 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣＜福祉保健医療部医療活動支援班＞
- 医薬品・医療資器材等の供給＜福祉保健医療部医療活動支援班＞
- 被災地内における救急医療活動の調整＜市町村、地区災害対策本部保健所班＞
- 広域的な救急医療活動の調整＜福祉保健医療部医療活動支援班＞

○地域医療搬送及び広域医療搬送

- 地域医療搬送＜総務班、福祉保健医療部医療活動支援班、市町村＞
- 広域医療搬送＜総務班、福祉保健医療部医療活動支援班＞

1 救急医療活動の基本方針

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」preventable deathを避ける）ため、県、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分DMAT指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等が密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

2 主な機関の救急医療活動

機関名		発災 (緊急対策)	72時間 (応急対策)
県	福祉保健部	○保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMAT及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）への出動要請 ○災害時小児周産期リエゾンの保健医療福祉調整本部への出動要請（必要に応じて） ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMAT及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置要請 ○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→
	保健所	○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整	→
市町村		○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→
日本赤十字社 大分県支部		○医療救護活動の実施	→
災害拠点病院		○重症患者等の受入・地域医療搬送	→
大分DMAT 指定病院		○被災地でのDMAT活動 ○保健医療福祉調整本部での活動	→
大分県医師会		○医療救護活動の実施	→
大分大学医学部 附属病院		○医療救護活動の実施	→
大分県看護協会		○災害看護活動の実施	→
大分県薬剤師会		○医療救護活動の実施	→
大分県歯科医師会		○医療救護活動の実施	→

大分災害リハビリテーション推進協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期(→)は72時間以降)	
--------------------	---	--

3 医療情報の収集及び提供

(1) 医療情報の収集

福祉保健医療部医療活動支援班及び地区災害対策本部保健所班は、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班と連携し、また、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。保健所及び地区災害対策本部保健所班は、EMISへの医療情報未入力の場合、病院に対し入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

- イ 医療機関の被災状況(電気、水道、医療ガスの確保状況)及び稼働状況(手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等)
- ロ 医療機関から転送が必要な入院患者数
- ハ 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
- ニ 負傷者の発生状況
- ホ 被災地及び近隣地域における医療機関の状況(手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等)
- ヘ 近隣県における受入可能医療機関
- ト 道路交通状況
- チ 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
- リ 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量
- ヌ 医療救護班、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況
- ル 市町村が開設する臨時救護所及び避難所の所在地及び収容人数等の規模

(2) 医療情報の提供

福祉保健医療部医療活動支援班は、(1)で収集した情報を整理し、総合調整室情報収集班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、市町村、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、消防機関、県民、難病患者等へ情報提供する。

なお、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して収集する情報については、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。

4 救急医療活動の実施

(1) 保健医療福祉調整本部の設置

福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、県庁内に保健医療福祉調整本部(DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等)を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。

(2) 医療救護所の設置

イ 市町村は、管内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置する。

ロ 市町村は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(3) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班等の派遣

イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に対し大分DMATの派遣を要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を要請する。

医療救護班、災害支援ナース、及び薬剤師班及びJRATは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。

ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、大分DMAT指定病院に対し、予め登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの、県庁（保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請する。

ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの県庁（保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部等））への派遣を要請する。ホ 福祉保健部医療活動支援班は、市町村等からの要請があったとき、DPAT統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、DPAT調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

（4）医薬品・医療資器材等の供給

イ 市町村は、避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村又は医療機関から、医薬品・医療資器材等について調達の要請を受けた場合もしくは県が必要と判断した場合、備蓄している緊急医薬品等医療セットを供給するとともに、大分県薬剤師会に対し、災害用備蓄医薬品の供給を要請する。また、医薬品卸売業者と連携し、流通在庫の有効活用を図る。

ハ 医薬品・医療資器材等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、福祉保健医療部医療活動支援班は薬剤師会、医薬品卸業協会、医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会の協力を得て医薬品・医療ガス・医療資器材等の供給を実施する。

（5）被災地内における救急医療活動の調整

イ 被災地内の市町村は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

ロ 地区災害対策本部保健所班は、管内市町村毎の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市町村災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

（6）広域的な緊急救急医療活動の調整

イ 県外のDMAT及び医療救護班等の派遣

福祉保健医療部医療活動支援班は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMAT及び災害支援ナースの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。

また、県内外及び県内被災地間におけるDMAT等の受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において医薬品・医療資器材等を調達できない場

合、九州・山口各県及び厚生労働省の協力を得て調達する。

- ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受け入れを要請する。
- ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、陸上の医療機能がひっ迫していると判断した場合、国に対し船舶を活用した医療活動を要請する。

5 地域医療搬送及び広域医療搬送

(1) 地域医療搬送（被災地では対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの）

- イ 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。
- ロ 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。
- ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、救急車両又はヘリコプター等が不足する場合は、他県又は自衛隊に協力要請し、確保する（総務班経由「第2章第10節自衛隊の災害派遣体制の確立」「第2章第16節 交通確保・輸送対策」参照）。
- ニ 福祉保健医療部医療活動支援班及び市町村は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

(2) 広域医療搬送（国の調整により、被災地では対応困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動）

- イ 福祉保健医療部医療活動支援班は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した候補地への航空搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit : SCU）の設置を要請する。
- ロ 被災地内の医療機関では対応困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、国と連携を図りながら、救急車両又はヘリコプター等により SCU に搬送する。
- ハ 福祉保健医療部医療活動支援班は、国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、SCU から県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する（総務班経由「第2章第10節自衛隊の災害派遣体制の確立」「第2章第16節 交通確保・輸送対策」参照）。
- ニ 消防機関、大分DMAT、日本赤十字社大分県支部、医師会、空港等の関係者は、SCU の運営について、県に協力するものとする。

6 関係機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、医療救護を実施するとともに、県が実施するその他の医療救護について援助協力するものとする。

なお、近隣各県支部からの応援救護班等も当県支部と同様の取扱いとする。

- イ 医療及び助産の実施基準は、おおむね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力するものとする。
- ロ 医療救護体制（常備救護班の編成）

(イ) 救護班の編成

医師 1人 看護師長 1人 看護師 2人 主事 2人 計6人

(ロ) 救護班数 8個班

- ハ 災害時に赤十字の医療救護活動等を支援する赤十字防災ボランティアを養成し、災害時に赤十字防災ボランティアセンターを開設した上で、その活動を支援する。

(2) 災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び地域医療搬送の拠点となる。

(3) 大分DMAT指定病院の措置

- イ 大分DMAT指定病院は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。
- ロ 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。
- ハ 予め登録され、保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況

令和6年6月6日現在

医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院
東国東 別府速見	国東市民病院		○	○
	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○
	国立病院機構別府医療センター			○
	大分県厚生連鶴見病院			○
大分	大分県立病院	○		○
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○
	大分赤十字病院		○	○
	大分中村病院			○
	大分三愛メディカルセンター			○
	大分大学医学部附属病院	○		○
	大分岡病院			○
	天心堂へつぎ病院			○
	国立病院機構大分医療センター			○
	佐賀関病院			○
	永富脳神経外科病院			○
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○
	津久見中央病院			○
佐伯	南海医療センター		○	○
	長門記念病院			○
豊後大野	豊後大野市民病院		○	○
竹田	竹田医師会病院		○	○

地震・津波対策編 第3部 災害応急対策
 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
 第5節 救急医療活動

	大久保病院		○	○
日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○
中津	中津市立中津市民病院		○	○
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○
計		2	12	25

(4) 大分県医師会の措置

- イ 大分県医師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
- ロ 郡市医師会は、大分県医師会又は市町村からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(5) 大分県看護協会の措置

- 大分県看護協会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に災害看護活動に協力する。

(6) 大分県薬剤師会の措置

- 大分県薬剤師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力するとともに、市町村が行う医療救護活動に対する地域薬剤師会の協力について、必要な調整を行う。

(7) 大分県歯科医師会の措置

- イ 大分県歯科医師会は、福祉保健医療部福祉保健衛生班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
- ロ 郡市歯科医師会は、大分県歯科医師会又は市町村からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(8) 大分災害リハビリテーション推進協議会の措置

- 大分災害リハビリテーション推進協議会は、福祉保健医療部福祉保健衛生班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

7 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

- イ 医療の実施範囲
 - (イ) 診察（疾病の状態を判断するもの）
 - (ロ) 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）
 - (ハ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (ニ) 病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおりに医療保険で対応すべきである）
- (ホ) 看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること）
- ロ 医療救護の対象者
 - (イ) 災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）
 - (ロ) 応急的な医療をほどこす必要のある者
- ハ 医療の実施期間
 - 医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。
- ニ 医療のため負担する費用の範囲
 - (イ) 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
 - (ロ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
 - (ハ) 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
 - (ニ) 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

- イ 助産の範囲

(イ) 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）

(ロ) 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく
浴を含む事後処理をいう。）

(ハ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

ロ 助産の対象者

(イ) 災害のため助産の途を失った者

(ロ) 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ハ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

ニ 助産のための費用の負担の範囲

(イ) 医療救護班による場合は、使用した材料の実費

(ロ) 助産所その他医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

第6節 消防活動

地震による火災に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

〈 〉内は主に担当する班等

○消防現場の状況把握〈総合調整室情報収集班〉

* 「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づく。

○応援の必要性和応援要請先について検討〈総合調整室統括スタッフ会議〉

応援が必要と判断された場合

○応援の受け入れ方法について検討〈消防保安室〉

□交通ルートの検討〔第2章第5節の情報に基づく〕

□応援隊の集結場所、活動拠点の検討

○応援要請

□消防庁（緊急消防援助隊等）〈消防保安室〉

□自衛隊（第2章第10節に基づく）〈総務班〉

□被災地外県内消防本部・消防団〈総務班〉

○活動調整体制の確立

□連絡調整職員の現地への派遣〈総務班、消防保安室〉

□情報の集約・全体活動調整〈総合調整室情報収集班・消防保安室〉

1 消防活動の実施体制

市町村（常備消防及び消防団（以下「消防機関」という。）は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。自主防災組織、事業所及びその他の県民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、市町村（消防機関）の活動に積極的に協力する。県は、市町村（消防機関）において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて（市町村から要請があった場合等）応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合は、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 市町村における消防活動

（1）消防活動は、市町村（消防機関）が、市町村地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努めるものとする。

（2）市町村（消防機関）は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、総合調整室情報収集班若しくは地区災害対策本部庶務班を経由して消防保安室に対して、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。また要請体系図については、

「第3章 第4節 救出救助 4市町村における救出救助 (2)」を参照のこと。

3 県における措置

(1) 消防現場の状況把握

総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う情報の収集については第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照。

(2) 応援の必要性和応援要請先について検討

総合調整室統括スタッフ会議は、(1)及び市町村(消防機関)からの応援要請を基に応援の必要性和応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、知事は消防組織法(昭和22年第226号)第44条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

イ 交通ルートの検討

受援・市町村支援室広域受援助班は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保(国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集)について検討)

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

受援・市町村支援室広域受援助班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。

(4) 応援(派遣)要請

(1)～(3)を踏まえ、総務班は、次のイ及びロ、受援・市町村支援室広域受援助班はハ、総合調整室応急対策調整班はニ、県警本部はホの関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援(派遣)要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。

イ 被災地外県内消防本部(県内応援隊)

ロ 自衛隊(第2章第10節に基づく)

ハ 九州・山口各県

ニ 消防庁(緊急消防援助隊等)

(注) 空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。

ホ 他の都道府県警察災害派遣隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合調整室各班及び支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

イ 連絡調整のための職員(総合調整室)を指名し現地へ派遣

ロ 現地対策本部に関係機関協議の場の設定

ハ 現地対策本部(地区災害対策本部庶務班)からの情報の集約及び全体の活動の調整

ニ 必要な車両、資機材等の確保及び輸送(車両の確保は通信・輸送部輸送調整班が、資機材の確保は支援物資部支援物資班が、受援・市町村支援室広域受援助班からの指示で実施する。)

なお、総合調整室情報収集班は、国(消防庁)、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

第7節 二次災害の防止活動

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 建築物・構造物の二次災害防止活動＜地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 県管理施設の点検及び避難対策・応急対策
 - 県所管の道路、橋梁等構造物の点検・応急対策
 - 被災建築物の応急危険度判定
- 土砂災害の防止活動＜地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区等の点検及び避難対策・応急対策
- 二次的な水害の防止活動＜地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 重要水防区域及び水防区域の点検・応急対策
- 高潮、波浪等による被害の防止活動＜地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 港湾施設・海岸保全施設の点検及び応急対策
 - 漁港施設・農地海岸保全施設の点検及び応急対策
- 爆発物・有害物質による二次災害防止活動＜薬務室、消防保安室、地区災害対策本部保健所班＞
 - 危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導
- 流出油等による二次災害防止活動＜地区災害対策本部社会基盤対策班＞
 - 排出源及び除去委託団体等への除去指導
- 二次災害防止のための県民への呼びかけ＜広報・情報発信班＞
- 被災建築物の石綿飛散防止活動＜環境保全課、地区対策本部保健所班＞

1 二次災害防止活動の実施体制

県、市町村、その他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。なお、市町村は、以下に示す県における二次災害防止活動に準じ、市町村地域防災計画に定めるところにより必要な措置を講じるものとする。

2 県における二次災害防止活動

県においては、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。

イ 県有施設の点検及び避難対策・応急対策

所管地域内の県有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、庁舎管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

ロ 県所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

所管地域内の県所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ハ 被災建築物や斜面の応急危険度判定

市町村からの要請があった場合には、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を講ずる。また、県単独では十分な判定ができない場合、九州ブロック被災建築物応急危険度判定協議会や国土交通省に応援を要請するとともに、相互の情報共有、連携を図る。

ニ 危険な一般建築物の応急措置等

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 土砂災害等の防止活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

イ 砂防指定地

ロ 急傾斜地崩壊危険区域

ハ 地すべり防止区域

ニ 土砂災害警戒区域等

ホ 保安林及び保安施設地区

ヘ 山地災害危険地区

ト 海岸危険地域

チ 落石等危険箇所

リ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

地区災害対策本部社会基盤対策班は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

イ 港湾施設

ロ 海岸保全施設

ハ 河川施設

ニ 漁港施設

ホ 農地海岸保全施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、薬務室、消防保安室、地区災害対策本部保健所班は、市町村及び各消防本部と連携して、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を総合調整室情報収集班に報告する。

イ 危険物施設

ロ 火薬保管施設

ハ ガス施設

ニ 毒劇物施設

ホ 放射性物質施設

へ その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 流出油等による二次災害防止活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という。）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、地区災害対策本部社会基盤対策班は、海上流出油等の除去に当たっては、海上保安部を通じて法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む。）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。

また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。

(7) 二次災害防止のための県民への呼びかけ

広報・情報発信班は、余震、降雨等による二次災害の危険性について報道機関へ広報を依頼し、県民に注意を呼びかける。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

環境保全課、地区災害対策本部保健所班は被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

- 第1節 避難所運営活動
- 第2節 避難所外被災者の支援
- 第3節 食料供給
- 第4節 給水
- 第5節 被服寝具その他生活必需品給与
- 第6節 医療活動
- 第7節 保健衛生活動
- 第8節 廃棄物処理
- 第9節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬
- 第10節 住宅の供給確保等
- 第11節 文教対策
- 第12節 社会秩序の維持・物価の安定等
- 第13節 義援物資の取扱い
- 第14節 被災動物対策

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。（避難指示及び避難誘導については、第3章第2節に定める。）なお、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。）。

〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 避難所の開設＜市町村＞
 - 避難所開設の被災者への周知
 - 避難者名簿の作成及び公表
 - * 地区災害対策本部は市町村を支援する。
- 要配慮者の広域避難等の措置＜総合調整室応急対策調整班、被災者救援部避難所対策班、福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部被災者救援班・保健所班＞
- 避難所の運営管理＜市町村＞
 - 運営管理体制の確立
 - 避難所のニーズの把握
 - * 避難所となった各学校及び防災関係機関は避難所の運営・管理を支援する。
- 避難生活者の保護・救援
 - 医療救護班等の派遣・調整＜市町村、福祉保健医療部医療活動支援班＞
 - 保健師等チーム、＜市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班＞
 - 災害派遣福祉チームの派遣・調整＜市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班＞
 - し尿・ごみ処理＜市町村＞
- 広域一時滞在の措置＜被災者救援部避難所対策班、総合調整室応急対策調整班＞

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の開設

（1）避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ市町村の地域防災計画に定める施設を主として使用するものである。市町村は、公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮

設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合、当該市町村内の被害が激甚であるため、当該市町村で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に自市町村民の収容を要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、これらの措置の実施について、県は必要があると認める場合、県立施設を積極的に開放する。

また、知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第9条の規定に基づき、市町村長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

(2) 避難所に収容する被災者

避難所に収容する者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(3) 避難所開設の場合の手続

市町村において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

イ 避難所開設の周知

市町村は、速やかに被災者及び警察官、消防、防災組織等関係者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。

ロ 避難者名簿の作成及び公表

市町村は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ 避難所開設に関する報告

市町村は、避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を避難所開設後直ちに総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に報告する（第2章第5節参照）。

また、市町村は上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班に報告する。

- (イ) 避難所開設の日時及び場所
- (ロ) 施設箇所数及び収容人員
- (ハ) 避難者名簿
- (ニ) 開設見込期間

ニ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (イ) 賃金職員等雇上費
- (ロ) 消耗器材費
- (ハ) 建物の使用謝金
- (ニ) 器物の使用謝金
- (ホ) 借上費又は購入費
- (ヘ) 光熱水費

(ト) 仮設便所等の設置費

ホ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市町村はあらかじめその理由を福祉保健部福祉保健企画課に申し出て承認を受ける。

ヘ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市町村はおおむね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 避難者名簿

(ロ) 救助実施記録日計票

(ハ) 避難所用物資受払簿

(ニ) 避難所設置及び収容状況

(ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類

(ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 避難所における感染症対策

市町村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。

(1) 住民への周知

県及び市町村は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市町村は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市町村は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市町村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

県は、市町村からの要請に応じて、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(5) 避難所内での感染予防

市町村は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

- イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
- ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
- ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

4 要配慮者の避難等の措置

市町村は、避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について当該市町村のみでは対応できない場合、当該市町村は総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、当該市町村外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

市町村から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、総合調整室応急対策調整班は他の市町村との連絡調整等を行う。

県は、平素から福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から市町村との情報の共有を図る。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

市町村は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について総合調整室情報収集班又は地区災害対策本部庶務班へ報告する。

報告を受けた地区災害対策本部庶務班は、総合調整室情報収集班を經由して被災者救援部避

難所対策班及び福祉保健医療部福祉保健衛生班に伝達する。

(2) 広域避難施設の選定

(1)の報告内容を踏まえ、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、必要に応じて総合調整室応急対策調整班、被災者救援部避難所対策班及び厚生労働省とも協議しながら、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

(3) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、総合調整室応急対策調整班は必要に応じて、自衛隊（総合調整室総務班）、輸送関係指定地方公共機関等（通信・輸送部）に応援を要請する。

(4) 広域避難施設への応援措置

総合調整室応急対策調整班は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村及び地区災害対策本部被災者支援班・保健所班と連携して受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

5 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市町村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市町村は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

また、県は、「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」を策定し、各市町村のマニュアル策定を支援する。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市町村に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決めていくことが、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行い、避難所内でのトラブルを防ぐもととなる。また、県は、こうした避難所のルールづくり等、避難所運営を支援する「避難所運営コーディネーター」を養成する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら新物資システム（B-P1o）を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

市町村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

県及び市町村は、避難者の健康管理のため、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

市町村は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に加え、トイレカーの導入を検討するなど、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

市町村は、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により市町村を支援する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性やこどもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

県は、市町村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

6 避難生活者の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

県は、避難所における医療ニーズの有無を把握し、市町村からの要請に応じて、速やかに医療救護班を派遣するとともに、各種団体等から参集する医療支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

(2) 保健医療福祉活動チームの派遣・調整

県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健師等チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。

(4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整

市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。

7 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。
- ・県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- ・市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- ・県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- ・県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

8 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

- ・被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

〔避難所が開設された場合の、本節に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

- 避難所外被災者の状況把握<市町村、被災者救援部避難所対策班及び外国人救援班、地区災害対策本部被災者救援班>
- 避難所外被災者への情報伝達<市町村、被災者救援部避難所対策班及び外国人救援班、地区災害対策本部被災者救援班、通信・輸送班>
- 避難所への移送<市町村、地区災害対策本部被災者救援班、通信・輸送班>
- 食料・物資の供給<市町村、地区災害対策本部支援物資班、通信・輸送班>
- 避難所外被災者の巡回健康相談<市町村、地区災害対策本部保健所班>

1 避難所外被災者の状況把握

市町村は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、地区災害対策本部被災者救援班は、市町村が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

2 避難所外の要配慮者

市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要する。

また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

4 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、県は要配慮者の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。

5 食料・物資の供給

県及び市町村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

6 巡回健康相談の実施

県及び市町村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健師等チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]

< >内は主に担当する班等

○被災者・応急対策等従事者に対する食料供給の必要性の判断<市町村>

- 避難者の状況把握
- 医療機関・社会福祉施設等の状況把握
- 応急対策等従事者の状況把握
- 電気、ガス、水道の状況把握

○食料供給（炊出し等）の実施<市町村>

市町村で食料供給が困難な場合

- 備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画の作成<支援物資部支援物資班>
- 具体的な供給内容、供給方法の決定、調整<支援物資部支援物資班>
- 政府所有米穀の緊急引渡し<支援物資部食糧班>
- 農林水産省農政局長
- 農業団体等が保有する食料の供給及びあっせん<支援物資部食糧班>
- 流通在庫による食料の供給及びあっせん<支援物資部支援物資班>
- 自衛隊の派遣要請<総務班>

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。地区災害対策本部は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村による食料供給が困難な場合は速やかに災害対策本部に物資の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市町村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

(1) 被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等への従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

(2) 市町村による食料供給の実施

市町村は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医

療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

(3) 県における食料供給の実施

市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、新物資システム（B-Plc）を活用して、関係機関で共有する。

ロ 食料の供給等

食料の供給は、支援物資部の指示の下で行う。

(イ) 政府所有米穀の緊急引渡し

農林水産省農産局長あてに要請する。

(ロ) (イ) 以外の食料の供給及びあっせん

(イ) 以外の食料については、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、供給及びあっせん並びに現地への輸送を行う。

なお、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

① 農漁業団体等が保有する農水産物の供給及びあっせん

② 流通在庫による食料の供給及びあっせん

ハ 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、総務班が派遣要請を行う。

ニ 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

(1) 市町村の手続

市町村長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

市町村長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡し等の要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市町村長が農産局長に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式（巻末資料編参照）により農産局長へ要請書を送付する。

(2) 支援物資部食糧班の手続

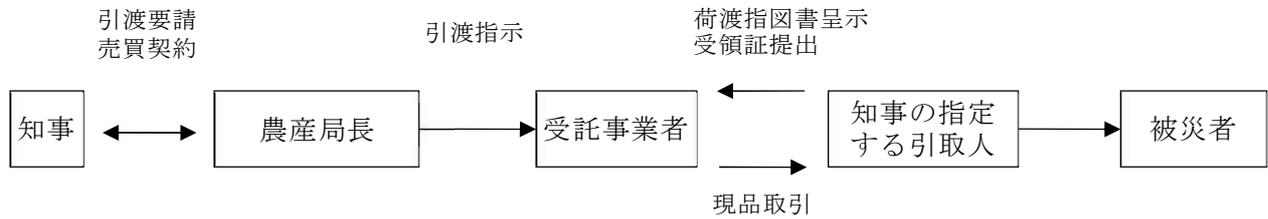
(1) イにより、市町村長から災害救助用米穀の緊急引渡し等の要請を受けた場合、支援物資部食糧班は以下の手続を行う。

イ 市町村の申請に基づき、緊急引渡しを行う際、給食又は供給を行わせることを適当と認める者を引取人として指定する。

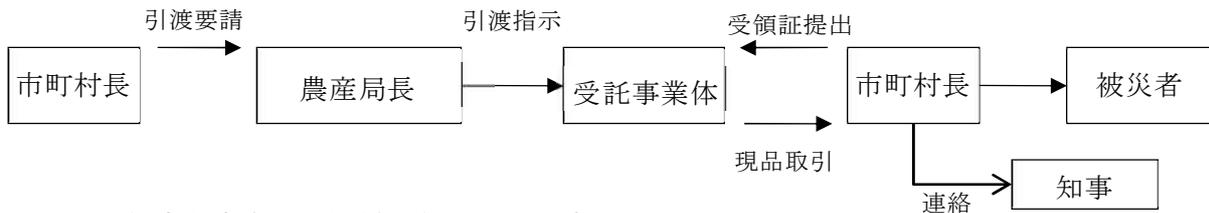
ロ 指定した引取人に対し、緊急引渡しを実施させる。

(3) 応急供給系統図

イ 知事に対する応急食糧の直接売却



ロ 市町村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



ハ 知事が自衛隊に運送を依頼する場合

交通の途絶等により、政府運送では緊急に間に合わない場合、知事は、自衛隊に災害地まで運送を要請することができる。

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の適用については、災害対策本部本部会議において決定する。

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は市町村からの要請に基づき、地区災害対策本部被災者救援班・支援物資班が実施する。

また、地区災害対策本部被災者救援班は、所管区域市町村が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、地区災害対策本部庶務班は、市町村において食品の給与が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図るものとする。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被害者の範囲

(イ) 避難所に収容された者

(ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者

(ハ) 被災市町村内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客で (イ) 又は (ロ) と同一の状態にある者

(ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

(ホ) 流通の途絶により食品が確保できない者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

(イ) 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

(ロ) 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。

(ハ) 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。

(ニ) 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。

(ホ) 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ハ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

ニ 費用の負担

福祉保健部福祉保健企画課はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

(イ) 主食費

① 知事が一括売却を受け配分した場合の主食

② 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

(ロ) 副食費及び調味料費

(ハ) 炊出し用の燃料費

(ニ) 雑費

器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 市町村の措置

イ 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部福祉保健企画課に情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

ロ 帳簿等の備え付け等

市町村長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実記録日計表

(ロ) 炊出しその他による食品給与物品受払簿

(ハ) 炊出し給与状況

(ニ) 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 被災者に対する給水の必要性の判断＜市町村＞
 - 被災者の状況把握＜市町村＞
 - 医療機関、社会福祉施設等の状況把握＜市町村＞
 - 通水状況把握＜市町村＞
 - 衛生状況の把握＜地区災害対策本部保健所班＞

- 給水の実施＜市町村＞
 - 衛生の確認＜地区災害対策本部保健所班＞

市町村で給水が困難な場合

- 所要量、運搬ルート等の情報管理＜支援物資部、被災者救援部、通信輸送部通信・輸送班＞
- 給水班の派遣＜支援物資部、被災者救援部、総務班＞
- 流通在庫による飲料水の供給及びあっせん＜支援物資部支援物資班＞
- 自衛隊の派遣要請＜市町村、総務班＞
- 国土交通省、日本水道協会等への応援要請＜総務班、被災者救援部＞

1 給水の責任体制

給水は、第一に順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。地区災害対策本部は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村による給水が困難な場合には速やかに災害対策本部に水の確保及び配送を要請し、直接これを配布する。

また、その他の防災関係機関は、市町村及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

（1）被災者に対する給水の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
なお、飲料水の衛生状況の把握は、地区災害対策本部保健所班に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況

ニ 飲料水の衛生状況

(2) 市町村による給水の実施

市町村は、(1)で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う(県が実施する場合も同様)。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

イ 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

ロ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。

ハ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

(3) 県における給水の実施

市町村のみでは給水が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

支援物資部、被災者救援部は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。

また、地区災害対策本部保健所班は、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

イ 所要量、運搬ルート等の情報管理

支援物資部は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活水を調達する。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 給水等

(イ) 給水の総合調整

支援物資部、被災者救援部は被災地域への給水について、相互連携のもと被災地への総合的な調整を行う。

(ロ) 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん

あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、支援物資部支援物資班が実施する。

なお、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び民間団体が行う支援との調整を図る。

(ハ) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、総務班は派遣要請を行う。

(ニ) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

(ホ) 国土交通省、日本水道協会、大分県薬剤師会等への応援要請

総務班、被災者救援部が行う。

3 給水の方法

(1) 飲料水

イ 給水車による給水

ロ ろ水器による給水

ハ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

イ 給水車による給水

- ロ 学校プールその他適当な場所への貯水
- ハ 災害時協力井戸による給水
- ニ 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

(1) 県の措置

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。

イ 給水の基準

(イ) 飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(ロ) 飲料水の供給方法

- ① 水道法による水道用水の緊急応援
- ② ろ水器等による浄水の供給
- ③ ボトル水等水入り容器の支給

(ハ) 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

(ニ) 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

ロ 給水のための費用

(イ) 水の購入費（但し、真にやむを得ない場合に限る）

(ロ) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費

(ハ) 浄水用の薬品及び資材費

(ニ) ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

(2) 市町村の措置

市町村長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計表

ロ 飲料水の供給簿

ハ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿

ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

〈 〉内は主に担当する班等

災害救助法適用の場合

- 災害救助法適否の判断〈災害対策本部会議〉
- 給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断〈市町村、総合調整室応急対策調整班〉
- 被災者の状況把握〈市町村、総合調整室情報収集班〉
- 医療機関、社会福祉施設等の状況把握〈市町村、総合調整室情報収集班〉
- 医療機関、社会福祉施設等の状況把握〈市町村、総合調整室情報収集班〉
- 給与又は貸与の実施
 - 備蓄物資の開放〈福祉保健部福祉保健企画課、地区災害対策本部支援物資班〉
 - 給与又は貸与物資の調達〈支援物資部支援物資班〉
 - 物資の確保協力要請〈総務班〉
 - * 日本赤十字社大分県支部、自衛隊等への要請
 - 物資集積場所の設定〈市町村、地区災害対策本部通信・輸送班〉
 - 給与又は貸与物資の輸送〈通信・輸送部輸送・調整班、地区災害対策本部輸送・調整班〉
 - 給与又は貸与物資の交付等〈市町村、地区災害対策本部支援物資班〉

市町村で給与又は貸与が困難な場合

- 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理〈支援物資部支援物資班、通信輸送部通信・輸送班〉
- 流通在庫による物資の給与又は貸与〈支援物資部支援物資班〉

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

（1）被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市町村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

イ 被災者の状況

ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

市町村は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

(3) 県における給与又は貸与の実施

市町村のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

支援物資部支援物資班は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともに供給計画を作成し、その進行管理を行う。

なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

ロ 給与又は貸与

(イ) 備蓄物資による給与又は貸与

地区災害対策本部支援物資班が、備蓄している物資により実施する。

(ロ) (イ)以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて第4章第13節に定める義援物資の受け入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

① 流通在庫による給与又は貸与

県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、支援物資部支援物資班が実施する。

② 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域的な応援要請」に準ずる。

ハ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

(イ) 支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班

① 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。

② 救助物資の配分及び輸送に関すること。

③ 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。

④ 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

(ロ) 地区災害対策本部被災者救援班、支援物資班、通信・輸送班

① 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。

② 救助物資の配分及び輸送に関すること。

③ 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。

④ 所管町村の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

イ 給与又は貸与の対象者

- (イ) 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）
- (ロ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- (ハ) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ロ 給与又は貸与品目

- (イ) 被服、寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (ロ) 日用品
石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (ハ) 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (ニ) 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

ハ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

ニ 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

ホ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終えるものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

被害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人 未 満	15,000 人 以 上	30,000 人 以 上	50,000 人 以 上	100,000 人 以 上	備 考
		30,000 人 未 満	50,000 人 未 満	100,000 人 未 満		
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年度内閣府告示第228号）第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 市町村が実施する救助物資の給与又は貸与

市町村が実施する救助物資の給与又は貸与は、市町村地域防災計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市町村長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。
- (2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資を被災者に対して配付するものとする。
 - イ 保管場所
大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫
 - ロ 対象者
 - (イ) 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者
 - (ロ) 避難所に避難した被災者
 - ハ 保管品名
毛布、タオル、タオルケット（夏期）
バスタオル、緊急セット、ブルーシート
- (2) 陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、被災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図るものとする。
 - 寝具（毛布） 外衣（作業服上下）
- (3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市町村が実施する被災者の保護に協力するものとする。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章 第5節 救急医療活動」に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（おおむね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

< >内は主に担当する班等

- 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握<福祉保健医療部医療活動支援班、地区災害対策本部保健所班>
- 医療救護活動の実施
 - 保健医療福祉調整本部の設置<福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班>
 - 医療救護班等の派遣・調整<福祉保健医療部医療活動支援班>
 - 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣<福祉保健医療部医療活動支援班>
- 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施
 - 医療救護活動情報を収集し、報道機関に広報を依頼<福祉保健医療部医療活動支援班、広報・情報発信班>
 - 相談専用電話の設置<福祉保健医療部医療活動支援班>

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて支援のための職員を派遣し、次の情報を地区災害対策本部保健所班と連携して収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第2章第5節参照）
- (4) 交通確保の状況（第2章第5節、第2章第16節参照）

2 医療救護活動の実施

(1) 保健医療福祉調整本部

福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。

福祉保健医療部医療活動支援班は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（保健医療福祉調整本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(2) 医療救護班等の派遣・調整

福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村から要請があったとき、又は、市町村が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

(3) 医療救護班の調整

保健医療福祉調整本部に派遣された災害医療コーディネーターは被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

地区対策本部保健所班、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

福祉保健医療部医療活動支援班は、市町村等からの要請があったとき、D P A T統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム(D P A T)の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、D P A T調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健医療部医療活動支援班は、以下の情報を集約の上、広報・情報発信班を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

< >内は主に担当する班等

○被災地での公衆衛生ニーズの把握

□避難所等を含む被災地における公衆衛生ニーズの把握<福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班>

□災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣<福祉保健医療部福祉保健衛生班>

○保健衛生活動の実施<福祉保健医療部医療活動支援班・福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班>

□保健医療福祉調整本部の設置

□各種支援チームの受入れ及び活動調整

○防疫活動の実施<福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区災害対策本部保健所班>

□防疫班の派遣

○保健衛生活動情報の集約及び公表

□保健衛生活動情報の集約<福祉保健医療部福祉保健衛生班>

□保健衛生活動情報の広報<広報・情報発信班>

□保健衛生活動情報の市町村、厚生労働省等への報告<福祉保健医療部福祉保健衛生班>

○市町村が実施する防疫及び清掃

○その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市町村が実施するものとする。

県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、感染症予防に関する防疫措置を市町村に指示する。また、市町村のみでは対応が困難な場合、あるいは市町村から要請があった場合に代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施体制

（1）被災地での公衆衛生ニーズの把握

県は、必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を編成し、被災地域に派遣する。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- ヘ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

（2）保健衛生活動の体制整備

地区災害対策本部保健所班及び災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、以下のよう
な保健衛生活動の体制整備を行う。

- イ 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- ロ 市町村が実施する保健衛生活動のプランニング
- ハ 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- ニ 県主管課に対しての必要人員の派遣要請
- ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有

3 保健衛生活動の実施

市町村は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施するが、被災市町村のみでは対応が
困難と判断された場合あるいは市町村から県へ要請があった場合は、福祉保健医療部医療活動支
援班及び福祉保健衛生班は、地区災害対策本部保健所班の職員を市町村保健衛生部局へ派遣し、
市町村支援活動を実施する。

なお、地区災害対策本部保健所班は必要に応じて地区保健医療福祉調整本部を設置し、被災市
町村の活動を支援する。

（1）地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとする。

- イ 保健医療福祉活動チームの派遣要請
- ロ 派遣された各種支援チーム等の受入れ調整及び活動調整
- ハ 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理
- ニ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派
遣活動との相互連携

（2）派遣された各種支援チーム（専門職種）の業務は以下のとおりとする。

- イ 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
- ロ 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
- ハ 栄養指導対策
避難所等を巡回し、市町村等の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養
管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
- ニ 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病
予防等の健康教育を実施する。
- ホ 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、2の(1)で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動の実施を市町村に指導する。市町村において実施が困難な場合は、福祉保健医療部福祉保健衛生班が関係機関と協力して実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

入院が必要な感染症が発生した場合、地区災害対策本部保健所班は、以下のとおり対応する。

イ 入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置を行う。

ロ 交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容する。

ハ 濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

(3) 臨時予防接種が必要となった場合

臨時予防接種が必要となった場合は、地区災害対策本部保健所班は予防接種法第6条及び予防接種施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という）をそれぞれ集約した上で以下の活動を行う。

(1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、広報・情報発信班を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

(2) 市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、関係市町村、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

6 市町村が実施する防疫及び清掃

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの節に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

7 その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市町村長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力するものとする。

(2) 県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせるものとする。

第8節 廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

〔廃棄物の処理が必要となった場合の、本節に基づく県及び市町村の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○「市町村災害廃棄物処理計画」に基づく災害廃棄物処理＜被災市町村＞

○災害廃棄物処理に関する市町村への助言及び情報提供
＜生活環境部循環社会推進課、県内市町村、民間関係団体、国＞

○広域処理体制の構築＜生活環境部循環社会推進課、国＞

1 災害廃棄物処理の基本方針

早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) ボランティア、NPO法人等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- (5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (6) 災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。
- (7) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

2 役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。

県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。

※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。

また、県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の本節に基づく
県及び防災関係機関の主要な活動〕

< >内は主に担当する班、機関名等

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

○行方不明者の搜索

- 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報<警察本部、海上保安部>
- 行方不明者の搜索<市町村（消防機関）、警察本部、海上保安部>

○遺体の取扱い

- 遺体の安置<市町村>
- 遺体の検視及び検案<警察本部、海上保安部>
- 遺体の搬送及び安置<市町村>

○遺体の埋葬

- 埋・火葬許可書の発行<市町村>
- 遺体の埋・火葬<市町村>
- 防災関係機関への応援要請<総務班>

○行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報<警察本部、福祉保健医療部福祉保健衛生班、広報・情報発信班>

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市町村、自衛隊、消防機関、警察機関、海上保安部は、相互に協力し、行方不明者の搜索にあたる。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、市町村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不

明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

イ 遺体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。

ロ 医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

ハ 市町村は、遺体検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置（検視後）

イ 市町村は、遺体の安置所を設置する。

ロ 市町村は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。

ハ 市町村は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ 市町村は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、市町村が実施する。被災市町村のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、市町村から広域火葬に係る協力を求められたときは、福祉保健医療部福祉保健衛生班は県内他市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定し協力を求める。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察本部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、広報・情報発信班を通じて広報する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

福祉保健医療部福祉保健衛生班は、埋葬に関する情報を集約し、広報・情報発信班を通じて広報する。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）」に基づいて行うものとする。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部福祉保健企画課は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。

イ 遺体の搜索

(イ) 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

(ロ) 支出する費用

① 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）

② 搜索のため使用した機械器具の修繕費

③ 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費

- ④ 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費
 - (ハ) 支出費用の限度額
当該搜索地における実費
 - (ニ) 搜索の期間
特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。
 - ロ 遺体の取扱い
 - (イ) 取り扱う遺体の範囲
災害に際し死亡した者
 - (ロ) 遺体の処理内容
 - ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ② 遺体の一時保存
 - ③ 遺体の検案
 - (ハ) 支出する費用の限度
 - ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
 - ② 遺体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
 - ③ 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。
 - (ニ) 遺体の処理期間
遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。
 - ハ 遺体の埋葬
 - (イ) 埋葬を行う範囲
 - ① 災害時の混乱の際に死亡した者
 - ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
 - (ロ) 埋葬の方法
応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。
 - (ハ) 埋葬費の限度額
埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
 - (ニ) 埋葬の期間
埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 市町村における事項**
- 市町村において、知事の委任に基づき市町村長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
- イ 救助実施記録日計票
 - ロ 遺体の搜索状況記録簿
 - ハ 搜索機械器具燃料受払簿
 - ニ 埋葬台帳
 - ホ 死体処理台帳
 - へ 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第10節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

〈〉内は主に担当する班等

○住宅ニーズの把握〈福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班〉

□り災世帯の住宅ニーズの把握

□住宅ニーズへの対応方針の決定

○応急仮設住宅の建設

□建設用地・資機材、技術者等の確保〈社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班〉

□入居世帯の決定〈福祉保健部福祉保健企画課〉

○応急仮設住宅の管理〈社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班〉

○その他の住宅対策の実施〈社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班〉

□公営住宅の空き部屋調査

○その他

□被災住宅の被害認定調査の対応〈市町村、生活環境部防災対策企画課〉

1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び住居確保措置は、第一順位としては市町村が市町村地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事が市町村長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

(1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去。

(2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設

イ 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合。

ロ 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合。

2 住宅の供給及び住居の確保の方法

住宅の供給及び住居の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

(1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅（以下「災害公営住宅」という。）の建設

(2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理

(3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

(1) 住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

(2) 住宅ニーズの把握

イ 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。

ロ 社会基盤対策部応急住宅対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

イ 応急仮設住宅の設置

(イ) 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- ① 1戸当たり、建面積 29.7m² (9坪) を基準とする。
- ② あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- ③ 1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ④ 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

⑤ 設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

⑥ 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

(ロ) 入居世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号のいずれも該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- ② 居住する住家がない世帯
- ③ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等避難所での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

(ハ) 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居

宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- ① 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- ② 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- ③ 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

(ニ) 応急仮設住宅の管理

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じて市町村に委託することができる。

(ホ) 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。

ロ 住宅の応急修理

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、住宅の応急修理を以下により実施する。

(イ) 応急修理の基準

- ① 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- ② 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- ③ 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。
- ④ 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- ① 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自ら資力で応急修理ができない世帯

ハ 住居又はその周辺の障害物の除去

社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班は、災害救助法が適用された場合、県（知事）の委任に基づき、市町村が実施する住居又はその周辺に運ばれた土木・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(イ) 障害物の除去の基準

- ① 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- ② 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- ③ 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- ④ 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- ① 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- ② 当面の日常生活が営み得ない世帯
- ③ 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(4) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班が次により実施する。

イ 建設戸数の基準

(イ) 住家の滅失又は消失が200(激甚災害の場合は100戸)戸を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りではない。

(ロ) その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

ロ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準(平成23年国土交通省令第103号)等に基づくものとする。

ハ 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから知事(本部長)が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、建設地の市町村長の意見を聞くことができる。

(イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

(ロ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。

(ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。

(ニ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。

(ホ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(5) その他住宅の供給あっせん措置

イ その他県有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとるものとする。

ロ 市町村が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置

県は、市町村が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。

(イ) 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あっせん

(ロ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん

(ハ) 保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ

(ニ) その他特に必要と認める事項

ハ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市町村はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。

(イ) 公営住宅の空き部屋調査

(ロ) 緊急家賃調査の実施

(ハ) 総合住宅相談所の開設・運営

(6) 仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。

- ・ (一社) プレハブ建築協会
- ・ (一社) 大分県建設業協会
- ・ (一社) 大分県建築士事務所協会
- ・ 大分県電気工事協同組合
- ・ 大分県管工事協同組合連合会 等

4 市町村が実施する住宅の供給及び確保措置

- (1) この節に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市町村地域防災計画に定めるところによって実施するものとするが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあっせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておくものとする。
- (2) 市町村において、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - イ 救助実施記録日計表
 - ロ 障害物除去の状況
 - ハ 障害物除去費支出関係証拠書類

5 その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

県、市町村以外の防災関係機関は、県、市町村が実施する住宅の供給及び確保措置について、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行うものとする。その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
- (2) 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
- (3) 国有財産の売払又は貸付（大分財務事務所）
- (4) 建設用資機材の供給あっせん（九州経済産業局）

6 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

そのため、被災した市町村は、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、それ以外の市町村は、応援を行うための体制を整えておく必要がある。市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるとともに、県単独では迅速・円滑な被害調査ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○被災状況・避難状況の把握

□市町村教育委員会からの連絡の受付＜教育事務所、地区対策本部庶務班＞

□県立学校からの連絡の受付＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞

□私立学校からの連絡の受付＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞

○応急措置の実施

□教室の確保（学校、市町村で対応できない場合）＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞

□応急授業の実施（学校、市町村で対応できない場合）＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞

□教材学用品の供給＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（災害救助法が適用された場合、福祉保健部福祉保健企画課と連携）

□児童、生徒等の保健衛生管理＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（福祉保健医療部福祉保健衛生班、地区対策本部保健所班と連携）

□授業料等の減免＜教育庁教育財務課、市町村＞

□被災児童生徒就学支援措置＜教育庁教育財務課、市町村＞

□幼児、児童、生徒のこころのケア（県立学校、市町村で対応できない場合）＜児童・生徒対策部児童・生徒対策班＞（福祉保健医療部福祉保健衛生班と連携）

□その他の文教対策

* 学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と被災者救援部避難所対策班及び児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

* 避難所となった学校等の対応については、第4章第1節及び本節4を参照。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一順位としては学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施し、第二順位として市町村立の学校等にあつては市町村教育委員会が、県立学校にあつては児童・生徒対策部児童・生徒対策班がこれにあたるものとする。

また、市町村長及び知事は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。なお、児童・生徒対策部児童・生徒対策班は、地区災害対策本部各班を通じて市町村教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行うものとする。

なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と児童・生徒対策部児童・生徒対策班が協議して適切な教育の確保に努

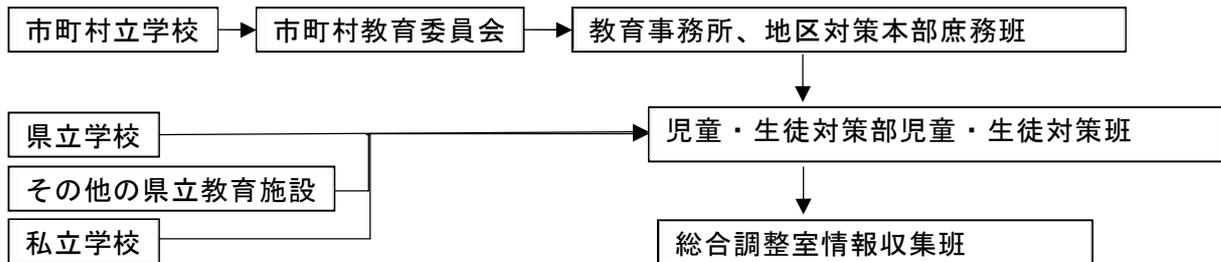
めるものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

児童・生徒対策部児童・生徒対策班は、以下により県内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

<被災状況等の連絡経路図>



(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

イ 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

ハ 必要に応じて2部授業を実施する。

ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

ホ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業等の実施

イ 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ロ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。

ハ 市町村教育委員会、児童・生徒対策部児童・生徒対策班は応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市町村長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

イ 給与の基準

(イ) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等

学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。（ロ）給与の品目
 学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

① 教科書及び教材

a. 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b. 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

② 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

③ 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ハ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

(ニ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

ロ その他必要な措置

市町村長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 学用品の給与状況

(ハ) 学用品購入関係支払証拠書類

(ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

イ 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。

ロ 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

ニ 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を求める。福祉保健医療部福祉保健衛生班及び地区災害対策本部保健所班は、児童・生徒対策部児童・生徒対策班及び各私立学校設置者から求めがあった場合には、積極的にこれに応じる。

イ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。

ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室等におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

イ 減免の対象

県立・私立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。

ロ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ハ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況をとりまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。

私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。県は、私立学校設置者が実施した減免事業に要した経費の一部を補助する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(公財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市町村が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

(4) 市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

イ 児童・生徒の集団的な移動教育

ロ 応急仮設校舎の設置

(5) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校等の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

(1) 在校・在園中に災害が発生した場合には、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市町村と協議する。

(2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開

できるよう市町村、県教育委員会、被災者救援部避難所対策班、児童・生徒対策部児童・生徒対策班等との間で必要な協議を行う。

5 市町村が実施する文教対策

市町村が実施する災害時の教育対策は、市町村地域防災計画の定めるところにより実施するが、この節の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

6 文化財等の応急対策

被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇔ 市町村 ⇔ 大分県教育委員会 ⇔ 文化庁
国指定文化財等

(3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市町村と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動（地域に残る遺産の保全）

県・市町村・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

〔県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の本節に基づく
県の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

○社会秩序の維持のための活動

- 困りごと相談所の開設＜治安対策部警備班＞
- 臨時交番等の設置＜治安対策部警備班＞
- 防犯パトロールの実施＜治安対策部警備班＞
- 犯罪の取締り＜治安対策部警備班＞
- 地域安全情報等の広報＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞

○物価の安定等に関する活動

- 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施＜被災者救援部、地区災害対策本部支援物資班＞
- 消費生活相談所の開設＜被災者救援部、地区災害対策本部総務班＞
- 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握＜支援物資部食糧班・支援物資班、地区災害対策本部支援物資班＞
- 物価の安定等に関する情報の提供＜広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班＞

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、治安対策部警備班が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、支援物資部食糧班・支援物資班及び地区災害対策本部各班が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

治安対策部警備班は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市町村その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努めるものとする。

(2) 臨時交番等の設置

犯罪の予防その他被災地の治安を維持するため、臨時交番を設置し、又は移動交番車を配置する。

(3) 防犯パトロールの実施

被災地域、避難所、仮設住宅、避難場所、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(4) 犯罪の取締り

災害の発生に伴う暴利販売、買占め、売り惜しみ等を企図する悪質業者等の経済事犯、凶悪事犯、粗暴事犯、暴力団の民事介入暴力事犯、窃盗事犯等の取締りを行い、住民の不安を軽減するとともに、社会秩序の混乱を防止する。

(5) 地域安全情報等の広報

広報・情報発信班及び地区災害対策本部庶務班を通じて、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視聴覚障がい者や外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

被災者救援部及び地区災害対策本部支援物資班は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

(2) 消費生活相談所の開設

被災者救援部及び地区災害対策本部総務班は、被災地内に消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

支援物資部食糧班・支援物資班及び地区災害対策本部支援物資班は、大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の営業状況を、できる限り毎日把握する。

(4) 物価の安定等に関する情報の提供

広報・情報発信班及び地区災害対策本部庶務班は、(1)～(3)で得た情報を、報道機関、チラシ、広報誌等で提供する。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に提供できるよう配慮する。

第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

[県内に震度5強以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合の、本節に基づく県の主要な活動]

< >内は主に担当する班等

- 義援物資の取扱いに関する広報
 - 受け付け品目、目標量、送付場所等の決定<支援物資部食糧班・支援物資班>
(第4章第5節の活動状況を考慮する。)
 - 受け付け品目、目標量、送付場所等の報道機関を通じての広報<広報・情報発信班>
- 義援物資の集積<支援物資部食糧班・支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班>
- 義援物資の輸送<通信・輸送部輸送・調整班>
- 義援物資の配分<地区災害対策本部支援物資班、通信・輸送班>

1 県に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

県は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 県は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。
なお、個人等からの小口義援物資については、仕分け作業や公平な配布が可能かどうかを検討し、受入れの方針を決定のうえ周知する。
- (2) 県は、義援物資の受入、仕分け等に関して、必要に応じて被災者救援部ボランティア調整班を通じてボランティアの協力を得る。

2 県に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

イ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

支援物資部食糧班・支援物資班は地区災害対策本部庶務班からの報告により被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、目標量、送付場所を決定する。

ロ 受け付ける品目、目標量、送付場所等の広報

広報・情報発信班は、イで決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積・輸送・配分

義援物資の集積・輸送・配分については、「第4章 第5節 被服寝具その他生活必需品給与 2-(3)-ハ」での取扱いと同様に実施する。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立するとともに、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。

〔災害時における動物管理の主要な活動〕

＜ ＞内は主に担当する班等

- 被災動物救護対策指針の策定及び市町村への支援＜生活環境部食品・生活衛生課＞
- 被災地域及び避難所における動物の保護＜市町村、生活環境部食品・生活衛生課、動物愛護センター、地区対策本部保健所班＞

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

被災者救援部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

4 被災動物救護対策指針

県は、「大分県被災動物救護対策指針」を市町村や関係機関に周知するとともに、市町村等と連携したペット同行避難訓練の実施など、市町村におけるペット対策の取組を支援する。

5 応急仮設住宅等での対応

市町村及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

本節は、社会生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上下水道、通信に係る各事業者は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

- (1) 九州電力(株)大分支店、NTT西日本(株)大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、県が災害対策本部を設置した場合には、県との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。
- (2) 人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、県のほか、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市町村は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、県民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた県及び関係機関は、可能な範囲で協力する。なお、各事業者は、県に紹介・あっせん等を求める場合、総合調整室情報収集班に連絡する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。県及び市町村その他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて県民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての県及び市町村の支援

県及び市町村は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、県民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。なお、各管理者等は、県に紹介・あっせん等を求める場合、総合調整室情報収集班に連絡する。

第4部 災害復旧・復興

- 第1章 災害復旧・復興の基本方針
- 第2章 公共土木施設等の災害復旧
- 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立
- 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
- 第5章 激甚災害の指定

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 県民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、県、市町村は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害につよい県土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工実施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

3 国土交通省等の権限代行制度

- 県は、市町村道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。
- 市町村は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県又は市町村は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の 自立支援体制の確立

1 県民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、県では、必要に応じて「県民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（1）各種手続の総合窓口

第4章第2節に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

第4章第3節に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者の生活再建支援等

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

（1）被災者台帳の整備

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

（2）情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 災害義えん金の配分（福祉保健部福祉保健企画課、会計管理局会計課）

（1）配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する（義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部福祉保健企画課が行う。）。

イ 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

（イ）大分県

（ロ）日本赤十字社大分県支部

（ハ）社会福祉法人大分県社会福祉協議会

（ニ）社会福祉法人大分県共同募金会

- (ホ)その他の関係機関
 - ロ 配分委員会の組織
 - (イ)委員の任命
 - 知事は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。
 - (ロ)役員
 - 委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。
 - (ハ)役員の仕事
 - 会長は委員会を招集し、会務を統括する。
 - 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。
 - (ニ)委員会の招集
 - 会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。
 - (ホ)配分資料の整備、保管
 - 会長は義えん金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。
- (2) 配分の方法等**
- 災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布等を求め住民が窓口で殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、県内で統一した被災者台帳システムの運用をはかる。

第4章 被災者支援に関する 各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

第2節 住まいの確保・再建のための支援

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

第1節 経済・生活面の支援

1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	市町村

1-2 災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）。
対象となる災害	県内で発生した1-1以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1 被害が発生した市町村に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2 被害が発生した市町村で震度4以上の地震が発生したとき 3 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき 4 県内の火山に火口周辺警報又は噴火警報が発表されたとき 等
問合せ先	市町村

2-1 災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
対象者	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両目が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1-1に同じ
問合せ先	市町村

2-2 災害障害見舞金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：62.5万円を超えない範囲内
対象者	1 災害により以下のような重い障がいを受けた方 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1-2に同じ
問合せ先	市町村

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1) 支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊	270万円
	エ 住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊(工の場合を除く)	250万円	
エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	年3%(据置期間中は無利子) ※市町村により軽減措置を講じる場合がある。	
据置期間	3年以内(特別の場合5年)	
償還期間	10年以内(据置期間を含む)	

(2) 対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- ②家財の1/3以上の損害
- ③住居の半壊又は全壊・流出

(3) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

(4) 問合せ先 市町村

4 生活福祉資金制度による貸付

(1) 支援の種類：融資

- ①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する65才以上の高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。
- ②生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	250万円(目安)
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

- ③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2) 対象者

- ①低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯
- ②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3) 問合せ先：市町村社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	貸付
支援の内容	1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 3 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	1 母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(20歳未満) 2 寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①寡婦(かつて母子家庭の母であった者) ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合せ先	県、市(福祉事務所設置町村含む)の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類 融資 共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、受給している年金の年額の範囲内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること	
(2) 対象者：年金受給者	
(3) 問合先：(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構	

7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：融資 恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。	
貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給年額の3年分以内)
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
※金利については(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること	
(2) 対象者：恩給受給者	
(3) 問合先：(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫	

8 教科書等の無償給与(災害救助法)

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒(特別支援学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む)
問合先	災害救助法が適用された市町村

9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合先	県、市町村、学校

10 私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒に対し、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合先	各私立高等学校

11 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合先	各大学等

12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※ 私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問合せ先	市町村、幼稚園

13 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	県、市町村、学校

14 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

15 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資	
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内
	対象経費	学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代
	保 全	（公財）教育資金融資保証基金
対象者	1 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者 2 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり	
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫	

16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	市町村

17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。 2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること 3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。
対象者	1 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方 2 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合せ先	県、市町村(税務課など)

18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	1 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 2 予定納税の減額 災害が発生した後納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 4 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。 5 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合がある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。
対象者	1 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。 2 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。 3 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。 4 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 5 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。
問合せ先	税務署

19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	災害救助法が適用された市町村

20 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

(1) 支援の種類：減免、猶予	
① 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。	
国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。
(2) 対象者 ご加入の医療保険者や市町村にご確認ください。	
(3) 問合せ先：各医療保険者、市町村、医療機関、日本年金機構年金事務所	

21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合せ先	県、市町村、関係事業者

22 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。 2 免除にあたっては、NHK による確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	1 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

23 生活保護

- (1) 支援の種類：給付
 (2) 支援の内容

- ①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
- ②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。
- ③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。
- ④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項 目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円
高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円

(平成30年度生活扶助基準)

- (3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方
 (4) 問合せ先：県、市町村

24 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。 3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②1年以上事業活動を行っていたこと ③ア 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと。 この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく賃金支払能力がない場合)をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
問合せ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

25 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第1節 経済・生活面の支援

対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合せ先	公共職業安定所

26 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	1 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。 2 また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合せ先	公共職業安定所

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記のとおり。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊、中規模半壊した世帯。

(※)下記の世帯を含む。

- 1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(4) 問合せ先：県、市町村

大分県災害被災者住宅再建支援制度

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

②支給額は、下記のとおり。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給金	加算支給金	合計額	
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
半壊 (20%～49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円
		補修	80万円	130万円
		賃借	50万円	100万円
床上浸水	5万円	—	—	5万円

・国制度と併給する場合

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給金	加算支給金	合計額	
半壊 (30%～39%)	50万円	建設・購入	—	50万円
		補修	30万円	80万円
		賃借	25万円	75万円

(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯

留意事項

- 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。
- 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。

住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住す

るために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(4) 問合せ先：県、市町村

3 災害復興住宅融資(建設)

(1) 支援の種類：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- ②融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m²以上175m²以下の住宅。
- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項 目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅(耐久性)	1,460万円	35年
	本造主宅(一般)	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1) 支援の種類：融資

- ① 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。
- ② 原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。
- ③ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ④ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	本造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる）

(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5 災害復興住宅融資(補修)

(1) 支援の内容：融資

- ①自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。
- ②融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- ③この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます(ただし、返済期間は延長でない)

項目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

6 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 2 支援内容の概要 ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

7 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)

(1) 支援の種類：融資

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額

貸付限度額	250万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内(目安)

(2) 対象者

①低所得世帯、障がい者世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯

②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

(3) 問合せ先：市町村社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

8 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1) 支援の種類：融資

①災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3) 問合せ先：県、市町村、社会福祉協議会

9 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	1 以下の要件を満たす方 ①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） 2 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合がある。
問合せ先	県、市町村

10 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
問合せ先	県、市町村

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ①災害により住宅が半壊又は半焼した者 ②応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、他の住まいの確保が困難な場合を除く） ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 ④自ら修理する資力のない世帯 （※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない） ※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村

12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。（住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）
問合せ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物給付
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。 2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。 3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円（令和元年度基準）。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 1 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態であること。 2 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること（但し、生活に支障がなければ認められない）。 ※そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。
問合せ先	災害救助法が適用された市町村

14 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の種類：融資	
①災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。 ②改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。	
融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
償還期間	15年以内
※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。	
(2) 対象者 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方	
(3) 問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構	

15 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

- ①地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。
 ②融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

- ③融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は 新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	1,460万円	970万円	35年
木造住宅(一般)	1,400万円		25年
特例加算	450万円		供せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間

●中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅(耐久性)	1,160万円	1,460万円
木造住宅(一般)	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない(一部損壊)」があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

1 被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家半壊 (半焼)	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くも。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

2 問合せ先：市町村

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度（国が実施する災害資金）

（1）支援の種類：融資

①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額 の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等 飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 連合会	2,500 5,000

（2）被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額 の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等 飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 連合会	2,500 5,000

①貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
(ア)被害農林漁業者で、損失額が30%未満 の者 (激甚災適用の場合)	6.5%以 内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
(イ) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上 の者 (激甚災適用の場合)	5.5%以 内	5年、6年以内 6年、7年以内
(ウ) 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3.0%以 内	6年以内 7年以内

(3) 対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者		(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平常収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上
2 樹体の損失額が30%以上		
1 林産物の流失等による損失額が、平常林業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上
2 林業施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が70%以上
1 水産物の流失等による損失額が、平常漁業収入の10%以上		左のうち損失額が50%以上
2 水産施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が70%以上

(4) 問合せ先：市町村

2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）

支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	15年以内（うち3年以内の据置可能）	
農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻当たり1千万円のいずれか低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額	15年以内（うち3年以内の据置可能）	

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内（うち10年以内の据置可能）
農業経営基盤強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	個人3億円、法人10億円	25年以内（うち10年以内の据置可能）
経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	① 負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内（うち3年以内の据置可能）
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80%（計画森林は負担額の90%） ② 苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	①復旧造林：30年以内（うち20年以内の据置可能）※別途特認要件あり ②樹苗養成施設：15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道：20年以内（うち3年以内の据置可能）※別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）

2 農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ）	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内（うち7年以内の据置可能）
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	10年以内（うち3年以内の据置可能） 特認 15年以内（うち3年以内の据え置き可能）
漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内（うち3年以内の据置可能）

●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

対象者	農林漁業者
問合先	株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等

3 災害復旧貸付

(1) 支援の種類：融資	
①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。	
②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。	
③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等	
○国民生活事業	
貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内
○中小企業事業	
貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）
④株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等	
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）
⑤株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる	
(2) 対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等	
(3) 問合せ先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫	

4 災害復旧高度化資金

(1) 支援の種類：融資	
①大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。	
貸付割合	90%以内・
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子
(2) 対象者 中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合	
①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合	
②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合	
(3) 問合せ先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構	

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合せ先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：200百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内）

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

	運転資金は7年以内（措置期間1年以内）
対象者	1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	1 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 2 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日）。 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第5章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害指定の手続

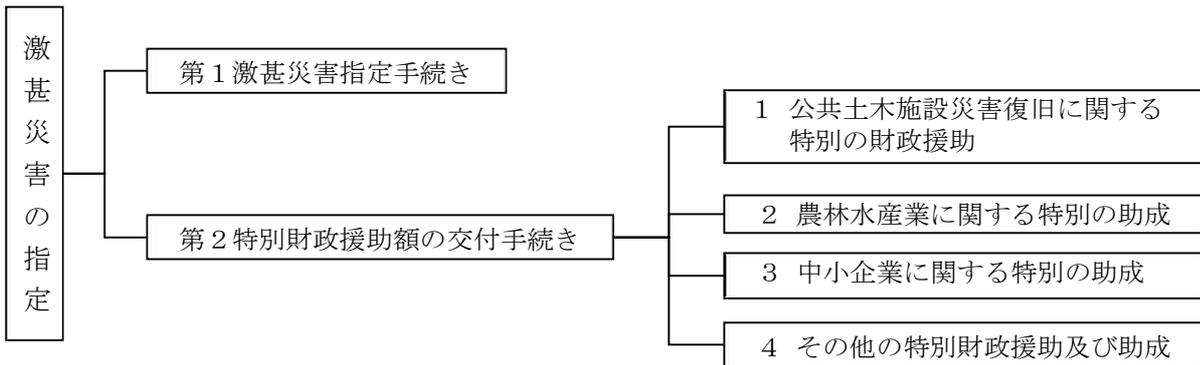
第2節 特別財政援助

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- ・災害対策基本法第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

対策体系



第1節 激甚災害指定の手続

- 1 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

(1) 激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準	担当部局
激甚法第3条、第4条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25%	土木建築部 河川課

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第5章 激甚災害の指定
 第1節 激甚災害指定の手続

	2 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の標準税収入×5%	
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	<p>A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <p>1 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4%</p> <p>2 一の都道府県の査定見込額>10億円</p>	農林水産部 農地・農村整備課
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>1 激甚法第5条の措置が適用される場合</p> <p>又は</p> <p>2 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>3 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>4 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>	農林水産部 団体指導・金融課
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×3%</p> <p>ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>	農林水産部 団体指導・金融課
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）	<p>A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>又は</p> <p>B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <p>1 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60%</p> <p>2 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.0%</p> <p>ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>	農林水産部 森林保全課、 林務管理課
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額</p> <p>又は</p> <p>B 中小企業関係被害額>全国中小企業推定所得額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <p>1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円</p>	商工観光 労働部 経営創造・金融課

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第5章 激甚災害の指定
 第1節 激甚災害指定の手続

	ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。	教育庁 教育財務課
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>A 被災地全域滅失戸数\geq4,000戸 又は</p> <p>B 1 被災地滅失全域戸数\geq2,000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数\geq200戸 (2)住宅戸数の1割以上</p> <p>又は</p> <p>2 被災地全域滅失戸数\geq1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 (1)一の市町村の区域内の滅失戸数\geq400戸 (2)住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>	土木建築部 建築住宅課
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。 災害の実情に応じ、その都度検討する。	
上記以外の措置		

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第5章 激甚災害の指定
 第1節 激甚災害指定の手続

(2) 局地激甚災害指定基準 (局激の基準)

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。(昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項 (適用措置)	指定基準	
激甚法第2章 (第3, 第4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害 (該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。) イ 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村 (当該査定事業額が1千万円未満のものを除く。) ロ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業額が2億5千万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入×20%を超える市町村 ハ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から50億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)	土木建築部 河川課
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)	農林水産部 農地・農村整備課
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例)	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満の者を除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	農林水産部 団体指導・金融課
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村の林業被害見込額 (樹木に限る)>当該市町村の生産林業所得推定額 (木材生産部門) ×1.5倍 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害にあっては、要復旧見込面積>300ha	農林水産部 森林保全課、林務管理課

地震・津波対策編 第4部 災害復旧・復興
 第5章 激甚災害の指定
 第1節 激甚災害指定の手続

	2 その他の災害にあつては、要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積 (人工林に係るもの)×25%	
激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	商工 観光 労働部 経営創造・金融課
激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。	

第2節 特別財政援助

市町村長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成（農林水産部）

（1）農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる

*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

（2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

（3）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円→600万円）及び償還期限延長（3～6年→4～7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対して3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

（4）共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成（商工観光労働部）

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年5月30日法律211号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 第1章 総則
- 第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助
- 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等
- 第4章 関係者との連携協力の確保
- 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- 第6章 防災訓練
- 第7章 地震防災上必要な教育及び広報
- 第8章 津波避難対策緊急事業計画
- 第9章 南海トラフ地震防災対策計画

第1章 総則

- 第1節 推進計画の目的
- 第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域
- 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、大分県における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域

1 地震防災対策推進地域(令和7年7月2日内閣府告示第107号)

南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震防災対策推進地域は、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町である。

2 津波避難対策特別強化地域(平成26年3月31日内閣府告示第22号)

南海トラフ特措法第10条第1項で規定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域は、大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市である。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

大分県の地震防災に関する、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じるものとする。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

- 第1節 津波からの防護のための施設の整備等
- 第2節 津波に関する情報の伝達等
- 第3節 津波対策等
- 第4節 消防機関等の活動
- 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応
- 第6節 交通対策
- 第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策
- 第8節 迅速な救助

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、「第2部第2章 災害に強いまちづくり」を推進するとともに、次の事項について留意するものとする。

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進するものとする。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずるものとする。

3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進するものとする。

なお、ヘリコプターの運用等に関する事項は、「第3部第2章第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立」によるものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」及び「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

2 県及び市町村は、管轄区域内の居住者、各種団体(以下「居住者等」という。)及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネット(県庁ホームページやX、フェイスブック等のソーシャルメディア)の利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図るものとする。

第3節 津波対策等

津波から迅速に避難するための、消防団の育成・強化、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発は、「第2部第3章第4節消防団・ボランティアの育成、強化」及び「第2部第4章第3節 津波からの避難に関する事前の対策」によるものとする。その他避難対策に関する事項は、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」及び「第3部第4章第1節 避難所運営活動」によるものとする。

第4節 消防機関等の活動

- 1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、整備及び流通在庫の把握を行うこと。
- 3 地震が発生した場合、水防管理団体等は、次の措置をとるものとする。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作準備並びに人員の配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備及び配備

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

- 1 水道
津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとるものとする
- 2 電気
電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努めるものとする。

(3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第6節 交通対策

1 道路

大分県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

なお、必要に応じて、隣接する県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

2 海上及び航空

(1) 港湾管理者等は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

(2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知するものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

4 乗客等の避難誘導

港湾・空港・鉄道等の管理者等は、船舶、列車等の乗客や、駅、空港、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 道路

県が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路に部ける工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 警察本部、市町村関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

県が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに第9章の対策計画に準じた計画を策定するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

イ 津波警報等の来訪者等への情報伝達

情報伝達に当たっては、特に以下の事項について留意するものとする。

- (イ) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- (ロ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

- ロ 来訪者等の安全確保のための退避等の措置
- ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置
- ニ 出火防止の措置
- ホ 水、食料等の備蓄
- ヘ 消防用設備の点検、整備
- ト 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- イ 動物園等にあつては、猛獣等の逃走防止の措置
- ロ 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ハ 学校、職業訓練校、研修所等(以下「学校等」という。)にあつては、次の措置をとるものとする。

- (イ)当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (ロ)当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば特別支援学校等)は、これらの者に対する保護の措置
- ニ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - イ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ロ 無線通信機等通信手段の確保
 - ハ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 県は、市町村地震防災対策推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。
なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第8節 迅速な救助

1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制は、「第3部第3章第4節 救出救助」、「第3部第3章第5節 救急医療活動」及び「第3部第3章第5節 消防活動」によるものとする。

また、救命・救助に必要な車両や資機材の確保・充実については、「第2部第4章第2節活動体制の確立」に基づき、計画的に図っていくものとする。

2 自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援と連携

自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援体制等具体的な活動要領や連携方策は、別に定める受援計画によるものとする。

3 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化については、「第2部第3章第4節 消防団・ボランティアの育成、強化」、「第2部第3章第2節 防災訓練」及び「第2部第3章第3節 防災教育」によるものとする。

また、救助等のために必要な車両や資機材の充実については、上記1によるものとする。

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

○概要

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

第5節 避難対策等

第6節 消防機関等の活動

第7節 警備対策

第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

第9節 金融

第10節 交通対策

第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策

第12節 滞留旅客等に対する措置

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

第4節 県のとるべき措置

○概要

(1) 臨時情報について

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震（注2）が発生 ○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注3）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注2）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注3） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(2) 基本方針

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、県民の日常生活や企業活動が必要以上に萎縮することは防がなければならない。そのため、県民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、県は、速やかに関係部局長会議又は県災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- (1) 情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- (2) 国、関係機関、市町村等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- (3) 県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- (1) 情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- (2) 国、関係機関、市町村等との連絡体制図については「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- (3) 県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の前に、既に県災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、県災害対策本部会議を開催する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第17節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備する。

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5節 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定める地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）については、以下の方針に則り市町村が定める。

（1）事前避難対象地域等の設定

イ 事前避難対象地域

津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象とする。ただし、上記地域にかかわらず、市町村の判断で地域の実情に沿って、事前避難対象地域の対象を拡大することは妨げない。

ロ 住民事前避難対象地域

同地域は設置せず、後発地震発生時には高台（津波避難タワー等を含む）など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とする。

ハ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とする。

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」による。

（2）避難情報等

国からの指示が発せられた場合において、市町村は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し高齢者等避難の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難指示を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、高齢者等避難の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。

市町村は、上記以外で、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難についても同様に受け入れを行う。

県と市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、県民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や県ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

2 避難所の運営

避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」による。
市町村は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。同一市町村で避難所が確保できない場合、県は、隣接する市町村の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整・支援を行い、避難者全員が収容できるよう支援を行う。

市町村は、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。県は、市町村の食料等の確保を支援する。この際、後発地震に備えて県備蓄物資は利用せず流通備蓄を利用する。

第6節 消防機関等の活動

1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、「第5部第2章第4節 消防機関等の活動」により措置をとる。

3 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に「第5部第2章第4節 消防機関等の活動」により措置をとる。

第7節 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- (1) 正確な犯罪情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保する。対応については、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。

2 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。対応については、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。

3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。対応については、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。
- (2) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずる。

4 通信

通信事業者が行う対応は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。

5 放送

テレビ、ラジオ等の放送事業者が行う対応は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。

第9節 金融

日本銀行大分支店は金融業務の円滑な遂行を確保するために要員の配置計画等事前の準備措置をとる。

第10節 交通対策

1 道路

- (1) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。
- (2) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし周知する。
- (3) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

2 海上及び航空

- (1) 大分海上保安部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、地域別に在港船舶の避難等対策を行う。
- (2) 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策を行う。
- (3) 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、地震防災対策推進地域内の飛行場における対策を行う。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備する。

3 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行う。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

ロ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ニ 出火防止措置

ホ 水、食料等の備蓄

ヘ 消防用設備の点検、整備

ト 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

チ 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

イ 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

ロ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ハ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

ニ 学校等にあつては、次に掲げる事項の措置

(イ) 児童生徒等に対する保護の方法

(ロ) 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の方法

(ハ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

ホ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項の措置

(イ) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(ロ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

イ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

ロ 無線通信機等通信手段の確保

ハ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 県は市町村地震防災対策推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

第12節 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等については、「第3部第2章第14節 帰宅困難者対策」による。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。

- (1) 情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- (2) 国、関係機関、市町村等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。
- (3) 県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に県災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、県災害対策本部会議を開催する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第17節 広報活動・災害記録活動」により周知する。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と

概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、県民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や県ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。

また、県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第2節 他機関に対する応援要請

第3節 帰宅困難者への対応

第1節 資機材、人員等の配備手配

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施するものとする。

なお、県から市町村への資機材等の提供、職員の派遣等に関する事項は、「第3部第2章第7節 市町村への支援」によるものとする。

1 物資等の調達手配

県は、市町村等における必要な物資、資機材(以下「物資等」という。)の確保状況を把握し、市町村等から該当物資等の供給の要請があった場合等は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の提供の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置、その他所要の措置をとるものとする。

- (1) 食料の調達・供給確保に関する事項は、「第3部第4章第3節 食料供給」によるものとする。
- (2) 飲料水の調達・供給に関する事項は、「第3部第4章第4節 給水」によるものとする。
- (3) 被服寝具その他生活必需品の調達・給与に関する事項は、「第3部第4章第5節 被服寝具その他生活必需品給与」によるものとする。

2 人員の配備

- (1) 県は、市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。
- (2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働者の確保に関する事項は、「第3部第2章第12節 技術者、技能者及び労働者の確保」によるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、大分県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定めるものとする。

- (2) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達・供給に関する事項は、「第3部第2章第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」によるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第3部第2章第8節 広域的な応援要請」及び「第3部第2章第11節 他機関に対する応援要請」によるものとする。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、「第3部第2章第14節 自衛隊の災害派遣体制の確立」によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、「第3部第2章第14節 帰宅困難者対策」によるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行うものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮するものとする。

- 1 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行うものとする。
 - (1)住宅の耐震診断、耐震改修の推進
 - (2)公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - イ 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - ロ 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
 - (3)電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

- 2 県、市町村及び防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行うものとする。整備を行う施設等は次のとおりである。
 - (1)緊急避難場所等の整備
市町村は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行うものとする。
 - (2)避難路の整備
県及び市町村は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行うものとする。
 - (3)津波対策施設の整備
海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行うものとする。
 - (4)消防用施設の整備
県、市町村及び防災関係機関は、多様な災害に対応可能な消防用施設及び消防用資機材の計画的な整備促進に努める。
 - (5)緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
県、市町村及び防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行うものとする。
 - (6)通信施設の整備
県、市町村及び防災関係機関は、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に定める事項に従い、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行うものとする。
 - イ 県防災行政無線
 - ロ 市町村防災行政無線
 - ハ その他の防災機関等の無線
 - (7)緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他の公共空地の整備
県内には、石油コンビナート等特別防災区域を有することから、県、大分市及び事業者は、緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他の公共空地の整備を計画的に行うものとする。

第6章 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。防災訓練の実施に当たっては、「第2部第3章第2節 防災訓練」によるものとする。その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第2部第3章第3節 防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

第8章 津波避難対策緊急事業計画

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村は、津波の浸水想定に基づき、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業をまとめた津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。

その際、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

平成 27 年度に佐伯市が計画し、これに基づき市内に人工高台 1 か所、津波避難タワー 2 か所の整備を完了している。

第9章 南海トラフ地震防災対策計画

「第1章第2節 地震防災対策推進地域」に指定された地域内で、水深30cm以上の浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき公表した浸水想定において、南海トラフ地震を想定した場合の浸水域及び浸水深を基準とする。）において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、次の事項を定めた対策計画を策定するものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保

(1) 共通事項

- イ 津波に関する情報の伝達等
- ロ 避難対策
- ハ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別事項

- イ 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - (イ) 津波警報等の顧客等への伝達
 - (ロ) 顧客等の避難のための措置
 - (ハ) 施設の安全性を踏まえた措置
- ロ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施等
- ハ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - (イ) 津波警報等の旅客等への伝達
 - (ロ) 運行等に関する措置
- ニ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - 避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ホ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係
 - 第2章第5節に準じるものとする。

2 防災訓練

3 地震防災上必要な教育及び広報

修正の経過

昭和 38 年 6 月制定

(昭和 40 年 8 月全部修正)

1. この修正計画は、昭和 40 年 9 月 1 日から実施するものとする。

(昭和 41 年 9 月専決修正)

1. この修正計画は、昭和 41 年 9 月 1 日から実施するものとする。
2. この修正計画中、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(昭和 42 年 5 月修正)

1. この修正計画は、昭和 42 年 6 月 1 日から実施する。

(昭和 43 年 8 月専決修正)

1. この修正計画は、昭和 43 年 8 月 31 日から実施する。
2. この修正計画中、実施担当機関名等の変更にかかるものは、当該機関において組織名の変更が行われた日から実施するものとする。

(昭和 45 年 5 月一部修正)

1. この修正計画は、昭和 45 年 5 月 1 日から実施する。
2. この修正計画中、組織等の変更にかかるものは、当該機関において組織等の変更が行われた日から実施するものとする。

(昭和 46 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 46 年 3 月 31 日から実施するものとする。
2. この修正中、組織等の変更にかかるものは、当該機関において組織等の変更が行われた日から実施する。

(昭和 48 年 3 月一部修正)

1. この修正計画は、昭和 48 年 3 月 27 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 50 年 1 月一部修正)

1. この修正は、昭和 50 年 1 月 18 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 51 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 51 年 3 月 26 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 52 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 52 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から

実施する。

(昭和 53 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 53 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 54 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 54 年 2 月 8 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 55 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 55 年 2 月 28 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 56 年 7 月一部修正)

1. この修正は、昭和 56 年 7 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 58 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 58 年 2 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 59 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 59 年 3 月 8 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 60 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 60 年 3 月 6 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 61 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 61 年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 62 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 62 年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 63 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 63 年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成元年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成元年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 2 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 2 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 3 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 3 年 3 月 12 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 4 年 2 月一部修正)

1. この修正は、平成 4 年 2 月 14 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 5 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 5 年 3 月 2 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 6 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 6 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 7 年 2 月一部修正)

1. この修正は、平成 7 年 2 月 20 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 8 年 3 月全部修正)

1. この修正は、平成 8 年 3 月 18 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成9年2月一部修正)

1. この修正は、平成9年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成10年2月一部修正)

1. この修正は、平成10年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成11年2月一部修正)

1. この修正は、平成11年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成12年2月一部修正)

1. この修正は、平成12年2月29日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成13年3月一部修正)

1. この修正は、平成13年3月5日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成14年3月一部修正)

1. この修正は、平成14年3月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成16年6月一部修正)

1. この修正は、平成16年6月9日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成19年6月一部修正)

1. この修正は、平成19年6月15日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成24年3月全部修正)

1. この修正は、平成24年3月27日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 25 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 25 年 6 月 6 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 26 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 26 年 6 月 10 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 28 年 1 月一部修正)

1. この修正は、平成 28 年 1 月 6 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 28 年 7 月一部修正)

1. この修正は、平成 28 年 7 月 22 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 29 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 29 年 6 月 10 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 30 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 30 年 6 月 11 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和元年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和元年 8 月 20 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 2 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和 2 年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 3 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和 3 年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和4年9月一部修正)

1. この修正は、令和4年9月1日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和5年8月一部修正)

1. この修正は、令和5年8月31日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和6年9月一部修正)

1. この修正は、令和6年9月2日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和7年8月一部修正)

1. この修正は、令和7年8月27日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。